

平成 19 年

第 2 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 19 年 3 月 1 日

閉会：平成 19 年 3 月 22 日

柳川市議会

第 2 回 柳 川 市 議 会 （ 定 例 会 ） 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
3 月 1 日	木	本 会 議	開会・提案理由説明
3 月 2 日	金	考 案 日	
3 月 3 日	土	休 会	
3 月 4 日	日	休 会	
3 月 5 日	月	本 会 議	議 案 質 疑
3 月 6 日	火	考 案 日	
3 月 7 日	水	本 会 議	一 般 質 問
3 月 8 日	木	本 会 議	一 般 質 問
3 月 9 日	金	本 会 議	一 般 質 問
3 月 10 日	土	休 会	
3 月 11 日	日	休 会	
3 月 12 日	月	委 員 会	
3 月 13 日	火	委 員 会	
3 月 14 日	水	予算審査特別委員会	
3 月 15 日	木	予算審査特別委員会	
3 月 16 日	金	予算審査特別委員会	
3 月 17 日	土	休 会	
3 月 18 日	日	休 会	
3 月 19 日	月	事務整理日	
3 月 20 日	火	事務整理日	
3 月 21 日	水	休 会	
3 月 22 日	木	本 会 議	採決・閉会

第2回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 2 号	平成18年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について	19. 3. 22	原案可決
議 案 第 3 号	平成18年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	19. 3. 22	原案可決
議 案 第 4 号	平成19年度柳川市一般会計予算について	19. 3. 22	原案可決
議 案 第 5 号	平成19年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	19. 3. 22	原案可決
議 案 第 6 号	平成19年度柳川市老人保健特別会計予算について	19. 3. 22	原案可決
議 案 第 7 号	平成19年度柳川市下水道事業特別会計予算について	19. 3. 22	原案可決
議 案 第 8 号	平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について	19. 3. 22	原案可決
議 案 第 9 号	平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	19. 3. 22	原案可決
議 案 第 10号	平成19年度柳川市水道事業会計予算について	19. 3. 22	原案可決
議 案 第 11号	柳川市掘割を守り育てる条例の制定について	19. 3. 22	原案可決
議 案 第 12号	柳川市副市長の定数を定める条例の制定について	19. 3. 22	原案可決
議 案 第 13号	柳川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	19. 3. 22	原案可決

議案 第14号	柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について	19. 3.22	否 決
議案 第15号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	19. 3. 5	原案可決
議案 第16号	柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19. 3. 5	原案可決
議案 第17号	柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19. 3. 5	原案可決
議案 第18号	柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	19. 3. 5	原案可決
議案 第19号	柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	19. 3. 5	原案可決
議案 第20号	市道路線の認定、変更認定及び廃止について	19. 3.22	原案可決
議案 第21号	国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の受託について	19. 3.22	原案可決
議案 第22号	福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について	19. 3. 5	原案可決
議案 第23号	福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について	19. 3. 5	原案可決
議案 第24号	福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について	19. 3. 5	原案可決
議案 第25号	福岡県自治振興組合同規約の変更について	19. 3. 5	原案可決
議案 第26号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について	19. 3. 5	原案可決
議案 第27号	福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について	19. 3. 5	原案可決
議案 第28号	東山老人ホーム組合同規約の変更について	19. 3. 5	原案可決

議案 第29号	福岡県介護保険広域連合規約の変更について	19. 3. 5	原案可決
議案 第30号	有明広域葬斎施設組合規約の変更について	19. 3. 5	原案可決
議案 第31号	大川柳川衛生組合規約の変更について	19. 3. 5	原案可決
議案 第32号	柳川みやま土木組合規約の変更について	19. 3. 5	原案可決
議案 第33号	花宗太田土木組合規約の一部変更について	19. 3. 5	原案可決
議案 第34号	人権擁護委員候補者の推薦について	19. 3. 5	原案同意
議案 第35号	人権擁護委員候補者の推薦について	19. 3. 5	原案同意
議案 第36号	柳川市副市長の選任について	19. 3.22	原案同意
議案 第37号	アスベストの即時撤去を求める決議	19. 3.22	原案可決

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第1号	隅町北団地跡地利用に関する請願	19. 3.22	閉会中の 継続審査
請願 第2号	浦島橋架け替え工事に伴う請願書	19. 3.22	閉会中の 継続審査

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報告 第1号	柳川市国民保護計画の作成について	19. 3. 1	報 告

選 挙

	案 件	議 決 日	結 果
選 挙 第 1 号	福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について	19. 3.22	当 選

そ の 他

一般質問等に関する真相解明について (一般質問等に関する真相解明特別委員長報告)	19. 3.22	報 告
政治倫理条例制定等に関する特別委員会の設置について	19. 3.22	可 決
議会広報編集特別委員会の設置について	19. 3.22	可 決
閉会中の継続審査申し出について	19. 3.22	決 定
閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について	19. 3.22	決 定

柳川市議会第2回定例会会議録

平成19年3月1日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
助	役	島	田	眞	司
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	曲	豊	喜
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
企	画	大	坪	正	明
財	政	櫻	木	重	信
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	金	子	健	次
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	乗	富	三	男
議	会	事	務	局	主	幹	櫻	木	恵
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	高
									巢
									雄
									三
									人
									佳
									人

5 . 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について (平成18年10月、11月、12月分)

市長の所信表明について

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 会議録署名議員の指名について

日程（３） 議案第２号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第７号）について

議案第３号 平成18年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

日程（４） 議案第４号 平成19年度柳川市一般会計予算について

議案第５号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第６号 平成19年度柳川市老人保健特別会計予算について

議案第７号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計予算について

議案第８号 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第９号 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第10号 平成19年度柳川市水道事業会計予算について

日程（５） 議案第11号 柳川市掘割を守り育てる条例の制定について

議案第12号 柳川市副市長の定数を定める条例の制定について

議案第13号 柳川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

議案第14号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について

日程（６） 議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第16号 柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

日程（７） 議案第20号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

議案第21号 国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の受託について

議案第22号 福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について

日程（８） 議案第23号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減につ

いて

議案第24号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について

議案第25号 福岡県自治振興組合規約の変更について

議案第26号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第27号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について

議案第28号 東山老人ホーム組合規約の変更について

議案第29号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について

議案第30号 有明広域葬斎施設組合規約の変更について

議案第31号 大川柳川衛生組合規約の変更について

議案第32号 柳川みやま土木組合規約の変更について

議案第33号 花宗太田土木組合規約の一部変更について

日程(9) 議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程(10) 報告について

1 報告第1号 柳川市国民保護計画の作成について

日程(11) 請願について

1 請願第1号 隅町北団地跡地利用に関する請願

午前10時2分 開会

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成19年第2回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告いたします。

次に……(「はい」と呼ぶ者あり)はい。

11番(矢ヶ部広巳君)

11番矢ヶ部広巳でございますが、その監査結果についてお願い等々はしていいわけですかね、ここで。

議長（田中雅美君）

はい。

11番（矢ヶ部広巳君）

監査の結果について、質問なり意見等は述べていいかどうかと言っているわけですが、よろしゅうございますか。

議長（田中雅美君）

全協でお願いしていかんでしょうか。

11番（矢ヶ部広巳君）

どこですか。

議長（田中雅美君）

全員協議会のときですよ。

11番（矢ヶ部広巳君）

ということは、できないということですね。ここではできないということですね。何か根拠がありますかね、そのできないという根拠が。（発言する者あり）いや、全協でないとだめと言えば、それでいいですけども、無理押しはもうあえてしません。

議長（田中雅美君）

それでいいですか。

11番（矢ヶ部広巳君）

はい、わかりました。

議長（田中雅美君）

次に、本定例会は平成19年度予算の提出もありますので、市長の所信表明をお願いします。

市長（石田宝藏君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、所信表明を述べさせていただきます。

本日、ここに平成19年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共に御多端の折御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、議員の皆様方には、平素から住民の福祉の増進に献身的に御努力いただいておりますことに対し、この場をお借りいたしまして、心から感謝を表明する次第でございます。

本定例会は、平成19年度の市政運営の基本となる当初予算を初め、重要な議案につきまして御審議をお願いするものでございます。このため、議長のお許しをいただきましたので、議案の説明に先立ち、ただいまから私の所信の一端を述べさせていただきますと思います。

まずは、今般の本市職員による不適正経理事案につきまして、議員の皆様方を初め、市民の皆様方に大変御迷惑、御心配をおかけいたしましたことを、この場をおかりして心からおわびを申し上げます。今後、二度とこのような不祥事が起きないように、事務手続のチェック

機能の見直しを進め、また市民の目線に立った公正な公金の取り扱いの徹底を図っていくところでございます。

さて、新柳川市が誕生して早いもので2年が経過しようとしております。新市のまちづくりの土台ができ、新柳川市の目指すべきまちの将来像、それを実現するための羅針盤となる第1次総合計画基本構想・基本計画を昨年御決定いただきました。今後は、旧1市2町の歴史や伝統文化を継承しつつ、新市の将来像「生きがいと活力に満ち、自然と共生する住みよいまち」を実現するため、総合計画基本構想に沿ったまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、このほど、行政改革推進委員会からの答申をもとに、今後の行政改革の指針となる行政改革大綱と、具体的な取り組みや実施時期を明確にした実施計画を策定いたしました。これをもとにして、限られた財源をできるだけ有効に活用し、市民の視点に立った効率的、効果的な行政運営を目指してまいります。具体的には、平成18年度から平成21年度までの4年間で、「潜在力を引き出す行政改革」「市民に開かれた行政運営」「成果主義の行政運営」「地域協働の推進」を柱に、物件費の削減、公用車の10%削減、各種補助金の削減による経常経費の削減を図ります。

市職員数につきましては、合併時の平成17年3月21日の615人から、この4月1日には41人減の574人と削減できており、今後も定員の適正化に努めてまいります。

女性委員の登用率につきましては、平成21年度をめどに40%以上引き上げることに取り組んでまいります。

また、最小の経費で最大の効果を上げるといふ行政運営の基本原則にのっとり、既存事務事業の見直しと検証を積極的に行い、事務事業の整理合理化にも努めてまいります。

しかし、行政改革の目的達成のためには、執行部のみではなし得るものではなく、議員の皆様方を初め、市民の理解と協力が不可欠でございます。このため、市民の意見を集約し、政策に反映させるワークショップやパブリックコメントの一層の導入や情報公開等を積極的に推進していくとともに、行政パートナー制度を初め、市民との協働を進めてまいります。柔軟な市民発想による市民の主体のさまざまなまちづくりの手法も探ってまいりたいと考えております。

さらに、行政改革関係でございますが、市が交付する各種団体への補助金、交付金につきましては、昨年度から補助金等審査委員会で、市が支出する補助金186件について約1年2カ月かけての担当課ヒアリング、23回に及び審議の結果、本年1月26日に委員会からの提言書が示されました。平成19年度予算につきましては、この提言内容を反映した補助金を計上いたしましたところでございます。関係者の御理解をいただきたく存じます。

次に、地方財政を取り巻く国の状況及び平成19年度一般会計の概要について申し上げますと、国は平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を黒字化し、簡素で効率的な政府を実現す

るため、行政のスリム化・効率化を一層徹底するをいたしております。一般会計の歳出を抑制し、新規国債発行額につきましては、前年度の水準を大幅に減額しております。地方財政対策では、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費を抑制し、財源不足の圧縮を図るといたしております。

地方自治体に最も影響を与える地方交付税につきましては、平成19年度の国の予算総額で15兆2,027億円となっておりまして、前年度に比べて7,046億円の減額、率にしてマイナス4.4%となっております。

一方、市の状況に目を移しますと、地方交付税はピーク時の平成12年度におきましては旧1市2町で10,235,230千円でしたが、その後は減少が続き、平成18年度は8,540,000千円の見込みであり、平成12年度に比べ約1,695,000千円の減少が見込まれます。この減少傾向は今後も続くと考えられ、今後の健全な財政を確保し、収支均衡を図るためには歳出の抑制に努め、特に普通建設事業を抑制し、経常経費の一層の削減をしていく必要がございます。このため、平成19年度一般会計当初予算は普通建設事業の縮減、特に市単独事業の圧縮及び経常経費の徹底した削減に努めたところでございます。その結果、一般会計の当初予算総額は26,874,000千円、前年度に比べ1,121,000千円の減額となり、率にして4.0%となりました。

以下、平成19年度の主な事業につきまして、その概要を御説明させていただきます。

まず、福祉関係についてでございます。

福祉施策につきましては、近年さまざまな制度改正が行われており、それに合わせて本市も新たな対応が求められております。体の不自由な方々が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す障害者自立支援法関連では、地域支援事業に取り組んでまいります。高齢者福祉関係では、介護予防事業等に積極的に取り組んでまいります。

一方、少子化対策については、安心して子供を産み育てられるように、柳城児童館において、つどいの広場事業を拡充して実施することにしております。双子以上の子供を持たれる御家庭は、子育てに大変な御苦労をされておりますので、こうした御家庭にホームヘルパーを派遣し、子育ての支援を行う制度を新たに設けることにいたしております。

次に、農水産関係につきまして申し上げますと、平成19年度から品目横断的経営安定対策に代表される担い手を中心とした新たな農業政策が展開されます。柳川市においては、33の集落営農組織と42の個人による担い手を中心に土地利用型農業が展開されることとなり、今後JA柳川と連携し、担い手に対する支援等の拡充をしてまいりたいと思っております。国は、産地づくり対策において第2段階に移行する中で、さまざまな担い手に対する支援を提唱しております。市としても担い手育成や柳川の土壌・気候に適した農産物の作付など、こういった動きにこたえる施策に取り組むたいと考えております。

昭和51年から着工されました国営筑後川下流土地改良事業は31年間に及ぶ事業でしたが、平成19年度に事業完了を迎え、平成20年度からは関係5市町と土地改良区で管理を引き継ぐ

こととなります。大規模で広域的に配置されている施設のため、操作運転や点検整備をするための準備として、平成19年度は操作体制整備の事業が行われます。本市もその一員として、関係市町とともに取り組んでいきたいと考えております。

市内水路整備につきましては、地元要望などを十分考慮しながら計画的に取り組んでいくとともに、平成18年度で完了します農村総合整備事業の次期事業にも積極的に取り組みたいと考えております。

また、平成19年度から3年間、良好な農村景観の再生・保全のため、国県の補助を受けて元気な地域づくり交付金事業を実施してまいります。

柳川市のノリ産業は、国内最大の生産量を誇っております。国においては、強い水産業づくり交付金事業において手厚い支援をいただき、福岡県におきましても、平成18年3月、「福岡のり」のブランド名の命名とともに、生産コストの削減や販売体制の再構築により、国内外の産地間競争力強化のための施策に取り組んでいただいております。柳川市として、福岡県有明海漁連を主体に設立された協業化推進委員会や一本化された共販体制のもと、ハード・ソフト両面でしっかりした基盤整備を喫緊の課題と位置づけ、日本一の生産地に恥じない施策の展開を進めてまいりたいと考えております。

次に、商工業の振興につきましては、まず中小企業者向けの融資制度の拡充を図るべく、市の預託金枠を1億円増額して計3億円とし、融資のニーズにこたえたいと考えております。

また、商店街の空き店舗活用による家賃の補助につきましても、既存の出店者の御意見等を参考に、補助対象期間を最長1年から2年間に延長する予定といたしております。さらに、新規創業・企業誘致等の推進のため、アドバイザーを配置し、商工団体や商店街組織などとの連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、観光振興につきましては、柳川の最大の魅力である水郷柳川の豊かな掘割は、江戸時代の城堀の原形をとどめる貴重な文化遺産で、後世に引き継がなければなりません。どんこ船でゆったりめぐる川下りは、観光柳川のシンボルでもございます。ただいま「さげもんまつり」が開催されており、多くの観光客の皆さんが駆けつけ、賑わっておりますが、そうした観光客をもてなし、また喜んでもらえるよう、市民の皆さんと行政が一体となって掘割を守り継ぎ、育てていきたいと考えております。

先日、観光柳川の新しいスポットとして、天然温泉を利用した「からたち文人の足湯」がオープンいたしました。足湯等には、詩聖北原白秋先生を初め柳川にゆかりのある文人7人をパネルで紹介しております。柳川を訪れる方々はもちろんのこと、市民の皆さんにものんびり足湯につかりながら、散策の疲れをいやしていただきたいと思っております。

また、観光客の利便性の高めるための駐車場の整備や、歴史を生かしたまちづくり事業など、今後とも魅力ある観光づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、都市基盤整備についてですが、活力ある地域づくりと安全で安心して快適な生活が

できるよう広域幹線道路や生活道路の整備を図り、快適な都市環境づくりに努めてまいります。現在、本市を縦断する有明海沿岸道路建設が、平成20年春の供用開始を目標に急ピッチで進められております。この有明海沿岸道路と九州縦貫道路が国道443号バイパスで連結すれば、福岡都市圏、熊本都市圏への交通アクセスは格段に向上し、地域間の交流・連携の強化や地域産業の活性化・創出につながるものと考えております。

また、国道385号バイパス、県道大牟田川副線バイパス、都市計画道路や市内幹線道路網の整備は、住民の利便性・安全性の向上に直結しており、これからも均衡ある道路整備に努めてまいりたいと考えております。

道路が狭くて、車が通りにくいといった問題を解決するため、平成19年度からは柳川市農地転用及び建築行為等に係る後退道路用地に関する要綱、いわゆるセットバック要綱を施行し、地元住民の皆さんの御協力を得ながら、日常生活に支障のある狭い道路の解消を図ってまいります。

住環境の整備を目的とした柳川駅東部土地区画整備事業、中島地区密集住宅市街地整備事業や河川改修事業等につきましては、関係者の御協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、教育関係であります。教育は人をつくり育てる礎であり、特に小・中学校時における教育は最も重要と言われております。このため、平成19年度からは不登校・いじめ・問題行動の解消、学力向上に向けた教職員の資質や生徒への指導力の向上を図るため、市単独事業として、県の協力を得て新たに2名の現職校長を指導主事として配置することにいたしております。

また、久々原地区に建設中の給食センターの完成を受けて、本年4月中旬から柳城中学校、昭代中学校、蒲池中学校、柳南中学校の4校での完全給食がスタートいたします。今回、新設する柳川学校給食共同調理場は、効率的な学校給食運営を図るため民間活力を導入することとし、調理等の業務は、豊富な実績と十分な安全衛生管理体制を有しております民間業者に委託することといたしております。

一方、学校建設関係では教育環境の充実を目的として、平成18年度から平成19年度までの2カ年事業として実施しております藤吉小学校校舎改築事業において、南側教室棟の改築とプールの改築を行うことといたしております。

また、皆さんの御理解を得て進めておりました柳川市民温水プールのリニューアル工事も終わり、4月1日にはオープンの予定でございます。市民の皆様の水泳教室はもちろんのこと、健康増進及びレクリエーションの場として大いに利用いただきたいと思います。

以上、本年度事業の主な取り組みの概要でございますが、今後とも少子・高齢化の振興に伴い増大する福祉施策、生活環境の整備、道路網の整備、商工業の支援、育成、観光柳川のPR、転換期にある農業、輸入問題を抱えるノリ漁業など、さまざまな課題が山積をしてお

ります。こういった課題解決に向け、一つ一つ誠心誠意取り組んでいきたいと思ひます。

また、私は就任前に政策宣言をして、「すぐやります」「1年以内にやります」「4年以内にやります」と項目を挙げて、皆様にお約束をしております。このマニフェストの達成度につきましては、昨年度同様、今後とも達成度に応じた5段階評価を行った上で公表していきたいと考えております。

新しい柳川市の発展のため、今後とも全力を尽くす覚悟でございます。議会の皆様の御協力、御支援をお願いいたしまして、私の所信表明、施政方針とさせていただきます。

議長（田中雅美君）

以上をもって市長の所信表明についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成19年第2回柳川市議会定例会の会期日程等について、2月27日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります、本日3月1日から3月22日までの22日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、2日目は考案日、3日、4日は休日で休会、5日を議案審議、6日は考案日、7日、8日、9日を一般質問、10日、11日は休日で休会、12日、13日を委員会、14日、15日、16日を予算審査特別委員会、17、18日は休日で休会、19日、20日は事務整理日、21日は休日で休会、22日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第2号及び議案第3号の2議案の一括上程であります。

日程4が、議案第4号から議案第10号までの7議案の一括上程であります。

日程5が、議案第11号から議案第14号までの4議案の一括上程であります。

日程6が、議案第15号から議案第19号までの5議案の一括上程であります。

日程7が、議案第20号から議案第22号までの3議案の一括上程であります。

日程8が、議案第23号から議案第33号までの11議案の一括上程であります。

日程9が、議案第34号及び議案第35号の2議案の一括上程であります。

日程10が、報告についてであります。なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

日程11が、請願についてであります。本定例会に請願1件が提出されております。請願第

1号は、建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。議案第2号及び議案第3号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第2号は総務委員会に審査を付託、議案第3号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第4号から議案第10号までの7議案を一括議題として、質疑終了後、議案第4号は予算審査特別委員会に審査を付託、議案第5号及び議案第6号の2議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第7号は建設委員会に審査を付託、議案第8号は教育民生委員会に審査を付託、議案第9号は総務委員会に審査を付託、議案第10号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第11号から議案第14号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第11号から議案第13号までの3議案は総務委員会に審査を付託、議案第14号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第15号から議案第19号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、5議案とも即決といたしております。

次に、議案第20号から議案第22号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第20号は建設委員会に審査を付託、議案第21号は産業経済委員会に審査を付託、議案第22号は即決といたしております。

次に、議案第23号から議案第33号までの11議案を一括議題とし、質疑終了後、11議案とも一括して即決といたしております。

次に、議案第34号及び議案第35号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会において決定を見ておりますので、御報告申し上げ、これをもって終わります。

ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程 2 . 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、4 番熊井三千代議員及び26番梅崎和弘議員を指名いたします。

日程第 3 議案第 2 号～議案第 3 号

議長（田中雅美君）

日程 3 . 議案第 2 号及び議案第 3 号の 2 議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第 2 号及び議案第 3 号の補正予算関係 2 議案について、御説明を申し上げます。

まず、議案第 2 号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第 7 号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込みや事業費の確定等に伴う予算調整が主なものでございまして、補正前の予算額29,422,860千円から678,300千円を減額し、歳入歳出それぞれ28,744,560千円としようとするものでございます。

予算の内容について、歳出から御説明をいたします。

2 款 . 総務費は、職員の退職勧奨に伴う退職手当組合への特別負担金、各種基金の運用利子分の積立金、西鉄バスへの地方バス運行維持費補助金及び国庫補助金等超過交付金返還金を追加し、電算推進費の保守管理業務委託料及び電算機器借上料を減額いたしております。

3 款 . 民生費は、後期高齢者医療事業費を追加し、自立支援給付費、介護保険事業費、被用者児童手当費、非被用者児童手当費及び児童扶養手当給付費を減額しております。

4 款 . 衛生費は、健康診査がん検診事業費を追加し、予防接種委託料及び大川柳川衛生組合負担金を減額しております。

6 款 . 農林水産業費は、クリーク防災機能保全対策事業負担金及びクリーク防災機能保全対策実施計画作成事業負担金を追加しております。また、競争力のある土地利用型農業育成事業補助金、矢部川下流地区県営農村総合整備事業負担金、海苔佃煮加工施設設置事業補助金及び漁業団地関連の土地改良施設の除塵機設置工事費、団地内の水道工事負担金等を減額しております。

8 款 . 土木費は、九州縦貫自動車道インターチェンジ取付道路事業負担金、柳川海岸高潮対策事業負担金及び三橋筑紫橋線都市計画街路事業負担金を追加し、公共下水道事業繰出金、西鉄中島駅前通り線事業費負担金、柳川駅東部土地区画整理事業費等を減額いたしております。

10款．教育費は、地区公民館建設費補助金を追加し、皿垣小学校校舎大規模改造事業費、藤吉小学校校舎改築事業費及び共同調理場建設費等を減額しております。

11款．災害復旧費は、農業用施設及び道路施設とも減額しております。

12款．公債費は、市債償還利子を減額しております。

次に、歳入について御説明をいたします。

まず、8款．地方特例交付金は、交付額の確定により減額しております。

13款．国庫支出金及び14款．県支出金は、事業費の確定等に伴い調整を行っております。

15款．財産収入は、各種基金の運用利子を計上しております。

17款．繰入金は、財政調整基金及び柳川、大和、三橋の地域振興基金について、事業費の減額に伴い調整をしております。

20款．市債についても、事業費の確定等により調整を行っております。

このほか、繰越明許費として、大和枝光線道路整備事業費及び歴史を活かしたまちづくり事業費を追加し、柳川駅東部土地地区画整理事業費の変更をいたしております。

また、債務負担行為として予算措置しておりましたが、介護保険システム借上料ほか6件につきましても、事業費の確定に伴い変更をいたしております。

次に、議案第3号 平成18年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、単独事業費の減額及び17年度決算繰越金の確定による一般会計繰入金の減額、借換債の額の決定による市債、公債費それぞれの減額が主なものでございます。

予算規模といたしましては、補正前の予算総額1,684,219千円から歳入歳出それぞれ115,730千円を減額し、予算総額を1,568,489千円にしようとするものでございます。

予算の内容について、歳出から款ごとに御説明申し上げます。

2款．下水道費は103,000千円を減額しております。その内訳は、下水道管敷設工事費20,000千円及び設計業務委託料13,000千円、水道管等移転補償費66,000千円、維持管理費の下水道助成金4,000千円をそれぞれ減額いたしております。

3款．公債費は、借換債償還元金36,900千円を減額しております。

4款．積立金は24,170千円を追加しております。これは、受益者負担金の収入の一部24,058千円及び基金利子112千円を下水道施設整備基金に積み立てするものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

1款．分担金及び負担金は、受益者負担金24,058千円を追加しております。

5款．市債は130,900千円を減額しております。その内訳は、単独分下水道債94,000千円及び公営企業借換債36,900千円を減額しております。

6款．繰入金は62,989千円を減額しております。

7款．繰越金は53,989千円を追加しております。

8 款、財産収入は、基金利子112千円を追加しております。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第 4 議案第 4 号～議案第10号

議長（田中雅美君）

日程 4 . 議案第 4 号から議案第10号までの 7 議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）(登壇)

議案第 4 号から議案第10号までの予算関係 7 議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第 4 号 平成19年度柳川市一般会計予算について御説明を申し上げます。

新柳川市が誕生して 2 年間、新市の一体感の醸成、地域間の活性化、住民福祉の向上に努めてまいりましたが、まだまだ課題も多く、今後もこれらの課題を一つ一つ解決しながら、市民の皆さんが快適で安心して暮らせるまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

さて、国では国内景気は緩やかな回復を続けていると言われておりますが、果たして景気回復の足取りが確かなものなのか、地方にとっては先行きの不透明さはぬぐいきれない感がございます。

また、国の三位一体改革も、18年度で一応のめどがついたところでございますけれども、これらの改革は、地方にとって国庫補助金等の補助率の引き下げで地方に負担を転嫁する一方で、国の裁量が残っていることや地方交付税の削減などで、本来の地方分権からはほど遠い内容となっております。地方自治体にとって、今後ますます厳しい行財政運営を余儀なくされると思いますが、所得税から市民税への税源移譲がなされることが、地方にとって地方分権の新たな一步を踏み出すことになるものでございます。

本市の平成19年度は、「生きがいと活力に満ち、自然と共生する住みよいまち」を市の将来像として掲げた第 1 次柳川市総合計画が第一歩を踏み出す年度であります。この計画に掲げた施策を着実に実行してまいりたいと考えております。しかしながら、本市を取り巻く行財政環境は厳しさを増しており、新年度は新たな行政需要などにも対応するため、職員数の削減、補助金等の見直し、さらには、経常経費を 5 %から20%の削減、投資的経費の抑制など、徹底した節減合理化を図り、効率的な行財政運営を行い、地域の活性化や住民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

平成19年度予算におきましては、国県の状況やこれまでの行政運営の検証、行政改革推進

委員会、補助金等審査委員会等の答申を踏まえることはもちろんのこと、行政と住民の皆さんとの役割分担などを念頭に置いて編成を行ったところでございます。

予算の内容として、まず歳入の特徴的なところから御説明をいたします。

市税は、国の施策による所得税から市民税への税源移譲、及び平成11年度から実施されておりました定率減税の廃止などによりまして、増額を見込んでおります。

地方譲与税は、国税として徴収された一部が地方に交付されるものでございますが、平成18年度まで所得税から市民税への税源移譲の暫定措置として交付されておりました所得譲与税が廃止となるため、大幅な減額となっております。

地方特例交付金は、まず、さらなる児童手当の拡充に伴う分として児童手当特例交付金を増額しております。また、市民税の定率減税の影響額の一部が交付されておりました減税補てん特例交付金は、19年度から定率減税の廃止に伴い廃止になりますが、経過措置として新たに19年度から3年間交付されます特別交付金を計上いたしております。

地方交付税は、国の地方財政対策では、昨年に比べて4.4%の減額となっておりますが、本市の普通交付税におきましては、臨時財政対策債や合併特例債の償還分が公債費として算入される見込みでございますので、前年度と同額の68億円を計上しております。特別交付税は、合併加算の減少分を勘案し、11億円を計上しております。

繰入金は、所信表明でも申し上げましたように、地域振興基金を活用し、それぞれの地域の均衡を図ることといたしております。このほか、財政調整基金、一般廃棄物処理基金の繰り入れなどを合わせて、前年度と比較して5%減の947,600千円を計上しております。

市債については、単なる借金を極力減らし、財政効率のよい市債の活用を基本に計上しております。前年度と比較して25%減の2,834,000千円を借り入れる予定にしておりますが、このうち、後年度の普通交付税に68.3%の1,936,000千円程度が算入されることになっております。合併特例債については、消防施設整備事業など7事業に1,619,000千円を計上しております。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明をいたします。

総務費は、総務部門の事務経費を計上しておりまして、本年度は特に行政評価推進費、沖端水天宮囃子舟舞台改修のためのコミュニティ補助金、柳川ソーラーボート大会実行委員会補助金、福岡県知事や県議会議員選挙費、参議院議員通常選挙費、未利用資産の売却促進のための経費を計上しております。

民生費は、市民の皆さんが一定の水準の生活や安定した社会生活を保障するのに必要な経費でございます。

高齢者福祉費としては、在宅介護支援センター費、介護用品給付サービス事業費、老人クラブ育成費、はり・きゅう・マッサージ施設利用事業など、引き続き高齢者の皆さんが健康で生きがいを持って暮らしていただけるための予算を計上しております。

障害者福祉費としては、障害者自立支援法などの制度改正を的確に把握し、適切に判断し推進を図ってまいりたいと考えております。

子育て支援としては、双子以上の子供がいる家庭に対し、安心して子供が育てることができるようホームヘルパーを派遣するエンゼルサポーター事業費等を計上しております。また、気軽に育児相談などができる地域の子育て支援として、これまで週1回開催してありましたつどいの広場事業を拡充し、週5日開催することにいたしております。

高齢者医療制度が大きく変わろうとしております。平成20年度から始まる後期高齢者医療制度は、県下の全市町村で組織する広域連合により実施されることになっており、19年度はその準備のための予算を計上しております。

衛生費では、市民生活に最も重要な環境対策、健康づくりなどの経費を計上しております。市民の健康を守るための基本健康診査、がん検診などの充実を図り、また、水環境問題についてもさまざまな検討を行い、住みよいまちづくりを目指したいと考えております。

農林水産業費、商工費につきましては、これまでの施策を引き続き、さらに充実させ、それにより産業が活性化し、市民の皆さんが豊かになれるような施策展開を図ることといたしております。

特に、地域の皆さんが協力して実施する農地、農業用水施設などの環境保全のため、農地・水・環境保全対策事業や国の補助を受けて農業用排水施設を整備する元気な地域づくり交付金事業を計上しております。また、ノリの電子入札システムの導入補助やノリ生産のコスト削減、後継者対策として共同加工施設補助金を計上しております。道路・街路網などの都市基盤が整備されることによって企業の進出が期待され、そのための企業誘致・起業支援のアドバイザーの配置や観光PRのための観光ビデオや広告看板の制作費、沖端地区の駐車場不足解消のための事業費等を計上しております。

土木費は、都市基盤や社会資本整備を図るため、最も重要な費目でありまして、有明海沿岸道路の進捗に合わせて、市道、生活道路や都市計画街路等の充実を図ってまいります。また、西鉄柳川駅東側の区画整理事業や中島地区の密集住宅市街地の整備、河川改修事業なども推進してまいりたいと考えております。

消防費につきましては、引き続き市民の生命と財産を守るための消防活動や救急活動に要する予算を計上するとともに、老朽化した消防格納庫や消防自動車について、計画的に整備を行っていくことにいたしております。

教育費につきましては、次代を担う子供たちが心豊かに、たくましく生きる力を身につけるための教育環境の充実を図る必要がございます。そのため、指導主事の増員、スクールアドバイザーの充実を予定しております。教育施設の整備におきましては、藤吉小学校校舎の改築及びプールの建設を予定しております。また、柳川地区の中学校完全給食の実施に要する経費を計上しておりますが、調理等の業務につきましては民間業者に委託することとして

おり、民間の経営ノウハウを活用するとともに、経費節減に努めてまいります。

生涯学習関係として、青少年の健全育成と市民の皆さんの生きがい活動を支援する各種事業を展開するとともに、伝統文化の保存、継承を進めてまいります。

このようにして編成した結果、予算規模といたしましては、歳入歳出ともに26,874,000千円とし、前年度と比較いたしますと、額にして1,121,000千円の減、率にして4%の減の予算となっております。

次に、議案第5号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

国民健康保険は、その性格上、他の医療保険制度に比べて高齢者の加入割合が高いことや低所得者層を多く含んでいることで、事業運営につきましては年々厳しさを増しているところでございます。

また、平成18年10月からの医療制度改革による保険財政共同安定化事業の新設等により、平成19年度につきまして、前年度に比べて11%増の予算としております。

予算規模といたしましては、予算総額を歳入歳出ともに9,917,000千円としております。

次に、議案第6号 平成19年度柳川市老人保健特別会計予算について御説明を申し上げます。

老人保健制度の財源につきましては、医療保険の各保険者からの拠出金及び国、県負担金並びに一般会計からの繰り入れにより運営されておりますが、平成14年10月の健康保険法改正に伴った対象年齢の段階的引き上げによる対象者数の減少や、平成18年10月からの医療制度改革に伴う自己負担額の見直し等を勘案し、平成19年度は前年度に比べ2.7%減の予算といたしております。

予算規模といたしましては、予算総額を歳入歳出ともに8,816,000千円としております。

次に、議案第7号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算規模としましては、歳入歳出ともに1,907,000千円としております。

歳入予算につきましては、国庫支出金495,981千円、県補助金8,000千円、市債761,700千円、繰入金543,703千円、受益者負担金19,821千円、下水道使用料74,758千円、手数料、繰越金、財産収入や諸収入など3,037千円を計上しております。

歳出予算につきましては、事業費及び維持管理費を含む下水道費1,416,725千円とともに、公債費473,237千円、積立金11,526千円、総務費及び予備費など5,512千円を計上して、公共下水道の整備及び普及を図っていく予定でございます。

次に、議案第8号 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算規模といたしましては、歳入歳出ともに7,276千円を計上しております。

歳入の主なものは、県補助金685千円、一般会計繰入金として3,000千円、貸付金元利収入2,489千円を計上しております。

歳出の主なものは、公債費7,201千円を計上しております。

なお、新築資金等の貸付事業は平成8年度をもって終了しており、借受人からの元利収入及び公債費の償還事業が主な内容となっております。

次に、議案第9号 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について御説明を申し上げます。

この特別会計は、事業の執行に当たって用地を先行取得することによって、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したものでございます。

予算といたしましては、歳入歳出ともに5千円を科目開設として計上しております。

次に、議案第10号 平成19年度柳川市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算の内容を申し上げますと、消費税5%分を含めたところで、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,383,875千円、事業費用を1,411,536千円計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入436,419千円、支出783,678千円で、資本的収入額が資本的支出に不足する額347,259千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定にいたしております。

このほか、継続費、企業債の借り入れ、予算の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、たな卸資産購入限度額についても定めております。

なお、議案第4号から議案第10号までの平成19年度予算関係の7議案の詳細につきましては、既に配付しております予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、7議案について御説明を申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時11分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第11号～議案第14号

議長（田中雅美君）

日程5．議案第11号から議案第14号までの4議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第11号から議案第14号までの4議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第11号 柳川市掘割を守り育てる条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、合併協議会の調整内容に基づき、合併後、旧柳川市の区域を対象とした暫定条例として施行している当該条例の内容を一部見直し、新たに市全体を対象とする条例として制定しようとするものでございます。

本案の策定に当たりましては、水に関する活動を行っている市民団体及び行政関係機関の代表者等で検討委員会を設置して見直しを行っていただき、さらに本案に対するパブリックコメントを行い、市民の意見を取り入れて策定したものでございます。

内容につきましては、掘割は本市を特徴づけるものとして次世代に引き継ぐべき歴史的文化的遺産であり、今後まちづくりを行う上で掘割を守り育てていくことが必要であるとの認識に立ち、市、市民及び事業者の責務や水環境保全に対する基本的施策など、本市の掘割に対する基本方針を定めたものでございます。

次に、議案第12号 柳川市副市長の定数を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、昨年6月に制定されました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年4月から助役にかえて市に副市長を置くものとされましたので、その定数を条例で定めるものでございます。

次に、議案第13号 柳川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の規定に基づき、人事行政運営における公正性、透明性を高めることを趣旨として、新たに条例を制定するものでございます。

職員の任免や給与の状況を初めとする人事行政について、各任命権者からの報告をもとに市広報等を通じて公表するものでございまして、本年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第14号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、本市の汚水処理人口普及率が非常に低く、水環境の整備がおくれているため、生活排水対策として戸別浄化槽の早急な整備を推進するものでございます。

内容につきましては、公共下水道全体計画区域外を対象に、現在、個人が設置した浄化槽に対して補助金を交付する方式から、市が公共工事として浄化槽を設置し維持管理を行い、

個人からは設置時の一部分担金と月々の使用料を徴収する方法で、浄化槽の整備普及を図っていくものでございます。このため、浄化槽設置の個人負担がかなり軽減されますので、浄化槽整備が推進されるものと考えております。

浄化槽整備に係る財源につきましては、国が推進しております浄化槽市町村整備推進事業による国庫補助金、設置費用の一部を負担してもらつた分担金、下水道事業債等による市債を充てることにいたしております。なお、市民への周知期間、事業実施の緊急性につきましても、御配慮の上、御審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上、4議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第6 議案第15号～議案第19号

議長（田中雅美君）

日程6．議案第15号から議案第19号までの5議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第15号から議案第19号までの5議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、長の補助機関である助役・収入役制度改正を初めとする地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月に公布され、その一部が平成19年4月1日から施行されることに伴い、関係する9条例の一部の改正をまとめて行うものでございます。

改正法では、助役にかわり副市長が設置されること、収入役制度が廃止され、現任する収入役の残任期間に関連した経過措置とともに、一般職の会計管理者を置くこと、吏員制度が廃止され職員の区分がなくなることや財務に関する制度の見直しで新たな条項が追加されるなど、大幅な改正が行われたところでございます。

これら法律の改正に伴い、助役等を規定しております柳川市表彰条例など該当条例での用語の整理及び引用する条例の条文の整備を行うものでございます。

なお、収入役については、改正法の附則どおり、その任期中に限り存続する経過措置など所要の整備を図るものでございます。

次に、議案第16号 柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

旅費のうち日当については、昼食代、旅行雑費及び通信費の実費相当を定額で支給しているものでございますが、国家公務員の場合、日当の半分が昼食代相当で、それ以外が旅行雑費及び通信費とされております。そこで、本市においては、経費節減と費用の適正化を図るため、日当から昼食代相当を減額し、旅費、雑費に見直すものでございます。あわせて、地方自治法改正に伴う引用条文の整備を図るものでございます。

次に、議案第17号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、議案第16号で御提案しております旅費日当の見直しに伴い、非常勤特別職等の実費弁償の額及び条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第18号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、平成18年11月に制定されました道路法施行令の一部を改正する政令により、条例に引用されている道路法施行令の条項が改正されたため、引用する条例の条文を整備するものでございます。

次に、議案第19号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、市営住宅の供用廃止及び所在地の名称更正のため、条例の一部を改正しようとするものであり、柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例それぞれの別表を整備するものでございます。

以上、5議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第7 議案第20号～議案第22号

議長（田中雅美君）

日程7．議案第20号から議案第22号までの3議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第20号から議案第22号までの3議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第20号 市道路線の認定について御説明を申し上げます。

本案は、道路新設改良に伴うものや生活道路など15路線を新たに認定する一方、既に認定している路線で、有明沿岸道路建設などに伴う市道付けかえ道路、道路新設改良や一部供用

廃止などにより8路線を変更認定し、また供用廃止により9路線を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第21号 国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の受託について御説明を申し上げます。

国営筑後川下流土地改良事業につきましては、昭和51年の着工に始まり、平成18年度におむね工事が完了し、平成19年度の習熟期間を経て平成20年度から施設の維持管理が開始される予定となっております。

当該国営事業では、大規模な用排水系統の再編成により、多数の施設が造成されてきましたが、このうち公共性、公益性の高い幹線水路、排水水門及び排水機場は関係市町に、用水関係施設は関係土地改良区に管理委託されることとなります。この管理委託について、スムーズな管理体制の移行と管理体制の整備を図るため、国は平成19年度に限り市町村を事業主体とした国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）を実施し、操作業務に関する技術の習得、適切な操作体制の整備を促進しようとするものでございます。

この事業実施に当たりましては、国営土地改良事業で造成された土地改良施設が複数の市町にまたがることで、関係市町のうち代表市町がまとめて補助金に関する事務手続を受託し、執行することが必要となります。したがって、久留米市、大川市、筑後市、大木町及び柳川市の関係5市町の協議により、本市が代表市町として当該事務を受託することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第22号 福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について御説明を申し上げます。

国の医療制度の改革に伴い、75歳以上の後期高齢者を対象とする独立した医療制度が創設され、平成20年4月から施行される予定でございます。その事務の処理に関しては、都道府県を単位として、すべての市町村が加入する広域連合を設置するよう、高齢者の医療の確保に関する法律第48条にも規定されているところでございます。

本案は、新たに創設された後期高齢者医療制度の効率的な実施を図るため、福岡県内全市町村が加盟する福岡県後期高齢者医療広域連合を設置することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

日程第8 議案第23号～議案第33号

議長（田中雅美君）

日程8．議案第23号から議案第33号までの11議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第23号から議案第33号までの一部事務組合関係議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第23号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について、及び議案第24号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について御説明を申し上げます。

この2議案は、職員研修や採用試験事務の共同処理を行っている福岡県自治振興組合、災害共済事務の共同処理を行っている福岡県市町村災害共済基金組合と、いずれも福岡県内全市町村が加入しております一部事務組合において、平成19年1月29日のみやま市の設置に伴い、それぞれの組合から旧3町が脱退し、同日みやま市が加入することにより、それぞれ組合を組織する団体の数の増減について、市町村の合併の特例等に関する法律及び地方自治法の規定に基づき、関係市町村として協議を行うものでございます。

次に、議案第25号から議案第33号までの一部事務組合等規約変更の9議案について、御説明をいたします。

これらの議案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、組合長、あるいは広域連合長の補助機関である助役、収入役制度改正に対する組合等組織の見直しなどを図るものでございまして、これら組合等規約の変更について、地方自治法の規定に基づき、関係市町村として協議を行うものでございます。

議案第25号 福岡県自治振興組合規約の変更につきましては、組合助役にかわり副管理者を、収入役を廃止し補助機関の職員から選任する会計管理者を設置するものでございます。

議案第26号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、同組合を組織する団体の統合に伴う団体数の増減や収入役を廃止し、会計管理者を設置するものでございます。

議案第27号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更については、組合長、副組合長の任期を定めるとともに、収入役を廃止し、会計管理者を設置するものでございます。

議案第28号 東山老人ホーム組合規約の変更につきましては、収入役を廃止し、会計管理者を設置するものでございます。

議案第29号 福岡県介護保険広域連合規約の変更については、広域連合長の補助機関に係る市町長から選任する支部長や、助役にかわる副広域連合長の設置と収入役を廃止し、会計管理者を設置するほか、職員区分の廃止による条文の整備を行うものでございます。

議案第30号 有明広域葬施設組合規約の変更については、収入役を廃止し、会計管理者を設置するほか、職員区分の廃止による条文の整備を行うものでございます。

議案第31号 大川柳川衛生組合規約の変更については、組合長の補助機関に参与を設置し、

関係市の副市長を充てること、収入役を廃止し会計管理者を設置するほか、職員区分の廃止による条文の整備を行うものでございます。

議案第32号 柳川みやま土木組合理約の変更につきましては、収入役を廃止し、会計管理者を設置するものでございます。

議案第33号 花宗太田土木組合理約の一部変更については、会計管理者の設置や職員区分廃止による改正のほか、構成市町長から選任する副組合長の設置に加え、議員定数や議員の選出方法の改正など、組合議会組織の見直しを図るものでございます。

また、議案第28号の東山老人ホーム組合、議案第29号の福岡県介護保険広域連合、議案第30号の有明広域葬斎施設組合及び議案第31号の大川柳川衛生組合については、現任の収入役に関して、残任期間中存続する経過措置を設けるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第9 議案第34号～議案第35号

議長（田中雅美君）

日程9．議案第34号及び議案第35号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第34号及び議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明をいたします。

この2議案は、人権擁護委員の龍邦弘委員、新谷雅子委員の両委員が平成19年6月30日をもって任期満了となるため、再度両氏をそれぞれ推薦しようとするもので、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

日程第10 報告について

議長（田中雅美君）

日程10．報告について。報告第1号 柳川市国民保護計画の作成について、市長の報告を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

報告第1号 柳川市国民保護計画の作成について御説明を申し上げます。

本件は、本年、平成16年に制定されました武力攻撃事態等における国民の保護のための措

置に関する法律第35条第1項に基づき、各自治体で作成が義務づけられました国民保護計画について、柳川市国民保護協議会での審議、パブリックコメントの実施を経て平成19年1月に作成しましたので、同法第35条第6項の規定により議会に報告するものでございます。

計画の内容を申し上げますと、関係機関との連携や通信の確保を図るほか、有事の際、市警戒本部の設置など初動体制の確保、市街地等の避難及び救援に係る留意事項、避難の方法等の基本的な考え方をまとめたものでございます。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

以上で報告は終わりましたが、この報告についての御質問は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第11 請願について

議長（田中雅美君）

日程11．請願について。

本定例会に提出されました請願は、お手元に配付いたしておりますとおり、1件の請願を受理しております。

お諮りいたします。請願第1号 隅町北団地跡地利用に関する請願については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願については建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了しました。本日はこれにて散会いたします。

午前11時45分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成19年3月5日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
助	役	島	田	眞	司
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	曲	豊	喜
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	与	田		勲
企	画	大	坪	正	明
財	政	櫻	木	重	信
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	金	子	健	次
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	乗	富	三	男
議	会	事	務	局	主	櫻	木	恵	美
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	庶	高	口	佳	人

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 議案第2号 平成18年度柳川市一般会計補正予算(第7号)について
- 議案第3号 平成18年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第4号 平成19年度柳川市一般会計予算について
- 議案第5号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第6号 平成19年度柳川市老人保健特別会計予算について
- 議案第7号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- 議案第8号 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 議案第9号 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第10号 平成19年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第11号 柳川市掘割を守り育てる条例の制定について
- 議案第12号 柳川市副市長の定数を定める条例の制定について
- 議案第13号 柳川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 議案第14号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について
- 議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第16号 柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
- 議案第21号 国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の受託について
- 議案第22号 福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 議案第23号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 議案第24号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について

- 議案第25号 福岡県自治振興組合規約の変更について
議案第26号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第27号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について
議案第28号 東山老人ホーム組合規約の変更について
議案第29号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
議案第30号 有明広域葬斎施設組合規約の変更について
議案第31号 大川柳川衛生組合規約の変更について
議案第32号 柳川みやま土木組合規約の変更について
議案第33号 花宗太田土木組合規約の一部変更について
議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時3分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（田中雅美君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いをしておきます。

議案第2号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について
及び議案第3号 平成18年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

18番（近藤末治君）

おはようございます。18番近藤でございます。

それでは、議案第2号、予算書の31ページ、39ページ、41ページ、43ページということでお尋ねをいたします。

まず、31ページ、自立支援給付費、今回66,000千円の減額となっておりますけれども、そ

の理由を教えてください。

次に、39ページ、水産業振興費の中で27,603千円が減額をされております。これも減額の原因を願います。

次に、41ページでございます。除塵機設置工事費20,000千円の減額となっておりますが、これも理由を願います。

最後ですが、43ページ、九州縦貫自動車道インターチェンジ取付道路事業負担金が、今回11,750千円増額をされております。この負担率についてお尋ねをいたします。

以上4点でございます。よろしく願います。

保健福祉部長（本木芳夫君）

議員御質問の議案第2号、31ページの自立支援給付費66,000千円の減額の原因について説明をいたします。

障害者自立支援法が施行されましたのが、平成18年4月からでございます。平成17年度の予算査定の際には、障害者自立支援法は成立はしてはいたしましたが、具体的な福祉サービスに係る費用等の詳細がまだ決まっていなかった状況でございました。そこで、平成18年度の当初予算につきましては近隣市町と情報交換等を行い、平成17年度の予算の執行状況及び前年度までの伸び率等を考慮に入れ、予算編成を行いました。

ところが、利用者の1割負担導入とか施設入所者の食費及び光熱水費等が個人負担になったこと、さらに、事業所の月額支払いから日額支払いへの変更と、さまざま理由で支出が抑えられたのが原因と思われまます。

産業経済部長（田島稔大君）

私の方から、39ページの水産業振興費27,603千円の減額の原因でございますが、これには大和漁協が計画をしていました荷さばき施設の改修、それと両開漁協が計画をしていましたノリのつくだ煮加工場、この二つの予算合わせて27,603千円ということでございます。これにつきましては、柳川市の要望として県に願いをし、県の方としましても実施する方向で検討されとったわけですが、何分にも、福岡西方沖地震の復興が急務ということで、県の方から18年度については勘弁をしてくれということで、予算をそちらの方に割かれたということで、1年先延ばしに計画をしておるということでございます。

それから、41ページの除塵機設置工事費でございますが、これは大和干拓地内の漁業団地に関する分でございますが、大和干拓に大和樋門という大きな樋門がございますが、その横に2号排水機場という排水機場がございます。その上流部分に設置する計画でしてはいたしましたが、当初の除塵機の設置計画は水路の流れに対して直角に、水路をせきとめるような方向で計画をしていましたので、それを地元と協議した結果、1年間様子を見よう。水の流れ、ごみの流れの様子を見て、ポンプは設置しましたが、その水の流れを1年間様子を見ようというふうなことで地元と調整を行いまして、その流れによって別にまた検討が必要

であれば検討しようということで、18年度は見送りを行ったということでございます。

以上でございます。

建設部長（蒲池康晴君）

43ページ、九州縦貫自動車道インターチェンジ取付道路事業負担金の件でございますけれども、これについては既に9月議会で4号補正によりまして47,000千円ほど補正をお願いしておった分でございますが、それに今回11,750千円ほど補正をお願いしております。これは、用地の購入が全体事業費として追加されたというふうな分でございますが、これにつきましては、アクセス道路延長が約2,060メートルあるうち、1,360メートルは補助事業区間として福岡県が全部事業するわけでございますが、あと残りの700メートルほどの県の単独事業区間について、2分の1を地元でということで、当時1市5町あったわけでございますけれども、そこで負担をするということになっております。

その中で、柳川市の負担、矢部川から東、西という形で、柳川市の負担がそのうち47%、そして東部の方が53%という内訳で、今回の事業費については50,000千円事業費が補正されておりますが、その2分の1の47%という形で11,750千円の補正をお願いしておるところでございます。

18番（近藤未治君）

2回目お願いしますが、自立支援給付費ですね、これが66,000千円減になっておりますが、先ほど部長に御答弁いただきましたけれども、これは昨年4月に障害者自立支援法というのが施行されて、利用者もちょっと戸惑ったんじゃないかと思うんですよ。結局1割負担ということになりまして、非常に利用する人もわからずに、先ほど部長が御答弁なったように、利用される方が少なくなったんじゃないかと私も思うんですけれども、それも関係をしてあると部長は思われておりますか。

それと、水産業振興費の除塵機が、先ほど部長の御答弁では1年間様子を見ようということでもございました。これは平成19年度に予算を計上されてないのは、そういうことでされてないということで理解していいんですね はい。

では、2回目よろしくお願いいいたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

自立支援法に対する、いろいろな不安等を含めてそういう部分も原因としてあったんじゃないかというふうな御指摘でございます。

具体的な数字はつかんではおりませんが、確かにそういう部分もあるのではないかとこのように思います。今年度につきましては、国の方でもそういう部分の激変緩和措置等も計画をされておるようでございますので、そこら辺、検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第2号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第7号）については総務委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第3号 平成18年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については建設委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第4号 平成19年度柳川市一般会計予算について

議案第5号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第6号 平成19年度柳川市老人保健特別会計予算について

議案第7号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計予算について

議案第8号 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第9号 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

及び議案第10号 平成19年度柳川市水道事業会計予算について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）

26番梅崎でございます。議案第4号 平成19年度柳川市一般会計予算について、11点ほどお尋ねいたします。

まず1点目ですけれども、これは歳入の方です。定率減税の廃止によって幾らの増額になるのかという問題です。

2点目が、生活保護費の世帯数の増減、世帯数がふえているのであれば原因がどこにあるのか考えておられるのかということでございます。

第3点目が同和対策費。これが、いつもですけれども、総務費、民生費、社会教育費とそれぞれ分けてあるのは、なぜこのような分け方をしてあるのかということです。それと、全日本同和柳川支部、それから部落解放同盟各支部の組織実態とその活動内容について、お尋ねいたします。

第4点目でございますけれども、筑後地区の解放会館の運営費でございます。この解放会館を、柳川市内の人たち、どれだけの方が利用されておられるのか。また、全体ですね、その他地区の利用状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

5点目が衛生費でございますが、きょうやったですかね、テレビであってございましたけれども、高速道路にも今ごみの不法投棄があっていると、こういう問題が出てございましたけれども、柳川市内において不法投棄の主な場所はどこですかということです。

6点目が労働費の問題です。今よく言われておるワーキングプアとか非正規雇用の問題は、若者たちの仕事がないということが今大分問題になっておりますけれども、この中に職業相談室運営費がありますけれども、この相談室によって職につかれた方たち、実績として何名くらいおられるのかお尋ねいたします。

7番目が農業費の問題ですけれども、この中に活力ある高収益型園芸産地育成事業と競争力ある土地利用型農業育成事業とありますけれども、この二つの事業はどのような事業ですかということです。

それから8番目が、転作作物調査研究費とありますけれども、これは予算が大分少ないんですけれども、この転作作物調査研究のその具体的内容についてお尋ねします。

9番目ですけれども、元気な地域づくり交付金とありますけれども、この事業計画とは一体どういうものでしょうかということです。

10点目としまして、教育総務費の中に、同和地区子女入学進学奨励費補助金の対象者について、何名くらいおられるのか、この内容はどうなっているのかということでございます。

最後の11点目が社会教育費ですね、この中に埋蔵文化財調査費とありますけれども、今ここを通りますと何カ所か掘ってあるのが見かけられます。その調査の場所と、いわゆる文化財としての利用価値といいますか、その後どのような扱いをされるのかということですが、11点よろしくお願ひします。

市民部長（大曲豊喜君）

梅崎議員の市民部にかかわるものについて2点御質問いただいておりますので、御回答いたします。

まず、1点目の定率減税の廃止によって幾らの増額になるのかという金額でございますが、103,394千円を見込んでおります。

それと、2点目の不法投棄の主な場所について、柳川市としてはどういうところがあるかという御質問でございます。これにつきましては、今現在、人けの少ない海岸沿いの旧堤防沿い及び河川堤防沿いに不法投棄が一部見られている状況でございます。

以上でございます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

2番と3番と4番につきまして保健福祉部関係でございますので、お答えをしたいと思います。

まず、生活保護費についてでございますけど、平成18年度におきましては585世帯と見込んでおりましたけど、平成19年度におきましては5世帯増加の590世帯と見込んで計上をい

たしております。増加の理由といたしましては、景気の不安定によります稼働年齢世帯18歳から64歳の失業等が主な増加の原因ではないかというふうに考えております。

続きまして、同和対策費の関係で、三つに分かれているのはなぜかというような御質問でございます。同和対策事業特別措置法が施行されて以来、市といたしまして各種事業を取り組んできているところでございますけど、予算措置につきましては、その事業の目的に沿って計上いたしているところでございます。

続きまして、部落解放同盟柳川、橋本、中山支部の組織人員、主な活動ということでございますけど、組織の人数につきましては、部落解放同盟柳川支部が11名、部落解放同盟橋本支部が17世帯、部落解放同盟中山支部が40世帯程度の組織構成となっているところでございます。

次に、主な活動の状況でございますが、同和地区住民の生活環境の改善、生活安定のための就労確保、そのことと密接に関連しております教育の向上を図るために、各種啓発事業等の集会、研修会への参加、その中において、地区住民みずから解放へ向けて前進するための意識の醸成と指導者となる人材の養成を図りながら、自立向上に向けた取り組みが進められているところでございます。

続きまして、筑後地区の解放会館の運営費についての御質問でございますけど、筑後地区の解放会館につきましては久留米にございますけど、この中で取り組まれている分につきましては、同和問題を初めとしますあらゆる差別解消に向け、教育啓発の活動拠点として利用されており、各種会議、集会等幅広く行われています。本市のみの利用者の現状なり、他地区の利用状況については、現状を私のところでは把握をしていないところでございます。

人事秘書課長（藤木 均君）

全日本同和会の柳川支部の組織実態と活動内容についてお答えいたします。

名称は全日本同和会柳川支部でございます、会員数は48名でございます。

それから、活動内容でございますが、同じく差別解消のための自主的な活動と、それから各種研修会への参加等がなされておまして、自主的な活動につきましては先進地視察、また支部独自の研修会と合わせて5回、それから全国大会などそういうふうな研修会へ参加しているのが延べ9回でございます。

大和庁舎長（高田邦隆君）

全日本同和会の大和支部関係でございますけれども、名称は全日本同和会南筑後地区人権同和问题協議会となっております、大和支部ということでございます。会員数は約30名。

活動内容につきましては、同和問題の早期解決を図るとともに、同和対策の効率的運営と組織的活動の促進を図るため活動を行っております。主なものといたしましては、全国大会、幹部研修会、九州連合研修会等の各種大会、研修会への参加等を通じて、同和問題の解決に寄与されております。

以上です。

教育部長（佐藤健二君）

教育委員会関係で、同和地区子女入学進学奨励費補助金の対象者と人員でございますけれども、19年度は小学校、中学校、高校、大学合わせまして52名を予定をいたしているところでございます。

それから、埋蔵文化財でございますけれども、19年度は、現在行っております隅町を中心とした発掘調査の報告書の作成と、事業計画で上がってきます場所の試掘が主なものでございまして、この文化財の利用価値ということでございますけれども、埋蔵文化財、その上に永久構築物等が建ちますと、またその工事に伴いまして文化財が壊されるということがございますので、それらの記録保存をすること、それから、国民共有の財産でございますので、その保存活用ということでございます。

なお、柳川市におきましては、現状のまま保存をするというようなところはございませんので、今のところは発掘調査の過程で住民の皆様への説明会等を通して啓発啓蒙を行っているところでございます。

以上でございます。

産業経済部長（田島稔大君）

私の方から、197ページの労働費の関係でございますが、答弁させていただきます。

現在の利用の状況というところでございますが、1日に約70名程度、月にしますと千四、五百名程度の利用がなされております。そして、月に大体50名程度の方が就業をされているということでございます。今年度につきましては、1月現在で就業者数が609名、そして17年度につきましては408名の方が就業をされたということでございます。

それからもう一つ、223ページの元気な地域づくり交付金の事業計画でございますが、19年度から3カ年間の事業ということで、国庫補助を活用して事業をやろうということで計画しております。大きく地区的には蒲池地区、三橋の川北地区、それから大和南部地区ということで、路線としまして合計10路線を計画しております。補助率としまして、国が50、県が5、地元45という事業でございます。18年度で農村総合整備事業等が終わりますので、それから20年以降に農村振興総合整備事業というのを計画しておりますが、そのつなぎと申しますか、その間に、この元気な地域づくり交付金事業ということで、水路の整備を主にやる事業として取り組むところでございます。

以上です。

農政課長（野田一廣君）

農業費の203ページの活力ある高収益型園芸産地育成事業について御答弁申し上げます。

本事業につきましては県の事業でございますが、主に野菜の栽培用のハウスとか機械の導入に対する補助事業というふうなことで、今回はイチゴのパイプハウス、アスパラガスのパ

イブハウスとナスの鉄骨ハウス、レタスの包装機というふうなことで予定をしておるところでございます。補助率につきましては、今回につきましては一応46.3%というふうなことになっておるところでございます。

それと、同じく203ページの競争力ある土地利用型農業育成事業でございますけれども、これも県の事業でございます、これは米、麦、大豆、土地利用型農業に対します機械の導入ということで、今回は五つの営農組合、生産組合の方から自脱型コンバイン、トラクターのロータリー等々を予定されておる事業でございます。本事業につきましては、県補助が3分の1、市の補助が6分の1というふうなことで、50%の補助となっております。

それと、もう1点の転作作物調査研究費でございますけれども、これは新規作物の導入等に合わせまして、本市ではブロッコリーの試験栽培をやっておるところでございます。ブロッコリーは、議員御案内のとおり通常11月から1月にかけて栽培をいたしますけれども、前倒しをやって、少し前からできないかというふうなことで栽培をしておるところでございます。今回もやってみましたけれども、播種を7月から10月にして、定植を8月から10月で、現在収穫をしているというふうなことございまして、これは旧柳川市、旧三橋町、旧大和町、1カ所ずつの展示圃にしておるところでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

2点目ですけれども 2回目の1点目ですね、まず不法投棄です。

大和町からずっと行きますと、堤防のわきに漁船の不法投棄ですか、何十そう、もう100そう近く、いっぱいありますけど、その対策を今後どのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、同和地区子女入学進学奨励費補助金の件ですけれども、小・中・高、大学まで入れて52名ですか。これは一律でしょうか。小・中・高いろいろ段階があつて奨励費が違っているのかどうか、お尋ねします。

産業経済部長（田島稔大君）

議員御指摘の漁船の不法投棄といいますか、廃船でございますが、これにつきましては18年度に市、漁協、それから関係者といいますか、造船所等々と漁船の対策委員会を設置いたしまして、それから、あと河川の関係者、国の方とも十分協議をしながら、何がしかでも助成なりお願いしたいといいながら、今計画を立てて、そして漁船の撤去の取り組みをやっていくという状況でございます。

以上でございます。

教育部長（佐藤健二君）

奨励費の内訳でございますが、奨励費につきましては入学支度金、それから就学奨励金、

それと進学奨励金、それと修学旅行費と分けております。

それで、まず入学支度金でございますが、小学校が年額50千円、中学校が同じく52千円、高校が公立で52千円、私立で82千円、大学が公立で65千円、私立で87千円。次に、就学奨励金でございますけれども、小学校が年額30千円、中学校が同じく32千円。進学奨励金ですけれども、高校が公立が17千円、私立が24千円、大学が月額ですけれども、公立が23千円、私立が31千円。それから、修学旅行費につきましては、小学校、中学校は実費ということになっております。高校につきましては87千円でございます。

18番（近藤未治君）

18番近藤です。私の質疑は後日予算特別委員会で十分審査されると思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

19年度の予算についてでございますけれども、予算書の183ページでございます。小型合併処理浄化槽設置事業補助金ということで、140,775千円計上されておりますけれども、人槽別の計画基数を教えてください。

それから、235ページ、これは漁業団地に関連することと思っておりますけれども、負担金、補助及び交付金の中で301,325千円計上されております。これについては、先日からの全協の中でお話しいただきました漁業経営構造改善事業、いわゆるノリ加工施設建設ですね、事業主体が漁協でございますけれども、これに伴う負担金でございますでしょうか。

以上2点お願いいたします。

市民部長（大曲豊喜君）

小型合併処理浄化槽設置事業補助金にかかわります19年度の計画基数についてでございます。まず5人槽を100基、7人槽を225基、10人槽を25基の計350基を計画いたしております。

産業経済部長（田島稔大君）

235ページの301,325千円の補助金でございますが、議員おっしゃるとおり、その事業の支出分でございます。内容としまして、全協のときも申し上げましたように、国が40、県20、市10、合わせて70%の補助分でございます。

以上でございます。

18番（近藤未治君）

2回目ですけれども、これは市が10%、1割の補助と私は理解するんですけれども、そしてたら、これは30億円の事業になるんですか。

産業経済部長（田島稔大君）

一応これは市が受け入れを行って、市をトンネルとして40と20は出ていくという部分でございます。

18番（近藤未治君）

3回目でございますけれども、これは主体が漁協なんですよ。そうすると、3億円の補

助をやるということについて、いわゆる2棟の建物でしょう。それと、それに伴うノリの機械とありますが、そういうことなんですよね。そうした場合に、漁協発注となると思うんですけども、市としてどのように漁協に対して御指導なさるのか、最後にお尋ねをします。

産業経済部長（田島稔大君）

当然、市の方からも10%の補助を出しますので、漁業者としてはぜいたくな方がいいというふうなところになるかと思えますので、過大な施設とならないように、漁協と節目節目で協議をしながら指導的な発言も行っております。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

ほかに質疑をされる方ございませんか。

19番（太田武文君）

19番太田です。議案第4号、ページ232、5項の漁業団地整備費についてお尋ねいたします。

歳出予算が510,000千円計上されています。平成17年10月に提示された年次計画では296,000千円になっておりました。過去3年間で980,000千円の予算計画で、予算どおり消化されております。今年度につきましては、先ほども申しましたとおり296,000千円の計画がされ、2倍近くもふえ510,000千円になっておりますが、入居予定者も50名から8名に激減しているのに予算のみが増大しているのはどうでしょうか。

また、漁業団地に50億円もかけ多額な投資をするだけの価値があるのかどうか、ここでもう一度確認する必要があるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

市長（石田宝藏君）

これは先般来の全協の中でも議論がございましたけれども、今、田島部長が近藤議員に答弁いたしました、ややもすれば、この共同施設301,325千円というのはそのまま市から出すようなイメージで、答弁がわかりにくかったと思いますけれども、この10%を出すということで、施設についてはそうなんです。したがって、一つけたが違いますので、御理解いただきたいと思えます。いわゆる国からのトンネルで入ってきた分、県から入ってきた分、こういうものも当然入れた中の総額でございますから、市としてはこの1割を負担していただくということです。

それから、漁業団地というのは、若干誤解があってははいけません。当然、共同の加工施設は10棟を考えているわけですね。そういうふうなことも、ごく漁業団地の中の一部でございまして、やはり海の方に出ていく汚水処理する施設、あるいは台風時に、時としては漁船を揚げなきゃいけない。あるいは資材の漁具、それぞれのさまざまなそういった器具等もここに一元的に管理しようとする施設でありますので、協業体そのものは当初はこのような形で、やはり最初は皆さん心配なさっている方が多いでございます。こういったものが試験的

に成功していきますと、本当にコストが下がるわ、あるいは労働力も軽減されるわ、製品の質もアップするわと、こういうことで、私は米のカントリーと同じように、恐らく漁業団地へ行ったがいいぞということになると思います。

と申しますのも、やはり環境が非常に悪いんですね。漁期が終わりますと支柱が揚がってくる、堤防のところ、あるいはそれぞれの家の近所に支柱を置く、ノリ網を持ってくる、そこには悪臭が漂い、ハエが発生しているんですね。そういう問題も、本当に市の方にはさまざまな部署に苦情等が参っているわけでありますので、こういったものをやはりモデル的に一日も早くやらなきゃいけない。それから、つい先般、中国のノリ事情等も御説明をしたとおり、IQ枠の問題等、それかといって、これは希望される方々を一つ一つ段階を踏むように進めていかなきゃならない事業ということを御理解いただきたいというふうに思います。

19番（太田武文君）

2回目です。答弁ありがとうございます。

漁業団地につきましては、最終目標が入居者は50名で計画されておりますので、現在は8名の入居者しかいない状況の中で、この計画を続行できるのか再検討する必要があると思います。よって、慎重に検討され善処されることを願います。

続きまして、議案第4号の新市財政計画と平成19年度の一般予算との比較についてお尋ねいたします。

新市計画に盛り込まれた10年の歳入歳出の見通しは、健全な財政となっております。その中で、平成19年度予算の市債は2,830,000千円となっておりますが、合併時の計画では2,580,000千円であります。また、普通建設国債についても今年度予算は5,030,000千円となっておりますが、合併時計画では45億円になっています。これを比較してみますと、合併協議会で決められた額は大幅に増加して、その点についてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

また、合併特例債の建設費は130億円の活用ができますが、現在まで17、18、19年度の3カ年でどのくらい歳出があっているのか、お尋ねいたします。

総務部長（山田政徳君）

新市建設計画の財政計画と平成19年度予算の比較の件で、3点御質問いただいております。

まず、市債の件でございますが、これは新市建設計画の計画では25億円、切り上げて26億円程度ですね。そして、平成19年度では28億円という予算を計上させていただいております。250,000千円ほどの乖離が生じておるわけでございますが、ここで少し御説明を申し上げますと、財政計画の中で地方交付税、この中には臨時財政対策債というのを含んでおりました。交付税の中にひっくるめてですね。なぜそういう形にしたかといいますと、臨時財政対策債といいますのは、交付税を国の方で一方的に削減したと、その見合い分として100%交付税で措置するというので交付されるわけでございますので、地方交付税の中に入れ込んでお

ったということでございます。そして、平成19年度の予算の中では、やはり市債として分析する必要がございますので、28億円の中の750,000千円ほどは臨時財政対策債を含んでおるということでございます。したがって、実質は計画よりも少ない市債の額で予算を編成しておるということでございます。

続いて、普通建設事業については、平成19年度の計画では45億円ですね。そして、19年度予算では50億円ということでやらせていただいております。何でふえるかといいますと、合併後は積極的な事業に取り組んでおりますし、有明海沿岸道路の整備に伴う事業費の増加とか、あるいは先ほど近藤議員から御質問いただきました瀬高インターチェンジの取り付け道路の負担金、こういった新たな課題も発生しとるわけでございますので、そういったことで予算がふえとるということでございます。

社会資本の整備については、可能な限り積極的に取り組む必要があるということで、国県の補助事業、こういったものを積極的に取り入れると。そしてまた、有利な起債であります合併特例債を有効に活用するというので、平成19年度は50億円の事業費を確保させていただいたところでございます。

合併特例債の17、18、19年度の実績でございますが、平成17年度はハード分として1,160,000千円、それと別枠でソフト分、まちづくり振興基金の積み立て分として2,350,000千円、平成13年度のハード分は2,080,000千円、平成19年度予算では1,620,000千円、合わせましてハード分の合併特例債の合計額は4,860,000千円ほどになります。一応全体の計画としては10年間で137億円と。それで割り戻しますと、35%ぐらいを執行し、予算にも計上しておるということでございます。したがって、3年間で35%でございますから、平均して10%強でやっとならんとということですから、ほぼ予定どおりに計上しておるということでございます。

以上です。

19番（太田武文君）

3回目です。最後になりましたが、合併特例債は現在まで、ただいま回答いただいた4,860,000千円の歳出が見込まれるという答弁がありました。このペースでいけば、137億円が165億円程度に膨れ上がり、合併協定の計画とかけ離れることとなります。建設事業においては、合併協定を重視しながら有効に活用していただきたいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

合併特例債については、先ほども申し上げましたようにほぼ予定どおりで進んでおるということでございます。これが、先ほど議員おっしゃったように、どんどん膨れていくんじゃないかという御心配でございますが、その辺は今後の普通建設事業の動き、そういったものと絡めて慎重に取り扱っていかんといかんというふうに思います。

以上です。

議長（田中雅美君）

ほかに質疑をされる方ありませんか。

13番（伊藤法博君）

13番伊藤でございます。207ページと213ページの農地水環境保全向上対策事業費とクリーク管理費の地元出役報償費の関連についてお尋ねをしたいと思います。

今現在、農地水環境保全向上対策事業の補助金の受け皿づくりを、営農組織を中心につくり上げようとしておりますけれども、この事業は農振地区の農地に対しての補助であって、用途地区の農地等に補助はございません。また、クリーク管理費の地元出役報償費については、昨年と同様の予算計上がなされております。

その農地水環境保全向上対策事業で、水路等のしゅんせつを実施されるような場合、補助金の農振地区においては二重の支払いがなされるだろうと思えますし、また、用途地区においては農振地区でないために、そういった補助金の給付がないというような矛盾が生じて、全市的なそういう施策に片寄りが出てくるんじゃないかと思えますので、その辺の整合性についてお尋ねをしたいと思います。

産業経済部長（田島稔大君）

この農地水環境保全向上対策事業でございますが、議員仰せのとおり、対象地域が農振の青地地区ということになっております。私たちとしましても、せっかくこういった事業を新規に国の方で設置していただきましたので、これを有効に利用しようということで、対象となる農振地域をまず頭に置きながら、事業の展開を行ってきたということでございます。何分この事業が農業者が主体と、それに、あと地域の方々、いろんな諸団体等を入れ込んで、地域を地域のみんで守ろうということでございますので、当然対象外の地域が出てきます。そういった中で、市としましても、この事業のすみ分けというのは当然必要になってくるというふうに思います。

対象にならない用途地域等につきましては、従来どおりの水路の整備等に投資します事業費はそのまま動かざるを得ないかなと思っております。

農振地域につきましては、できる限りこの事業に賛同いただいた地区につきましては、この農地水環境保全向上対策事業、この中から市の事業とすみ分けをしながら、支出といいますが、対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

13番（伊藤法博君）

2回目ですけれども、そういった農振地区と用途地区とのバランスを欠かないような予算の執行をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

産業経済部長（田島稔大君）

それから、この水路の管理につきましては、合併時に事務事業の調整という中で3年をめ

どに見直すということにもなっております。と申しますのも、旧柳川、大和、三橋で水路の管理形態が違っておりました。当然これは統一化しなきゃいけないということで、現在、研究をやっているというふうなところでございますので、これとあわせながら、この農地水環境保全向上対策事業費を有効に活用できるような形で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第4号 平成19年度柳川市一般会計予算については、14名の委員をもって構成する予算審査特別委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は14名の委員構成による予算審査特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

矢ヶ部広巳議員、島添勝議員、梅崎昭彦議員、白谷義隆議員、伊藤法博議員、藤丸正勝議員、佐々木創主議員、荒巻英樹議員、吉田勝也議員、古賀澄雄議員、三小田一美議員、大橋恭三議員、龍益男議員、太田武文議員の以上14名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催していただき、予算審査特別委員会の正副委員長の選出をお願いしておきます。

お諮りいたします。議案第5号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計予算については教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第6号 平成19年度柳川市老人保健特別会計予算については教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第7号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計予算については建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第8号 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第9号 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 平成19年度柳川市水道事業会計予算については建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ここで10分間休憩をとります。

午前10時59分 休憩

午前11時13分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第11号 柳川市掘割を守り育てる条例の制定について

議案第12号 柳川市副市長の定数を定める条例の制定について

議案第13号 柳川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

及び議案第14号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

24番（佐々木創主君）

佐々木でございます。議案第11号と議案第14号についてお尋ねをしたいと思いますが、まず議案第11号 柳川市掘割を守り育てる条例ということで、これは旧柳川において平成10年から施行されて運用されとる旧条例がございますが、今回の条例案を見てもと、ほとんど同一の内容というふうに受けとめております。

そこで、今回こういうタイミングでこの提案をなされておりますので、旧柳川の条例が施行されまして、その後具体的にどういう事業なり、どういう政策を行われたのか、その辺の実績をお尋ねしたい。

それと、今回の条例の9条、10条、旧条例で言いますと10条、11条、護岸をする際は自然石を極力使って自然に配慮した工事をしますよと、コンクリートはなるべく使いませんよというようなことがうたわれておりますが、じゃあ具体的に実績として、それ以前とその後、自然石の護岸とコンクリートの護岸がどれだけ比率として変わったのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、議案第14号についてでございますが、合併浄化槽の維持管理費に関して国、県の補助があるのか。そして、維持管理業者については指定管理者制度を導入されるということでございますが、指定管理者は複数選択をされるのか単一業者なのか、その辺のところをお聞かせください。

以上でございます。

総務部長（山田政徳君）

まず、柳川市掘割を守り育てる条例、このことで2点御質問をいただきました。

まずは、旧柳川市の条例を施行した後どういう実績があるかということでございますが、少し経過を説明させていただきますと、平成11年に旧柳川市の条例を施行いたしまして、すぐに条例に基づきます審議会を立ち上げております。そして、その審議会でもとめていただきましたのが、掘割を生かしたまちづくり事業計画でございます。平成12年度に策定をいたしております。その計画の中では三つの柱を設けておりまして、一つが水環境の保全と創造、二つ目の柱が水郷の原風景の継承、三つ目が掘割を受け継ぐ環境教育、この三つの基本方向に沿いまして、さまざまな施策を展開してきたところでございます。

具体例を御紹介いたしますと、まず1番目の水環境の保全と創造については、上流域の交流活動、これは民間の方で行っていただいております。さらに、基幹型水利施設整備事業、もちろん公共下水道事業にも取り組んでまいりましたし、湛水防除事業、そうしたハード事業に取り組んだところでございます。そのほか、掘割のしゅんせつ事業、それに「掘割の日」を中心とした市民による清掃活動、こうしたことに取り組んできたところでございます。

2番目の水郷の原風景の継承、このことについては水辺の散歩道整備事業、それと水辺公園、親水公園でございますが、そうした事業に取り組んできております。

3番目の掘割を受け継ぐ環境教育では、一般市民向けに「水の憲法ガイド」を4回発行させていただきました。それに、小学生向けの環境副読本、授業等で使う副読本でございますが、「掘割なぜなぜ物語」と「とびだせ掘割あめんぼ隊」、この2種類の副読本を発行させていただいております。そして、平成14年度から平成16年度まで、この副読本を活用して各小学校でいろんな環境問題に取り組んでいただいております。それを発表する「掘割あめんぼ隊発表会」を実施したところでございます。また、そのほか、堀干しまつりとかカヌー教室、こうしたイベントも開催をさせていただいております。

続いて、2点目の、自然石利用を具体的にどれくらいやっているかということでございますが、なかなか実際の比率等は把握できませんが、11年度以降、自然石による護岸はおよそ900メートルというふうに伺っております。条例施行後は、自然石護岸あるいは多自然型護岸というのがございますが、そうしたものを可能な限り活用させていただいております。そしてまた、国、県の工事につきましても、柳川市には水の憲法がありますよと、そうしたことで、できるだけ自然景観に配慮した護岸をやってくださいという要請をいたしておりますし、その実績を申し上げますと、新町水門上流側と下流側に、柳川土木事務所と国の水利事務所によって、護岸の前に詰めぐいを打っていただいたということで、植栽ができるような護岸工事も実施をしておるところでございます。

以上です。

市民部長（大曲豊喜君）

浄化槽の維持管理に対する国、県の補助の有無についてお尋ねでございます。これにつきましては、現在、浄化槽の維持管理については、国と福岡県の補助はございません。

それと、もう1点の議案第14号の中で、指定管理者制度の導入についてでございます。指定管理者の導入につきましては、浄化槽の維持管理及び浄化槽の利用に係る料金の徴収を一括して契約したいと考えておりますので、この条例の中では1社といたしますか、1代表を考えているところでございます。

以上でございます。

24番（佐々木創主君）

御答弁ありがとうございました。

そこで、まず議案第11号でございますが、いろいろ旧条例施行以降、教育とか景観に配慮した事業をやっておると。非常に結構なことでございます。しかし、自然石利用、11年以降約900メートルで、その他、新町水門周辺に詰めぐいをやっているということでございますが、実態は把握していないと。

今回この条例を、旧柳川のみならず新柳川全体に広げると。どちらかというと、これは都市部といたしますか、観光客の目に見えるところというか、そういうところの実績が多いような感じがするんですね。現実問題、じゃあ護岸をするときに、自然石利用、詰めぐいとか、

それとコンクリ護岸、当然事業費、100メートルをやるのに、比較したときはかなり私は差が出てくるんじゃないかなと。うたい文句と現実はかなり違うんじゃないかなという気がしとるんですね。現在でも、聞くところによると、これは国、県の事業だと思いますが、三面張りの事業がまだ行われておると。国、県に要請しながらも、現実はそのような事業が行われておると。国、県においても自然に配慮した事業等が、ホームページなんかを見ておりますと出ております。しかし、現実はなかなか、こういう財政難の中、厳しいと。

そういった意味で、目標軸といいますか、やっぱり市民の共通認識としてこういう条例は大事だと思うんですが、実際現実どうなのかと。その辺の検証作業、自然石とコンクリ、これだけ変わりましたよ、水の憲法と市民の皆さんの御理解、市も厳しい財政の中、これだけ実績を上げておられますと検証できる今回の新たな新条例でございますから、そういう材料ぐらいいは私は必要じゃないかなというふうに思うんですが、いかがでございますでしょうか。

それと、議案第14号の指定管理者は1社と。では、受益者といいますか、市民の皆さんが複数選択が可能なのかですね。うちは指定管理者に指定されとるA社じゃなくて、B社、C社を選びたいと、そういうことが可能なのかということと、大もとに行きまして、この市町村整備型事業が全国的にも進められておると。平成18年までに207自治体が採択をしております。そして、19年度は全国で17自治体が採択をして実施する予定。私の資料によりますと、20年度は11自治体と。

合併が進められて、全国で1,600、1,700、ほとんどがまだ100%いってない中小自治体が多い中、この数字はまだまだ低いなという認識をするんですね。やっぱり皆ちゅうちょしておると。そして、昨年6月、9月議会で廃案になったこの事業を採択して、近々のうちにはPFI移行も検討の余地に入るということですが、PFIを導入した場合に複数のSPCの選択といいますか、採択が可能なのか、その辺をお聞かせください。

総務部長（山田政徳君）

条例の件でございますが、まず今回、全体に条例の区域を広げるということだが、現実には都市部に実績が多いというお話でございますが、確かにそういう面でございますが、先ほど御紹介しました水辺公園、親水公園については、柳川市の農村集落でございます蒲池に2カ所、両開に1カ所ということで整備をさせていただいておりますので、必ずしも都市部に集中する問題ではございません。

それと、三面張りが現行行われておるということでございます。これについては、今後条例施行後に関係各課にさらにこういったことを周知徹底したいし、国、県にも改めて要請をしたいというふうを考えます。

次に、検証できる材料をしっかり把握しておくべきだということでございますが、今後この条例に基づきます審議会を立ち上げて、新たなまちづくり事業計画をつくるということになりますので、その時点でしっかりした材料、過去の実績等を集約いたしまして審議会の中

に提案をしていきたいというふうに考えます。

以上です。（「事業費の比較」と呼ぶ者あり）

済みません。自然石護岸と一般的に行われておりますブロック護岸、これについては、おおむね3割ぐらい自然石護岸の方が高くつくというふうに聞いております。

以上です。

市民部長（大曲豊喜君）

まず、1点目の指定管理者を1社にした場合に住民の方が複数選択可能かということですが、指定管理者を1社にした場合は住民の方の選択もございませんので、1社のみでございます。

それと、次に質問いただいております、PFI方式を導入した場合のSPCの選択でございますが、これにつきましても、今現在の法律等を見ますと複数設定していけないとは書いてございませんが、今考えられるのは、民間の資金とか能力を活用して市の財政負担、コストを最小限に抑えようとするものでございますので、基本的な考え方としては1社で持っていった方がいいんじゃないかと考えているところでございます。

24番（佐々木創主君）

はい、ありがとうございました。

そこで、議案第11号ですが、コンクリ護岸は各課に徹底していきたいと、国、県にも要請していきたいということですが、今回新たに条例案を出すわけですから、その辺のところです、やっぱり旧柳川でこの事業をやって、この条例を施行して、これだけよくなったんですよ。ましてや、自然環境においてコンクリート、自然石、これが数段に自然に与える影響、好影響、悪影響あるんだということが、いろんなところで言われているわけですから、ただ条文を出すんじゃないかと、私はその辺のところまで材料を含めて出すべきじゃないかなと。ちょっと短絡的過ぎるなという気がいたします。その辺のところ、質問通告の後、材料がないと。担当課の方も、急な通告でございましたから、いたし方ないとしても、この件は総務委員会でもまた審議させていただきますので、しっかりその辺の材料を私は出していきたいというふうに思います。

それと議案第14号でございますが、指定管理者1社しか選択できないということですね。そうすると、PFIを導入した場合1社と。しかし、部長、私もこの件に関しては12月議会でも質問させていただき、この件は当議会も市民の皆さんも注目する非常に大きな課題でございますので、私もいろいろ勉強させていただいて、内閣府のPFI推進室、そちらの方にも確認をし、1社じゃないとできないということはないと。いろんな複合事情、いろんな事情を加味する中で検討の余地はありますよという材料を与えているじゃないですか。助役にしても、その辺のところは研究課題としてやりたいというようなことも聞いております。それが、何でこんな小手先の改正の条例案しか出てこないのか、非常に私は落胆をしております。

す。何でそういうふうになったんでしょうか。

それと、先ほど言った柳川市掘割を守り育てる条例、この中には浄化槽をじゃんじゃん使いなさいと。こういう条例案がこういうタイミングで、周辺の材料も今回やらなきゃいけないという、本当に大きな事情もなく一緒に出てくる。非常に私はそのところにいろんな意図を感じるわけでございます。部長も担当課長も浄化槽に関しては非常に心配してらっしゃる。何とかこれを丸くおさめるような方法がないか、努力をされておるといふふうに聞いておりますし、感じております。それが何であなたたちの意向にかかわらず、こんな提案内容になったのか、可能であれば御答弁願います。

総務部長（山田政徳君）

条例についての3回目のお尋ねといいますか、総務委員会でいろいろお尋ねするというところでございましたので、御要望ということで、それに向けてこちらとしては準備をさせていただきます。

以上です。

市民部長（大曲豊喜君）

浄化槽の維持管理及び、今回提案していますのが、その指定管理者の導入に係るものと実際の料金の設定について提案をさせていただいているところでございます。そのほか、実際議員御指摘のように、PFI方式につきましても総務省の資料等、確かにいただいております。今後の検討課題ということでさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第11号 柳川市掘割を守り育てる条例の制定については総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第12号 柳川市副市長の定数を定める条例の制定については総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定については教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第16号 柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第19号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

の以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

25番（三小田一美君）

三小田です。議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてお尋ねをしたいと思います。

市長の提案理由の説明によれば、昨年6月に地方自治法の一部改正が行われ、本年4月から助役にかえて副市長を置くための定数条例であるとのこととあります。

今回の一部改正法の第161条には、「市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。」となっています。石田市長におかれては、財政の厳しさゆえに合併した新市の経営責任者として、財政状況に照らし、この定数条例を提案される前に、置かない条例を制定しようという考えは全くありませんでしたか。それを、まず1回お尋ねしたいと思えます。

総務部長（山田政徳君）

ちょっと私がお答えするのはいかなものかと思えますが、今回の議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方自治法の改正に伴いまして関係する条例を一括して改正するものでございます。そういうこととございますので、ちょっと質問の御趣旨が違うかなというふうに受けとめました。

以上です。

25番（三小田一美君）

今何ておっしゃられましたか。今よっと聞き取りにくかったが いや、いいです。

今度は提案者にお聞きしたい。石田市長は、石田市長のごと革新的な、また、市長がそのようなユニークな発想をされないのか私には不思議でなりません。

戦後間もない昭和22年に制定された地方自治法の中で、長い間どのような自治体でも「三役」と呼ばれ、市町村長、助役、収入役は常設の役職として採用されてきましたが、10年ほど前から自治体自身が厳しい環境になり、三役から二役体制へ移行する市町村が増加してまいりました。これは皆さん方、全部御存じだと思うわけですね。しかも、無難に執行されている現状を受け、国としても法の改正に踏み切ったと私は思っております。

三役の中で収入役については、職務権限と法の趣旨から任期途中の解任を禁じていることから、今回の法の改正において、附則第3条によって経過措置を設け任期を保証しているが、今回の合併において市の台所が苦しいことを最も承知されているのは市長自身だと私は思います。したがって、収入役の在職期間中は副市長の設置を見合わせ、若さと行動力が売り物の石田市長の力で柳川市の基盤をしっかりとつくってみようという考えはないものか、もう一度お尋ねします。石田市長。

市長（石田宝蔵君）

今回の三小田議員のお尋ねは、これは法改正に伴うものでございまして、文言の変更、名称の変更になるわけです。助役については副市長という制度、先ほど御指摘のとおり、平成に入りまして随分、地方自治法の弾力的な運用と申しますか、そういったことで、助役を2人制にしたり、あるいは名称を副市長に変えたり、さらには、収入役を置かないで2人の副市長制度をとったり、こういう制度で自治体のばらつきが見えてきたことは事実でございます。ただ、今回のやつは法律、上級法、根本法令に基づきます字句の変更でございまして、私どもがそのまま助役というふうに置いとくわけにはいかないわけでありませう。この辺については御理解いただきたいというふうに思います。

25番（三小田一美君）

今回で一応3回目、最後になりますが、これはまた予算の特別委員会でまたお聞きしますが、今回の合併に際し、議員においては2年間の在任の期間が法律の特例として認められていましたが、議会各位の自助努力により、みずから1年7カ月に短縮して、しかも統一することで、石田さん、あなたよくわかってっしょうが。決まっていた議員の報酬も、現市長の発案を受け再協議した結果、財政面も考え、また、それぞれの額に据え置くことといたしましたと、そういうことやったでっしょうが。私たち政治にかかわる者は、常に市民の立場に立って、市民の目線で判断をしていかなければならないと、そういうふうにごえとるわけでございます。全部議員はみんな同じなんですよ。そうでっしょう、市長。

それなら、どこでん運営で置いてあつところは何件あるのかな、三役全部。だから行革行革で、もう去年の6月ぐらいから大体は進めていかんといかにと、私はそういうふうに思つたわけですよ。ただ、総務委員会さんもおらっしゃるから、委員会を軽視するようなことは議員のモラルとして言われなかったから、私はそういうこと言わんやっただけですよ。こういうふうで提案をなされましたから、そういうふうで市長に聞きよるわけ。市長もそういうお気持ちでしょうが。今、財政は困難なんですよ。私は金額面も出したいけど、特別委員会でもたこれは再度聞きます。私はこれで質問は終わります。

市長（石田宝蔵君）

これは、私は市民の皆さんに明らかにしておかないといけないと思います。今そのような価値観があるとするとということは私も承知をしております。ただ、この7万7,000規模の市町村においては、助役、副市長というのを2人置いているところが多いんですよ。しかし、今回のやつは副市長を2人の定数にというところまで私も考えました、正直なところ。それはなぜかという、1市2町が合併をしてまだ誕生間もないからでございます。さまざまな会計事務の問題で、つい先般も新聞報道のとおり会計事務においては相当のチェックが要ると。新しく生まれた自治体でありますので。

そういうことからしても、法律の許容の範囲、そういったものは現任いただいている収入役については当然在任期間を使う自治体も多いんです。ところが、単独の自治体でありますならば、そのままいいでしょう。しかし、新市が誕生して7万7,000の市が生まれた。そういった中で、職員さん方も一生懸命頑張ってくれています。また、市民の皆さん方も均衡ある発展をやらなきゃいけない。市政というのは、本当の民主主義な市政のあり方というのは、市がどのような動きをしているのか、市民のためにどのような行政が行われているのか、市民のための市政になっているのか、こういうことが私は基本だろうと思います。

しかし、そういった中で今回の法律改正は、助役を副市長に名称を変える、副市長にそれなりの権限を与えるということなんですね。したがって、今お話しのとおり行政改革という言葉もありますけれども、行政改革以前の問題として新市が生まれて歩み出している。赤ちゃんが生まれて乳を飲ませている、あるいはおしめをかえている、そういう中で動き出している生まれたばかりの自治体です。議会の皆さん方にも大変な御苦労をいただいて（「そんならいなら今までどおり……」と呼ぶ者あり）定数の削減とか御努力をいただいております。

私は定数、特に飯塚の議会のリコールの問題も、そういうものを皆さん方しっかりクリアされているからできているわけですよ。しかし、私は少数精鋭で報酬をもっと上げたっていいと思います。これは市民の皆さんの声だろうと思いますよ。ただ単に、建設的に新市が、この議会が、執行が、市政が市民のためになる、そのことを市民の皆さん方は願っ

ていらっしゃると私は思います。（「もう議長いいです」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。（「勘違いせんでおって、市長」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定

については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第20号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

議案第21号 国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の受託について

及び議案第22号 福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について

の以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第20号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第21号 国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備

型)の事務の受託については産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中雅美君)

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第22号 福岡県後期高齢者医療広域連合の設置については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中雅美君)

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(田中雅美君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第23号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について

議案第24号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について

議案第25号 福岡県自治振興組合同約の変更について

議案第26号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

議案第27号 福岡県市町村災害共済基金組合同約の変更について

議案第28号 東山老人ホーム組合同約の変更について

議案第29号 福岡県介護保険広域連合組合同約の変更について

議案第30号 有明広域葬斎施設組合同約の変更について

議案第31号 大川柳川衛生組合同約の変更について

議案第32号 柳川みやま土木組合同約の変更について

及び議案第33号 花宗太田土木組合同約の一部変更について

の以上11議案を一括議題といたします。

11議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中雅美君)

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第23号から議案第33号までの11議案については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに一括採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

議案第23号から議案第33号までの11議案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、議案第23号から議案第33号までの11議案は原案どおり可決されました。

次に、議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について
及び議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について
の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり、龍邦弘氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり龍邦弘氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり、新谷雅子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり新谷雅子氏の人権擁護委員候補者の推薦について同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0 時 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成19年3月7日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
助	役	島	田	眞	司
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	曲	豊	喜
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
企	画	大	坪	正	明
財	政	櫻	木	重	信
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	金	子	健	次
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純
総	務	小	柳	敦	生
	課				
	長				
	補				
	佐				

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	乗	富	三	男
議	会	事	務	局	主	櫻	木	恵	美
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	庶	高	口	佳	人
					務				
					係				
					長				

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	11番 矢ヶ部 広 巳	1. 市長の政治理念について (1) 私の12月定例会の一般質問に対して、市民や業者から出された要望書等について (2) あなたの市長選挙における収支報告書について (3) 先の市議選でのあなたの対応について 2. 旧柳川市立中学校学校給食共同調理場について (1) 民間委託に対する請負契約について	市長・参考人として 選挙管理委員長 市 長
2	26番 梅 崎 和 弘	1. 市政一般 (1) 無認可幼稚園に対する第3子補助に対する検討結果について (2) 指定管理者制度（図書館）について (3) 個人情報保護（一人暮らし災害時の救難体制）と区長に対する個人情報の公開について (4) 市民要望 行政活動資金について 消毒薬の有料・無料について	市 長
3	22番 藤 丸 正 勝	1. 市政一般 (1) 漁協海苔養殖施設整備事業に関する不正経理について (2) 少子化対策について (3) 企業誘致について	市 長
4	14番 龍 益 男	1. 柳川市国民保護計画 (1) 国民保護計画 (2) 危機管理体制 各課の対応について 2. 総合運動公園 (1) 総合運動公園の必要性について	市長・消防長・ 教育長 市長・教育長
5	2番 古 賀 澄 雄	1. 市政一般 (1) 行政のムダ・ゼロを目指す事業仕分け導入について (2) 食育（学校給食）と地産地消の推進について (3) 矢部川流域の災害時における漁船の避難場所整備について	市 長

6	8番 森田房儀	1. 新生柳川の基盤づくりと将来展望は (1) 市長の政治姿勢について (2) 浦島橋架け替え工事について (3) 水問題について (4) ピアス問題について	市長
---	------------	---	----

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いをしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡単明瞭にされるようお願いをしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、11番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。11番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私にとって、市議とならせていただきまして、初めての定例会は12月議会でございます。12月12日に一般質問をさせていただきました。

市長の政治理念として、「今こそ政治家の潔白が求められることはありません。だから、政治家はこれっぽちの疑いを持たれてはいけないわけであります」と、あなたの市長選挙における収支報告書、さきの市議選での一部候補者への応援についてとたださせていただきました。

市民の皆さんに訴えます。私の一般質問に対して、証拠を出せ、証拠が出ないときは矢ヶ部広巳議員の辞職を求めますと、12月18日付で田中雅美議長あて、要望書が出されております。こんな理不尽な市町村がどこにありましょうか。市民の大きな声、小さな声、声なき声、ため息、すべての声を、この議場の場で代弁することこそが議員の務めと私は思いますが、どうでしょうか。決して私は間違っていないと思います。

皆さん、これだけではありません。もっと驚くことがあります。石田市長は、2月26日、10時から開かれた委員会の席で、詳しくは2月26日、私の時計で11時53分にこう言われました。一般質問があったその日に、つまり12月12日、矢ヶ部広巳議員を名誉毀損で訴えた。告発したと発言されました。そんな子供じみたおどしには乗りません。逆に勇気がわいてきました。

そこで、大項目1として、市長の政治理念について。

(1)私の12月定例会の一般質問に対して、市民や業者から出された要望書等について。

(2)あなたの市長選挙における収支報告書について。

(3)さきの市議選でのあなたの対応について。

次に、大項目2として、旧柳川市立中学校学校給食共同調理場について。

(1)民間委託に対する請負契約について質問をいたします。

恐れ入りますが、大項目2の学校給食云々は、答弁は後でお願いをいたします。時間がありませんれば、答弁を願うということで御了知をお願いします。

ここで市長にお願いがあります。答弁は、先ほど議長もおっしゃりましたように簡明に願います。私に与えられた時間は1時間であり、この一般質問は、たくさんの方が大きな関心を持って見て聞いておられます。どうか難しい漢文や、論語や、ことわざや、片仮名語を使われないでください。もしも使われるときは、日本語でわかりやすく注釈をお願いしたいと思います。

ある日刊紙では、全ページ全文、漢字には振り仮名をつけられた読者に優しい気配りの新聞があります。こんな気配りの答弁を市長にお願いをいたします。

蛇足になりましょうが、難しい言葉が使われた上に、その引用されたものに誤字や脱字があったとすれば、聞いている私たちは、いよいよちんぷんかんぷん、いや、かんぷんかんぷんになってしまいます。まさか難しい漢字等を使われまして、私たちを惑わす作戦、魂胆ではないと思いますが、市長のやられることには首をひねることがたくさんありますので、あえてお願いしているところでございます。

あとは自席で質問をさせていただきます。

市長（石田宝蔵君）

今、矢ヶ部議員からお尋ねがございましたが、私は平成6年の町長就任のとき、大和でじくじたる体育館をめぐる汚職事件が起きました。あのとき以来、町政の信頼をどう取り戻すのか、やはり時のリーダーとして、いつも清廉潔白でなければならないと。瓜田に瓜の田んぼに足を入れず、先ほどことわざは引用するなとおっしゃいましたが、李の木の下では帽子をかぶり直すなど、こういうふうなことで、絶えずそういった疑惑を持たれることのないように、清廉潔白を信条として、また、私は一貫して町長時代から、その姿勢を貫いてまいりました。それが今日に皆さん方の信頼を得ている姿だろうと思います。

まことしやかに火の気のないところに煙を立てて、火の気のないところにそのようなことが起きていること、私はまだまだ市民の皆さん、大変な御心配をいただいている。また、そういう市にはしてはならないと、このように思っている方々も声なき声の中にはたくさんございます。

本当にいい柳川にするため、矢ヶ部議員も町長を1年半余りお務めになられました。私も町長として同じようにおつき合いをさせていただきましたが、このような御質問をされることについて、私は若干疑問を逆に感じます。首長として、果たしてそのような経験を積まれた方が、一般質問の中でこういった御質問をなさるということは、まことに私は残念でたまりません。

一般質問というのは、議員の皆さん方が地方公共団体の一般事務、すなわち自治事務と法定受託事務、みずから市でやらなきゃいけないもの、あるいは国や県から委託を受けている事務、このもの全般にわたって執行部に対して、その執行の状況、あるいは処理の方法、こういったものについて説明または報告を求めて、そして、議会としての批判を執行に、また監視を行われるようにしているのが一般質問の趣旨であります。

しかし、今回のやつについては、私は残念ながらお答えをしてまいりました。今、議員がおっしゃいました昨年の12月の一般質問の中で、どのような発言をなさったかということは御記憶にあらうかと思いますが、A業者、B業者、C業者、D議員、また、それと結託して、市長がそういった企業を打ち立てようとしていると。そのような疑惑のまことしやかにあるようなことをおっしゃいましたが、根も葉もないこと、これは明らかにしなければならない。

2月26日に、今おっしゃいました、矢ヶ部議員の時計で11時53分だそうでございますが、私は一般質問等に関する疑惑解明特別委員会に招かれました。その中で、私は矢ヶ部議員から12月の定例議会の中で、あなたは私に対して、「さざんかの宿」じゃないけれども、曇りガラス、すりガラス、黒ガラスとおっしゃいました。私は、町長時代から一貫してガラス張りの市政、町政を執行してきました。（「うそやっか」と呼ぶ者あり）うそならば ちょっと発言は控えてください。そういうふうなものがあるとするならば、私は司直の手に落ちているでしょうし、また市民の皆さん方の信頼も得ていないと思います。これが嫌だから、選挙においてはいつもクリーン、ボランティアの皆さん方が手弁当、腰弁当でやっている。そのことが私の選挙の実態です。金のかからない選挙、だれでもが出来る。地盤、看板、かばんなくても、本当にこの市を思い、市民の皆さんの暮らしを思い、豊かにすることというのは、当然リーダーとしての責任と義務であります。

したがって、2月26日、私に時の委員会の中で、私はそれぞれ答えていきよりました。ところが、この会議は秘密会とおっしゃいました。秘密会とは何ですか。私はいつもこの議場の中でオープンで議論をして、市民の皆さんの目の前で、わかりやすく正しい情報を伝えるのが市政の信頼を得ることでありまして、市民の皆さん方にどのように市政が行われている

か、このことが本当に民主的な私は議会であり、市政でなければならないと思う。そういうものが見えないところにおいて、秘密会ということでしたから、私は、秘密会であるならば、ここでの答弁は差し控えさせていただきますと、このように申し上げました。市民の皆さんはどのようにお考えになるでしょうか。私が言っていることが間違いなのか。

こういった、きょうは傍聴席もお並びですが、テレビの前でもごらんになっている方々がたくさんいらっしゃるんです。そういう方々がお聞きになっている。しかも、公式の場においてそのような発言があったということは、ゆゆしきことであり、重大な発言です。私もそういう事実があるならば、あしたにでもやめまじょうと、そういう発言をいたしました。これはまさしく名誉にかかわる問題であります。また、市民の皆さんにきちんと説明をしなければなりません。そういったものをとらえて考えてみますときに、私は市民の皆さんや、あるいは業者等の、そういった方々から出されている要望書なんていうのは、どういうものなのかも知りませんし、中身についても承知上げおりません。

したがって、それは議会サイドでやられることですので、私については、その問題については差し控えさせていただきますと思います。

発言については、矢ヶ部議員の発言について真相を解明するという特別委員会でございますので、私は承知おきしてはおりませんし、私がもしそういうものがあるならば、この場において私を追及していただき、そして確固たる証拠なり、そういうものを出していただくと、私はあしたでもきょうでもやめます。それが政治家の私の信念でありますし、政治信条でもございます。

また、この12月の議会でもお答えいたしました、選挙の費用については、公職選挙法の定めによりまして届け出をいたしております。どうぞ皆さん方ごらんになっていただいて結構ですということを申し上げました。何も隠すことはございません。したがって、情報開示をしておりますので、ごらんになって、既に柳川市政を考えるガラス張りの会なるものの会報の中にも出ていますけれども、それも一つ一つ本当はお答えを私はしたいんです。しかし、一般質問の中で、もし時間を許すならばお答えをしまじょうと思います。報酬費、人件費はゼロ、これはボランティアでありますし、公費が出るものについては、議員もそうでしょう。出るものについては出さなくていいんでしょう。（発言する者あり）だから、そういうものについても、きちんと私は説明してまいります。

それから、市議選での対応については、12月議会で答弁申し上げたとおりでございます。

大きな2点目の問題については、教育委員会の方から答弁をさせたいと思います。（「教育委員会の問題は後で答弁を、時間があれば御答弁をしてくださいと最初言ったと思います」と呼ぶ者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

それでは、大項目2については、先ほど申したように、後で時間があればお願いをしたい

と思います。

重ねて言いますが、市長は12月定例会での12月12日の私の一般質問に対して、12月18日付で、しかも一字一句全く同じの要望書が4枚出されていることを御存じでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

よく承知しておりません。

11番（矢ヶ部広巳君）

その要望書の中で、石田市長を応援する私たちは、先ほど言いましたように、私をやめさせます、辞職を求めますとあり、これについては市長はどのように思われますか。

市長（石田宝蔵君）

「私をやめさせます」というのは、私のことでしょうか。（「私のことです」と呼ぶ者あり）それは、その方々がどのように判断されたのか私はわかりませんが、議員というのは品位と風格と、知識と識見とは普通の方よりももっと高い次元にあるということは、地方自治法の中にも書いてあります。こうなってくると、やはりこの議場においては、信頼を得ている皆さん方、それぞれ市民の負託を受けて、選良によって選ばれた皆さん方でございますから、やはりそれなりの責任を持てる発言をしていただく。私はそういうことに対して、むしろ矢ヶ部議員よりも、今の話によると、私を応援された、信じて応援してくれた。こういった応援した石田市長がそんなことをしているかと、もう不信がそういう行為につながっているんじゃないでしょうか、私に対してですよ。本当だとするならば。

だから、その辺については、真相を明らかにする責任が私は矢ヶ部議員にはあろうかと思えます。

11番（矢ヶ部広巳君）

私の一般質問が、質問のどこがいけないからこのような要望書が出たと思われますか。

市長（石田宝蔵君）

それは、議員の発言の中にありますように、あなたはうそついていると。「さざんかの宿」、曇りガラス、すりガラス、黒ガラスだと、こうおっしゃいました。

それからもう一つは、この議場の中にいらっしゃる議員の名前も出てきたじゃございませんか。ましてや、大和のB業者、三橋のD議員とか、ちょっとはつきりしませんが、議事録出せばわかりますけれども、そういうものを出された。このことは重大な私は発言だと思いますよ。ですから、特別委員会の中でも申し上げました。私はその日のうちに警察に行って、名誉毀損でお届けをいたしました。まだ告発に切りかえておりません。議事録ができ上がらないと、これについては告発に切りかえられないということでございましたので、つい先日告発に切りかえたところでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

市長も一般質問の会議録、しっかり読んでおられると思いますが、これは私の一般質問を

封じ込めるためのものではないでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

議員の質問を封じ込めると、そんなことは絶対いけないことでありまして、また、あつてはならないことです。議会は言論の府でありまして、それは当然常識、筋の通ったことならば、それが真実ならば当然言うべきことはおっしゃって、当たり前の中はこの議場の中で、何も言論統制があるわけでもございませんし、警察との、あるいは巷間のそういったものの言論の制限があるわけでもございません。まさしく民主主義というのは、だれでもが風通しのよく、自分のやはり考えなり、信条なり、政策なりを述べ合うことができるわけです。したがって、言論を封じるということは、これまたおかしな話でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

今、くしくもあなたは、議会は言論の府と言われました。当然であります。私たち議員活動の基本は言論であつて、問題はすべて言論によって決定するのが建前であります。だから、議会においては、特に言論を尊重し、自由を保障しているのですが、どう思われますか。

市長（石田宝蔵君）

これは、矢ヶ部議員も町長をやられてきている方ございまして、御勉強をなさってきていると思いますけれども、議場の中でも個人のプライバシーの問題ですね。あるいは業者とのそういった問題については、行政実例が出ているんですね、判例が。言つてはいけないこと、議場の中での発言の範囲、侮辱だとかプライバシーの個人の人権を侵害する。これは普遍的なものでありまして、だれでも同じ、思想信条は変わつても、やはり人の思いやり、まさしくそういうところこそ私は大事なところじゃないかなと。それがまさしく議員が冒頭におっしゃいました。思いやり、気配りのある発言であり、答弁でなければならぬわけでありまして。

したがって、何でもかんでも言論の府だから、それは自由だと。自由の裏には責任が伴うんです。このことをやはり私は理解しておいていただかなければならないと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

あなたは何かすりかえているようですよ。（「すごいな」と呼ぶ者あり）本当もう自分勝手な解釈してもらったら困りますよ。（「ひとりよがり」「それ見てもついていないよ」と呼ぶ者あり）もしも言論の自由がなくなれば、それこそ議員は、その職責を果たすことはできんわけですよ。何が逸脱していますか、どうですか。（「柳川は柳川の法律のあると、そういう事情の」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

そうだとするならば、ちょっと根拠を示したいと思つたので、ちょっと時間をかしていただきたいと思います。

議長（田中雅美君）

休憩とっですか。（「休憩ですか、休憩」と呼ぶ者あり）

ここで暫時休憩をとります。

午前10時27分 休憩

午前10時42分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁をお願いします。

市長（石田宝藏君）

お待たせしました。済みません。

先ほど私は法律の解釈の中で、地方自治法第131条、132条ということを申し上げました。132条の中には「品位の保持」というのがございます。これは法律で定められた文言でございます。こういうことをまずは書いてございます。

「品位の保持」、第132条「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」、こう書いてございます。

そのことを受けて、やはり全国津々浦々でさまざまな発言等が行われておりまして、無礼の言葉に当たるとされる判例、事例。「青森地裁 昭和54年3月30日判決 原告の被告議会における本件発言中には、当時の市長を名指しして、一派、女の腐ったみたいで、水の上に浮かぶ浮草のように云々と、ペテンにかけて、ばれるまで知らん顔で詐欺横領である。東京の会社から贈収賄をもらっている。ねっ、これは金額 やん、余りにも悪いことばかりするので云々、悪代官の典型的見本のようなものであるなどなどの言葉がある。これらの言葉は、それ自体が持つ意味及び原告の発言全体の文脈から見て、いずれも市長の人格行動を直接非難し、その反社会性ないし反倫理性という否定的評価を具体的に強調する意図のもとに用いられた侮辱的言葉であると認められる。特に、同市長に対し、詐欺横領及び贈収賄と決めつけるような言葉は、確定裁判時の刑事事件訴訟手続等によって客観的に認定された行為を指すのであれば別格、そうでない場合は、当該個人の名誉を不当に傷つける。あるいは社会に無用の混乱を引き起こすおそれあり、甚だ穏当を欠くものと言わざるを得ない」、このような判例がございます。

それから、他人の私生活にわたる言葉に当たるとされた判例。これも青森地裁、昭和54年（「時間稼ぎやないと」と呼ぶ者あり）えっ。（「時間稼ぎやで、もったいないよ」と呼ぶ者あり）いやいや、時間稼ぎ、客観的にそれを説明しておかなければならないということでしょう。（「私が言っておるとのどれにそれが当てはまると」と呼ぶ者あり）そういうことでございますよ。（「何かそい、詭弁よ、詭弁。おかしいやないですか、ほんなごて」「大分違うよ……」と呼ぶ者あり）一緒でしょう。

11番（矢ヶ部広巳君）

12月でも言いましたけれども、あなたが言っていることは、どうしても私は納得することができません。ねっ、そうでしょう。確かにあなたは、矢ヶ部広巳を告発するつもりで警察署に行ったかもしれませんが、そして、実際行かれて、その当時相手にされなかったんじゃないんですかね。それをいかにも私を犯罪者にするようなことで私は行ってあっとやなかろうかというような気がしてならないわけです。

現在、日本には1,700余りの市町村があります。御存じのとおりであります。年に4回は定例会がそれぞれ開催をされております。当然、定例会では一般質問がつきものであり、その一般質問の中で、一々議員が告発をされたんでは、それこそ警察は上がったります。三権分立の日本ですよ。立法、行政、司法、それが確立されておいて、何かあなたの考え方は答弁を聞いていると、何か未恐ろしいなというような私は感じをるところでございます。

これは答弁は要りませんが、市長のやり方を見ていると、何となく市長に意見する者は、何かもう追放するというか、私は黙って従うものの取り巻き政治のような気がしてなりません。私の考え違いでしょうかね。まるでどこかのひとりよがりの政治のような気がしてならないわけでありまして。口でおっしゃる公平公正よりも、行動される公平公正を願うものであります。

ここで次の(2)に進ませていただきます。

本日の私の一般質問に対して、参考人として選挙管理委員長に来てもらっております。大変お忙しい中ありがとうございます。心から感謝を申し上げますところでありまして。

そこで、あなたの市長選に対する収支報告書について。

12月の私の一般質問で、やっとあなたは選挙費用は2,023,973円と答弁されました。あとはひとつ閲覧をいただきたい。どうしてもあなたの口からは答えを得ることはできませんでした。本当に残念でございました。

そこで私は早速、あなたが言われるように閲覧をさせてもらいました。

収入の部ですが、寄附金は、主婦の方から30千円、自己資金2,000千円、米5俵で65千円、水道代5千円となっております。このほかには、寄附はなかったのでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

委員長にお尋ねかなと思ひまして。ございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

繰り返します。ほかに寄附はなかったのでしょうか、もう一回答えてください。

市長（石田宝蔵君）

はい、カンパなるものはございましたが、寄附というのはございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

次に、支出の部でございますが、驚くなかれ、何と人件費はゼロ円であります。さすがと

感心をさせていただいております。どういうふうによればこんな選挙ができるのでしょうか、御指南をいただけませんか。

市長（石田宝蔵君）

それはそれぞれ議員さん方も選挙をやられて、やり方一つでしょうから、私は金のかからない選挙と言ってきております。

11番（矢ヶ部広巳君）

事務所の借地料が100千円、あの豪華な2階建てのプレハブが何と150千円、いいですか、人脈によって、人のつながりにより、お互いの信頼によってこんなに安い価格でできるわけですよ。どう思われますか。

市長（石田宝蔵君）

事務所というのは後援会も出す部分もございます。選挙費用というのは1週間なんです、これはよく御存じだと思います。（「それはわかっとるやないですか」と呼ぶものあり）

11番（矢ヶ部広巳君）

今度はちっと弁の少のうなつたばいな。

今、あなたがいこじになっておられます市町村型の合併浄化槽問題、あなたの市長選挙の収支報告書が教えているわけじゃありませんか。見本ではないでしょうか。交渉次第でこんなにも安くてできますよという証明ではないでしょうか。つまり、あなたが提案されている市町村型の合併浄化槽問題よりも、個人型の方がはるかに有利だ、メリットがあるということ、あなたの選挙の収支報告が物語っていると思いますが、どう思われますか。

市長（石田宝蔵君）

どういう関連があるのか私はよくわかりません。市民の皆さんもよくわかんないんじゃないでしょうか。このことはこのことできっちりやらないと、私は市民の皆さんに十二分な理解をいただく説明できないと思います。それこそ矢ヶ部議員、何かすりかえられているような感じがします。

11番（矢ヶ部広巳君）

答弁は要りません。12月の私の一般質問の中のあなたの政治理念で、あなたは「瓜田に足を入れず」とことわざを引用されました。きょうも冒頭、「瓜田に足を入れず」とおっしゃいました。瓜田とは瓜の田んぼであります。正しくは、「瓜田にくつを入れず」と思いますが、うる覚えのまま使われた耳学問、聞き学問と思います。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）誤解をしないでくださいよ。人間はだれしも間違いはあります。それは認めますが、あなたは市長であります。公人であります。これからは卒業式、入学式も控えております。昨年、8月22日の水の郷での議会報告の中でも、大勢の前で「ゲーテ、おまえもか」と言われております。これも私は間違いと思います。

そこで、もとに戻らせていただきます。あなたが引用された「瓜田に足を入れず」、いや、

正しくは「瓜田にくつを入れず」とは、嫌疑を受けやすい行為は避けるがよいという意味であり、柳川市は7万5,000人の市民でありますから、15万の目がしっかりあなたの行動を見ている。

次の質問に入らせていただきます。

あなたがさきの市議選でとられた一部予定候補者への選挙応援、私を知る範囲では、そんな市町村長は聞いたことも見たこともありません。ほかにはおられないと思いますが、どこかの首長でそういう方がおられましたら教えてください、いかがでしょうか。

市長（石田宝藏君）

矢ヶ部議員のように私は調べておりません。

11番（矢ヶ部広巳君）

あなたの議員の定義を教えてください。

議長（田中雅美君）

もう一度お願いします。

11番（矢ヶ部広巳君）

あなたの議員の定義を教えてください。議員とはどういうものかということをお教えください。言わずもがなと思いますけれども、あなたは自分勝手に解釈するところがありますから、あえて私は言いよるわけでございます。

市長（石田宝藏君）

「人間は万物の尺度なり」、まさしく解釈はいつでもできるんですよ。矢ヶ部議員も自分の自己中心的な解釈をされておっしゃっていると、私から見るとそう思いますよ。

11番（矢ヶ部広巳君）

ああ、頭をひねりますね。執行部と議員は車の両輪とよく言われますが、それについてはどう思われますか。

市長（石田宝藏君）

それは全く同感でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

あなたは個人演説会の中で、応援演説で、「選挙広報を見ると皆さん立派なことをおっしゃっているんです。市民のために暮らしが豊かになるように、何がやっているんですか、だまされちゃいけません。口先だけでこういうふうに立派なことを言う人は、案外二枚舌、三枚舌が多い。住民の皆さんの前では仏様のようなことを言いながらですね、議会では否決の立場をとる」とおっしゃっています。

お聞きしますが、どうして議会で議員が否決したら、二枚舌、三枚舌でしょうか、お伺いします。

市長（石田宝藏君）

議員さん方は個別にお話ししますと、随分「あなたに賛同するよ」とおっしゃるんですよ。しかし、議会の採決になりますと、改選前、同じ数の方がお立ちになる。同じ数の方がお座りになる。活発な議論（「そういうのは当たり前のことじゃないか」「何てこと言うとか今んとは」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）個々の、それぞれ議員さん方は住民の意思を（「議会をばかにしている」と呼ぶ者あり）ばかとかはございません、尊敬しています。（「それはおかしいじゃないですか」と呼ぶ者あり）議員それぞれは同じように、市民の皆さんの負託を1,000人なり1,500人なり、それぞれの支持者の方々の御意見を代弁される方でございます。果たしてそんなに同じような形になるものか。そういうことではないかと思えます。（「謙虚になりなさい、謙虚が大事ですよ」「そうよ」と呼ぶ者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

議員も市民の皆さんから選ばれております。市民にとって是か非か、可決すべきか否決すべきか、その時々で判断する。何でんかんでんはいはい議員、何でんかんでんはいはい賛成、だったら私は、議員は要らんと思えます。むだな税金の使い方ということになりはしませんか。その点どうでしょうか。

市長（石田宝藏君）

私はさまざまな御意見が市民の皆さんの中にあると思うんです。7万7,000人。ですから、その代弁者として皆さん方が、その負託をお受けになられて議場に議席をいただかれているんです。いつもかつも、同じように金太郎あめ的に数がそろはずはございません。時の事案によっては数が変わったり、時においては、この場で市民の皆さんの目の前で見えるような議論が交わされる。そして、そういったものにやはり賛同すべき、反対すべきということは、これは当然私は変わると。（「二枚舌はいかん」と呼ぶ者あり）二枚舌とか（「もう相手にすんな」と呼ぶ者あり）三枚舌とか、（発言する者あり）そういうふうなことをおっしゃる。何がそうなのか。きっちり私はいつでも説明責任がございますから、市民の皆さん方にその説明責任を果たしてまいりますと申し上げてきているわけです。

だから、議員の皆さん方は、イエスマンとかそういうことではないんです。それぞれ住民の代表として、代弁者として議席に出られてあるわけですから、しっかりと住民の皆さん方の意思を受けて、この場においてやはり活発な議論をやる、オープンな議論をやる、このことが私は大事だということを申し上げているわけでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

答弁は要りません。私にはどうしても納得できません。憤りさえ覚えます。

それは、さきの個人演説会の応援演説の中で、議員を二枚舌、三枚舌とののしっておられます。あなたは、そんな議員の名誉を傷つけることを大衆の面前で言っておられます。なのに、12月一般質問で、その後私を告訴したと言っておられます。どう考えてもあなたの傲慢、おごりではないかと私は思います。

あなたは市長だから、何をしてもおとがめはない。だが、市長であるあなた本人にちょっとでも意見を言うやつは、警察権力を使ってでもばっさり切ってしまうという、そういう私は気がしてなりません。でも、世間はそんなに甘くはないと思います。猛省を促したいと思います。

そこで、教育長待っておられますが、大項目2について、簡単に答弁をお願いいたします。よかったら10分以内で答弁をお願いいたします。

学校教育課長（龍 英樹君）

2番目の旧柳川市中学校学校給食共同調理場について、民間委託に対する請負契約についてということで御答弁いたしたいと思います。

学校教育は、栄養面や安全面、衛生面に十分注意し、かつ安定的に供給することが重要であります。したがって、民間委託に当たっては、学校給食業務に豊富な実績があり、特に、センター方式による大量調理業務の実績があることが望ましいことなどを考慮したところでございます。

そこで、入札参加業者につきましては、四つの要件を設けまして選定に当たりました。

1番目といたしまして、福岡県下で学校給食の業務実績が多数あり、なおかつセンター方式による学校給食を1日1,000食以上調理した業務実績があること。

2番目といたしまして、福岡県内に本店、支店等を有し、非常時には速やかな連絡対応ができること。

3点目といたしまして、業者独自の衛生管理体制や社員教育体制が整っていること。

4番目といたしまして、万一の場合の損害賠償を十分に行えること。

以上の4点の基準を満たしている業者の中から、県内小・中学校において多数の受託実績を有する業者を調査し、審査しまして6業者を指名いたしました。

指名業者のうち、1社から辞退がありまして、最終的には5社によりまして、1月26日に入札を行い、その結果、株式会社日米クックが落札いたしました。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

業者を選ぶに当たりまして、県内に本店、支店があるところということでございましたが、民間委託はどこにされましたか。

学校教育課長（龍 英樹君）

先ほど申しましたように、株式会社日米クックということでございます。

この会社につきましては、本社は大阪でございますけれども、九州・山口営業本部というのが大野城市にございまして、先ほど申しましたように、この2番目の本店、支店を福岡県内に有しということで、この項目に該当するわけでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

市民の皆さんが疑問に思っておられるのは、どうしてわざわざ本社が大阪にあるところを選ばんやったるかという疑問の声を聞くわけですよ。それについてはどのように答えられますか。

学校教育課長（龍 英樹君）

私どもの方といたしましては、先ほど申し上げましたように、それぞれ県内の市町村が業務委託をしているところにつきまして、例えば、福岡市、久留米市、それから岡垣町とか、そういったところの実態調査をいたしまして、そして、その市町村が業者を選定した、そういった内容等を調査しまして、そして、先ほど申しました4点について、4点の基準を満たしている業者ということで選定をいたしたわけでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

その五つの業者の入札価格を教えてください。

学校教育課長（龍 英樹君）

先ほど申しました5社でございますけれども、株式会社ニッコクトラストというところが78,254千円でございます。それから、学校法人中村学園事業部が74,940千円、それから株式会社魚国総本社九州支社が69,420千円でございます。それから、先ほど申しました日米クックが59,642千円、それから、一富士フードサービス株式会社が77,844千円、以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

私がお願いをしたいのは、要望したいのは、やっぱり子供たちをできるだけ地産地消といえますか、地元のものやっぱり食べさせていたきたいという願いがあるわけでありませう。

そこで、この旧柳川市の中学校については、小学校が始められたときになぜ同時にされていなかったのか。

それは、私が過去聞いたところでは、できる限り小学校も中学校もそのとき同時に進行したかった。給食を一緒にしたかった。しかし、農家の皆さんたちから、その当時ですから、おりに米ばあつとば何でわざわざ金ば出して給食で食わんかんということでおくれたということも聞いておりますが、そういうことで、幸いにして新年度から中学校で学校給食があるわけでございますが、旧小学校では自校方式、中学校ではセンター方式ということでもありますので、できる限り自校方式に近いような給食に努めていただきたいと思うわけですが、どうでしょうか。

学校教育課長（龍 英樹君）

議員の御指摘はごもっともだと思います。私どもといたしましても、温かい給食をなるべく届けたいということで、食器食缶等につきましても、二重ぶたの食器食缶を使っておりまして、なるべく冷めにくい、そういった食器を購入いたしておるわけでございます。ですから、一番遠いところが、給食センターから蒲池中学校あたりが一番遠いかと思いますけれど

も、そこにいたしましても、なるべく冷めないようなところで気を配りまして、配送いたしたいということで考えておるわけでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

時間はまだ7分ありますが、最後になります。答えは要りません。

3月2日の金曜日、午前11時40分でした。拙宅に、ぶるーんぶるーんと電話が鳴りました。中年風の男性の声であります。私は、ここに持っております「柳川市議会報告2007年新年号」というのを1万戸、私が1人でバイクで配りました。その中には、平成17年度決算ということで、皆さんから納めていただいた貴重な税金、市税は5,925,300千円ですよ。その内訳として、市民税が2,259,050千円、固定資産税が3,129,880千円、軽自動車税146,850千円、市たばこ税389,520千円、そして、私の12月議会での一般質問の要旨を載せました。あなたの市長選挙について、2番目が市議選に対するあなたの応援について、3、漁業団地の一時凍結について、そして、合併浄化槽問題の私の反対討論全文を載せました。そして、今言ったように1万世帯に配りました。

そして、またもとに戻りますが、中年の男性の声で電話がありました。「議会報告を何で勝手に家に投げ込むか」と。私は、「あなたの住所と名前を教えてください」、電話を見れば非通知になっております。相手は「言われん。何で家に投げ込んだか」、私は、「そんな人からの電話はお断りします」と、ガチャッと切りました。議員が議員の務めでありまして議会報告さえも配ることに嫌がらせを受ける。なぜだろうかと私は思いました。どこが気に食わんやったやろうか。合併浄化槽問題の私の反対討論全文が気に食わんやったっちなかろうかと私は思いました。

私は、こんな卑劣なやり方には断固として、決してひるみません。どうか市民の皆さん、矢ヶ部広巳に議員としての務めを続けさせてください。長い時間ありがとうございました。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

第2順位、26番梅崎和弘議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

26番、日本共産党の梅崎和弘でございます。発言通告に従って行います。

まず第1点目、無認可幼稚園に対する第3子補助に対する検討結果についてであります。

前回、12月議会におきまして、無認可幼稚園に対する第3子補助に関しまして、一般質問をしております。いわゆるそのときの答弁は、無認可の幼稚園は学校教育法で定めている幼稚園ではなく、幼児の託児施設と思われる。こうすることで第3子補助の対象にはならないという答弁がっております。

この幼稚園は、もう創立50年くらいになります。私の妹もこの幼稚園を出ております。教

育部長も昭代でございますので、よく御存じだと思いますけれども、この幼稚園の実態を見れば、単なる託児施設か幼稚園としての機能を十分果たしているかどうかはおわかりになると思います。

また、地元の皆さんも、このことについては十分承知してあり、なぜこの幼稚園に対して第3子の補助が受けられないかという疑問や不平不満がいっぱいあっております。学校教育法という法が大事だということは十分わかりますけれども、物事をしゃくし定規に判断することだけではなくて、実態を見ながら判断することも必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

15歳から49歳までの1人の女性が生涯に産むと推計されます平均子供数は、1988年に1.58人を下回りまして、10年後には1.34人、そして2003年には1.29人とされておりまして。夫婦2人で2人の子供を育てていくとすれば、少子化はますます進むばかりであります。今回、第3子に対して、幼稚園奨励費の補助をするという優遇制度を設けられました市長に対しては、大いに敬意を表するものであります。前回、行政の責任の名において、調査検討するという市長の答弁がっておりますけれども、その結果どのような判断がなされたのか、お尋ねいたします。

2点目の指定管理者制度、特に図書館についてであります。

指定管理者制度のあり方につきましては、平成17年9月議会で一般質問を行っております。そのときは、まだこれから具体的な手続に入る段階であるということでした。指定管理者制度の対象になる公の施設の機能はそれぞれ異なり、また、管理運営の仕方もいろいろと違ってあります。そして、その施設には、それぞれの目的、役割、専門性があり、それに応じて専門職員が配置をされております。

公立の図書館におきましても、指定管理者制度を導入している市町村、指定管理者の募集をしているところ、または、その導入を予定して作業を始めているところなど、いろいろあるわけです。こういう検討をした結果、指定管理制度をとらないとした自治体も少なからずあると聞いております。

そこで1点目としましては、こういった中で、公立図書館に対して、指定管理者制度の導入に対してどのように考えておられるのか。

2点目は、図書館の利用状況、これは各分館ごとにお願いたします。 はどうなっているのかお尋ねいたします。

3点目でございます、個人情報保護（一人暮らし災害時の救難体制）と区長に対する個人情報の公開についてであります。

以前は運動会で幼稚園児の競走がある。または障害走のリレー、1年生から6年生の子供は、どこの家庭に相談に行けばいいのか。または子供会でももちつき大会をしたい、いわゆる、そのもちを80歳以上のお年寄りに配りたいけれども、この紅白のもちをどこに持ってい

けばいいのか。こういうことは、行政区長さんに聞けばすぐにわかっていたわけです。それくらい行政区長さんは集落のことを把握されておりました。ところが、近ごろは個人情報の保護ということで、なかなか情報が得られない状態になっております。

ここで心配になりますのが、いわゆる災害時におきまして、ひとり暮らしの老人がおられる場合、いわゆる安否を尋ねる必要が出てくるわけです。そういう緊急時のために、ひとり暮らしの世帯がどこにおられるのか。いわゆる今度新しくなられましたある区長さんが市民課に相談に行ったら、「それは総務課に行ってください」、総務課に行けば「市民課へ行ってください」と、こういうことでたらい回しにされたということであります。

いわゆる区長さんの仕事は、市の広報、伝達、住民の要望を市政に届けるなど、大変重要な任務や仕事を担っておられます。そういった区長さんに対しまして、ひとり暮らしや体の弱い年寄りの夫婦など、市としてある程度の公開をしてもいいのではないかと思いますけれども、この個人情報条例から見た場合、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

4点目の市民要望の1点目でございます。これは、行政区活動助成金についてであります。

この資金は、以前納税報奨制度だったものだと思いますけれども、今1世帯当たり、柳川地区では2,200円、大和・三橋地区が2,500円であり、総額約54,400千円が支給されております。

この活動助成金は、補助金等審査判定結果のコメントとして、市がある程度モデルをつくり、行政としてバックアップしていく必要もあるということでございます。この活動助成金が、いわゆる半額を、もう各戸に配ろうやっかというふうなことも言われているということを知っておりますけれども、いわゆるこの活動助成金が設立した経過はどうなっているのか。または各行政区の活動助成金はどのように使われているのか。

3点目としまして、柳川地区や大和・三橋地区の300円の差は、今後どのようになされるのか、以上3点お尋ねいたします。

4点目、市民要望の2点目ですけれども、消毒薬の有料・無料についてであります。

夏が近づいてきますと、煙霧機や消毒機械で、朝早くから暑い日中、毎年四、五回行われております。私もこれには毎年大体参加をしております。このようなボランティア活動のおかげで、集落内の蚊やハエの発生が大分少なくなっております。

そういう状態の中で、個別補助金の審査判定結果のコメントによりますと、薬剤の無料配付には問題がある。このように指摘されておりますけれども、これはとんでもない話だと思います。集落の皆さん方がボランティア活動で汗水流しておられることをどう思っておられるのか、審査員の方にお聞きしたいものであります。

この消毒用の薬剤が有料の地区、または無料の地区がありますけれども、今後どのように検討されるのか、以上お尋ねします。

以上、第1回目を終わります。

教育部長（佐藤健二君）

梅崎議員から御質問の市政一般の1番と2番につきまして、私の方からお答えいたしたいと思えます。

幼稚園就園奨励費補助は、国庫補助の対象事業でございます。柳川市が18年度から導入しております第3子以降の無料化は、国庫補助の対象事業に第3子無料化分を上乗せして、市立幼稚園に補助金を交付するようにしているところでございます。

そこで、議員御指摘の幼稚園につきましては、先般の質問にお答えいたしまして、調査検討を行ってまいりました結果、当該幼稚園は約50年間幼稚園として運営されておまして、就園時間、先生の存在、授業の内容など、他の認可されております幼稚園と大差ないようでございます。地域の方もそのように認知されているようです。しかしながら、18年度、市の独自事業として導入されました第3子以降の無料化制度は、認可された幼稚園、保育園を対象としておりますので、議員御指摘の幼稚園は、実態としては幼稚園の機能を果たしていると思えますが、何らかの理由で認可を受けていないわけでございますので、議員のお気持ちはわかりますが、教育委員会としては、国の幼稚園就園奨励費補助交付要綱及び柳川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定によりまして、第3子に補助金を交付しておるところでございますので、認可幼稚園と同様な取り扱いはできないと考えているところでございます。

次に、図書館の指定管理者の問題でございますが、まず、指定管理者への取り組みについて若干説明を加えさせていただきます。

平成17年3月の総務省通知、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針で、行政改革の指針に係る具体的な取り組みを明示した集中改革プランを策定し、市民に対して、その内容をわかりやすく公表するという自治体の説明責任を求めています。

これを受けて、平成18年3月に策定の柳川市行政改革集中プランの中で、「指定管理者制度については、公共性、公益性を確保しつつ、市民福祉を増進することを基本に、公の施設におけるサービス向上と管理経費の節減を図るため、各施設での導入の可能性を十分検討した上で、可能なものについては指定管理者制度を積極的に活用します」とあります。

また、柳川市行政改革大綱でも、「サービス向上や費用対効果を十分に考慮し、民間の専門性や効率性が発揮できると判断される事業事務については、推進計画を策定し、積極的に外部委託を進めます」と書かれております。

これらを受けて、市では、公の施設の適正管理計画を策定するための柳川市施設管理適正化計画策定委員会が設置されまして、図書館についても、指定管理者の導入について検討するよう結論が出されたわけでございます。そこで現在、導入に向けての準備を進めているところでございます。

導入に当たっては、お母さんや子供さんたち、その他利用者の方々に不安を感じさせるこ

とや不便を与えることなく、また、サービス水準を下げないことを念頭において準備を進め、今後、図書館協議会への説明、教育委員会での決議を得て、議会での条例の変更と指定管理者の指定の議決をいただくことになります。

次に、図書館の利用状況でございますが、直近の平成17年度で申し上げますと、総貸し出し冊数及び総利用者の合計は、61万4,718冊で、15万7,596人となっております。

内訳は、本館、28万1,181冊で7万5,523人、三橋図書館、16万8,724冊で4万719人、雲龍図書館、1万8,079冊で4,964人、両開分館、2万1,086冊で4,938人、昭代分館、5万6,243冊で1万3,565人、蒲池分館、4万7,059冊で1万1,580人、水の郷分室、2万2,346冊で6,307人となります。ちなみに、市民1人当たりの平均にしますと、8.1冊になります。

以上でございます。

総務部長（山田政徳君）

3点目の区長さん方への個人情報の公開について、お答えをさせていただきます。

ずっと以前は、区長さん方には、その区内に住む住民の情報、かなりの情報を提供させていただいておりました。ところが、先ほど議員もおっしゃいましたように、個人情報の保護という面から、その情報提供がかなり厳しくなっておるとい現実がございます。しかしながら、議員もおっしゃいましたように、やはり区長さんに聞けば、何でも地区のことはよくわかるという区長さんであってほしいという願いはこちらとしてもございますので、個人情報保護のすれすれのところで情報提供をさせていただいておるとい状況でございます。

例えば、行政区内に転入、あるいは転居、転出、子供が生まれた、お亡くなりになったと、そういった住民異動があった場合は、最小限の提供をさせていただいておるわけでございます。この提供についても、個人情報保護の観点からいうと若干の問題がございますが、行政区活動という面から提供させていただいておるわけでございます。その点よろしく願いを申し上げます。

続いて、行政区の活動助成金のことでございますが、まず1点目の設立の経過でございます。

これは先ほど議員も少しお述べになりましたが、合併前にありました納税報奨金、これが法律に抵触するというのもございましたので、新市ではすべて納税報奨金を廃止いたしまして、行政区活動助成金に一本化をさせていただいております。

次に、どのように使われるかということでございますが、あくまでこの活動助成金と申しますのは、行政区の自主的、主体的な自治会活動に要する経費に助成をするというものでございます。

具体的にどんな事業が対象になるかということですが、これについては、助成金交付規程というのを市で設けております。その3条に例示をいたしております。それを御紹介いたしますと、1点目に、行政区における住民相互の触れ合い、あるいは交流を目的とした文化・

スポーツ、祭りなど。次に、行政区内の掲示板、案内板、記念碑、ごみ置き場などの設置、清掃作業、緑化運動など、安全で住みよい環境づくりを目的とした事業、続いて、行政区で作成した周知文書の配布、広報紙の発行、続いて、行政区内の住民を対象とした後援会、講習会、研修、視察等、こういった事業を例示いたしておるところでございます。できるだけ、この趣旨に沿った活動、事業をしていただきたいと思います。

次に、300円の差はどうするのかということでございます。確かに、旧柳川市2,200円、旧大和町、三橋町は1世帯当たり2,500円ということで、合併時に調整をいたしておりましたが、これは行政区全体に対するいろんな報酬額とか、そういったことで、調整の結果こういう形になったわけですが、合併後2年たつということもありまして、新年度から1市2町一本化しまして、1世帯当たり2,300円で統一をするということで考えております。

以上です。

市民部長（大曲豊喜君）

4点目の市民の要望の消毒薬の有料の地区、無料の地区に対する、今後どのようにされるかについてお答えをいたします。

薬剤散布による蚊、ハエなどの害虫駆除活動につきましては、合併前から旧柳川市、三橋町ではクリーン連合会、旧大和町では環境衛生組合の事業として行われてまいりました。新柳川市の誕生によりまして、旧市町の組織を統合した柳川市クリーン連合会が新組織としてスタートするに当たり、事業の統合や整理、調整が行われてきたところでございます。その際、害虫駆除用薬剤につきましては、受益者から購入原価の一部を負担してもらい、いわゆる受益者負担制度の有無につきまして、旧市町で相違がありましたので、2カ年の調整期間を置いて一本化することとされ、総会におきまして了承がされているところでございます。

19年度からにつきましては、2カ年の調整期間が終わりましたので、害虫駆除用薬剤を希望される行政区への対応につきまして、全市で統一するように調整がされることとなっております。

なお、受益者負担制度導入の有無や負担金額につきましては、今後クリーン連合会の役員会、理事会で検討し、決定していただくことになるとおもうところでございます。

以上でございます。

市長（石田宝藏君）

梅崎議員から、この第3子に対する無認可幼稚園の支援の問題、これについて、今さっき佐藤部長から答弁がございましたように、教育委員会として調査をしていただきまして、さまざまな関係法令等を照らし合わせ、また現状等を把握していただきました結果、委員会としては、無認可の幼稚園に対しては、そのような措置はできないということではありますが、私も就任をいたしまして2年間、昨年は子育て支援室なるものを立ち上げまして、少子化対策に対する施策も打ち出して、マニフェストの中にも示してきたとおりでございますが、や

はり子供さんが少なくなっている。どうしてもこの少子化対策については、今国を挙げて、将来を考えて当然施策として打ち出さなきゃいけない問題ということで、深刻な議論が行われておりますが、私といたしましては、首長部局の分野において、そのようなことで前向きに、当初予算には間に合いませんでしたが、できますならば、年度の途中にひょっとすればなるかもしれません。また、その時間が間に合わないとする来年度になるかもしれませんが、やはりこういった無認可であろうが、自宅の保育であろうが、第3子についてはそれなりの措置をしたいということで申し上げておきたいと思っております。

そういうことで御理解いただきたいと思えます。

26番（梅崎和弘君）

2回目の質問をさせていただきます。

まず、第1点目ですけれども、先ほど市長から前向きに検討していきたいということでございましたので、ぜひそのようなことで頑張ってもらいたいと思えます。

先ほど、このことにつきましては国を挙げてやっているということでございますけれども、昨日テレビを見ておりましたら、ある企業は第3子を、出産費用から中学生になるまで支援をしていくというような、ある企業のテレビであってございました。やはりその中では、従業員の方は、これで安心して第3子の子供を産むこともできると。また育てていくこともできるとということで、大変喜んでいてというものでございました。

そこで、前回も言いましたけれども、いわゆる今回の優遇制度、また再度、前回と同じような質問になりますけれども、このことは、やはり子供が対象でありまして、学校教育法では、やはり無認可幼稚園は幼稚園ではないということですのでけれども、今現在、柳川市内に住んでおられます第3子は、すべて無認可保育所なども含めて対象にすべきではないかと思えますけれども、第3子の子供さんは、今市内にどれだけおられるのかお尋ねしたいと思えます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

柳川市におきます第3子の数についてというふうなことで、今年度から実施しました第3子無料にかかわる部分として考えまして、あくまでも推計というふうな数でとらえていただきたいというふうに思いますが、小学校6年生以下の児童を第1子と数えまして、そのうち3番目以降の児童が小学校入学前の3年間の期間、すなわち平成12年の4月2日から平成15年4月1日に生まれた対象の第3子の総数というのは269名いらっしゃいます。

その中で、現在保育所に入所されている児童数というのが191名、幼稚園に通園している児童数が59名でございます。その残り19名というのが、先ほどお話がございましたように、無認可の幼稚園なり保育園と、そして在宅等の児童ではないかというふうにして推察をするところでございます。

26番（梅崎和弘君）

平成18年度の第1回の定例市議会では、やはり柳川独自の方式として、第3子以降の保育料は、幼稚園についても無料にするという所信表明があっておりました。やはりこのことが、無認可については触れられておりませんでしたので、保護者の方は、やはりだれでも第3子以降は無料になるんじゃないかと喜んでおったわけでございます。

先ほどの市長の答弁で十分満足するわけですけれども、やはりこういうことがあったということを、ぜひ考えていただいておったと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今後いわゆる子育て支援業務をさらに強化するためには、福祉事務所内の子育て支援係を室に昇格する。また第3子の保育料無料化を子育て相談支援業務などの総合的な少子化対策、子育て支援を推進します。やはり組織の変更が言われております。

また、主な事業としましては、児童手当の拡大とか、第3子の、先ほど言いましたけれども、保育料の無料化を言われております。やはりこのような所信表明に対しまして、先ほどの市長の答弁がありましたけれども、無認可の幼稚園、保育園の保護者の方たちも大いに期待をされておりますので、この期待を裏切らないように、ぜひ本当に前向きに御検討をお願ひしたいと思ひます。

それから、2点目ですけれども、指定管理者制度につきましては、先ほど導入に向けて検討をしているということでございましたけれども、図書館協会というものがありますけれども、この図書館協会の見解について、ひとつ述べたいと思ひます。

いわゆる指定管理者制度を図書館に適用するかどうかを検討する基礎として、日本図書館協会は次のような見解を出しております。

1点目が、施設の設置の目的を効果的に達成するために必要かどうか。または、住民サービスの向上に役立つかどうかを検討されるべきであると。2点目が、教育機関として位置づけられている。3点目が、図書館法により無料の原則とされております。

公立図書館事業は、いわゆる事業収益が見込めない公共サービスでありまして、営利を目的とする団体が管理を行うには無理があるということでございますけれども、このような見解につきまして、先ほど答弁がありました導入に向けての検討をされるということにつきまして、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

教育部長（佐藤健二君）

お答えいたします。

日本図書館協会の見解に限らず、個人でも新聞とか雑誌などで指定管理者の導入につきまして、反対するいろんな見解が出されているところでございますが、現に指定管理者制度を導入して運営している図書館も参考にしまして、本市としましては、これら意見をすべてクリアすることで導入を進めたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

じゃあ、その導入の時期というのは、いつごろ考えておられるわけですか。

教育部長（佐藤健二君）

先ほど御説明申し上げました中に、柳川市施設管理適正化計画策定委員会というのを設けて、競技をして研究を行っているということで説明をいたしました。その中では、一応まだ予定でございますけども、21年度をめぐり今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

いわゆる営利を目的とする団体が管理を行うには無理があるというこの点につきまして、この指定管理者制度を、指定を受ける団体があると思われませんか、どうですか。ちょっとお尋ねします。

教育部長（佐藤健二君）

必ずしも指定管理を受ける団体といいますか、そういうところは営利を目的とする団体ではございません。例えば、NPO法人とか、そういうふうな福祉法人とか、いろんなところが名乗り上げてもらって結構なわけでございます。

そういうことで、無料、利益につながらんということでしょうけども、現実に指定を受けて管理運営しているところもございますので、そういうところも十分検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

3番目の2回目の質問ですけれども、以前は、社会福祉協議会などで、ひとり暮らしのお年寄りに対して、愛の一声運動とか、そういうふうなネットワーク体制があったと思いますけれども、このような体制が今も続けられているのかどうかですね。

先ほど言いましたように、区長さんたちが、民生委員さんでもいいんですけれども、このような体制があれば、区長さんたちの心配がある程度緩和されるんじゃないかなと思いますので、その体制についてどうなっておりますか。

保健福祉部長（本木芳夫君）

地域により見守り等の活動につきまして、現在も民生児童委員の活動の一環としまして、ひとり暮らし高齢者の実態調査を行い、見守り支援をしていただいております。その活動の中で、生活状況とか健康状況、緊急連絡先などを調査していただきまして、ひとり暮らし高齢者台帳を一つは作成していただいております。

それと、市の老人クラブ連合会では、会員同士の相互支援としての愛の一声運動を行っていただいておりますので、この事業の中から支援活動員ということで、650の方がひとり暮

らし会員のお宅に訪問をしたりとか、そういう活動を定期的に実施をされているところがございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

4点目の行政区の活動資金ですけれども、先ほどの答弁では、この交付金は住民相互のふれあいとか、住みよい環境づくり、また講演会などを行うというふうなことが、答弁がっておりますけれども、この助成金が各行政区において、やはり住民の親睦や融和のために使われるように、ぜひ御指導をお願いしたいと思います。

それと、2点目の消毒薬の有料・無料の件ですけれども、この消毒薬を有料にした場合、総額幾らくらいになるのかお尋ねします。

市民部長（大曲豊喜君）

消毒薬の有料にした場合の総額幾らくらいかということでございますが、先ほどお答えしましたように、受益者の負担制度導入の有無や負担金額等につきましては、今後クリーン連合会の役員会、理事会で決定し、検討して決定していただくということになると思いますので、ちょっと金額が、算定が難しいところでございますが、参考までに申し上げますと、平成18年度の実績を申し上げますと、油剤、乳剤とも1缶当たり千円負担をさせていただいております。その合計で約390千円が負担をさせていただいている金額になっております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

この問題につきまして、受益者負担ということではなくて、ぜひ無料化の方向を検討していただきたいと、このように思います。

以上で終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで、1時まで休憩をとります。

午前11時52分 休憩

午後1時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、22番藤丸正勝議員の発言を許します。

22番（藤丸正勝君）（登壇）

22番藤丸正勝でございます。議長の許可のもと、市長並びに執行部に3項目の質問をいたします。

まず1点目は、沖端漁業協同組合に平成15、16年には、あってはならない不正な補助金の

支出が、市の職員による公文書偽造といいますが、柳川市の公金1,797,600円が漁業組合へ支出されたということが新聞、テレビ等で報道されましたが、事実関係を調査するために、助役初め調査委員会を設置されてありますが、調査経過を市民の皆様へ報告する義務があると思いますのでお尋ねいたします。

また、2点目には少子化対策について。

子供は宝ということで、柳川市の未来の宝であります。しかし、生まれてくる子供は平成17年度、柳川市の現状では545名、また、亡くなられる方が773名、また、結婚された方が347組ということで、合併後2年でありましてけれども、2,000人という人口減ということで、このような中、福岡県では、出会いの場の減少や若者の晩婚化、教育費の負担増、核家族等で急速に少子化が進んでおります。また、出会い・子育て応援プランが県の方で策定がしてあります。

このような中に、近隣の八女市においては、筑後市、八女郡2市5町村で結婚サポートセンターというのが七つの自治体の支援で開設されたということでございます。その内容は執行部としては把握されておりますでしょうか、お尋ねいたします。

本市では、少子化対策については、いろんな事業を勘案されていると思いますが、少子化対策と言われるものには現在どういう事業があり、また、新しい事業計画はどのようなのが計画されてあるのでしょうか。

続いて、3点目は企業誘致について。

1市2町合併後、18年度は自主財源は約60億円ということで、市の予算は補助金頼みの年間予算だと思いますけれども、今後厳しい経済状況になることを考えてみますと、自主財源の確保、雇用の安定、少子化対策のため、活気あふれるまちづくりのために企業誘致はありますでしょうか。

以上3点をお伺いいたしますが、そこで、今の経済状況の中ではありますけど、政府は昨年末に、2002年度から始まった景気拡大期が58カ月になったと認識し、1965年11月から57カ月間続いたいざなぎ景気を超え、戦後最長になったと発表されましたが、景気の実感というのはさっぱり我々にはわかりません。このいざなぎ景気、確定には1年以上も政府はかかっております。景気拡大が長ければいいというものではありません。やはりデフレの時代で物が安いといっても、懐が寒かったら個人消費というのは伸びません。また、雇用の場では、非正社員の問題、パート社員、契約社員の増加、ニートと言われる労働者の雇用の問題、個人の家庭生活における給料、生活の格差が広がりつつあり、企業の業績とは裏腹に、サラリーマンの給料所得が伸びない中に、昨年7月にはゼロ金利解除で市場経済も回復したと思われましたが、その後の金融政策会議で本当の景気回復はできないということで、利率の引き上げが見送られてきましたが、やっと先月スズメの涙の程度でありますけれども、利上げがありました。

本年度は、また国民にとりましては、増税が待ってあります。年金などの社会保障費、消費税引き上げ懸念、所得税に対する定率減税の廃止、個人住民税の定率減税が完全に廃止され、個人の税負担が多くなり、企業は正社員をなくし、非正社員をふやし、定期昇給やボーナスがなくなり、生涯賃金に大差がつき、将来の生活設計を立てられないようになるのではないかと懸念しており、結婚はしない、子供は持たない、地元で雇用がないなど、労働意欲をなくす人たちがふえるのではないかと心配をいたしております。

人口減少をとめるには、少子化対策の面整備の充実、企業誘致推進など、執行部の考えをお伺いいたしたいと思っております。

また、詳細な質問は自席の方からさせていただきます。

助役（島田眞司君）

それでは、1点目のノリ養殖施設の不正経理につきまして、調査の経過についてお尋ねでございますので、お答えしたいと思います。

昨年12月22日でございますが、福岡県より市に対しまして、漁協の不適正な会計処理に関して、柳川市職員がかかわっているという旨の通報がありました。市長からは事実関係を早急に調査するように指示がございまして、助役の私を委員長といたしまして、柳川市事務事業等に関する調査委員会を12月26日に設置したところでございます。

その後、本年2月1日までに、関係職員からの3回の事情聴取を含めまして、計5回の委員会を開催し、事実関係を究明したというところでございます。

事実関係につきましては、既にマスコミ報道にございましたし、あるいは全員協議会でも御説明したとおりでございますが、概要を申し上げますと、漁協が事業主体となって、平成16年度に実施したノリ養殖場敷地整備事業に関しまして、漁協の負担を軽減するため架空の機械借上料等の名目で、平成15年度、16年度の2カ年度にわたりまして、市から漁協に対し、合計1,797,600円を不正に支出したというものでございます。

以上でございます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

藤丸議員の2点目の質問、少子化対策についてということで、その中で3点御質問があったと思っております。

1点が柳川市の少子化対策の現状についてと、2点目がこれからどのように少子化対策を考えているかということと、八女郡の2市5町に設置をされております結婚相談所を承知しているかというふうな御質問であったというふうに思います。

第1点目の質問でございます、柳川市におきます少子化対策の現状についてお答えいたしたいと思っております。

本市の少子化対策につきましては、「子ども・親・地域ともにはぐくむ子育てのまち柳川」を目指し、平成17年の3月に策定いたしました柳川市次世代育成支援行動計画に基づき、

施策の推進を図っているところでございます。

18年度の主な取り組みといたしましては、深刻な少子化への積極的対応の一つといたしまして、たくさんの子供の子育てを頑張っている方のために、柳川市独自の第3子優遇制度を設けました。また、児童手当の支給対象者を小学校3年生から6年生へと拡充いたしております。さらに、延長保育や一時保育事業などの特別保育事業や学童保育所事業など、働く母親のための事業の推進とあわせまして、家庭で子育てをしておられますお母さん方にも、今まで以上に支援をしていくために、18年度には親子や親同士のふれあいの場を提供します集いの広場事業を毎週1回、児童館やそれぞれ三橋、大和町の保健福祉センターで開設いたしております。加えまして、保育園で行っております地域子育て支援センターを昨年9月より1カ所増設し、地域におきます子育て支援相談業務等の充実を図っているところでございます。

続きまして、これからの少子化対策の考え方ということでございます。

平成19年度における子育て支援事業といたしまして、従来、柳城児童館で実施しておりました城内校区の児童を対象としました学童保育事業を、4月からは城内小学校内において開設をいたす予定でございます。

そして、18年度から毎週1回実施いたしておりました集いの広場事業を本年4月より柳城児童館を拠点としまして、毎週月曜日から金曜日までの週5回実施いたします。

また、国におきましても、急速な少子化の進行を踏まえ、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児に対します児童手当の額が第1子、第2子について本年4月より5千円増額され、月額10千円の手当額に改正されます。現在、双子や三つ子等の2人以上の多胎の子の出産や育児は、肉体的、精神的、また経済的にもかなりの負担が伴うものでございます。

そこで本市では、多胎児支援対策の新規事業といたしまして、ゼロ歳から3歳未満の多胎児を家庭で育児をしていらっしゃる父母、家庭などに対して、安心して子育てができるよう、その家庭に対してホームヘルパーを派遣しまして、家事等の軽減を図るエンゼルサポート派遣事業を社会福祉協議会へ委託して実施いたす予定でございます。

ホームヘルパーの派遣限度時間や利用者の自己負担額は、多胎児の年齢、双子や三つ子以上の場合によって異なっております。また、対象の多胎児が保育所などに入所された場合は、ヘルパーの派遣は該当しないことにいたしております。

今後における本市の少子化対策につきましても、次世代を担う子供たちと、その家庭を社会全体で支援するための施策の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、3番目、結婚相談所、結婚サポートセンターについてお答えいたします。

深刻な少子・高齢化に歯どめをかけるために、近隣の市町村においては、独身者の結婚を後押しします結婚相談所が八女市内の市町村会館に開設されております。この相談所は、八

女市のほか、筑後市、黒木町、立花町、広川町、星野村、矢部村などの筑後地方の7市町村で構成します事務組合が任意団体に委託し、登録者にお見合いを仲介していく結婚サポートセンターでございます。

少子化の要因であります若者の未婚化や晩婚化の進行は深刻な問題でございまして、早急に取り組む課題とは考えますが、本市といたしましては、このたび開設されました結婚相談所の状況や成果などについて、今後調査してまいりたいと考えているところでございます。

以上が2番目の少子化問題に対する質問の答弁でございます。

産業経済部長（田島稔大君）

三つ目の企業誘致についてでございますが、現在取り組んでおりますことに対してお答えしたいと思います。

市の方では、今年度でございますが、4月に商工振興課ということで機構改革を行いまし、そしてその中で、二つの係に対応しておるところでございますが、まず、この企業の誘致につきましては、大きくソフト面とハード面というふうなところがあるかと思えます。

市の方に現在、企業誘致条例としましては、工場誘致条例、それから工場等誘致条例、それから企業立地等促進条例という三つの条例がございます。この中で、工場誘致条例、工場等誘致条例につきましては、上位法令に基づく条例でございまして、市独自で動けますのが、企業立地等促進条例ということで、この条例につきましては、昨年の9月に全部改正をさせていただきました。その中で、雇用条件の緩和とか固定資産の減免措置とか、そういったものを盛り込みまして、10月1日から施行をさせていただいているというところで、現時点ではソフト面についての取り組みということで行っております。

以上でございます。

22番（藤丸正勝君）

まず、沖端漁協のノリ養殖の不正について、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども、私、旧三橋町の議員であり、三橋町には、このノリ業者の方というのは1名おられましたけれども、その方は柳川の漁業組合に登録されてあったということで、旧三橋町では水産課とかそういうのがありませんでしたので、もう一度これお伺いいたしますけれども、沖端漁協のノリ養殖培養施設整備工事とは、はっきりちょっと教えてもらいたいんですけど、何年の何月ぐらいにあった事業でしょうか。

総務部長（山田政徳君）

事業は平成16年度の事業でございまして、実際の工期は平成16年12月28日から17年の2月28日まででございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

16年の12月28日から平成17年の2月28日、これは事業がされた。そこで問題といたしますが、

事業が終わり、これはもう竣工検査も完全に終わったということで処理がされたと思うわけですね。そこで、県の調査で不正な助成金がありと指摘された。その問題点ですね。なぜ竣工検査まで終わり、検査は終わっておるわけでしょう。私は終わったと思って質問しておりますけど、竣工検査が終わり、どうしてこの県の方からそういう指摘があったかということでございますので、その点ひとつ伺いいたします。

総務部長（山田政徳君）

確かに、ノリ養殖培養施設整備事業、これについては、県の補助を受けて事業は竣工いたしております。

そして何が問題かということでございますが、市の調査委員会の調査結果で申し上げますと、3点あるかと思えます。

1点目は、事業を実施する前の15年度の予算から事業費助成金の一部を支払っておるということでございます。

2点目が、16年度予算から事業費助成を支払っておりますけれども、事業を完成する前に支払っておると。しかも、有明海対策実行委員会の中からも支払いがなされておるということでございます。

3点目が重要な問題でございますが、15年度と16年度予算で支出をいたしております助成金の支出の方法、これは実際事業をしておらない原材料費、機械借上料の架空の名目で公金が支出なされたということでございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

15年度の予算から事業費の一部を支払ったということでございますけれども、この機械借上料というのは、これはもう全くなかった事業と。事業はあったけど、その借りたと、借り上げというのがなかったと。事業自体はあったわけですかね、事業自体もなかったわけですか、その辺をちょっと詳しく。

総務部長（山田政徳君）

ノリ養殖培養施設整備事業自体はちゃんとありますが、原材料費とか機械借上料が全く架空のものであったということでございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

はい、わかりました。

ということで、この金額が返されておりますですね、1,797,600円というのが市の方へ返されておりますけれども、それに対して、また職員の方も2,003,461円返してありますけれども、これはどういうことで二重になっておるか、その辺をちょっと、私わからないので教えてもらいたいと思っておりますけど。

総務部長（山田政徳君）

確かに、沖端漁協さんと関係する5名の職員からお金が返還されております。沖端漁協からは1,797,600円、関係する5名の職員からは、5%の利息を含めまして2,003,461円ということでございます。

たまたま不当な利得に当たる沖端漁協さんから自主的に返還があったと。それと、職員の方からも自主的な返還がなされたということございまして、実質としては二重の返還がっていると。市としては、その二重に返還されるいわげがないということございまして、今弁護士等と相談をいたしまして、この取り扱いについては協議をいたしておるところでございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

二重に支払われてあるということございまして、私も、この関係職員がなぜこれを支払わなければならないかということが疑問だったということで、自主的に返還されたとしても、これは、市でこの金を受け入れるということではできないわけでしょう。だから相談を今、何か弁護士と相談をやっているということで、これはもらえる金じゃないんだったら、なぜやはり最初返還を職員がしたとき、執行部としては、これはもらわれない金ということをはっきり言われなかったかという疑問があります。

それと、この15、16年というのは、これは当時、前市長のときの不正経理でございますけれども、その調査委員会の中で、この前の三役ですね、河野市長のときの三役の方がこれにかかわっていたということの調査結果などは報告されなかったけど、そこら辺はどうでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

今回の架空の助成金につきましては、旧柳川市の決裁規程というのがございまして、それでいくと、課長決裁は300千円未満の事業費については決裁権があるということで、300千円未満に書類を小分けをして、課長決裁で旧柳川市の水産振興課単独で事務処理がなされておるとございまして、当時の三役については、責任はないというふうに判断をさせていただきます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

前河野市長のときの三役には、その責任はないということで、水産課の課長決裁で、その300千円未満まではできる。だから、それを2年間に分けて出されたというようなことで受け取りましたけれども、この市の職員でこういうふうなことを、公金をやっぱり自由に扱えますと、またこういうふうな公文書偽造ということが出てくると思うんですよ。そういうことで、この間に管理責任、今は石田市長でございます。その石田市長は、今後こういう職員

管理と申しますか、公金の管理、そういうところはどういうふうを考えておられますか、ちょっとお聞きいたします。

総務部長（山田政徳君）

今回の事件は、あってはならないことが発覚したということでございまして、まずは大事なことは、今後二度とこういうことがあってはいけないということに尽きると思います。したがって、事務処理の改善、あるいはその機械借り上げ等のチェック体制を強化することで、今検討委員会を設けまして、厳重に検討をいたしておるところでございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

全協の方でもらった報告の中に、ノリの不作とか、漁業の不振で経営が厳しいということをおっしゃってありますが、やはり今の経済は、私先ほど言いましたように、本当の経済回復ということにはまだほど遠いんじゃないかということで、やはり漁業、農業、商工業団体もかなり厳しい経営状況でございます。その中で、ノリだけ、ノリの不正が行われたという、やはりこれは全体的な市民の皆様の差別に当たるんじゃないかと。やはりいろんな業者の方も苦しいということでございますので、この辺が、今後不正経理がなされないようにはしっかりと管理をしてもらいたいということと、それと、調査結果が私はまことに十分でなかったらどうかということでございますので、警察の方にこういう被害届というのは出されるわけでしょうか、その点ひとつお伺いいたします。

総務部長（山田政徳君）

警察の方には、2月6日に、刑事訴訟法239条の2項の定めに従いまして被害届を提出いたしております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

被害届は出されたということでございますけれども、この補助金支出、これは重大なやっぱり問題でございます。この柳川市にとりまして、合併2年、こういう不祥事が発覚するということは、やはり今後石田市長もしっかりと管理責任を、今後は問われる問題がないようにしてもらいたいということでございます。

柳川警察署に届けてある。またサービス委員会からの報告はまだはっきりとはしていないということでございますので、この職員の処分ということも思っておりますけれども、やはりこれはもう旧河野市長時代のものであったことでもありますし、二度とこのような不祥事がないように、執行部は職員管理をしていくということで、厳しい処分でもなく、服務規程に応じた厳正な処分ということにはしてもらいたい。そういうことで、次の質問の方にまいりたいと思います。

続きまして、少子化対策の点でございますけれども、本木部長の方から詳しく報告、回答いただきましたけれども、この柳川市独自の第3子優遇制度ですね、これは、話だけ聞いてみれば非常にいい制度なんですよね。でも、やはり小学校を卒業されたら、第3子の方が該当されないという方がおられるということでございますので、やはり第3子の方は市で、柳川市で小学校卒業までは面倒は見てもらいたいという私は希望でございます。3名子供がおられますけど、小学校上げたら、もう第3子の方は該当しないですよというんじゃなくて、この少子化の時代には、やはりそういう制度をもっともっと幅広く広げてもらいまして、少子化対策、子供が産めるような面整備を考えてもらいたいと思いますけど、この点につきましては、今後計画は考えておられるかお聞きいたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

今年度から第3子の優遇制度を実施したという状況でございますので、今年度につきましても、これは18年の4月現在で、昨年は該当対象が35名だけであったということで、昨年の方は同一の同じ保育園に通っている第3子ということで対象にいたしておりました。今年度4月、新しく18年の4月から実施した分では、314名というふうに、大幅にこの制度の恩恵を受けられる方がいらっしゃったということでございますので、当面この部分で実施をしまして、今後検討課題ということで考えていきたいと思っております。

22番（藤丸正勝君）

私は、第3子を小学校卒業まで市で見てもらいたいという要望でございます。そのことは要望として執行部の方へお願いしておきます。

それから、集いの広場が週1回から柳城児童館を拠点に5回実施されますということでございますけれども、今までは各1市2町別々でやっておられたと思いますけれども、やっぱり参加人数が少ないからこういうふうな1カ所でやられるようになったのか。この点をお聞きいたします。

それと、学童保育の建設なんですけれども、今、旧三橋町のことでございますけど、現在3カ所学童保育があります。あと、矢加部小学校、中山小学校には学童保育施設がありませんので、やはり早急に学童保育建設の計画案を立ててもらいたいと。

三橋町は、この合併当時、多くの地域振興基金を持って参っております。あと残りは1,550,000千円ぐらいたろうと思いますけれども、やはりそういうふうな建物整備というのは、かなり金がかかると思います。金のあるうちに地域振興基金があるうちに、やはりこういう小学校、子供を対象にした学童保育の建設を考えておられるか、この2点をお伺いいたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

集いの広場が18年に実施しているのは、3カ所としているのは数が少なかったからかということでございますけど、決してそうではございませんで、18年度は起こし事業というふう

な考え方で、まず4月から6月までは柳川の柳城児童館の方で実施をしまして、7月から12月は三橋町のサンブリッジで実施をしております。そして、大和町が12月から2月ということで、この事業の中身を住民の方に理解していただくというふうなことでの啓発を中心にした事業でございます、おおむね20組から30組の方の利用があったということで、それを今回拡充して、柳城児童館を中心に、地域限定ではなく全体の取り組みとして開設をしたいということで、週5日を予定しているところでございます。

続きまして、学童保育所の今後の開設の関係でございます。

学童保育所につきましては、本年4月に、先ほどもお話をしましたように、城内小学校区に柳城児童館から学童保育所を移すというふうなことで、それを含めまして、12カ所開設する予定でございます。次世代の育成支援行動計画におきましても重点項目事業として掲げておりまして、21年度を目標としまして整備していきたいというふうに考えております。

保育所を開設するに当たりましては、開設される地域において運営委員会を立ち上げてもらわなければならないというのがございますし、そのためには、やっぱり地域の強い要望とか、強いバックアップがなければ、なかなか開設もできないところでございます。

施設面におきましては、この計画の中では、小学校の余裕教室とか、保育所等の施設の有効活用を図りながら、財政的な分も十分検討して整備をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

22番（藤丸正勝君）

この集いの広場が週1回から5回ということになった件に関しては、今までは1市2町を3カ月のあれで回っていたという、それを一つにまとめたということで、また、20組から30組の参加者があったということで、わかりました。

この学童保育建設についても、21年度をめどに計画しているということでしょうか。21年度を限定して、そのところはっきりと。

保健福祉部長（本木芳夫君）

21年度までに次世代育成支援行動計画の中では整備をしていくというふうな計画でございます。

22番（藤丸正勝君）

はい、わかりました。

それと、各地元の運営委員会の立ち上げとか、そういうのは、我々の地元では、やはり地元から強い要望がありまして、すぐにこういう運営委員会というのはもう立ち上がって、すぐに地元からの要望が通りまして、我々校区にはすばらしい児童館ができたということがありました。やはり地元のお母さんたちは大変喜んでおられたということでございます。

次に、新規事業ということで、今年度よりエンゼルサポーター派遣事業というのを取り入

れてありますけれども、この事業に今適用される方は何名くらいおられますか。それでまた、この事業について、1日どれぐらいの支援をされるか、週に何回ぐらいの支援をされるか、そういうふうな計画は立ててありますでしょうか。

保健福祉部長（本木芳夫君）

エンゼルサポート派遣事業につきましては、今年度新規で開設する部分でございます。週5日を限度としまして、月曜日から金曜日の平日の利用を考えているところでございます。そして、その中で、それぞれ双子さん、三つ子さんで派遣の時間数を、やはり三つ子が一番育児等に時間がかかるということで、それぞれ例えば、ゼロ歳から1歳に達する部分につきましては、双子さんは9時間、1歳から2歳に達するまでは6時間、2歳から3歳は4時間ということにしております。三つ子さんにつきましては、その時間をゼロ歳から1歳は12時間、そして1歳から2歳は9時間、2歳から3歳は6時間というふうなことにいたしているところでございます。

あと、三つ子世帯が現在1世帯と、あと双子さん世帯が、ことしの4月1日で12世帯ぐらいだったというふうに思いますけど、そういう状況でございます。

22番（藤丸正勝君）

このエンゼルサポーター事業というの、今後こういうふうな子供さんたちが多くなれば、すばらしい事業ということであると思います。結婚された子供を持たれた皆さんには、行政の方でもやはりサポートをしてもらわないと、なかなか結婚しようという気も、もう晩婚ということで、面整備ですね、やはり結婚をされるような環境づくりといえますか、結婚相談所の開設とか、それは先ほど言いましたように、八女地区でも今現在できているということと、それとまた、県の方でもこういう事業があるということをお聞きしておりますけれども、やはり県の方でも、こういう事業支援をされ、また近隣の市町でもこういう事業のサポートを、結婚相談のサポートをする。やはり出会いの場が少ない。お見合いをしようといっても、その勇気がないとか、そういうふうなことに對してやはり、例を挙げますと、JAの組合あたりとか、漁業の組合とか、各事業所に行政の方からそういう催しを、御案内とか、そういうふうなことで、やはり面整備をしなければ、幾ら少子化対策を講じても、子供がいない施策だったらどうしようもないから、私は、まず面整備をきちんとやってもらいたいという考えでございますので、先ほどの部長の話では、今後検討するというところでございましたけれども、そういうところをもう少しよかったですら詳しくお願いいたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

県が出会いの応援事業を実施しているんじゃないかというふうなお話でございました。

確かに、平成17年度から福岡県におきましては、結婚へのきっかけとなります出会いを応援します新たな出会い応援事業が実施されているところでございます。

社会全体で結婚を応援する機運づくりの推進とか、出会いの場づくりを行う企業、団体を

出会い応援団体としまして、それぞれ募集、登録していただいて、登録団体が主催しますイベントの企画運営をアドバイスするというふうな事業でございます。

本市といたしましても、地域や団体、職場などの協力を得ながら、県と連携をとりながら、今後そのような事業に対する協力をしていきたいというふうに考えております。

また、柳川市におきます出会いの取り組みにつきましては、農業・漁業後継者育成、経済の活性化基盤づくりを行うというふうなことで、そういう目的に基づきまして、柳川市農業・漁業後継者交流会実行委員会というのが設置されまして、その中ででの出会いの場とか、そういうのもいろいろ取り組まれているところでございますので、そういう状況でございます。

22番（藤丸正勝君）

少子化と独居老人の歯どめには、やはり結婚をさせるということが大事ではなからうかと。今後の老人介護の問題におきましても、やはり独居老人がふえれば介護施設がふえるということで、やはり我々家の後継者というのは、早く結婚をさせて独立させながら、今後老人家庭といたしますか、高齢者を見ると、家庭介護ということで、ぜひそのサポートをよろしくお願いいたします。

そういうことで、続きまして、企業誘致のことに入りたいと思っておりますけれども、この企業誘致というのが柳川市の方では、工場の誘致条例、また、企業立地などの促進条例というのがありますけれども、17年、18年度にそういう条例に適用された企業というのがありますか。

産業経済部長（田島稔大君）

企業誘致に関する前に、先ほど保健福祉部長からございました農業・漁業後継者交流会実行委員会の話がございましたが、これが旧柳川市の中で4回開かれておりますが、その中で2組の結婚ができております。そして、ことしの5月にも開催する予定にしておりますので、御案内申し上げます。

企業誘致の関係でございますが、先ほど議員からお話がありました工場等誘致条例、そして企業立地等促進条例、この条例について、まず該当状況ということですが、17年度におきましては、該当した案件はございませんが、18年度につきましては、工場等誘致条例に基づき、1件の該当がございます。内容につきましては、大和町豊原の株式会社大森屋福岡工場の増設というところでございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

この条例というのが、大和町、柳川にはありますけれども、これ条例を読みますと、三橋町にはその条例が入っていないような気がいたしますけれども、その点、なぜ言うかといいますと、今後企業誘致するには、この西鉄柳川駅より東の方が非常に立地条件が、道路アクセス、インターというような、443バイパスということで、非常に道路アクセスがよく

なってくるということで、この条例を見ておりましたら、三橋町が入っていないということでちょっと疑問を持ちましたけど、その点はどういうふうにお考えですか。

産業経済部長（田島稔大君）

先ほどから申し上げましたけれども、工場誘致条例、これと申しますのが農村地域工業等導入促進法に基づきます誘致条例でございます。これにつきましては地域指定が必要でございます。この地域指定を旧三橋町ではなされていなかったと。大和と柳川については区域の指定をされてあったということで、現在もこの条例はまだ生きておるわけでございますが、このほかに、先ほどからちょっと申し上げましたけれども、企業立地等促進条例、この条例は市全域に該当する条例でございますので、この条例を今後使用していきたいというふうに思っております。

22番（藤丸正勝君）

三橋町には、そういう条例はなかったと。そしてまた、それが生きているということです。それでは、柳川市の企業立地促進条例、そちらの方でそういう企業受け入れとかはできるというわけですか。そうですかね　よかです、はい。それを適用されたら、三橋地区にもそういう企業誘致ができるということで把握いたしておきます。

それから、除外地の問題なんですけど、今、除外地と企業誘致ということを考えてみますと、なかなか、企業は誘致をしたいけど除外ができないと。そういうことで、整合性がなかなかみ合っていないということで、企業誘致をされていないのかなということでございますので、この除外が本当に企業誘致することに前向きだったら除外はできるかという点をひとつ伺いたしますけど。

産業経済部長（田島稔大君）

この企業誘致の推進と農振除外についての関係でございますが、まず、企業誘致につきましては、私たちといたしましては、雇用の確保とか、そういった観点から企業誘致の推進を図ってきたいというふうに考えております。

ただ、用地につきましては、まず柳川市内に都市計画決定でされております用途地域並びに農業振興地域から除外されました場所への誘導を第一にというふうに考えております。

ただし、議員おっしゃいますように、交通アクセス、その他もろもろの企業サイドの条件によりまして、農業振興地域を望まれる場合が往々にしてあります。ただ、これにつきましては、種々の問題クリアということが必要になってきますので、大変難しい部分が出てくるというふうに思っております。

それで、議員御案内のように、この農業振興地域整備計画というものは、農業の振興を図るべき地域において、優良農地の確保、保全を図ることを目的としておりますので、この農振農用地を農振除外地域へ変更するということが当然必要となってくるわけでございます。ただ、このことにつきましては、企業誘致の場合、農業振興地域整備計画の目的と反すると

ということになってきますので、先ほどから言いますように、この関係につきましては、大変難しいところがあるというふうなところでございます。したがって、私たちといたしましても、この取り組みにつきましては、柳川市の土地利用計画と、これとあわせてところで考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

なかなか企業誘致と除外の問題が難しいということでございますけれども、やはり雇用の場を確保するためにも企業誘致、また自主財源のためには企業誘致ということを私たちは願うわけでございます。

今、ピアス問題がいろいろ言われておりますけれども、やはりピアスには今現在100名近くの従業員の方がおられると思うんですよ。その後、今年度もあと1年間貸借契約をして、やはり地元の雇用のためには、企業をよそに出すと、閉鎖という、こういうことだけは、やはり私は行政の方で政策的にもだめと思うんですよ。やはり企業が来たら、いかにその地場産業にとどめておくかということでなければ地元の企業はよくなる、我々庶民もよくなる。やはり80名の方が、もしピアスがなくなったらどこにいきますか。やはりそういう雇用というのを考えてみたら、ピアスはやはりもっともって毎年毎年契約変更してでもしてもらわなければいけないと、私はそう思っておるわけでございます。なかなか柳川市には、大きい企業というのはありませんから、やはり100名程度の企業というのは、それはのどから手が出るくらいの、我々経営者といたしましてはですね。私、自分経営者としても、やっぱり事業所は置いておかなければならないということでございます。

地元には雇用の場がないとか、今後結婚はしないとか、先ほど言いましたけれども、やはり人口減少を防ぐためには、雇用の場の確保、これはぜひ、田島部長言われますけれども、企業誘致と除外の問題が整合性がないけど、どうにかやはり行政の方で企業誘致をやってもらいたいと。そういう専門的な企業誘致の課ですね。今はどこでやってあるんですかね、企業誘致は。商業振興課ですかね。それじゃくて、もう一つ上のやっぱり課というのを、企業誘致課をつくるような考えはないでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

傾聴に値する御提言だと思いますし、質問だと思います。

私も全く同感の意を持っているわけですが、ただ、インフラの整備、例えば、九州縦貫道にアクセスいたします瀬高インターチェンジ、さらには有明海沿岸道路という、この背骨の道路ができてまいりました。もちろん、この道路の整備、進捗状況にあわせて組織的な整備もやらなきゃいけないと。

もちろん、今田島部長が答弁いたしましたように、農振の除外の問題、土地利用の問題がございまして、骨格が見えてまいりまして、当然、企業誘致については全力を傾けていかな

やいけないということは、私も十二分に承知しております。

ただ、ここで課に昇格させるのが適当なのかどうなのか、この辺はやはり、全体的な状況を眺めながら、この施策を、組織の編成を考えさせていただこうと、このように思っているわけでございます。

22番（藤丸正勝君）

考えていくということでございますけれども、今後、企業誘致ということで、活性化のためには、やはりインフラの整備が、三橋町といいますか、柳川市東部は非常にいいアクセスということでございますので、どうかこの企業誘致にはしっかりと力を入れてもらいたいということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後 1 時56分 休憩

午後 2 時 7 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、14番龍益男議員の発言を許します。

14番（龍 益男君）（登壇）

14番龍益男でございます。議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

本定例会に、報告第 1 号として柳川市国民保護計画が報告されました。この件についてと、危機管理体制のあり方と対応について、最初に質問いたします。

昨年は、全国的に集中豪雨、竜巻等の自然災害や事故等により、大きな災害が発生した年でもありました。そのことにより、各地で大きな被害が発生し、その形態も多様化、大規模化の傾向にあります。

さて、昨年の本市を振り返ってみますと、台風13号の接近により、建物や農水産物等に大きな被害をもたらしました。特に農水産物の関係においては、17億円以上の被害を受け、被災されました市民の皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、本年は災害のない穏やかな年であるようにと願っております。

また、世界情勢を見ますと、弾道ミサイルや核実験の実施等、国民保護法の観点から、見逃すことのできない事案も発生しております。

このような今、柳川市においても、大規模災害やあらゆる事故を未然に、テロ攻撃等にも揺るがない社会を構築して、市民の安全と暮らしを守る柳川市国民保護法等危機管理体制の充実を目指す必要があると私は思います。

国民保護法の制定までの経過は、平成16年6月14日、国民保護法が成立、同年9月17日に施行されましたことは、既に皆様御承知のとおりであります。国民保護法においては、国は武力攻撃やテロなどから、国民の生命、身体、財産を保護するための緊急の必要があるときは、警報を発令して皆様に危険な状態になったことを知らせるようになっております。そして、国、県、市町村などの関係機関が連携して、国民の保護のために情報の提供や避難誘導、避難施設の開設、救護・救援物資の配布、救援活動、医療活動などの処置に迅速かつ全力を挙げて対応することにもなっております。

このような国民保護法の制定を受けて、福岡県国民保護計画が策定され、柳川市国民保護計画が作成報告されたものと思っております。

約50ページに総論、平素からの備えや予防、武力攻撃事態の対処、緊急事態への対処等、5編にわたり報告されておりますが、国家国民を想定した法律でございますが、今回は身近な市民の立場に立って質問いたしたいと思っております。

総務課、教育委員会教育長に対しては、経過と今後の対応について。消防に対しましては、この柳川市国民保護法は、市長とともに一番重要な役割と任務が課せられていると思っております。既に柳川市には、危機管理体制の確立がされておりますが、また、国民保護法の危機管理体制はすべての三つの役割を果たすことからなっております。1番目に避難、2番目が救助、3番目が被害の最小化であります。消防に対しましては、危機管理体制の中の身近な問題について質問いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、質問は自席にて一問一答で行いますので、よろしく願いしておきます。

次に、総合運動公園についてであります。

この件につきましては、旧柳川市議会の一般質問において、太田種生議員、藤木利美子議員と私が、いろいろな角度から幾度となく総合運動公園の必要性を訴えていた経過があります。

なお、今後も継続的に訴えていきたいとも思っております。

さて、今回、第1次柳川市総合計画が発表されました。まちづくり基本方針の六つの中に、魅力と個性あふれる教育文化づくりの中で、青少年育成スポーツレクリエーション体育施設の充実が計画されております。

また、市長は今回の所信表明の中で、教育は人をつくり育てる礎である。特に、小・中学校時代における教育は最も重要であるとともに、次代を担う子供たちが心豊かにたくましく生きる力を身につけるための教育環境の充実を図る必要があると力説されております。私も全くそのとおりで同感であります。健全なる肉体に健全なる精神が得られると申します。青少年な健全な育成の場、総合運動公園として、また、新柳川市の7万5,000人の市民の健康のシンボルとしてでも、ぜひ総合運動公園を実現していただきたいと思っております。

合併して、はや2年が経過しようとしております。第1次総合計画まちづくり基本方針に

のっとり、計画実施いただきたいと希望するものであります。

ただいま申し上げました点を踏まえて、運動公園のグラウンドの件につきまして、教育長、学校関係者に対しまして、これまた自席において質問させていただきます。

これにて第1回目を終わります。（発言する者あり）

では、総務課にお尋ねをいたします。

市報等で、この柳川市国民保護法の審議等、パブリックコメントが実施されましたが、市民の反応はいかがでございましたでしょうか。

総務課長補佐（小柳敦生君）

国民保護担当課の総務課課長補佐でございます。お答えをいたします。

計画案の段階で、パブリックコメントとして計画案を公表し、昨年11月に約1カ月間計画案に対する意見を募集いたしております。

公表の方法は、ホームページ、「広報やながわ」への掲載、各庁舎など施設での資料配付、資料閲覧により実施いたしております。6人の方が資料を取りにこられておりますが、結果といたしまして、意見を提出された方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

ありがとうございました。この法律は、市民すべての周知徹底させる必要があると思いますが、この点どのような方法でやろうと思っておりますか。

総務課長補佐（小柳敦生君）

この計画につきましては、ホームページへの掲載や広報紙への要旨の掲載等を考えておまして、計画自体は余り親しみやすいものではございませんので、武力攻撃事態やテロなどの緊急対処事態の際に市民がとるべき行動などの国民保護に関する啓発や防災訓練等の機会に国民保護関連の訓練を取り入れるなどして理解を深めてもらうように努力したいと考えております。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

次に、国、県、地方自治体と国民保護法が段階的に作成されてまいりましたが、柳川市としてどんなところに気を使って本計画を作成されましたか。

総務課長補佐（小柳敦生君）

国民保護計画の趣旨は、武力攻撃事態等における国、地方公共団体、指定公共機関等の責務や役割分担を明確にし、国全体といたしまして、万全の措置を講ずることができるように定めているものでございまして、柳川市国民保護計画も、この枠組みの中で、柳川市として果たしていかなければならない責任について規定をしております。

その中で、平時においては、県や警察など、関連機関との連携や相互協力の体制づくりに

努めるということで、あと有事におきましては、職員の参集体制や警戒本部、対策本部の設置など、初動体制の確保、それと避難、救援に対する通知、伝達方法など、特に避難方法の基本的な考え方につきまして、柳川市の責任で対応しなければならないことについて、そういう考え方や方針につきまして、可能な限り実態に即して記述を行っているというところでございます。

14番（龍 益男君）

はい、ありがとうございました。約1カ月間のホームページと6名の方々からの市民の声があったようでございますけれども、4番目でございます。協議委員、第1号委員から第8号委員、30名おられますが、この作成の時点でそれぞれの立場での理解は得られたと思いませんか。

総務課長補佐（小柳敦生君）

市町村国民保護協会の大きな役割といたしまして、市町村長の諮問に応じて、その市町村における国民保護の措置に関する重要事項、すなわち国民保護計画を審議することでございます。協議会自体は実施機関としての位置づけはありませんが、それぞれ国民保護に関する措置あるいは業務を実施すべき機関、団体の代表者のほとんどで占められております。したがって、国民保護に対して、知識を持っている方に委員になっていただいているということでございますので、当然御理解はいただいていると思っております。

なお、広く市民の意見を求めるという立場で入っていただいている委員の方もいらっしゃいますので、1回目の会議で国民保護の仕組みについて説明をさせていただいております。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

はい、わかりました。

次に、教育委員会教育長は第5号委員として出席されておりますが、教育長にお尋ねいたします。

「平素からの備えや予防」の第4章に、保護処置に関する啓発に、「学校における教育」がございます。これは大事な項目なので朗読させていただきます。

「市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。」という啓発方法が述べられております。

今、学校現場では、この件は一番必要なことだと思いますが、この点をどのように対応してやっていかれようと思っておりますか。

学校教育課長（龍 英樹君）

児童・生徒等の安全確保及び災害対応能力の育成のための取り組みにつきましてでございますけれども、地域の皆様につきましては、特に協力を得ておりますことに大変感謝を申し

上げておるところでございます。

まず、児童・生徒の安全確保についてでございますけれども、各学校とも柳川市防犯協会や柳川警察署の協力を得まして、交通安全教室及び防犯教室等を年に2回ないし3回程度開催をいたしております。

また、不審者対応策といたしまして、警察署OBの6名の方を各中学校に配置をいたしておりますして、児童・生徒の下校時の巡回を実施したり、それから、全校に防犯用のさすまたを配置したり、全児童に防犯ブザーを配布するなどして、児童・生徒の安全確保に努めておるわけでございます。

次に、災害対応能力育成の取り組み状況につきましてでございますけれども、各小・中学校とも柳川消防署の協力を得まして、地震、火災等が発生した場合の避難訓練を年2回程度実施しております。また、教職員につきましても、救命救助活動等の実習を兼ねた救急法講習会を年2回程度開催して、災害時の対応に備えておるわけでございます。

このような安全確保や災害能力育成の取り組みも、命の大切さ、そして、それらを支えるボランティア精神の大切さをあわせて、訓練の場や道徳、総合的学習等を中心に、全教育活動を通して指導しているところでございます。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

教育長の方にもお願いしておりましたが、教育長の方からも、その件についてお願いします。

教育長（上村好生君）

今、龍議員のおっしゃること、まことごもっともでございますして、私どもはいかに児童・生徒の安全を守るか。あるいは災害があった場合に、それにどうとらえるか。例えば、テロというふうなことだけではなくて、その不審者等への対応もございまして、火災、あるいは地震、あるいは台風というふうなこともあります。あるいは水難事故もあります。いついかなる場合でも、やはり自分の身は自分で守る、そういう訓練を日ごろからさせているところでございます。また、先生方にもそのような指導ができるような訓練を行ってもらっていると、そういう状況でございます。今後とも続けていきたいと思っております。ありがとうございます。

14番（龍 益男君）

はい、ありがとうございます。さっき述べましたように、学校現場の方でも一番重要な課程だと思いますので、常に心がけてやっていただきたいと思います。

次に、消防署関係についてお尋ねをいたします。避難と啓発についてでございます。

消防署として、国民保護法を消防関係の各団体組織等にどのようにして伝えようと思っておりますか。

消防長（竹下敏郎君）

関連団体組織への国民保護法の周知ということでお尋ねでありますので、自主防災組織である柳川市防災協会、婦人消防クラブ、婦人消防隊、消防団等防災関連団体ということで回答させていただきます。

自主防災組織及び柳川市消防団に対しては、柳川市の総合防災訓練や各種訓練に積極的に参加していただきますとともに、そのことにより、それぞれの役割や任務を理解してもらい、さらには定期的に消防の方で行っております各種の研修会や会議を通じて、国民保護法等について周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、柳川市防災協会の会員であります柳川市建設業協同組合、消防本部間で、災害時における災害活動等の協力に関する協定書を、上記趣旨を踏まえまして、近日中に締結する予定で現在進めてまいっておりますので、以上よろしく願いいたします。

14番（龍 益男君）

消防の果たす役割が大きなものがあります。しっかり周知徹底をしていただきたいと、よろしく願いしておきます。

次に、同報系防災無線についてであります。

市民等に武力攻撃が迫り、また現に武力攻勢が発生する地域により、確実な伝達方法をとる必要があります。国もそのような形を求めております。私は、平成17年の第4回の定例会の一般質問において、住民の避難の方法は同報系無線の整備をお願いしておりました。国民保護法でも、有事の際の市民の避難計画は重要な位置であろうかとも思います。

前回、私の質問の際、山田部長でございましたけれども、同報系無線の整備には大きな経費がかかるので、今後十分検討させていただくとのことでしたが、その後検討の結果について御回答をお願いします。

総務課長補佐（小柳敦生君）

総務課の方からお答えいたします。

これにつきましては、国民保護という面からも、住民に一斉に情報提供できる手段といたしまして、同報系の整備は必要であると考えております。

柳川市の現状では、約150カ所に拡声器と無線機のセットであります子局を整備する必要がありまして、概算でございますけれども、5億から6億近くの費用がかかるという試算でございます。したがって、今後の財政状況を見ながら、可能であれば取り組んでいくということになるかと思っております。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

財政負担もかなりなものがあると思っておりますけれども、災害は忘れたころにやってくると申します。市民の皆さんが安心・安全に暮らすための誘導等も必要でありますので、その辺よ

ろしくまたお願いしておきます。

次に、広域防災についての考え方でございます。

大災害の際は、市町村を超えて県外にも及ぶことがあろうかと思いますが、広域消防のあり方はどのように対応するか、広域消防制の重要性が認識されておりますが、この広域消防についての考え方をお願いします。

消防長（竹下敏郎君）

今、消防の広域化ということで、国民保護計画とあわせてお尋ねでありますので、現況について回答させていただきます。

消防の広域化については、平成18年の7月に消防組織法が改正されまして、総務省消防庁では、市町村の広域化に関する基本指針が定められております。福岡県では、19年度中に推進計画を策定し、平成24年度までに広域化の実現を図るということで現在進められております。なお、広域化の目標人口は、おおむね30万人以上というふうなことで進められておりますけれども、現在のところ、枠組みについてはまだ未定の状況でございます。

広域化のメリットといいますと、消防力のただいま龍議員がおっしゃるように、強力な推進、それから住民サービスを目標としておりますけれども、当面、現時点におきましては、柳川市の消防本部でテロ等が発生した場合には、合併のときに作成いたしました、平成17年3月でございますけれども、特殊災害時における出動及び連絡体制、この訓練に基づきまして、福岡県消防総合応援協定により、近隣消防本部に応援することになるかと思っております。さらに、大規模な武力攻撃が発生する、そういう緊急事態に陥ったときは、柳川市長の判断によりまして、緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事または消防庁長官に応援要請を要請する計画と、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

14番（龍 益男君）

はい、ありがとうございます。広域消防のあり方は、複雑多様化する現在社会においては、避けては通れない問題と思っております。また、今回、消防本部には県外大災害にも対応できる大型ポンプ車が導入されております。こういう機械器具の点検充実の方もよろしくお願いしておきます。

次に、被害の最小化についてであります。防火水槽等の消防水利の件でございます。

柳川市の密集地の住宅周辺の状況を見ますと、沖端地区、京町通り地区、崩道地区、中島地区等において、いまだ消防車両が進入しにくい場所がございます。また、消防水利が渇水期には市内全体で水位の低下で活用しにくいようにも感じられます。自然水利に頼ることなく防火水槽の設置を望む声が多く聞かれますが、そこで、一番最近設置されました防火水槽はいつごろなのか。市内全体で何基あるのか。今度の設置計画や消防水利の整備はどのようにされるのか、お尋ねいたします。

消防長（竹下敏郎君）

災害時における消防水利についてお尋ねでありますので、柳川市消防本部管内の水利の現在の状況についてお答えいたします。

テロ攻撃等を受けたときに、建物等が炎上した場合は、被害を最小限度にする上で、消防水利の確保というのは、ただいま龍議員がおっしゃったとおり重要な事柄でございます。

現在、柳川消防本部管内では、防火水槽が113基、指定水利が137カ所、プール23カ所、それから、水道管150ミリ以上に設置された消火栓は433基であります。

最近設置された防火水槽はいつごろかということでございますけれども、平成17年3月に柳川市大和町中島地区に2基、その当時は、多分大和町の町の方で設置されたと思っておりますけれども、2カ所新設されております。防火水槽の設置というものは、地元の要望により設置されるものと、現在3,000平米以上の開発行為により、都市計画法に基づくものがありますけれども、この開発行為による設置は用途地域では100メートルごとに1基、その他の地域では120メートルごとに1基というふうなことで、消防の方で設置をお願いいたしております。

それから、消火栓につきましては、150ミリ以上の水道配管に設置をいただいているということをお願いしているところでございます。現状といたしましては、防火水槽の設置を必要とする密集地域で、今おっしゃられた沖端とか京町、そういったところにつきましては非常に土地の確保が難しいということがございます。今後は、密集地区の開発にあわせた計画的な消防水利の整備が必要であろうかと思っておりますけれども、非常に財政上の問題も伴いますので、財政当局と十分協議しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

14番（龍 益男君）

はい、ありがとうございます。常備、非常備消防ともに機械器具等は行政の努力で充実してまいりましたが、水利の確保がなければ機能いたしません。また、今回、柳川市掘割を守り育てる条例によって、自然水利の確保は十分できることを期待しております。

次に、インフラ設備の復旧のあり方についてであります。

災害後のインフラ復旧は重要な課題でもあります。昨年の台風13号襲来の際、電気関係の復旧が相当時間を要した地区もありました。夜、電灯がつかないほど心細いものはございません。電気が通じないと冷蔵庫の食品等も腐敗し、さまざまな生活に支障が出るものでございます。今後の災害時の危機管理を語る上で、インフラ施設の復旧、特に電気関係は一番重要だと思っております。よって、災害時の復旧計画、関係機関、連絡調整にはどのようにあるべきか、対応の仕方を御答弁お願いします。

総務課長補佐（小柳敦生君）

去年の9月の台風13号の際には、暴風雨による停電が広範囲に発生いたしております、

九電の柳川営業所が大牟田営業所に統合された後でありましたので、停電に関する問い合わせ、苦情などがかなりの数市役所の方にかかってきております。大牟田営業所の電話番号などを御案内するなどして対応しておりますが、電話がかかりにくいなどの理由で、市役所への電話が多くなったというふうに考えられます。

停電した場合、九電の方ではすぐに把握できるということでございますが、市の対応といたしましては、電線の切断、トランスのショート等を可能な限り九電の方へ連絡するとともに、危険があると思われる事案につきましては、消防本部で警戒に当たっております。

復旧に関しましては、九電が全力で取り組んでありましたので、市といたしましては、可能な限り情報の提供などといった面で協力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

災害発生後には、どうしても行政に頼りがちであります。対策本部が混乱しているならば、市民も不安を感じると思いますので、密なる調整をお願いしておきます。

それから、九州電力柳川営業所は、平成8年5月29日に大牟田営業所に統合され、撤退されたそうでございます。こうすることで、密なる関係もよろしく願います。

次に、今後の取り組みについてであります。

昨年、新市が合併して初めて柳川市総合防災訓練が6月4日に実施されましたが、地域防災計画が制定されつつある中で、本年はどのような形で国民保護計画とあわせて実施されるのかお尋ねをいたします。

総務課長補佐（小柳敦生君）

平成19年度の柳川市の防災訓練につきましては、5月27日、日曜日でございますけど、昨年同様、橋本町で水防演習等あわせて開催する予定で計画を進めているところでございます。国民保護計画に沿った訓練を単独で実施すべきところではありますが、今回は防災訓練の中で、テロ災害等に緊急処理事態を想定した訓練を導入することを検討しておりまして、建設事業者や電気、ガスなど、ライフライン関係事業者、それと防災協会などの防災関係団体への参加を経て、充実した訓練を行いたいと考えておりますので、皆様の御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

14番（龍 益男君）

ありがとうございました。備えあれば憂いなしと申します。いかなる災害が来ようとも訓練を実施していれば対応できると思いますので、よろしく願いしておきます。

最後になりましたけれども、柳川市国民保護法委員の会長であります市長の方から、国民保護法についてのあり方、とらえ方等を簡単をお願いしておきます。

市長（石田宝藏君）

やはり龍議員おっしゃっていただいたように、北朝鮮の問題、核、あるいはミサイルの間

題等、大変な問題を醸し出している中での、また、世界中を取り巻いておりますテロの問題についても、こういった国の危機管理体制というのを時系列的にやはり整備しなきゃいけないということで、それぞれ国、県、あるいは地方自治体あわせて、この計画を立て、そして、有事に備えられるような、そういったものの整備が図られたわけでごさいます、私どもといたしましても、今御指摘がありましたように、30名の各団体の代表者の方々がそれぞれの立場で御審議をいただき、柳川にふさわしいものができたのではないかなと思っております。

ただ、全国的に見ますと長崎の場合、特に原爆には対処する方法がないんじゃないかというような決議もなされておまして、こういったものはやはり想定外のものではなかったろうかとも思います。自治体としてできるもの、あるいはそれぞれ市民の皆さんにお力添えをいただくもの、こういうものも踏まえまして、計画ができ上がったものでございますので、こういったものをやはり尊重しながら、あるべきとき、有事に備えては、日々の訓練、心の備え、そういったものをしっかり市民の皆さんとともにやっていかなきゃならないと、このように思っているわけでごさいます。

14番（龍 益男君）

国民保護法は有事、すなわち武力攻撃、テロ等から国民を守ることからなっております。決して有事、テロ等は発生していけないことでごさいます、いざ発生した際には右往左往しないように、パニックにならないように日ごろから心がける必要があると思います。有事、テロ等が発生しない平和な社会を祈念いたしまして、この国民保護法についての質問を終わります。

次に、総合運動公園の件でごさいます。教育長、学校関係にお願いします。

合併して7万5,000人の市民となりましたが、柳川市のスポーツ施設の数の少なさや不備が本当に目立ちます。特にグラウンドにおいては、他市町と比べて劣っていると思いますが、どういう考え方でございましょうか。

教育部長（佐藤健二君）

他市町の比較ということでごさいます、1市2町それぞれにグラウンド等、十分な広さではございませんけれども、ございまして、今までそれを活用してきた中で、今回議員の御質問のような、これでは不十分じゃないかというふうなことだと思えます。しかしながら、それなりの設備を有しているんじゃないかというふうな考えを持っているところでございます。

14番（龍 益男君）

冒頭に申し上げましたとおり、私たち3議員で、各地の運動施設を研修、視察してまいりました。いずれの施設もうらやましいぐらい充実しておまして、そして、いつの日か我が柳川にも実現できるものと信じております。ちなみに、近隣の施設は、小郡市、山田市、大

牟田、日田、久留米市でございます。できれば、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

次に、例年行われている陸上記録会も、同じグラウンドでは実施できないので、今までどおり柳川、大和、三橋で行われているようでございますが、小学校19校、中学校6校でございますが、各地区の比較や競争心が出てこないと思っておりますが、この点を踏まえて、記録の現状と今後の取り組みはどうするべきか御回答をお願いします。

教育部長（佐藤健二君）

一緒にできないということで、比較というのが難しいんじゃないかということは、議員仰せのとおりだと思っております。教育委員会といたしましては、できますならば、一堂に会した記録会ができるような設備は欲しいというふうには思っておりますが、先ほど議員が御紹介になりました小郡市、それ以外のところの記録を見てみますと、やはり運動公園をつくるには相当の財源が必要でございますので、希望はしておりますけれども、今後十分そういう面を含めて検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

14番（龍 益男君）

もし記録会で新記録が出たとしても、恐らく公認されないと思っております。これでは本当に子供たちがかわいそうではございませんか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）少なくとも記録会は公認されたグラウンドで精いっぱい思い切り協議させ、立派な成績ができるような施設でやってほしいと思うのは、私だけではないと思っております。どうぞ、この点よろしく願いしておきます。

次に、今回の総合運動公園の実現に向けての市民からの要望でございますので、市民要望をさせていただきます。

スタンドのあるような立派なグラウンドは必要ではございません。400メートルのコースがとれば、直線100メートルの競技が思い切り走れて、好記録も生まれると思っております。ただいまのような記録会では、100メートルはおろか、走った途端マットにぶつかるというふうなことで、本当にかわいそうであります。

次に、スポーツ大会等のたとえ500名の出場があっても、運動公園ができれば早い時間に終了すると思われまゝ。高齢者にとって、暑い夏、寒い冬が体に負担がかかり、出場を控える人も多いかと思っておりますが、安心して大会に参加できるのではないのでしょうか。

それから、柳川高校の駅伝部は、毎日大牟田、久留米、小郡と練習に行っているようでございます。その点、400メートルグラウンドがあれば、猛練習ができて京都の都大路を走るのも、またオリンピック選手ができるのも夢ではないだろうということでございます。

柳川は、スポーツの盛んな市で知られております。水泳選手でもオリンピックも出していますし、相撲界では琴奨菊が関脇で郷土柳川をアピールして頑張っております。

以上、市民の方々は、スポーツに関しては非常に関心がございます。総合運動公園の実施を望む声も、その一つだと思っております。

そこで、市長へ総括的に質問をいたします。

市民総合グラウンドの構想といたしましては、市民要望を踏まえた、だれでも集い楽しめる遊歩道等つきの設備を備えた複合施設等も望ましいと思いますが、このようなことを踏まえて、市長の答弁をよろしくお願いします。

市長（石田宝藏君）

私もこんなものが早くできれば、大変市民の皆さんとともに喜べるものであるということは十二分に承知しております。しかし、1市2町が合併をしたのは、やはり行政のスリム化、しかも財政状況としては決して、夕張のようなことをおっしゃる方がいらっしゃいますけど、そんなことはございません。ただ、必要なものには、めり張りをつけた予算をつけなきゃいけない。よくマスコミ等でも批判を浴びております。合併をしたからといって特例債を活用して箱物をつくっていると。既に旧自治体にある、旧市町村にあるものをあえてつくる必要があるのかどうなのか。将来的には、もっともっと大きなスキームの枠組みで合併が進んでいくでしょう。道州制の議論も行われております。ごみの問題、あるいはきょうも出ております少子化・高齢化の問題、これについて、やはりソフト的な部分に私は力を入れなきゃいけない時代だろうと思います。

あるものを有効活用しながら、やはり厳しい環境の中にありながらも、そこで厳しい訓練を、あるいは練習をすることによって、心身ともにたくましくなる。施設があるところをお借りしましょうよ。100万都市、あるいは200万都市、そんな政令都市並みの私どもの市であるならば、一両日中にも市民の皆さん方がおっしゃっていただくようなことが実現するかもしれません。しかしながら、やはり7万7,000、総合計画を眺めていただきますと、次の時代には6万7,000になる。これは財政ととてもません。やはり今何をなすべきなのか、市民の皆さん方の声、そういうものも、私にもしっかり声なき声も届いていますし、声ある声も届いています。健全な財政、そしてまた補助金等の削減等の問題もあっている中で、本当にこういったものが市民にとって今必要なことなのか。これはいましばらく調査研究し、そして市民の皆さん方のコンセンサス、合意を得て進めていかなきゃならない問題だろうというふうに私は思っております。

やはりソフト的、高齢者や障害者、あるいは子供、こういう人たちのために手厚い施策を進めてくことが、私は大事な当面の課題という、箱物についてはいましばらく御辛抱いただきたいと、そんなふうに思います。

14番（龍 益男君）

いつものお答えは、そういう厳しいことでございます。どっちみちしても、財政が厳しいときでございますが、ひとつ新柳川市のシンボルとして、企画立案を十分考えていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、龍益男議員の質問を終了いたします。

第5順位、2番古賀澄雄議員の発言を許します。

2番（古賀澄雄君）（登壇）

皆さんこんにちは。2番古賀澄雄です。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして順次質問をいたします。

初めに、行政の事業仕分けについてお伺いをいたします。

本市は、合併して3年目になろうとしています。これまで市民の合併効果の是非についてはさまざまでございますが、これからの地方自治体は自立した行政運営をしなければなりません。ことし1月、柳川市は行政改革を進める上で、行政改革大綱等、実施計画を策定されました。その中で、行政改革の必要性については、限られた財源を可能な限り有効活用し、最少の経費で最大の効果を上げるために、これまでの行政運営から新たに目標思考、成果主義に基づく民間の経営手法を導入した行政運営が求められるということで、計画的、また積極的に推進していくということでございます。

そこで、事業仕分けということでございますけれども、この件につきましては、行政の一つ一つの仕事について、市民の目線で必要性をチェックする仕組みでございます。すべての事業を対象に、そもそも必要か。必要なら行政と民間のどちらがやるべきか。行政なら国や県、市、いずれかなどを順に検討し、整備するものでございます。

シンクタンク構想日本が、一部自治体と組んで平成14年から始めた事業仕分けは、現在16の自治体、9県7市で実施済みです。現在の段階で、結果として、継続してやるべき仕事は市町村が約7割、都道府県が6割に絞られたといえます。

本市の定員削減計画ですけれども、合併後5年間で40人、10年間で81人を削減する計画です。今後、事業自体を削減せず職員の削減だけを進めると、労働力強化やサービス低下を招いてしまう可能性もございます。そこで、行政のむだゼロの推進に効果の高い事業仕分け導入について、本市はどのように考えてあるのかお伺いをいたします。

次に、食育と地産地消の推進についてお伺いします。

地域で生産された農水産物を、その地域で消費する地産地消は、消費者にとっては安全で安心できる多くのメリットがあり、その取り組みは全国で広まっております。

昨年3月策定された食育推進基本計画では、子供たちが健全な食生活を実践することは、健全で豊かな人間をはぐくんでいく基礎となることはもちろんのこと、今後とも我が国が活力と魅力あふれた国として発展し続けていく上でも大切である。子供への食育を通じて、大人自身もその食生活を見直すことが期待される所であり、地域や社会を挙げて、子供の食育に取り組むことが必要であるとしております。

この基本計画では、学校給食において、都道府県単位でございますけれども、地場農産物を使用する割合の増加を目標といたしております。顔が見える、話ができる生産者の地場産

物を使用し、食に関する指導の生きた教材として活用することは、子供が食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食への感謝の念を育む上で重要であるほか、地産地消を推進する上でも有効な手段であることから、具体的には平成16年度に全国平均21%となっている割合について、平成22年までに30%以上とすることを目指すとしています。

そこで、本市における学校給食での地産産物の現状と食育について、また、地産地消を推進するための計画策定、人材の育成、施設の整備等について、市長の所見をお伺いいたします。

次に、矢部川流域の災害時における漁船の避難場所整備についてお伺いいたします。

矢部川の中島地区流域は、川幅もあり直流であるためか、台風や大水による被害が発生しやすい地形にあることから、甚大な災害が心配されるところでございます。特に、漁民の足となる漁船の緊急時における安全確保には心を砕いております。漁業は本市の基幹産業であることから、漁船の避難場所の整備については急ぐべき課題ではないかと思っております。市長のお考えはいかがでしょうか、所見をお伺いいたします。

以上で終わりますが、再質問については自席で行いますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午後3時3分 休憩

午後3時14分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁をよろしく申し上げます。

企画課長（大坪正明君）

古賀議員より、事業仕分けの導入について御提言をいただき、ありがとうございました。

この事業仕分けは、行政改革の一つの手法として、行政をスリム化するのに有効な手段だということであろうと思っております。

古賀議員も言われましたように、1月に行政改革大綱等実施計画を策定いたしまして、物件費や人件費、補助金の削減などを現在進めておるところです。また、この実施計画に基づきまして、これまで職員が行っていましたが業務の民間委託や行政パートナー制度などの導入についても検討を進めているところでございます。これによりまして、先ほど言われましたように、5年間で40人、10年で81人の職員の削減にも対応していこうということで考えております。

また、今年度から事務事業評価の導入を進めておりますけれども、この事務事業評価でも、

先ほど提言いただいた事業仕分けと全く同じような作業を実施するようにいたしております。それぞれの事務事業を市民の視点に立って必要かどうか、あるいは市が関与すべきかどうか。また、民間委託などによる事業費、人件費の削減余地はないか。受益者負担の適正化などを検討して、事務事業の廃止や休止、類似事業との統合、やり方の改善などの見直しをすることにいたしております。19年度は早速4月、5月にかけて、事務事業の評価単位となります約700のすべての事務事業を各課で評価いたしまして、抜本的に見直しを進めることにいたしております。

この事務事業評価と事業仕分けの違いですけれども、外部の人を交えて公開の場でチェックするという事業仕分けはそういう手法だということですが、事務事業評価については、行政がみずからの責任で評価する。そして、その評価結果を市民に公表しながら主体的に改革を進めていくという、この辺の方法論の違いが少しあるかと思えます。しかし、実際やる内容については全く同じような改革だろうというふうに思っております。

そういうことで、まずはこの事務事業評価と行政改革をしっかりとやりまして、みずからの力で改革改善していくということが、まず大切だろうというふうに考えております。

なお、御提言いただきました事業仕分けについては、実施している先進的な自治体の状況をこれからよく研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

学校教育課長（龍 英樹君）

2点目の食育と地産地消の推進についてということでお答えをいたしたいと思えます。

学校給食に地元の農産物をどのくらい使用しているかということでございますけれども、国は食育推進基本計画の5カ年計画の中で、学校給食に地場産物を使用する割合を21%から30%に高める目標を出しているということでお話ございましたけれども、柳川市の学校給食につきましては、地元農産物の使用状況につきまして、今年度で30.4%ということになっております。

既に今申し上げましたように、国の目標に達しております。特に、米につきましては、地元産のヒノヒカリを100%使用しております。また、大豆、卵も地元産を100%使用しております。今後は、ノリの佃煮を地元産100%に使用するとともに、ナス、アスパラ、トマトなどの地元産野菜の使用もふやしていきたいというふうに考えております。

また、食育の推進等でございますけれども、本市では、学校給食及び家庭科、保健体育科や特別活動などを通じて、食育を初め食に関する教育の充実を図っております。

以上でございます。

産業経済部長（田島稔大君）

先ほどの食育と地産地消ということでございますが、つい先日で、まだ新しいんでございますが、この食育に関して総理府の方からいろんな分野、農水産分野とか教育分野、保健福

社分野というふうなところから、分野別の関係で私どもの方におりてきます。そういう中で、その一つとしまして、農水産分野の方では食と農という形で農水省の方からおりてきております。

柳川市におきましても、つい先日ではございますが、一つのきちんとした計画に基づいてこれに対応をしていかなきゃいけないというふうなことで、農水分野、教育分野、そして保健福祉分野というところで、3部7課、関係課集まりまして、今後これにどういった形で取り組んでいこうというような協議を行ったところでございます。

それから、三つ目の矢部川流域におきます漁船の避難所設置の件でございますが、これにつきましては、矢部川は議員御承知のように、右岸側が柳川市、左岸側がみやま市ということで、川を見ていただきますとわかりますように、右岸側に流れ込む川がございません。左岸側にだけ飯江川と楠田川という川がございまして、そこに従来は避難をしておったということで、柳川市側には逃げ込む川がないということで、現在のところ、台風時、災害時等におきましては、漁港の上の方におのおのが船を上げているということで、これしか今のところ方法がないというふうなことで対応をしているところでございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

大変答弁ありがとうございました。

まず、事業仕分けについての答弁がございまして、今回、市が策定された行政改革大綱並びに実施計画の中でスリム化に取り組んでいくと。特に、事務事業評価システムを導入して削減につなげていくと、縮減につなげていくと、こういう答弁ではなかったかというふうに思っております。

今回、この事業仕分けについて、先ほどから多少説明をしたわけですが、一つの例として、岡山市の例が新聞に載っておりましたので、多少紹介をさせていただきますと、昨年実施が始められたということで、今年度予算に、その一部として550,000千円の削減ができましたよと。これは、この事業仕分けを推進するに従って、2009年度までに一般会計予算の約7%に当たる年間150億円規模に広がっていくと、こういう新聞でございました。その内容としては、昨年事業された内容は、この岡山市は2,131事業があると。そのうち、昨年は338件で、88件が廃止、177件が収支やり方の改善、27が民間委託、大まかこういったものに区分されたということで、成果的にも7%ということでございまして、行政改革推進課の課長に言わせると、大変大きな手ごたえを感じていると、こういうお話が載っておりました。柳川市に当てはめると、約19億円ぐらいの削減になるんじゃないかと、こういうふうに思うわけでございます。

そういったことを考えて、この件について、私は先ほど全くと同じと、事務評価システムと全く同じと、こういう答弁を聞いて多少は違うんじゃないかというふうに思うわけですが

れども、例えば、やはり市民から参加を募って、市民の皆さんと同じく席列で、この一つ一つの事務の評価をしていくと。そして、廃止するか、改善していくか、民間に委託するかと、そういったことでやっていくという方法でございます。その点について、どういうふうに思われるか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

企画課長（大坪正明君）

ただいま岡山市の例を出されまして、柳川市に比較すると大体19億円ぐらいの削減効果が将来的には出るということでございます。

先ほど行政改革の実施計画で、やろうとしておることを全部実施しますと、柳川市でも年間大体960,000千円ぐらいの削減効果があると。それから、さらに民間委託等を検討しておりますので、その辺でさらに削減効果は実際あるのではないかというふうに思ひます。

それから、違う部分があるんじゃないかと、市民が参画して評価をするというところが違うと。確かにそのとおりでございます。私ども先ほどの答弁の中で、そういった点が違うところであろうということで申し上げたわけでございますけれども、この市民が参画して事業の仕分けをやると。例えば、この事業については行政がやるべきでないと、民間でやるべきだというような評価になった場合、具体的に実際それを実現に移す場合に、いろんなまた障害が出てくるだろうと思ひます。その点については、恐らくオープンな論議の場で、そこまで具体的にどうやってそしたら民間でやってもらうのか、その辺までの論議は恐らくないだろうというふうに思ひしております。

私たちが実施しております事務事業評価の中では、いろいろ各課で検討し、それをさらに上の段階で、さらに2次評価ということで検討するようにいたしますけれども、その改革、改善を実現する上で解決すべき課題ですね、壁、そういうものをどう解決していくかというところまで、この事務事業評価の中では検討をするようにしております。仕分けで、これはもう民間、これは委託する。これは市の事業じゃない、もうやめるとするのは、そういう仕分け自体はできると思ひますけれども、それを実際に具体的な実現させる、そもそも論というような話がありましたけれども、そもそもはそういうことであるかもしれないけれども、現実論としてそれを実施していく、実現するというのが、そういう方法ですね。それについて、これは職員が本当にしんから考えてやらないと実現できないと。先ほど初年度が5億円で、将来的には150億円ぐらいということですがけれども、初年度5億円実現できても、将来的に150億円が実現できるのかどうかというのは、職員が本当にしんからその辺を考えてやっていく、そういう必要があろうと思ひます。その点で、この事務事業評価で職員が本当に意識を改革して、市民の視点に立ってやるということが私は必要じゃないかというふうに考えております。

ただし、やはりそうは言ひましても、そういう事業仕分けのいい面もあろうと思ひます。本当に職員だけでできない、やはり市民に打って市民の意見を聞く中で、それを変えていく

という、そういう外圧といいますか、そういうのを利用するということもあると思いますので、そういういい面については、私どもも取り入れていくところがあれば取り入れたいと。その点について、まだ事業仕分けについて、私ども詳しく先進地を調査したわけではございませんので、これから十分研究をさせていただいて、取り入れられるところについては取り入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

なかなか取り組まれて、まだ歴史的にもそう長くないみたいでございますので、今の答弁で大変満足をするところでございますけれども、やはり削減率といいますか、そういったことを各自治体ではやはり深く考慮してあるといいますか、研究されてあるということが私どもに入ってくるわけですけれども、これは一つの例として当てはまるかどうかですけれども、ここに「まちづくり新聞」というのが、これは皆さん方もあると思いますけれども、佐賀県の知事さんのお話が載っております、いわゆる、そういう事業について協働なのかどうかということ、随分取り組まれておる様子がここに載っております。

その一端に、いわゆる県庁がすべきか、これは市民がやるべきかということについて、その角度の問題ですけれども、今までは白黒、いわゆる協働か県業務かということで決めておったと。県民協働課が対象としたものも、各課の抵抗に遭い、公務員の仕事になってしまうと。そこでルールを変えたと。全部一たん白、いわゆる協働だと決めて、手を挙げた者が出てきたら具体的な担い手の話し合いをすればいいと。こういう角度を変えて取り組んだら、非常に削減にも力が入って、モデル的な取り組みができていますと、こういう新聞でございますけれども、やはり業務というのは市職員の皆さんの担当でありますので、自分の仕事になると、なかなかメスを入れにくい部分もあるかというふうに思うわけでございますので、どうか研究されて、取り組みのほどをよろしくお願いしたいなというふうに思っています。

やっぱり市民の声にも、行政改革は市民サービスを切り詰めるのではなくて、むだがどこにあるかを見つけ進めるべきだと。行政にかかわる人は、住民のために働くという精神を忘れてはいけない。住民にわかりやすい市政を目指して、情報公開を徹底してほしいと、こういう願いがございますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

では、次に行きたいと思っておりますけれども、食育ということで質問をしておりますけれども、なかなか範囲が広がりますので、子供、学校給食という部分から質問をさせていただいておりますけれども、これも「広報やながわ」3月1日付に、子供の肥満ということとやせの二極化ということで載っておりました。これによりますと、2005年度学校保健統計調査、年齢別肥満傾向児の割合ということで出ております。これによると、肥満児と診断された小・中学生の割合は、6歳で6%、全体の6%が肥満だよと。9歳で9%、12歳で10.5%、

約1割が肥満ということなんです。30年前に比べると、おおよそ2倍になっていると。糖尿病や動脈硬化などの生活習慣病の危険性が指摘されていると、ここにそういうふうにかかれておりますけれども、現在、これは全国的な統計だというふうに考えておりますけれども、本市における肥満児に対する割合というものがどういうふうになっておるのか、ちょっとおおよそわかればお願いしたいと思いますが。

学校教育課長（龍 英樹君）

割合というのは、ちょっとまだ今のところ資料的に持ち合わせしておりませんけれども、肥満児への指導と申しますか、そういった対策につきましては、今現在、学校での健康診断の結果、それから児童・生徒等に、保護者に通知をしまして、予防法、それから治療法を指導しております。また、栄養教諭とか、あるいは学校栄養職員等も食生活等を通じて、食生活の改善方法等の指導をやっておるわけでございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

どうですかね、大体同じぐらい、全国レベルだというふうに思われますかね、柳川市の肥満状況というのは。

教育長（上村好生君）

正確には調べておりませんが、大体同じ傾向だと思っております。

2番（古賀澄雄君）

今、やはり新聞紙上等で、食生活の欧米化ということで叫ばれておりますけれども、運動不足による肥満というのもあるかと思えます。そういった現状を、国も大変憂いて、食を巡る現状については危機感を持って、この推進基本法というのができたんじゃないかというふうに思っております。

そういう柳川の現状も考えまして、食育に対してこれからどういうふうに取り組むべきか、また、この肥満児の状態を見て、教育長どうでしょうか、どういうふうに感じられるのか、その危機感とか、そういったものについてはいかがでしょうか、一言ちょっとお願いしたいと思いますが。

教育長（上村好生君）

やはり肥満児が最近是非常にふえているというのは、教育委員会から学校視察をしてみますと、やはり教室でそれはよく目につきます。それから、運動会で、あるいは体育の時間に走らせますと、肥満児だけとは限りませんが、すぐ転ぶ、すぐ骨折する、すぐ擦りむく、よろよろして走る。昔は年寄りがよろよろして走る。若者はしゃんしゃん走るとというのが一般的でございましたが、最近の小・中学生はよろよろして走る。まっすぐ走れないと、こういう傾向が出ておるようでございます。

それで、柳川市におきましては、やはり食育の大切さ、そのことを十分考えておりまして、

実は平成17年度から全国的に栄養教諭というのを置き出したわけでございます。栄養士ではなくて栄養教諭、教壇に上って指導する、そういう先生を全国的に開始いたしました。柳川市におきましては、平成18年度に栄養教諭を1名取り入れました。これは福岡県下で、北九州市、あるいは福岡市等も入れまして、福岡県全体で10名にも満たないうちの1人を柳川市に入れて、食育推進について全力を挙げてやっているところでございます。

そのようなことでございまして、さらに、PTAを通じまして、やはり「早寝早起き朝ごはん」の励行、あるいは保護者を対象にしまして、調理講習会、これは栄養士さん、あるいは栄養教諭が中心になりまして、保護者を地域ごとに集めまして、4地域に分けて、そして調理講習会をやったり、あるいは親子での食事を催したり、あるいは、同じようなものですが、アンコール食といいますが、栄養的に見ても美的なものについても、やはり児童・生徒が最もよかったというふうなものを、もう一回親子と一緒にアンコール食を給食で食べようではないかと、そういうふうなことをしたりしまして、食への正しい知識、それを学ばせているわけでございます。

それから、その他にも食育通信といいますが、毎月19日が食育の日、これは全国的に決められております。毎月19日でございますが、食に関する通信を全生徒に配っておりますし、それから、そのほかに献立表ですね、これは一月の献立、それをきちんと事前に全家庭に配って、学校ではこういう給食をいたします。家庭でダブらないように、学校でもカレーライス、家に帰ってもカレーライスとならないような、栄養面を十分考えた食事をお願いします。そのようなことを常に柳川市では、児童、あるいはお母様方に申し上げているところでございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

取り組み方、大変進めておるということで、「早寝早起き朝ごはん」と、こういったことが崩れ去っていくということは、大変子供の成長にとって厳しいと、またよたよたして走る姿は見苦しいと、こういうことだと思いますけれども、このことについては、本市の市長にもぜひ一言お願いをしたいと思っておりますけれども、あわせてといいますが、この3月議会に、筑後市において食育活動を促進するということで、筑後の命をつなぐ食育条例ということをご提案した、こういう新聞記事も載ってございましたけれども、これに関して、食育に関して所見を一言お願いしたいなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

今それぞれの課長なり、部長なり、あるいは教育長から御答弁がございましたが、そのような積極的な姿勢で今柳川もやっているところでございまして、条例の制定の必要性がどうなのか、その辺等も十分調査をいたしまして、私どもの進むべき立場、あるいは学校における、あるいは市民の皆さん方への協力、そういうものも条例で定めた方がよろしいのかどう

なのか、十二分検討させていただきたいというふうに思います。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。肥満児という生活習慣病というものの一つの大きな原因というのは、やはり肉の摂取といいますか、脂肪の摂取が多いと。野菜の摂取が少ないと。また、朝食の欠食が目立つと、そういったことが代表されるように言われております。学校給食における野菜の摂取についても、また地産地消というものにおいても、十分に学校給食における野菜等の摂取にも計画を立ててしていただきたいと。30%を超えているということで、大変安心をすることでございます。

次に、地産地消について若干お尋ねしたいと思っておりますけれども、本市においても地産地消に対する考え方というのは深まっているんじゃないかというふうに考えておりますけれども、この拠点として、私もこの質問をするに当たって若干回らせていただきましたけれども、筑紫町の観光駐車場であるところでの朝市とか、またJA柳川の直売所ふれあいの里が、蒲池と大和町にございます。蒲池においては、6年前からオープンをされて、1日400人ほどが訪れて、非常に売り上げも伸びているということから、その利用組合の組合員さんにしても、38名ぐらいの人からスタートして、現在170数名までふえていると。非常に活気ある直売所が運営されているというふうに感じました。特に60代、70代といいますが、そういった方々がもっと応援してほしいと。こういう自分たちで取り組む、この地産地消のことをもっと理解して応援してほしいと、こういう声を聞いてきたわけでございますけれども、今後において、そういった声に対して、本市としては計画的にどういうものがあるのか、あれば教えていただきたいというふうに思います。

産業経済部長（田島稔大君）

地産地消の推進につきましては、今議員仰せのとおり、JAの方のふれあいの里、蒲池と今大和の方に開店をしておりますが、そのほかにも朝市等々で、一生懸命地産地消に努めてあるということでございます。

それから、中島の朝市でも、農産物とあわせて魚介類の販売が、ここではもう毎日行われております。

そしてまた、やまと競艇学校におきましても、約6トンの米と大量の地元の野菜とか、魚とか、そういったものの消費に協力をいただいております。

それから、学校関係では、先ほどからお話がありましたように、米、それから地元の野菜というふうなところで利用されておりますが、消費者に顔の見える農産物の販売というふうなことで、生産者に対しましては、よりよい安全・安心の農畜産物の生産を指導しております。そして、消費者重視の生産と販売を促進しております。そして、需要見込みなどのマーケティングを行いながら、今後も地産地消に努めていきたいというふうに考えております。

また、あわせて計画の中では担い手を含めた人材育成を考えていると、実施をしていると

いうふうなところでございます。

この人材育成につきましては、JA柳川普及センターの指導によりまして、春と秋に新規就農者や退職者及び退職予定者等を対象に、栽培講習会の開催やJAの女性会を中心に、直売店利用組合員が育成されております。さらに今後、集落営農が本格化していく上で、女性や高齢者等の余剰労働力を生かしまして、路地野菜等を栽培していただくように、座談会等を通じて説明とかお願いをしているところでございます。

また、集落営農組織自体も、今後、米の生産調整の代替作物として、野菜などの栽培計画を推進しているところでもございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

担い手支援と、人材育成ということで、さまざまな取り組みが今紹介されましたけれども、私も農業については、そう詳しいものではございませんけれども、先般来から担い手の方々との交流の場で、やはりもっと支援をお願いしたいという声がございます、一つの支援の方法としてですけれども、若い人たちの努力によって、新開発といいますか、新しい品種に取り組んである姿を見ておりまして、ちょっと尋ねてくださいということで見に行った。最近そういう日がございましたけれども、困ってあるのは、生産した新しい生産品の消化する場とといいますか、またそれが市場に出ていくための評価する場とといいますか、そういったところが一つあればいいなというふうなことをおっしゃってありました。

そういったことで、いわゆるレタスにしても新しい品種をつくって、ああ、これはいいなという評価をする場が欲しいというようなことであつたらうかと思うんです。ですから、そういう支援というのが市でできないものか、そういうことをちょっと考えるわけですけれども、その点、何かございましたら一言お願いしたいと思いますけど。

産業経済部長（田島稔大君）

この販売のルートの開発とといいますか、販売に関して市の方で支援をとということでございますが、これにつきましては、またJAさんと詳細に協議をしていきたいというふうに思っています。どうしてもJAさんの力を借りないと、その販売ルートの開発という部分につきましてはなかなか弱い部分がございますので、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

2番（古賀澄雄君）

続いて、矢部川流域の台風時における漁船の避難場所について再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほどから被害時における対策としては、クレーンによる陸揚げというのが主な避難対策であるということでございましたけれども、当初は高田町の川の方に避難をしておつたと。そういうことで、現在それができなくなっているというようなことでございますけれども、そういった経緯についてはどうなっているのかなというふうにも思う

わけです。

ただ、もう決論的な話をいたしますけれども、1級河川の飯江川がありますけれども、矢部川に注ぐ河口を避難場所として確保できないのかというようなことを、地元の漁民の皆さんからお聞きするわけでございます。こういったことが可能であるならば、取り組むことがいいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、いろんな問題点、そういったものを私自身が考えることがちょっと不可能な部分がございますので、本市としては、そういった取り組み等について、今後どういうふうに考えるべきものがあるのか教えていただきたいというふうに思いますが。

産業経済部長（田島稔大君）

先ほどもちょっと触れましたけれども、以前は先ほど言いました楠田川、高田町の三開、水門のところでございますが、そこに旧高田町の二つの漁港がございますが、その船とあわせて旧大和町の船も一部避難をしておったということでございますが、高田町の漁港、63年から、その2カ所の漁港を整理するというので、矢部川の下流の方に新しく江浦漁港というのがつくられました。その後、どうしても台風時には避難をしなければいけないということで、その三開、通称水門といいます、楠田川の河口の方に、全部そこを旧高田町の高田漁協といいます、一つの漁協しかございませんが、そこがもうきちんと占有をすることで、右岸側、この柳川市側の船がそこに避難できなくなったというのが実態でございます。

その後、逃げるところがないというふうなことで、ほかに漁港に船を上げたり、一部は飯江川の方に今も避難はしてあるようでございます。

ただ、この飯江川に避難港をつくるという部分に関しましては、ちょっと私たちも国の方の話を聞いたわけですが、この1級河川であります飯江川を管理する国交省の矢部川出張所の話でございます。ただ、この河川に漁船の避難港というのを考えた場合に、まず漁船が洪水時の障害にならないか。また、そのための施設をつくる場合には、その施設そのものが障害要因にならないか、そういったことを検討する必要があるということでございます。

現在の飯江川の状況でございますが、計画洪水量が毎秒500トンということでございます。これに対しまして、飯江川的能力が矢部川の合流点から約1キロぐらい上流のところ毎秒300トン、そして、最狭小箇所では毎秒150トンしかないということで、洪水時の流下能力が不足しているということでございます。したがって、今飯江川についても河川改修事業が進められているということでございます。

それから、国道209号のちょっと上流になりますが、そこに高田堰というのがございます。この堰は、洪水時には10回ぐらい開閉がされるということで、堰の開閉する場合には、下流側の安全を確認して行われているわけでございますが、もし下流側に船があれば、それが洪水の流水の障害要件になって、川のはんらんを招く可能性があり、大変危険であるというこ

とで、現時点では国土交通省としましても、この河川を漁船の避難港として使用したいというのが正式に申請をされても、許可はなかなか難しいというような返事をいただいております。

それからまた、漁港としての対応をしていくこととなりますと、左岸側がみやま市ということでございますので、漁港として取り扱うということになりますれば、漁港地域の指定が必要でございます。現在、飯江川の河口は漁港指定されておりませんので、この区域の変更という問題もまた必要になってくるというようなことで、もろもろの難しい問題があるようで、大変厳しい状況ではないかというふうに思っております。

以上です。

2 番（古賀澄雄君）

大変ありがとうございます。難しい要件がかなりあるということで、御説明でございますけれども、対応策につきましては、地元の人たち、大変悩んである部分が多くございます。あらゆる方法を考えながら、どうか避難時における対策をしっかり進めていただきたいなど、私も何かあるならと思いつつ、いろいろ勉強して、そういった答えに近づけていきたいと、こういう思いでございます。どうかよろしく御検討の方お願いしておきます。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

ここで10分間休憩をとります。

午後 3 時58分 休憩

午後 4 時10分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 6 順位、8 番森田房儀議員の発言を許します。

8 番（森田房儀君）（登壇）

冒頭、私ごとでありますけれども、私若いころ、昭和33年から35年、36年と、いわゆる柳川市が誕生いたしますとき、いわゆる 1 市 1 町 5 村が合併をして、山門郡から柳川市が独立をした。そのときに非常に寂しい思いをいたしました。これは青年団のちょうどその時期でございましたけれども、いわゆる山門郡じゃったやっかん、あんただけ市になったけんよか

ごつすっちは、それは一緒にやりましょうよと。みんな楽しく青年団活動をやるのが一番いいのではないですかと。柳川も一緒に、山門郡と一緒に手を取り合っていきましょうよということで、実はお話をし、一緒に青年団活動をしたことを思い出しております。

冗談めいた話ですけども、そのおかげで城内からおかつぁんもらうこつができました。結局その流れの中で、いわゆる60年、合併騒動、それから今回のいわゆる平成の大合併ということで、柳川市の大きな7万7,000、今日では7万5,000のようでありますけれども、そういう市が誕生いたしました。

私は、今日、その市議会の議場におきまして、こういう一般質問をできることを非常に無上の喜びとするところであります。やはり合併してよかったな、合併してよかったと感じるまちづくりをどうしていくのか。その手助けの一端を私ができるならば、非常に私としては、議員として生きがいを感じる。そういう喜びを持ちながら、今日議場に立っておるわけでございます。

平成17年の3月21日合併をしまして、もう約2年でございます。そして、市民の皆さん方のお声を聞いてみますときに、私に聞こえてくるものは、「合併したっちゃ何でんよかこつはなかやっかん」「何のために合併したやかの」ということが、このごろ盛んに耳に入るわけでございまして、私どもの責任の重さというものをひしひしと実は感じておるところでございます。

私はまず、石田市長は合併を念願として今日まで進めてこられて、市長になられ、その場合にはやはりならし運転をまずおやりになって、それから大きく柳川市が県南の雄都市として、大きく発展するための基盤づくりに一生懸命いそんでもらうのではないだろうか、そういうふうに考えておりましたが、どうもそうではない。余りにもお急ぎになる。少し慌てているんじゃないですかと、実は私は言いたいところがございます。

特に今も、実は市長みずからおっしゃっていました。廃県置州、もう県境をなくしましょうよ。そして、北海道、あるいは州を設置しまして、広く大きなつながりを持った地域性というものを大きく日本の国の中でつくっていかうと、そういった動きがやっぱり出てくるのではないだろうか。そういった意味では、やはりならし運転をしていく中で、市民のモチベーションをどういうふうに上げていくかということは非常に大きな問題だろうと思うわけがあります。少なくとも、社会資本の投資、あるいはまた雇用創出のための企業誘致、あるいはまた市街化地域の再開発事業、いわゆる顔のない町、これは将来にわたって疲弊をしていくであろう。そういうことを考える場合には、やはり魅力あるまちづくりをどういうふうにしていくのか。そういった大きな目標に向かって、やはり市長はお考えをいただくことが望ましいことではないだろうか。

特に私は、定着人口はどうしても、合併2年したのにもう2,000人減ったと。これは何なのかと。やはりこれは、企業がない、雇用創出がない、それからまち自体の魅力がない。今

申し上げましたように、いわゆる合併して何かよかったこつのあるかんというような失望感というものは、2年間のうちに2,000人も減ってしまったということではないだろうかというふうには私は考えておるところでございます。そういった意味で、市長の政治姿勢について、今から市長にお伺いをいたしたいと思えます。

そういった流れの中で、いろいろ問責をしてみられますときに、私を感じることは、市長は非常に強い人に、強者に優しい、弱い人に非常に厳しい政治を、そういう流れをおつくりになっているのではないかという心配をいたしております。ある意味では、いわゆる独善的であります。そして、非常に協調性に乏しい。今日も答弁の中で、議会と対立をすることを旨とするような、そういう発言の姿勢である。こういうことには、私は非常に失望をいたしております。2万4,000何百かの人から支持を集めて、初代柳川市の市長として今日までおやりいただいておりますのに、いつまでたっても対立することが、自分の主張を通すためのそういう手練手管と、そういうふうにお考えになっているような気がしてならないわけでありませぬ。

私は、大和の町長であられましたときにも申し上げました。選挙民は支持者と、それからまた信者というものは違うんですよ。あなたがおやりになっているのは、どう見ても信者を扱うという、いわゆる自分の言うことにイエスマンである人には非常に優しい。ところが、意見を言い、市長、それはちょっと違うんじゃないでしょうかと、こうした方がいいのではないのでしょうかと、そういう違った意見を言う人には非常に遠ざかっておいでになる。そういった部分を、私はその前のときも、町長のときにも申し上げてきたわけでありませぬ。

特に私が指摘を申し上げたいのは、いわゆるマニフェストと議会との関係であります。それは、市長、選挙にお立ちになるときに、当然公約、マニフェストをお出しになる。これは当然のことであります。私どもだってちゃんと公約を出しましたし、マニフェストとしてやっぱり選挙民の皆さん方にお知らせをしてみりました。しかし、私のマニフェストはこうだから、これは約束だから、契約だから、これを通さないとだめだという、そういう非常に凝り固まった、一方的な考え方におなりになっているのではないだろうか。やはり議会は、そういったマニフェストの中においても、これが100%正しいものではないと。ましてや流れの中で、これは実現するのは無理なものもあるんだ。そういったものを是は是、非は非として、やはり見定めながらチェックをしていく。そういう機関として議会に負託をいただいております。私にも選挙民の皆さんから、それは正しい、いいことをされるときは是は是でいきなさい、非は非でいきなさいよと、そのためにあなたを今度は議会に送るんですからということをお今日まで言われてきたところでありませぬ。

やはり市長として、大きな7万5,000の柳川市をまとめていくためには、そういった違いというものを飲み込みながら乗り越えていくと、そういう度量の大きさがなければ、やはりまとまった活力あふれる柳川市をつくっていくということは難しいのではないだろうか、

そういうふうには感じておるところであります。

そこいらについて、市長がいや、私は私の考えていきますよということなのか、やはりそういうのも十分参考にしながら、柳川市の発展のために尽くしていくという御意思があるのかどうか、まずお伺いしておきたいと思います。

それから、私がいつも気になっておりますのは、事務職員とのいわゆる信頼関係の醸成というものは、2年たっておるのに何でできないだろうかと。皆さん方はどうお考えになっておるか知りませんが、私の見る限りにおいては、非常に信頼関係が乏しいという気がするわけでありませう。

いわゆる12月27日、御用納めのときに職員を集めて、「茶坊主になるな」と。また1月の月初めのときに、また同じく「茶坊主になるな」というふうなことを繰り返しておっしゃった。柳川の職員603名、この人たちがだれの茶坊主ですか。私はそんなことは絶対ないと思うんです。少なくとも柳川市の職員として、誇りを持って市民のためにどういう行政を行っていくのか、どういう事務を行っていくのかということで、一生懸命頑張っている。それが私は今日の柳川市の職員であろうと思うわけです。ところが、何でそんなことを何回も言わなければならないのか。それこそやはり私は、柳川市、柳川丸という船が、結果的には帆は破れ、帆柱が折れてどこへ行くのか、柳川丸が山の上に上るのではないのだろうかという心配をするわけでありませう。少なくとも、私は意見を言う職員がおって、市長、これはこうした方がいいんじゃないですかということをも具申できるような、そういう職員がおってこそ、私は柳川市のためにすばらしい職員だと思ふわけです。いわゆる今のやり方は、何か意見を言うと、いわゆる怒られるばんと、あんまり言いよるぎと飛ばされるけんがら、もうこげんせろち言わっしゃるなら、もう黙って、もうでくできんは別としてやっておった方がいいと、そういう流れになってしまっておる。

私が言いたいのは、市長の委嘱を受けた職員ではあるけれども、職員は市長の奴隷ではないということなんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ちゃんと心を持った職員である。私はそういう意味では、柳川市の職員を大きな期待を持って眺めておるところであります。（「確かにとんでもない」と呼ぶ者あり）何ち、何ちの。そういうことはちょっとやめてください。（「はい」「済まんね」と呼ぶ者あり）

また、私が指摘しておきたいのは、市長は、自分は正しいという考え方で、今行政の長たる事務、職務を行っていると思ふけれども、どうしても、その説明責任というものを果たしにならない。この間も2月の臨時議会のときも、説明責任が足りないんじゃないかと、どうするんだと、しっかりとちゃんと説明してくださいよということをも、ある議員が質問をされた。そしたら、聞きに来なさいよと。親切に教えますよ。そういう御答弁があった。私はびっくりしました。少なくとも市民の税金によって柳川市が運営をされていく以上、その税金を使って公共の事業を行う場合については、当然、市長が少なくとも市民に対して説

明責任を絶対果たさなきゃならん。それをやらないで聞きに来なさいよ、親切に教えてあげますよ。説明責任というものが何たるかというものを、市長はお考えになっておるだろうかと。その割にはガラス張りだ、ろうそくを燃やして我が身に照らして明かしながら市民のために頑張っております。そんなことをおっしゃるけれども、実際には、聞きに来んかい、そうすると教えてやりたいと、そういうふうにしかな聞こえないんですよ。そここのところを少なくともやはり改めてもらって、市民のために、こうこうこういう形で事業を行い、行政の執行をいたしておりますということを、やはり正しく報告をいただく、その説明をいただくということが非常に大事であります。特に民主主義社会における議会においては、少なくともその説明責任というのは一番大きな問題であるわけでありまして。

もう一つ私は思うわけでありましてけれども、市長にぜひお伺いをいたしたい。

平成18年、上京陳情及び各種組合活動等を含めた上京が何回行われたのか。新聞等を見ていると、柳川市長はずうっと東京へ行った、あるいはどっかの九州大会に行ったのだと。よその市長さんはちゃんとおいでになる。うちの市長さんは忙しかね。皮肉を言いますと、あの人は役ば好いとらっしゃるけんと、私はそういうふうに思いながら新聞も見えておりますけれども、余りにも柳川市役所をお外しになる回数が多いのではないかというふうに思うわけです。

やはり何回おいでになって、どういう内容だったのか、ここで全部を報告するということは、市長といえども不可能ではないかと。私は後で結構です。だから、秘書課の方で、そういうものをきちっと書き出していただきたい。後で検証はしてまいりたいと思うわけでありまして。

また、どうも法律違反せんならよか、何じゃい妙なこつ言うと告発すっぞ、証拠ば持ってこいと、こんなことをいつもおっしゃる。そんな政治、行政がどこにありますか。やはり、これはどう考えてみても法律以前の問題であって、公序良俗に反しないような、そういうやっぱり重厚で品格のある市長でなくてはならない。ところが、すぐ証拠を持ってこい、あんたが言いよつとの間違っておるなら告発すると。そういう対応しかおやりにならない。これでは、柳川市の市長としての品格というものを疑わざるを得ないし、我々だって黙ってついていくということができないというような現状が続いているのではないかというふうに思うわけでありまして。

特に私がびっくりいたしましたのは、柳川市民の会の会報第4号に、いわゆる請負契約の問題が出されております。中には71%とか、あるいは設計等については30何%とか、これが三つほどあります。ほかは全部97%から99.5%です。こんな落札価格がどうしてできるのか。私は工事価格を提示され、どっかでお話し合い、研究会、勉強会があつておるのではないかと。だから、これだけの高率による落札というものが現実にずっと続いておるといふことだと思ひます。だれがどうだ、かれがどうだということではありません。常にずっとそういう

高率による落札価格が続いておるといのは、少なくとも柳川市にとっては大変な損失であり、マイナスであるわけです。このことについては、少なくとも柳川市の市長であり、最高責任者である以上、この問題については、やっぱり命をかけてろうそくを溶かしながら明かりを明かしていくという、そういう市長であるならば、これは一日も早く改善をしていただかなきゃならんと。オンブズマン等のお話を聞いておりますと、80%を越すような落札価格というの、大体談合のにおいがするぞというふうなことを公に言われている。そういったものを考えますときに、やはり市長がいつもいつも公平公正、そしてガラス張りということをおっしゃるならば、まずここから改革をいただかなきゃならなんのではないかというふうにするわけでありまして。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

次に、浦島橋のかけかえ工事の問題についてお伺いをいたしたいと思っております。

この問題は、平成13年の9月、初めて浦島橋及び208号線の市街地における道路を含めた緊急対策事業として予算がついたわけです。もともと橋をつくりかえていただければ、それでいいですよという無理なお願いを、当時はまだ建設省でございましたが、建設省の事務次官の方に陳情に行きまして、予算をそれでは措置しましょうということでした。その後、現在の市長が、やっぱり市街地における道路網も208号線の道路も、ひとつ整備をお願いしたいということでお申し込みをいただいて、したがって浦島橋と、それから関連する下町の間の道路の整備まで同時に行うというような工事計画が進められてきたというふうに私は理解しておりますし、少なくとも、この浦島橋のかけかえ工事については、市長ではなく、私たち当時の議会議員が上京しまして、緊急対策事業として予算措置しましょうという約束をいただいて帰ってきて行っているところです。

ところが、もう6年たちました、6年。（発言する者あり）緊急対策事業が6年も引っ張られて、よくも予算が流れんなと、皆さんもお感じになっていると思っております。これは普通の計画路線ならば、6年でも10年でも何とか引っ張っていける。しかし、緊急対策事業として予算を獲得してきた分について、よくぞまあ流れなくて済んでいるなど。関係者の方々に話を聞きますと、何とかことし1年は延びるのではないかと。したがって、少なくとも現地の物件調査等について、ぜひ入っていただきたい。入れば、この予算は流れなくてちゃんと続きますよということをおっしゃるわけです。だから、私は少なくとも、平成18年及び平成19年、これは最後の努力の時期であろう、時であろうと。これを逃したら、もうだめじゃないかという気がするわけです。

そして、もう現在は、橋のたもとの金比羅さん、これが実は橋の動くことによって膨れが生じて傾いておると。そして、大和町側から数えて、いわゆる第1橋脚部のところは、もうずっと毎日毎日ひびが大きくなっております。あれは13トンの設計なんです、重量。ところが、今現在は45トンも50トンも積んだトラックが通っております。昭和31年、いわゆる供用開始をしましたあの橋が、13トンのやつのそげんどがしこでん通っていくならば、その橋

が、もうひびが大きくなり崩れていくというのが当然のことなんです。だから、一日も早い、いわゆるかけかえ工事というのは必要になってくるわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）私は、そういった意味では、行政も一生懸命おやりになるであろう。柳川市の南の玄関口として、浦島橋が非常に重要な役割を果たしているというのは、市長よく私は御理解していただいております。

したがって、今日まで執行部に対して、まあお任せをしておけば大丈夫であろうということで対応してきましたけれども、どこまでいっても全く解決の見通しが立たないような状況ではどうしようもない。やはり議会と執行部と一緒にあって、地元の説得に入り、あるいは関係機関に対して積極的な働きかけをする、このことが浦島橋のかけかえ工事の実現につながっていくと私は思うわけです。

そういった意味で、私は今柳川市議会において、浦島橋のかけかえ工事に伴う特別委員会の設置を、市、関係機関、福国等を含めた関係機関に積極的なアプローチをかけていく、そういうことが必要ではないだろうかと思いますが、執行長としての御意見をお伺いいたしておきたいと思っております。

次に、水問題についてであります。

農業用水については、農業団体も、もうこれ以上金出して水は要らんじゃかんというような向きもあります。しかし、やはり冬場の野菜園芸を含めた農業は、どんどんどんどん発展をしていく。冬場の水も大事でありますし、夏場の水稻の水も大事であります。現実には、非常に水が不足をする。特に、日向神ダムの梅雨前の放水の後、雨が降らなかった場合には一年じゅう日向神ダムは空っぽになる。そこにたまっておる水が、大体300万トンから350万トンぐらいだろう。そんな水ではどうしようもない。だから本来、日向神ダムのかさ上げをしたらどうだろうか。

この間、実は土木組合の視察で日向神ダムに行きました。日向神ダムの職員が、いや、5メートルもかさ上げするならば、道路は上げやん、橋は上げやん、今の福岡県のいわゆる財政事情じゃ、これはもう不可能でございますということを言われました。ああ、そげん無理はさせられんじゃろうなという思いを私も実はいたしたわけでありましてけれども、少なくとも、日向神ダムの水が常に、この柳川市に向かってどんどんどんどん流れてくる。農業用水は大丈夫ですよ、観光柳川の目玉であります川下りにもちゃんと水はいっぱいありますよ、そういったものをやっぱりつくっていかなくやならん。

ましてや、今一番大きな問題であります有明海のノリ養殖事業、これには瀬高堰ができてからほとんど水は矢部川には流れてきません。したがって、いわゆる筑後川周辺の養殖漁場には、非常にすぐれた美しいノリがとれます。これは、ちゃんと40万トンを流しますよという水が確保できているから、その地域のノリは非常に良質ないいノリが安定的にとれていると思っております。しかし、かつて以前は、この高田町、大牟田、大和、この地域は、大体網さえ

張っておくなら、ノリはちぎり切らんごとなる。そのノリが物すごく品質がいいノリである。したがって、従前のいわゆる20年、30年前は、大体大和町中島地区と高田町大牟田地区のノリが最高によかった。ところが、今はいわゆる矢部川沿線の漁業組合のノリが一番安うなっている。それはなぜか。矢部川から有明海に水が流れていかない。栄養塩の醸成ができない。したがって、一遍目はようかごたるばってん、もう2回目、3回目になりますと、ノリはだめになってしまう。品質が非常に低下をしている。安いノリしかできてこない。したがって、今市長にちょっとお渡ししておりますが、いわゆる入札価格が、もうずうっと柳川、両開、沖端、浜武、そっちのものから見ると、一番よかった漁業の生産品が一番安くなってきておる。それは何かというと、有明海の老朽化もありましょう。しかしながら、もっと大事なのは、漁業用水がないということなんです。

かつて昔は、筑後川の一番上流に森林漁業組合、川口漁業組合というのがありました。その漁場は、どんなにノリを張っても網を張っても、すぐ水腐れして、ノリはとれんばい。川口漁協の組合員の方たちがうちの方にも遊びに来られていました。おまえどんげよかね。うちのあたりノリはいっちょんとれんばい、水腐れでと言われております。今はあそこが一番いいノリがとれよります。水が少ないからなんです。

だから、そういったものを、私は少なくとも解決していくために、柳川が一番最初に立ち上がっていかなきゃならん。笑っておられるけれども、そうじゃないんですよ。日向神ダムに水はない、しかし、龍門ダムには水はあります。この龍門ダムは、下笠ダムから12キロ、龍門ダムに水を引っ張っております。いつも満水状態です。だから、私は龍門ダムから日向神ダムに向けて、矢部川水系の上流に導水管を引っ張ってもらいたい。本来、龍門ダムができるときには、こちらの方に実は水利権を持たせようとする、そういう流れがあっただけ。ところが、こちらがどうしても銭出してまで、もう水は要らんじゃっかんちいうようなことで対応がおくれた。そのために、その当時の担当でありました野田毅代議士が、もう熊本側に全部持っていけということで、龍門ダムからいわゆる矢部川水系上流に導水することができなくなった。これ6キロですから、ちゃんと八代海・有明海特別措置法による国の対応によって、十分交渉次第ではできると。有明海をやっぱり活性化するため、宝の海有明海を取り戻すためには、国の力をちゃんと出しますよというのが有明海特別措置法なんです。これを利用して、やはり持ってくるべきではないか。

私はまた、いろんな問題が出ましたから申し上げたいと思いますが、きょう皆さん方にお配りしているノリ、これは有明漁業協同組合の破れの2等です。これは5円26銭です。私は、この間市長からいただいたノリは臭くて、もう食べられん、なんぎゃって。これは、うちの少なくとも有明海漁連で入札をしても、これは入札札要りません。入札が要らないちいうことはどういうことかちいうと、いわゆる燃やすか廃棄業者に渡すか、そういうことしかできない、かえって銭が要る、そういうノリ。

ところが、それはウルグアイ・ラウンドを中心として、そういった問題がどうしても国際間において引き起こってきますから、入れるだけはいれなきゃならんでしょう。インポータークオータです。輸入制限品目ということで関税もかかります。6円のやつを持ってくんなら、7円50銭から8円ぐらいになると思います。ああいう日本に持ってきても、入札にもかからん、札も入らんようなものを、私は果たして、それほど心配しなきゃならんのだろうかという気がするわけです。

やはり、私は中国からノリの来るばん、韓国からノリの来るばんと、余りに言うてもらおうと、逆に言うと風評被害が起きるのではないかと。商社から見ると思うつぼであると。もうよそから出てくるけんがら、安うしか買われんばんというようなことが、もうノリの棒木立つときから商社からずうっと事前に言われてしまう。あえて中国のノリがどうのこうのち我々が余りにも言い過ぎますと、結果的には漁業者を殺す、そういう風評被害が出てくるのではないかという心配を実はいたしております。

もうちょっと急ぎますので、ピアス問題でございます。

これは、私の記憶する限りにおいては、まず目的のない買い物であったと。少なくとも、石田市長は当時町長のときに、何に使うとねと申し上げましたら、いいえ、別に利用目的はありません。強いて申し上げますならば、給食センターばいっちょつくらやんですたい。それで、しゃりむりこれを買おうとされた。

私は、買収自体が果たして適法なのかどうかということも、今もって心配をいたしております。議会の議決を得たからそれでいいという見方もありますが、いわゆる少なくとも重要事項説明書、物件説明書、あるいはまた、ピアスアライズからしか出されていない不動産評価書、これで買いましたよと。そんなことが果たして通るだろうか。結果的にはいわゆる1,800坪の建物に、何ちいうですか、あのガラスの繊維の（「アスベスト」と呼ぶ者あり）アスベスト、はい。アスベストが塗られておると。これを処分するには、坪100千円から150千円ぐらいかかるであろうと、大変な額。

そして、後から聞いた話ですが、いわゆる廃棄物2,300トン何がしかがちゃんと埋められておる。これ500トンぐらいはどこかに搬出をしたと言われますけれども、500トンとったとしても1,800トン、現地の人に聞いてみますと、いえ、金網持ってきて振るって2トン車で2台か3台しか持っていかんじゃったばんもち。そんなら2,000トンなあっじゃっかいというようなこともまだあるわけです。

そこで私がぜひ市長にお伺いしたいのは、今度3,000千円をかけて地質調査をおやりになったということのようですから、結果が出ておれば、それをぜひ御提示をいただきたい。そして、ピアスアライズの北側の堀の部分について、水質検査もされたというようなことをうわさとして聞いております。したがって、この調査結果についても、ぜひ御公表をいただきたいというふうに思います。

そこで、私がもう1点だけお願いをしたいのは、本当に果たして正当な買い物であったのかどうかというものが、今いわゆる民間の方たちにおける告発騒ぎで裁判になっておると。そうであるならば、果たして、そのまま市の財産として繰り入れるだけでいいのかと。裁判費用については、いわゆる私は公金を使ってほしくない。これは絶対使ってはならないということを言いたいわけです。

したがって、私は最終的に、市長はどういう責任をおとりになるのかと。前の市議会のピアス特別委員会では、ピアスが責任を持たないと私が責任をとりますというような意味合いのことを御発言いただいた。少なくとも柳川市民みんなが、あれはどげんなつとつとですかちいう関心が非常に高くなっておる。市長はそこいらについては、明確にここで御答弁をいただいておりますというふうに思うわけでありませう。

後でまた自席から御質問することがあるかと思っておりますけれども、もう1点だけ申し上げたいのは、瑕疵担保責任であります。

これは、19年の12月31日までは、瑕疵担保責任が伴いますという契約です。ところが、12月31日開けて1月1日になりますと、瑕疵担保責任は、全くこれはなくなるわけですね。だから、本来瑕疵担保、この文章だけ見ますと、逃げて回れば瑕疵担保は時効を迎えるということになるわけですから、そこいらについても、市長からやっぱりわかりやすい説明、御答弁をお願い申し上げたいと思っております。

どうも長い間本当に御清聴ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

森田議員、あと17分残っておりますから、簡潔にいかんと、こうやり取りばしてもらわんと、もう何も答弁な来んですよ。（「はい、答弁していただければ」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

よくもまあ一方的にお話をされ、そしてしかもまことしやかに、初めてお聞きになられる方は本当だろうか。また、これをお聞きになっている方は、そのままのみにされますと、私は大変悲しい思いをいたします。（「そうでなければ、簡単に違う、どうだとはっきり言いなさいよ。それだけでいいじゃないの」と呼ぶ者あり）いや、余りにもその辺を言われましたので、それぞれ私なりに、今お尋ねになりましたことについては、市民の皆さん方に説明する責任があると思っておりますし、（「議会にも説明責任がちゃんとあります」と呼ぶ者あり）当然この場でやっているわけですから議会でやっているわけですよ。だからお答えをしていかなきゃいけないと思っております。

まず、この1市5町の問題というふうなことは、切り込みの中で言われました。まちの顔が見えない、社会資本の投資、雇用の創出、市街化の魅力あるまちづくりをどうしていくのかというお尋ねでございましたね。これは当然、新市建設計画に盛り込まれておることでございます、私は言ってきておりますように、漁業の、あるいは農業の、そして観光の、この三

つの柱を中心に据えながら、柳川のアイデンティティーをやはりつくり出していく。そして、歴史ある遺産、そういったものを、やはり全国の皆さん方に、あるいは地域の顔としてPRをしていくと、こういうことが大事であるというふうに思っております。

それから、強い人に優しい、弱い人に強いということですが、これはどういうふうなことなのか私はよくわかりません。こういうふうな首長を預かる立場としては、さまざまなやはり課題を抱えながら、課題の解決のために東奔西走しなければなりません。職員の皆さん方についても、大変な市民の皆さん方の立場に立って、それぞれが持ち場持ち場で努力を払ってくれていると思います。したがって、その強い人、イエスマン、こういったことがどこで行われているのか。今の独善的、あるいは対立的、支持者を信者と、これは従来の町議会議員のときの同じようなお尋ねでございまして、（「だから言ったじゃないの、町の時にも言ったけれども」と呼ぶ者あり）そうなんです。だから、そういうことを新市になってまで、本当に新市の合併というのはどういうことで合併をしたのかということなんです。

あのときは平成12年、国においては総務省、時の片山虎之助総務大臣が地方分権一括法というのをお出しになって、3,000数百の市町村を、今、先ほどの一般質問の中で出てまいりましたが、1,800を割るような、いわゆる平成の大合併が行われたんです。これは当然、人口動態等、将来的なものは総務省がやっている。（「いや、だからそれはわかっているから、質問だけに答えなさいよ」と呼ぶ者あり）動態については、当然データとしてはなるわけですが、人口が減ったこともおっしゃっておりますので、そういうお尋ねについては、やっぱりきっちりとお答えをしていく責任があるというふうに思います。

したがって、そういった人口動態、あるいはあのときは平成の合併は、あめとむちの問題がございました。市民の皆さんの声として、合併したって一つもよかこつはなかやっかん、いいことはあるということ、私どもも説明会の中で言ってきておりません。（「よく聞きます」と呼ぶ者あり）サービスをいかに維持していくのか。合理的に、しかもむだな行政をスリム化させる。過大に膨れているさまざまなものをスリム化させる。そして効率の高い行政、市政を作り上げていくということで、それぞれの皆さん方に痛みを伴っていただくかもしれない。まさしく自助・互助・公助、こういったものも、ひとつこれからは真剣に考えなきゃいけない。高度成長時期に残ってきた、いわゆる後遺症のものというのは、権利意識の強さというのもあったわけです。しかし、それが本当に現実の問題として厳しい財政状況の中に置かれてきて、これ以上サービスをやはり膨らます、あるいは過剰な投資はできないということで、全国津々浦々で合併の問題が立ち上がってきて、平成17年の3月、いわゆる時の時限立法的な期限を切ったあめの提示があったわけです。そのときまでにやりますならば、自治体は、これまでの（「だから、それはわかるとるじゃないの」と呼ぶ者あり）地方交付税を10年間差上げます。しかし、それは住民の皆さんと一緒に、これは国からやられたことでもない、県からやられたものでもない。住民の皆さんと一緒に、ここ

で考えられて合併という選択をされたわけです。（「合併を否定しているわけじゃないでしょう、合併はだからいいじゃないの」と呼ぶ者あり）いやいや、いいことなかったと。（「あなたがやっていることについて聞いているだけじゃないの」と呼ぶ者あり）だから、そういうことは、やはり私は私の考えでと、あるいは市民のためなのかということです。私はそのときは、何を言っても市民の皆さん、市民の皆さんがすべてでありますので、市の発展を思うためにそういった選択をさせていただき、そして、いつも中心は市民の皆さんがありながらそれを進めていくという基本路線は変わらないわけであります。

それから、事務職員の信頼関係ができていないということなんですが、これについてはどのようなことなのか。

合併をいたしまして、新しいシステムができました。それは、三つの庁舎がある中で、今従来のように小っちゃな集まりとか、そういうものができない。物理的に部長会議程度しか私としては会議はできないわけです。そのことを浸透させていただいて、職員の皆さん方に考え方なりを伝えていただく、こういうこともあるわけですが、そういった中で、12月27日ですか、1月4日、「茶坊主に」という、こういうふうな言葉も使ったと。これは当然であります。市民の皆さんのために、私のために仕事をしてくれる職員じゃだめなんです。市民の皆さんの立場に立って仕事をしてくれるような職員が育っていかないと、この柳川市というのは風通しがよくなる。ましてや、市の発展というのはないわけであります。そういったことを私は申し上げてきております。

それから、この説明責任が足りないということですが、これはどういうことなのか。先ほどのようなお話を聞いておりますと、余りにも一方的過ぎる。私は本当に耳を疑いたくなります。説明責任がどこでどのように行われていないのか。

今、この上京陳情のときに、どういう活動をしてどういうふうになっているのか。これはいつでも情報は開示しますので、そういうことで、職員の方に言っていただきますと、何月何日にどういう要件で、どこに行ってきて、いつ帰ってきたということは、はっきり理解をいただけるというふうに思います。後ほどお出しをしたいというふうに思います。

それから、法律違反、時代錯誤、公序良俗ですね、こういった品格を疑う、問題があるとすれば、やはり行政の信頼というのは、公金が市民の皆さんが納得いただけるような形で使われているのかどうなのか。疑問があるとすれば、当然これは教育と同じように、七褒め三しかり、これは組織としての機能を維持するためには必要なことかもしれません。しかし、何でもかんでも告発じゃないんですよ。やはり、よく言われる人権問題、こういったものは普遍的なものでありまして、人の尊厳というのは、人間性、全人格を否定するような、しかもそういうことは、人の心を踏みにじるものでありまして、これはいかなるものとして大事にしなければなりません。親切に、そしてまた接遇もやはりそれなりの適切なものをしていくというのが、市民の皆さんから負託を受けた職員でありますし、私ども執行部とし

ては当然の責任と義務があるわけでございます。

それから、会報の柳川のガラス張りの会、この4号、私もそのようなものを3回、4回と読ませていただきました。電話をするけれども、私も電話をしようと思って、説明責任を果たそうと思ってするけれども、どなたもお出にならない。住所番地に行ってみるけれども、シャッターが閉まっていらっしゃらない。発行責任者もどなたなのかわからない。こんなことが本当にあるとするならば、柳川というのは、私はまだまだ風通しのよい、いいまちにはならないなど。本当にそれが事実ならば、堂々と私に公開質問状なりお出しになっていただいて、大衆の目の前で私は説明申し上げたい、記者会見もやりたい、それが私の責任であろうと思います。

それから、請負契約の高どまりの問題というのが出てまいりました。

これは、予定価格を公表しているもの、これについては、私はどうかわかりません。また、指名競争入札というのは、旧柳川、旧三橋、旧大和、こういうものについては合併時の申し合わせがあって、旧自治体の業者さんがそれぞれ指名を受けるということになっております。しかしながら、私も随分こういった会報を読みまして、憂慮すべきものがありました。最近の知事の官製談合の問題もございまして、早急にこれは改善し、取り組まなきゃいけない。市民の皆さんに不信を招くこと、当然一般競争入札なりを早急に導入して、そして競争原理を働かせる。そしてまた、市民の皆さんに納得いただけるような形で、早速私は提示をしたい。この9月には、その制度変更をやりたいと、このように考えております。しかも、その競争原理が働かなきゃいけないわけですね。（「そうそう」と呼ぶ者あり）そういったことは当然のことでございます。

それから、13年の9月ですか、この浦島橋の問題に関しまして、私は平成6年の8月に町長になりまして　ちょっと時間いいですかね、ちょっと答えとかんないまいかんでしょうからね、済みません。

議長（田中雅美君）

質問な森田さんないですよ、あと5分ですから。

市長（石田宝蔵君）

平成9年に町長になったとき、お隣の高田町の北口町長、たしか北口町長だったと思います。その町長さんとアクションを起こしたのが最初でございまして、いわゆる有明海沿岸道路が内定をして、道路の路線決定がして、（「それは40センチ幅を広げた……」と呼ぶ者あり）いやいや、決まったときの経過をちょっと申し上げているわけですが、これは相当の長い経過がございまして。

かいつまんで申し上げますと、あのときも相当な、議員がいらっしゃるとき特別委員会いっぱいありましたね。私が町長をしているときに、20ぐらいの特別委員会ができたと思います。（「そんな数はないよ」と呼ぶ者あり）それで、さまざまなものですよ。（「そんな数

はないよ」と呼ぶ者あり)さまざまなものですよ。これは事実あるんですよ。(「20も幾らもない」と呼ぶ者あり)いやいや、あるんです。そういったものを考えてみますと いや、それは後から出しますけれども、18かそこらあったと私は思います。

そういうものの中で、事実関係をきちんと調査されて、そして、この中については本当に実現ができるものなのかどうなのか、中身はどういうことでこれが休止になっているのかどうか、これは皆さん方も知っていただきたいと思いますし、それはそれなりに、まず特別委員会をつられる前に、これも調査をやはりきちんと説明を担当の方から、あるいは国の方からお受けになっていただきたいと。そうすれば、おのずとそういったものがあると思います。

それから、その当時議員は、特に上京上京ということをおっしゃっていました。議会には陳情権はないんです、法律的に、請願。そういったものを考えてみて、(「そういうことを言うからだめじゃない」と呼ぶ者あり)いや、だから、そういうことも考えて実現性ができるような(発言する者あり)いや、だから、そういうものも踏まえて一緒に調査をやっていただいて、やはり考えてもらわなくちゃいけないんじゃないかなと、私は市民の皆さんには、そういうふうに理解をいただきたいと思います。

それから、日向神ダムのダム群連携の話が出ました。これについては、これは龍門ダムというのは、まだ下笠、松原からは稼働しておりません。ちょうど動いていないというのが状況でございます。もちろん、ダム群連携の問題は、漁連等と通じて(発言する者あり)いや、動いていないです。そういうことを踏まえてよく調査をしていただいて、これまた中身を熟知して動いていただきたいと、一緒になって動きたいというふうに思います。(「一緒になって動けばいい」と呼ぶ者あり)

それから、ピアスについての問題でございますが、目的のない買い物と。これは当然、目的が給食センターが4年も5年も土地をめぐる選定できなかった。場所の選定をめぐるできなかった。これは記憶にあると思います。

そういった中で、やはり給食センターの老朽化、O-157の問題等があって建設をした経過は御案内のとおりかと思っております。(「違います」と呼ぶ者あり)

それから、公金を かいつままで、ちょっと時間がありませんので言っていますけれども、公金を使って裁判をしてはならない。これは地方自治法の定めによりまして、こういった住民訴訟が起きたときには、これは、公費によって、法律の制度によってできるようになってまいりました。もしこういった、こういった責任をとるかということもございましたけれども、私がこの問題について、さまざまなやはり皆さん方から問題を指摘されておりますけれども、安心をできるような形で協議をしながら、そして市民の皆さんにお願いしなければならない部分については、こういった経過等も十二分に説明できる時間をいただきながら説明をしてまいりたいと、このように思っております。

瑕疵担保責任の問題、これらについても、期限が切れないうちに、これはしっかり私どもの弁護士等を通じまして、また当事者同士しっかりやってまいろうというふうに思っております。

議長（田中雅美君）

森田議員、もう中途半端になるけん終わってください。

8番（森田房儀君）

随分反論もありますけれども、これをもって終了いたしたいと思います。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして森田房儀議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。お疲れでございました。

午後5時11分 延会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成19年3月8日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
助	役	島	田	眞	司
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	曲	豊	喜
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
企	画	大	坪	正	明
財	政	櫻	木	重	信
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	金	子	健	次
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純
観	光	横	山	英	眞
廃	棄	江	崎	尚	美
ま	ち				
づ	く				
り	課				
課	長				
策	長				
課					

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	乗	富	三	男
議	会	事	務	局	主	櫻	木	恵	美
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	庶	高	口	佳	人
務	係	長							

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	4番 熊井三千代	<p>1. 福祉行政</p> <p>(1) 子育て支援「安心して産み育てやすい環境整備」 妊産婦健診の無料化拡大について 乳児家庭訪問について</p> <p>(2) 高齢者福祉 高齢者生きがい活動支援通所事業拡大について 高齢者独居世帯見守り支援について</p>	市長
2	21番 大橋恭三	<p>1. 市政一般について</p> <p>(1) 財政一般 (2) 公共事業 入札制度について 公平・公正な運営がなされているか</p> <p>2. 教育行政について</p> <p>(1) 総合グラウンド建設に向けて 市の考えはどうか 用地確保のため合併特例債や地域振興基金の活用は</p> <p>(2) 藤吉小学校のプール建設について 進捗状況について 場所やコースの決定はみたのか</p> <p>(3) 高畑公園の今後の運営について 貸借期限とその後の対策は 駐車場の整備をすべきではないか</p>	市長 教育長
3	13番 伊藤法博	<p>1. 市政一般</p> <p>(1) ごみ問題について</p>	市長
4	9番 荒巻英樹	<p>1. 企業誘致について</p> <p>(1) 現在及び今後の取り組みについて (2) トップセールスについて</p> <p>2. 市営筑紫町駐車場について</p>	市長 市長

		(1) 利用状況について (2) 管理方法について	
5	25番 三小田 一 美	1. 環境問題について (1) アスベスト土壌汚染除去について (2) 市が所有する各種施設の土壌汚染・アスベスト・水質調査について	市 長
6	18番 近 藤 未 治	1. 市政一般 (1) 柳川市に対する要望事項について (2) 職務に関する働きかけの記録等に関する取扱要綱について 2. 市民要望 (1) 福祉バスの運行について	市 長 市 長
7	6 番 島 添 勝	1. 農地水環境保全について (1) 平成19年度から始まる、農地水環境保全について市の取り組みはどの程度進んでいるか	市 長

午前10時1分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、4番熊井三千代議員の発言を許します。

4番（熊井三千代君）（登壇）

おはようございます。4番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

我が国は今、未曾有の少子・高齢化が進行するとともに人口減少社会に突入するなど、歴史上の大きな転換点の真ただ中にあります。

国の総人口は、2004年の1億2,783万人をピークに減少に転じました。約50年後の2055年には8,993万人まで減少し、高齢化率は現在の20.2%から倍の40.5%にはね上がると言われ

ています。こうした人口構造の大変化はさまざまな分野に影響を与えますが、とりわけ社会保障制度において深刻なのは、支え手の減少です。

今後の課題は、一つ、支え手をふやすこと、二つ、予防と自立支援、また高齢者も生き生きと働き、社会参加できる環境整備が重要です。国としても関係省庁を挙げて子供を産み育てやすい環境づくりと子育て支援に取り組み、平成15年、次世代育成支援対策推進法を成立させるなど、さまざまな政策を打ち立て実施しています。

その結果、厚生労働省は本年2月、2006年の人口動態統計の速報値を公表しました。出生者数は、前年比3万2,041人増の112万2,278人となり、過去最低だった合計特殊出生率は2005年の1.26から2006年は1.30台まで回復する。2000年以来、6年ぶりに前年を上回ったと発表しました。

我が市においても転出者が転入者より多く、特に若者世代が進学や就職などで流出、また出生者数が低下し続け、世帯数は人口が減少している中、増加しており、昭和35年の1万5,523世帯から平成17年は2万3,065世帯と7,539世帯増となり、核家族化や高齢者ひとり暮らしが進行しています。こうした現実を踏まえ、質問に入らせていただきます。

まず第1点目、妊産婦健診の無料化拡大について質問させていただきます。

子供は欲しいけどお金がかかる、これが本音ではないでしょうか。妊産婦健診は、出産まで15回、産後2回程度の健診を受けるのが一般的なケースです。平均約117千円かかると言われています。保険がきかないため、高額な健診料を負担しなければなりません。若い子育て中の家庭にはこれが相当の負担となっております。子供を産み育てたいと願う人たちの経済的支援の一環として、妊産婦健診の公的助成の拡大を提案したいと思いますが、現在、我が市においての無料健診の現状をお聞かせください。

次に、2点目の乳児家庭訪問、出産直後の女性と乳児の支援についての質問でございます。

母親が子育ての大変さを実感するのは、生まれた直後が一番多いというデータがあります。産後間もない時期の母親は、体調が不十分で育児や家事の負担は大きく、核家族化の進む昨今、退院後、手伝ってくれる人もいないケースがふえております。

国は、育児不安やストレスによる児童虐待防止のため、生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭に専門スタッフを派遣し、育児に関する情報提供やアドバイス、具体的な育児環境、親の状態などを把握したり、周囲に相談する相手もいなく家庭にこもりがちな親などを把握したり、また、家庭訪問を拒否する家庭には育児環境に問題がある可能性が高いと考えられるため、地域に見守るよう手を打ち、親の精神状態が不安定と判断した場合は保健師や医師などで構成されるケース対応会議で対策を協議するなど、個別事情に応じて対応する方針で、育児支援家庭訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業の全国実施をスタートする計画であります。先行して家庭訪問を実施している自治体もあります。

生後、張り詰めた母親に手を差し伸べることで、その後の子育てが楽になり、自信につな

がるなど、効果が大きに期待されております。本市においても、母子保健ガイドブックの中に赤ちゃんへの家庭訪問制度があると紹介されておりました。

そこでお尋ねいたします。現在の訪問回数、訪問されたときの対応状況、訪問スタッフの職種などをお聞かせください。

続きまして、3点目の質問は、高齢者生きがい活動支援通所事業拡大についてでございます。

この事業は市独自事業として、現在も旧大和町在住でおおむね65歳以上の在宅高齢者で家に閉じこもりがちな方、サービスが必要と認められた方を対象として、高齢者の生きがいと社会参加を推進するとともに、閉じこもり防止、要介護状態になるおそれのある方に通所により各種サービスを提供し、社会的な孤立感の解消及び自立生活の助長、また要介護状態予防目的で、まほろばやまとで合併後も引き続き行われておりますが、現在の利用者数1カ月に1人何回利用されているのか、また利用者の家庭状況など、利用状況をお聞かせください。

最後に、4点目の高齢者独居世帯見守り支援についての質問でございます。

本市では平成17年、65歳以上の人口1万7,985人中、65歳以上の単身世帯は、男性が346世帯、女性1,303世帯、合計1,649世帯となっております。単身世帯は高齢者全体の約9%を占め、本市の65歳以上の人口は年々増加しております。5年間で約3.3%上昇しております。安全・安心な高齢者の生活維持に対し、目が離せない状況であります。

昨今、本市でも高齢者の孤独死など、耳にすることが多くなっておりますが、高齢者独居世帯の見守りについての本市の支援内容をお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。再質問につきましては自席より行いますので、よろしくお願いたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

熊井議員につきましては、福祉行政ということで2点にわたっての御質問でございます。

まず、1点目の子育て支援「安心して産み育てやすい環境整備」の1番目の妊産婦健診の無料化拡大についてお答えいたします。

現在、柳川市を初め福岡県下では、妊娠前期、後期の各1回、計2回の無料受診券を母子健康手帳交付時にお渡ししております。今年度4月から12月まで9カ月間の実績でございますが、交付数481名に対しまして、1回目が407名、2回目は371名の方が受診されております。受診者数につきましては、受診期間に幅がございますので、出産時までには交付数に対しましてほぼ100%に近い数になると考えられます。また、里帰り中の妊婦さんにも御利用いただけるよう、福岡県以外にも佐賀県、大分県、熊本県の各県医師会とも健診業務の委託契約を行っております。

続きまして、2番目の乳児家庭訪問についてお答えいたします。

柳川市では、出生届時に出生連絡票を提出していただいております。提出されました連絡

票の中から、第1子に該当する方に乳幼児健診や予防接種の説明、相談窓口の御紹介等の電話連絡をさせていただいて、その際、家庭訪問の希望をお伺いしております。

この訪問活動は、母子保健法に基づきます新生児訪問でございますが、総合保健福祉センター健康係で実施しております。平成18年の4月から1月までの10カ月間の実績でございますが、出生連絡票提出409名のうち179名が第1子に該当していらっしゃいまして、1月末現在150名に電話連絡をいたしまして、訪問希望ありが70名、希望なしが80名でございました。70名の訪問希望者につきましては、すべて訪問指導を実施しております。また、第2子以降の方からの訪問希望も4件あり、これまでのところ74名の方に対して訪問指導を行っております。

また、訪問スタッフについてのお尋ねでございますが、健康係の保健師、または看護師が対応しております。訪問時の対応状況でございますが、県が定めております妊産婦新生児訪問指導の手引というマニュアルに基づきまして対応しております。簡単に申し上げますと、妊娠期の経過や分娩時の状況の聞き取り、また、乳児の体重測定等を行いながら、乳児の発育状況や観察を行い、次に母乳かミルクかの栄養状況の確認と量に関する指導を行います。そのほか、お母さんのお悩みに対する指導、助言、乳児健診や予防接種の御案内や子育て支援に関する情報提供、お母さんの産後の健康状況に関するチェック等を行っております。

以上が訪問時の対応状況でございます。

続きまして、2点目の御質問でございます高齢者福祉に関する第1番目の高齢者生きがい活動支援通所事業の事業拡大についてお答えいたします。

まず、この事業の内容でございますが、閉じこもりがちな高齢者が社会的孤立感を解消するために、また介護予防を図るため、旧大和町のときから大和総合保健福祉センターを会場として行っております。対象者は、市内に居住しますおおむね65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護認定で非該当となった方や認定を受けていない方です。

利用を希望される方は、まず申請を行い、登録されることによって週一、二回程度利用できるようになります。利用日は、会場までの送迎や食事、入浴、レクリエーションなどを行っております。1回の利用料は650円でございます。平成19年1月現在の利用状況でございますが、登録者が92名、延べ利用者数は平成18年4月からの10カ月間で4,112名となりまして、1日平均20名程度の利用をいただいております。

利用者の家庭状況についてのお尋ねでございますが、大まかな割合といたしましては、ひとり暮らし世帯が2割、高齢者のみ世帯が1割ぐらいで、残りは家族との同居世帯となっております。しかしながら、家族との同居の世帯でも漁業等の自営業の世帯が多く、昼間は独居世帯というふうな状況になっているところでございます。

続きまして、2番目のひとり暮らしの高齢者の独居世帯の見守り支援についてお答えしたいというふうに思います。

ひとり暮らしの高齢者の現状と市の支援状況の御質問でございますが、市内のひとり暮らし高齢者につきましては、議員御指摘のとおり、平成17年度の国勢調査で1,649人となりまして、10年前から約600人ふえております。これらひとり暮らし高齢者に対する市の支援としましては、家の周りの除草や家屋の簡単な修理を行います軽度の生活援助事業、食事の調理が困難な方にお弁当を届けます食の自立支援事業、寝具を丸洗いし、乾燥、消毒します寝具サービス事業、介護や支援が必要なひとり暮らし高齢者に対しての火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します日常生活用具給付事業、その他緊急通報システムや福祉電話の設置などを行っております。

以上が熊井議員の御質問に対する答弁でございます。

4番（熊井三千代君）

御答弁ありがとうございました。

まず、1点目の妊産婦健診無料化拡大についての質問を再度させていただきます。

平成19年2月に発行されました第1次柳川市総合計画においても、柳川市総合計画におきまして、年間出生者数はだんだん減ってきていると、少子化を抑制するためには地域社会全体で子供を育てていくという視点に立った取り組みを進め、安心して子供を産み育てられることのできる総合的な施策の展開が求められているというふうに書かれておりました。子供が生まれるまでには、健診料はもとより、新生児のために衣類とか、おむつとか、ベッドとか、寝具とか、哺乳瓶とか、沐浴槽など、数えれば切りがないほどの準備品が必要です。また、妊婦さんにしても今までの体形とか体調にすごく変化があらわれまして、対応するにも諸経費がかかり、両親にとってはかなりの経済的負担が予測されております。次世代を担う子供の健やかな誕生のために、本市としても何らかの支援を講ずるべきではないでしょうか。

そこでお尋ねいたします。今後、我が市として妊産婦健診の無料化拡大についてのお考えをお聞かせください。

保健福祉部長（本木芳夫君）

ただいま議員の方から妊産婦健診の公的負担の回数の増についてというふうな御要望でございます。同様な通知が国の厚生労働省の方からも参っております。国は回数増のために地方税財政措置を行うことに加えて、公的負担は5回というふうな基準を示したものと理解しております。

市といたしましても、これを受けまして、現在、情報収集を行っているところでございます。健診業務につきましては、医療機関、または医師との業務委託契約が必要となってまいります。また、先ほど申し上げましたとおり、妊婦さんの里帰りなども想定されますので、県単位など、ある程度広域的な取り組みが必要となってまいります。

今後の動きとしましては、来週3月15日に福岡県の医師会、福岡県及び県内の市町村の担当課長の意見交換会が開催される予定になっております。その中で、県医師会の健診業務の

受け入れに対する考え方、開始時期、実施方法、契約内容等についてある程度示されるものと考えております。市といたしましては、出産に関します健診費用の負担軽減を図りまして、また、より安全なお産ができるよう対処していかねばならないと考えております。県においても補助回数増の方向で検討されているようでございますので、前向きに取り組むべき問題であろうと考えているところでございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございます。厳しい財政状況だとは思いますが、部長の答弁にありましたように、一応5回の基準をとというふうに聞こえましたけど、ぜひこの5回を強く要望していただきたいと思っておりますので、部長のお考えを。

保健福祉部長（本木芳夫君）

先ほど申し上げましたように、前向きな方向で検討させていただきたいというふうに考えております。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございます。本当にすごく希望の持てる御意見をいただいてうれしいんですけど、全国平均の5回を強く要望いたしますけど、もし5回ができなかったとしても、我が市だけでも1回でも2回でも今より多くの無料化を実施しますように、そして次世代育成支援計画の推進によってこれからもいろいろなニーズにこたえていただきたいということを強く期待いたします。ありがとうございました。

続きまして、乳児家庭訪問について再度質問させていただきます。

さっきの御答弁の中にありましたように、全国事業に先駆けて、本市でも小規模ながら子育て支援の一環として訪問制度があり、職員の皆さんは多忙な中に社会的ニーズに合った業務をこなしていらっしゃることに、本当に敬意を表したいと思います。

ここで、ちょっと時間をいただいて他市の事業内容を少し紹介いたします。

先駆けて行っている自治体もたくさんありますけれども、その中の一つとして、訪問内容は、保健師さんがすべての新生児生後3カ月と3～4カ月健診に来られなかったお宅を訪問して、赤ちゃんの発育、児童虐待の未然防止、産後うつ病など早期発見、育児に関する不安解消に向け、アドバイスと相談をゆっくり行うのがねらいで、訪問時には赤ちゃんの観察、必要があればおむつのかえ方などを確認し、育児相談を行い、チェックリストに記入しています。これはうつ傾向にある方の支援計画にも大いに役立っているところであります。

訪問に携わる方は、訪問は単に個人情報調べるためではありませんと、心身ともに一番疲労のたまる出産後のお母さんたちの相談相手になるのが一番の目的であり、そのためには訪問するスタッフの質が重要ですよというふうに言われています。単に言葉で頑張れと励ますだけではなく、お母さんの大変さを理解し、真剣に悩みを聞く耳を持っているかがポイント、また、いつでも相談役になれる関係をつくっていくことが大切と指摘されています。

また、訪問していただいたお母さんからは、初めての育児だったので、すごく不安でした。地域の育児サークルを紹介していただいたり、育児でたまっていた不安、疑問を聞いていただき、気分がすっきりしました。初めは母乳が足りているかとても不安でしたけど、指導員さんから「母乳育児は大丈夫ですよ」という一言で、気が楽になりました。市で行う子育て支援制度などを詳しく紹介し、ハンドブックを手渡され、よく理解ができました。ハンドブックをもらうだけでは内容も読まず、読んだとしてもわからなかったけれども、説明をしてもらうことで道筋がわかりました。身近な先輩に気軽に育児を相談でき、いろいろな情報を教えてもらい助かる。事業の必要性、重要性、好感度が大きかったです。

そこでお尋ねいたします。本市では、現制度の重要性を加味した上で、事業内容の見直し、拡大をどう考えておられるのか、お聞きいたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

現在、健康係で行っております訪問は、先ほど申し上げましたとおり母子保健法に基づきます事業でございます。その法律の第11条で育児上必要なときということでございます。母性並びに乳児及び幼児の健康保持増進という母子保健法の目的と、議員御指摘の御質問の中にございました、こんにち赤ちゃん事業の趣旨と幾分合致しない部分もございます。

議員御指摘のお母さんが抱えます先ほどの話でございますけど、不安や問題点については承知しております。現行の体制で考えますと、健康係のスタッフではすべての新生児の家庭訪問は非常に困難な状況でございます。その受け皿となり得るものがあるのかどうか、また、議員が示されておりますさまざまな人材の活用等についても、子育て支援室、総合保健福祉センターなどの関係各課におきまして、具体的な実施方法等についても前向きに検討してまいりたいと考えております。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

市内の産後のお母さんと同居家族のお姑さんと、里帰りをした娘を見守る実家のお母さんの方に話を聞く機会がありました。その中には、お母さんからは、近所に知り合いもいないし、手伝ってくれる人もいない、頼む勇気もない。また、里帰りをした娘さんを見守るお母さんからは、乳児に不安を覚えている娘の顔を見てこちらが不安になります。また、お姑さんからは、昔と今では育児環境も変化し、いろいろな病気もあり、簡単にはアドバイスができません。退院後、早い時期に母親の不安解消に1回訪問していただきたい。また、あと少し外に出られるようになった時期に訪問していただき、今度、市が行う集いの広場とか、そういうふうな次の段階での支援事業の説明とか啓発をしていただいたらすごく助かります。とにかく訪問指導員さんからのアドバイスが母親には一番安心のようです。2回の訪問希望と訪問の必要性を訴える声を多く聞きました。

今、事業で行われている趣旨が合致しない部分があるというふうなお答えがありましたけ

れども、いつ国としてこういう事業が自治体におりてくるかもわかりませんが、もしおりてきたときは、早期に充実したスタッフと充実した内容で訪問開始ができますように、現場というのは事業がおりにきてすぐにはスタートできないし、準備期間がかかりますので、こういう事業が据え置きあるということ認識をいただいで、早い時期に準備にかかっていたきたいと思います。

そこで、要望なんですけれども、訪問スタッフには団塊の世代の退職者の方で育児指導の知識を持った方とか、専門資格を持ってある方がたくさんおられると思いますので、そういう方とか、地域の人材で子育ての経験がある方、自治体職員、あと主婦の方をお願いをいたしまして、研修を行って専門スタッフとして認定し、訪問事業に携わっていただくとか、その中で問題がある家庭には再度専門スタッフが訪問するとか、そういうふうな仕組みを十分考慮されまして、必要とされている事業が早期に実施に向けて動き出し、安心して産み育てられる環境の整備が早期に整いますように強く要望いたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、3点目の高齢者生きがい活動支援通所事業拡大について再度質問させていただきます。

社会保障制度を持続可能にするため、医療制度、介護保険が昨年、平成18年に大きく改正されました。これは自立支援と疾病予防が重要な課題ということで行われたところです。

この高齢者生きがい活動支援通所事業というのは、まさに介護予防に大きな効果をもたらしていると思います。説明内容の中に市内の65歳以上の方とお聞きいたしましたけど、私が訪問してその事業の内容を聞いておりましたら、なかなか、旧三橋町とか旧柳川市の方からすぐ行きたいという意見も聞けるけれども、そういうスペースがもうないとか、事業が満杯ですとか、また、今利用されている方はもうちょっと回数を多くしてほしいとか、そういうふうな意見が聞かれました。その中でも、もう合併して2年になるのにサービスに差があるのは解消して統一してほしいなどの声も聞かれました。

それで、市としての事業の拡大とか、サービスの公平性についてお伺いしたいんですけど、よろしく願いします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

合併しまして2年になるのにサービスの格差があるんじゃないかというふうな御質問でございます。

1市2町の合併の際に、介護保険対象外の在宅におきます生活支援に関するサービスの事務事業調整協議の中で、それぞれの旧市町村で実施してきました事業につきましては、その事業目的、事業成果について検討、評価する中で、それぞれ事業が取り組まれました経過とか、地域の特性、そしてその事業成果としまして、高齢者の認知症やうつ、閉じこもりの抑制を図るためには身近な地域で展開するこのような事業は重要な役割を果たしているとして、

現行どおり当分の間実施するというふうな調整内容で、高齢者生きがい活動支援通所事業についても現行どおり実施することになったところでございます。

このような地域におけます通所事業につきましては、三橋地区では地域デイサービス事業としまして、民生委員会や女性連、区長会を中心としまして、ボランティアの協力を得まして、行政区内にあります公民館とか集会所を利用して健康講座とか軽い運動などを行いまして、閉じこもりの解消とか健康増進を目的として実施されております。また、機能訓練事業としまして、いきいきクラブということで、地域リハビリ事業を柳川地区の公民館とか、柳川市、大和町、三橋町の総合保健福祉センターなどで開催しております。今後は、これらの類似事業を組み合わせたり調整しながら、介護予防に有効な事業内容を実施していきたいというふうに考えております。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

今、さまざまな事業があると御説明にありましたけれども、やはりここを御利用なさっている利用者の方々は一人ではなかなかそこまで来れないとか、本当は要支援1にでも認定される可能性が高い方でも、たまたま今度の認定で非該当になってしまったという利用者の方もあるので、やはり地域で行っているデイサービスを利用される自立内容の程度とは少し異なるかなというふうに思いますので、とにかく送迎があって、入浴サービスがあって、利用料650円で、専門スタッフがちゃんと指導をしてくれる、そして身近な方とひとときを過ごして高齢者が生きがいを感じ、喜びある自立した生活をできるだけ長く地域で確保することは多くの方が望むことであり、市としての責務だと思います。

また、疾病や要介護者の増加が抑制できれば、市の財政としても負担軽減になると思いますので、効果が期待される事業、多くの方が望んである事業に対して、市といたしましても前向きに検討していただきたいと思います。本当に高齢者の方が住みなれた地域で生きがいを持って生活が続けられるよう包括的に支援し、どこにいても同じサービスが受けられるような体制づくりを早期に整えていただきますよう強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

続きまして、最後の質問で、高齢者独居世帯見守り支援についての質問でございます。

最近では、高齢者の孤独死防止策として各自治体でいろいろ検討、実施されております。例えばガスメーターを利用したり、水道の自動検針システムを利用したり、ごみの訪問収集など、安否確認をするなど工夫される一方で、地域一体の見守り体制の強化にも取り組んでおられます。行政だけでは限界があると認識した担当の課が住民を巻き込んでシンポジウムを開催し、大きな反響を呼び、見守り事業が拡大された事例もあります。本市として事業の強化についてのお考えをお聞かせください。

保健福祉部長（本木芳夫君）

事業強化についてということでございます。

地域によります見守りにつきましては、民生委員、児童委員の活動の一環としまして、ひとり暮らし高齢者の実態調査を行い、見守り支援をしていただいております。その活動の中で、生活状況や健康状況、緊急連絡先などを調査していただきまして、ひとり暮らし高齢者台帳を作成しております。ちなみに、平成18年4月に把握できたひとり暮らし高齢者は1,472名でございます。

安否の確認事業といたしましては、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対しまして、昼食とか夕食のお弁当を届けます配食サービスがございますが、お弁当を渡す際、またはお弁当箱を回収する際に、声かけや食べ残し量によります安否確認を行っております。平成19年1月末現在の利用者数は198人となっております。

また、市内に5カ所ございます在宅介護支援センターは、ひとり暮らし高齢者の家庭を訪問しまして、在宅サービスとか介護サービスについての総合相談に応じたり、代行して申請を行ったりするなど、保健、福祉、医療との連携をとり合って必要に応じたサービスを受けられるように調整を行っております。

ほかにも、市老人クラブ連合会では、会員同士の相互支援としまして愛の一声運動を行っております。この事業は、会員の中から選ばれました支援活動員650人がひとり暮らしの会員のお宅に話し相手として訪問したり、身の回りの簡単な清掃をしたり、相互の支援を行うなど、年間延べ1万5,000回程度の訪問をしております。

本市としまして今後の事業の強化策でございますが、昨年12月に策定しました老人保健福祉計画の中でも触れておりますが、地域で支え合います仕組みづくりとして、隣近所によります見守りとか、それぞれの地域で実施されている民生・児童委員や老人クラブ等での取り組みを通しまして、地域でのネットワークのやり方について検討を推し進めていきたいというふうに考えております。

4番（熊井三千代君）

現状を詳しく説明していただきましてありがとうございました。地域での支え合いということで事業拡大、事業強化を考えているということでございまして、本当に今市内でも独居生活をされている方で孤独死とかいうふうなこともよく耳にするようになりましたので、十分そういうふうな安全・安心な生活環境の整備に力を入れていただきたいと思います。

これは余談なんですけれども、市内で独居生活をされている方がいつも気がけていただいで申しわけない、助かっていますと。見守っていただくだけでなく、きょうも元気ですという意思表示をこちらからできるような、例えば黄色い旗を出すとか、何らかの方法があれば少しは周りの方に迷惑や気遣いをさせなくて済むのですがという御提案もありました。こういう高齢者の方からの自発的なお声も考慮された上で、高齢者の方が柳川に住んでよかったですとおっしゃっていただけるような生活環境整備が一段と強化されますことを期待いたします。

て、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

第2順位、21番大橋恭三議員の発言を許します。

21番（大橋恭三君）（登壇）

皆さんおはようございます。

きのう一般質問の中で、柳川市の公共事業の落札率が97%と高いのはおかしい、市民オンブズマンの所見では85%以上は極めて談合の疑いが強いという指摘がございました。本当に柳川市でそのような不正が行われているのでしょうか。事実なら悲しいことであります。市民は決して許さないでしょう。しかし、これが誹謗や中傷のたぐいなら、市民はもっと悲しみ、泣くのではないのでしょうか。

柳川市民の会会報編集責任者に申し上げます。代表なり編集責任者の氏名を堂々と記入してもよいのではございませんか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）記載してありますところに電話をしても、かかりません。あなたたちに申し上げます。議員は信義を貫けと言う資格はないと思います。

申しおくれましたが、21番大橋恭三でございます。北海道夕張市は、昨年353億円の負債を抱え、経営破綻をしました。炭鉱のまちとして一時は人口が11万人を超える時期もありましたが、現在では1万5,000人を割っています。この夕張市、今後18年間もの長い間、年間予算が44億円で賄わなければなりません。このように市民に重い負担がかかってくる財政運営は、市長がいつも言われるように1円たりともむだにはできません。柳川市はどうか、大丈夫なのか、お聞きしたいと思います。

一つ、平成19年度の当初予算においては、全般的に健全な財政運営に向かって努力をされていることはうかがえますが、油断すると夕張市のような財政破綻にならないとも限らない。このため、具体的な財政健全化のためにどのようなものが盛り込まれているかお聞きいたします。

二つ、市債の発行は、前年度の比較で940,000千円の減額となっており、かなり押さえ込まれている状況である。しかし、市債の元利償還費である公債費については30億円を超えている。これは市税の収入の約47%であります。財政運営に支障はないのかお聞きいたします。

3、財政状況について、経営収支比率、公債費比率の状況はどのようになっているか。

4、将来的な財政健全化に向けてしっかりとかじ取りを行ってほしい。今後どのような対策を講じていくか。

次に、公共事業の入札についてお聞きいたします。

宮崎県知事初め一連のトップの不祥事は、行政に対する国民の信頼感を大きく損なうことになりました。さらに残念なことは、当市でも県の監査により漁協に対する不正経理が発覚

し、市民は二重のショックであります。

そこで、一つ、入札制度に対する透明度の確保や公平・公正な運用のため、どのような対策を講じているか。二つ、談合情報への対応は国や県のマニュアルを守っているか。3、石田市長就任後、談合情報が寄せられた事例はあるのか。

次に、グラウンド整備についてお聞きいたします。

スポーツ人口の増加、スポーツの多様化に対応し、各種イベントにも利用できる総合グラウンドの建設を市民は待っています。7万5,000人の柳川市が中核都市としての機能が備わっている証ともなります。建設に向けた行動を起こすべきと考えますが、構想はあるのか。合併特例債や地域振興基金の活用を研究できないか、お聞きいたします。

次に、藤吉小学校のプール建設についてお尋ねいたします。

学校改築とプール建設が同時に行われるのは、子供たちの安全上問題がある。一つ、新設のプールは5コースで、藤吉校の実情を反映していない。工事の延期と設計の変更を求めた要望書を携えて学校関係者がお見えになりました。教育長とよく話し合いをされることが大事だと思いますと申し上げました。どのように対応されたのか、プール建設の進捗状況、コースの決定についてお聞きいたします。

最後に、市が管理している高畑公園の今後の運営についてお聞きいたします。

三柱神社との間に交わしてある契約書の内容はどんなものか、貸借期限付きの維持管理はどう対応されるのか、公園の機能を高めるための駐車場の併設も検討すべきと考えます。それらの点についてお答えをお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。関連する質問は自席で行いますので、よろしく願いいたします。

総務部長（山田政徳君）

まず、1点目の財政問題で4点御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

1点目の質問は、平成19年度予算では健全財政のためにどのようなことが盛り込まれているのかという御質問でございます。

これについては、先日、全員協議会で行財政改革の数値目標をお示しいたしました。平成19年度は、その目標達成に向けて具体的な取り組みを始めます行財政改革元年と位置づけまして、経常経費の削減、市債の抑制、普通建設事業の圧縮等を盛り込んでおるところでございます。

続いて、公債費が30億円を超えているということで財政運営に支障はないかということでございますが、市債と申しますものは、借り入れるときは簡単にできると、ところが償還するときにはどうしても予算的に圧迫されるものでございます。そういうことで、市債を借り入れるに当たりましては、財政効率のよいもの、いわゆる交付税措置が高いものを活用させていただいてありますし、できるだけ市債の借り入れを抑え、そういう工夫をさせてい

ただきまして、実質的な一般財源での公債費の償還を抑えると、そういう工夫をさせていただいております。

続いて、経常収支比率と公債費比率はどうなっているかということでございますが、平成18年度、まだ決算をいたしておりませんので、平成17年度の決算数字を申し上げますと、経常収支比率は91.9%でございます。平成16年度の決算に比べまして、少し改善はいたしております。しかしながら、まだ財政的な余力、弾力性については非常に厳しいという状況でございます。この数字は、福岡市、北九州市を除きます25市の平均が94.4%でございますから、その中でいいますと、中くらいに位置しているという状況でございます。

続いて、公債費比率でございますが、本市は15.4%でございます。これも県下25市の平均と比べますと、平均が16.4%でございますので、これについても中くらいのところに位置しているという状況でございます。

続いて、今後どのような対策を講じていくかということでございますが、国の財政制度が非常に目まぐるしく変わっておりまして、今後も非常に厳しい財政運営というのが予測されるわけでございますが、先ほども言いましたように、行財政改革が掲げる財政指標にもしっかり気配りをいたしまして、行財政改革の目標を達成するために着実に努力をしていくということが肝要であるというふうに思っております。

以上です。

助役（島田眞司君）

次に、入札制度につきまして、透明度、あるいは公平・公正性がどのように確保されているかというふうなお尋ねでございました。

まず、業者選定のやり方について申し上げますと、合併協議会の調整におきまして、平成17年度対応分については旧市町の選定方法を踏襲するということにされておりました。その後については新市で検討するというふうになされたところでございます。この調整内容を受けまして、新市で検討したところ、やはり新方式を導入するには2カ年程度は必要ではないかということで、平成19年8月31日までは旧市町の選定方法を基本的に踏襲するというようにいたしまして、平成19年9月1日からは選定方法につきまして抜本的に見直すということにしていたところでございます。

現在、平成19年9月1日以降の選定方法につきまして、より競争性、透明性を高めるという観点から、柳川市建設工事等資格審査委員会で検討しているというところでございます。まだ最終結論は出てございませんが、方向性として、一つは、昨年12月18日に全国知事会におきまして採択されました「都道府県の公共調達改革に関する指針」というものを参考にいたしまして、10,000千円以上の工事につきましては公募型、または一般競争入札によることとしたいというふうに考えてございます。

また、2番目といたしまして、従来の公募型競争入札におきましては、旧市町の地域性を

考慮して公募条件を定めていたわけでございます。今後は、この地域性を撤廃いたしまして市内業者全体に広く公募すると、そういったようなことを考えているところでございます。

それから、さらに3番目といたしまして、10,000千円未満の工事につきましては、従来どおり指名競争入札という形になるわけでございますが、従来については、地域性を考慮して指名を行ってきた結果として、同一地区、同一等級の工事については指名業者が常に固定してしまうというふうな弊害があったわけでございます。そのため、今回、地域性は考慮しつつも一定数の地域外業者を無作為に指名するというところで、メンバー固定の弊害を解消しようというふうに考えてございます。また、指名競争入札にしましては、10社以上の指名を原則にしたいと、そういったような方向で今検討しているところでございます。

それから、談合情報については新市になってあったのか、あるいはそういった談合情報が寄せられた場合にはどういうふうな対応をとっているのかということでございますが、新市におきましても何件かの談合情報は寄せられているところでございます。17年度に3件、18年度に2件ということでございますので、5件の談合情報が寄せられているところでございまして、談合情報が寄せられた場合につきましては、柳川市談合等不正行為の通報に対する措置要綱というものがございまして、同要綱に基づきまして入札参加者全員の事情聴取を行うこととしております。また、その結果につきましては、警察署及び公正取引委員会に報告書を提出するという形になってございます。

以上でございます。

教育部長（佐藤健二君）

教育行政についてお答えをしたいと思います。

まず、総合グラウンド建設に向けて構想があるかの質問でございますが、これにつきましては、昨日の龍議員の答弁でも申し上げましたとおり、総合運動公園の必要性は認識しているところでございますが、現在のところでは、総合グラウンド建設に向けての具体的な構想は残念ながらございません。今後十分な検討が必要であると考えます。

次に、藤吉小学校のプールの件でございます。

藤吉小学校のプール建設につきましては、本年1月15日付で学校とPTAの連名で平成20年度への工事延長の要望書が提出されましたが、その後、同じく学校PTAが再検討された結果、1月29日付で工事延期の要望書は取り下げられました。このため、当初の計画どおり平成19年度の事業として南校舎の改築工事とともに建設を行うこととなります。

そこで、プール建設と南校舎改築工事が同年度の工事となりますので、工事期間中は児童の安全確保に特に留意しなければならないと考えております。安全対策としましては、児童の登下校時の工事車両の通行制限や工事車両の出入りのときの安全確認の徹底、児童への安全指導を行っていくことにしています。

次に、プールの位置やコース数につきましては、学校やPTAの皆さんとも十分協議いた

しまして、位置につきましては、運動場の東南の隅に当たりますところに建設する予定でございますし、また、コースは6コースを考えているところでございます。

なお、今後のプール建設のスケジュールですが、夏休み前に着工し、平成20年2月ごろに進行する予定でございます。

以上でございます。

建設部長（蒲池康晴君）

高畑公園の今後の運営についての質問の1点目、貸借期限とその後の対策はについてお答えいたします。

大橋議員も御存じのとおり、高畑公園は所有者であります三柱神社から旧三橋町が無償で貸借をしまして、住民の憩いの場、健康増進を図る場所として公園を整備したということでございます。貸借地は、境内地の一部の高畑字宮ノ内325番地2、面積で5,208.5平方メートルで、多目的広場やトイレ等がある部分でございます。

貸借期間でございますけれども、平成5年2月17日から20年間でありますけれども、契約につきましては、期間満了の際は、三柱神社と柳川市と協議の上にさらに期間の更新をすることができるというふうな内容もついてございます。

また、参道の西側にある水路1,702平方メートルと、それから遊歩道部分322平方メートルは無償で三柱神社から御寄附いただいているということでございます。

この公園は、三柱神社の緑にも包まれた静かな場所でもありますけれども、D I D地域、つまり人口集中地域の中にありますので、主に近在の人たちの散歩や運動、それからレクリエーションに利用されているようですし、川下りの出発点にも近いことから、観光客からも親しまれておるといふ公園だろうと思っております。

したがって、三柱神社の尊厳、それから風致、こういったものを維持しながら、引き続き公園として多目的広場、それから親水性に富んだ水路、遊歩道、あずまや等の維持管理を行っていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の駐車場の整備をすべきではないかということでございますけれども、市が駐車場の整備をいたしましてその管理をするということになりますと、三柱神社が運営されております駐車場を初め、駅及び公園周囲で月決め駐車場、それから専用駐車場、こういったものを営業されております民営の駐車場を圧迫するということにもなりかねません。また、議員御承知のとおり、政教分離の問題等もございますので、駐車場の整備を市ですることについては、かなりハードルが高いというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をとります。

午前11時1分 休憩

午前11時14分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

大橋議員の発言を許します。

21番（大橋恭三君）

財政についての御答弁をいただきましたけれども、これは1月にいただいた柳川市の行政改革大綱の、あるいは実施計画の中のおさらいみたいなものだったと思います。

実は私、さきのこの議会の中で予算委員会のメンバーに加えていただきましたので、19年度のことについての詳しい質疑は其中でさせていただきたい。それで、一、二点お聞きしますけれども、市長はいつも日ごろから、歳入、つまり入ってくる方の増を図るためにいろんなことをおっしゃっています。例えば企業誘致とか、農業、漁業、商工業の収入の安定とか、それから税金をちゃんと徴収する徴収率の高め方についてなどをよく言われるわけですが、本当にそれを本気でやっているかどうか、おっしゃるように条件整備をしなければ企業は来てくれません。それから、農業、漁業、商工業者の所得の安定なくして税金を納めてもらうわけにはいきません。それと、決まった税金を公平に集める能力がなければ、財政は公平でないと思います。財政はうまく立ち行かないと思います。口で言うのは簡単ですが、その姿をやはり肉づけしたりいろいろして見せてもらいたいわけです。この辺、市長お願いします。

市長（石田宝蔵君）

私は就任以来、所信表明、あるいは施政方針の中でも申し上げてきておりますが、やはり正直者がばかを見る、特に国民の三大義務であります納税の義務については、当然市民の皆さん、あるいは国民の皆さんもこれを理解していただいて、その税たるものでさまざまな自治体の運用ができています。

したがって、この合併をいたしました折に、収税対策室、特に税務課においてこのようなものを強化しなきゃいけないといったことで、税金についてはきっちり納めていただく、そのようなことを担当の方でも指示をいたしておりますし、それなりに頑張っております。特にこれまで督促等、そういうものもございましたけれども、でき得るものは、その方が本当に納めるだけのものがないのかなのか、きっちり財産、あるいは預金通帳、あるいは保険証、生命保険、こういったものも調査いたしまして、やはり差し押さえ等の措置もきっちりと公平にとらせていただいているというのが税に対する考え方でございます。

それから、さまざまな事業はやはりやらなきゃいけない。農業、漁業、あるいは観光、商工業、同じなんですけれども、これらについても公金を使うという公益性、そういったものを十二分に考慮し、また、将来的な投資的なものも当然それぞれの産業を安定させるためには必要でございますので、こういったものについては、やはりさまざまな補助事業のメニュー

ーをしっかりと調査して、そして後ほど入ってまいります交付税、これも大変な補助事業として、交付金事業としては目まぐるしく今変わっているわけですね。去年あったもの、おととしあったものがもうないというふうな、本当に私どもが10年前に予測できなかったような急激な変化を遂げているんです。そういった中でも、やはり後年度、今の制度の中で交付税として50%返す、60%返す、70%見るよというふうな制度もありますので、そういったメニューをしっかりと職員さん方も検索をしていただき、それぞれの省庁のホームページなりも開きますと、今は国の情報も瞬時にして入ってくるという状況でございますので、それらすべての産業分野におきましても、こういった補助事業の有効活用と申しますか、牌があるものについては、柳川にとって、これは市民の皆さんにとって将来プラスになるんだということでもありますならば、そういった事業の展開をしているということにしております。それぞれ担当課でも知恵を絞り出しながら、やはり市民の皆さんの立場に立って、今頑張ってくれているという状況でございます。

また、それぞれの産業別の分野につきましては、私どもがこれまで19世紀、21世紀、特にこういった投資等が行われてきておりますけれども、今世紀においては、やはり大変な維持管理費、あるいはさまざまな事業をやってきたものの償還がふえてきております。例えば、昭和30年代に工事が始まりました筑後川下流国営事業、整備事業、こういったものについては償還がいよいよ始まっていくんですね。事業は終わったけれども、償還が始まっていくもののがかなりございます。こういったものもにらみながら、それがと申して、それぞれの置かれている産業のいわゆる現状、将来的な展望、こういったものを見通しながら、やるべきことはきっちりやっとかにやいけん。こういうことでの歳出についてもそのような最少の経費で最大の効果を上げる。しかも、柳川の将来にとって必要なことであるならば、これは市民の皆さんの理解を得ながら、もちろん議会の同意をいただいて、やはりやらせていただくというのが、今この2年間、職員の皆さん方と一緒に進めていることでございます。

21番（大橋恭三君）

公債費の償還について今市長の方から言われました。実はそれも聞こうと思ったんです。ですから、時間が省けたと思えますけれども、今から償還が多くなっていくということは、これは大切なことですから、重々考慮していただきたいと思えます。

それから、毎年思うんですけれども、税金の不納欠損が必ずある。これもそう余り減っていかない。この対策は本当に真剣にやっているのかどうか、この辺ちょっとだれでもいいですからお願いします。

税務課長（武藤義治君）

不納欠損処分につきましては、地方税法の第18条に基づく時効消滅と、地方税法第15条の7に基づきます執行停止に基づくものがございます。時効消滅とは、法定の期限の翌日から起算しまして5年間ということによってやっておりますけれども、5年間をたったら徴収しないこ

とによって税の納税義務が消滅するものであり、執行停止に基づくものとは、差し押さえなどの滞納処分をする財産がない滞納者に対して滞納処分の執行を停止し、その停止が3年を継続した場合に納税義務が消滅するものでございます。

そこで、5年間税金を納付しなかったからということで、すべて時効となり、納税義務が消滅するかという問題が生じてまいりますが、納税する能力があると判断される滞納者には差し押さえなどの滞納処分を行い、時効中断をさせることによりまして、安易に納税義務を消滅させないように努力しているところでございます。また、滞納処分の執行停止をした滞納者につきましても、3年経過をした時点で納税する能力が回復しているかいないかを判断いたしまして、真に納税する能力がないと判断された者だけにつきまして不納欠損処分を処理しておるところでございます。

21番（大橋恭三君）

国も県も、そしてこの地方も非常に財源に苦しんでおります。今後を見通すと、悪くはなくてもよくはならない。そのためには限られた財源をしっかりと確保するように努力をしていただきたい、あるいはふやすように努力していただきたい。

次に進みますけれども、先ほどちょっと触れましたように、漁協の不正経理が発覚しました。いかなる理由があろうとも起きてはならないことでございます。これはたがが緩んでいると言われても仕方がない。こういうやつを今後起こさないために対策はどうするか。それから、こういうふうな類似例が出ないようにぜひしていただきたい。その辺お願いします。

市長（石田宝蔵君）

きのう、この問題についても議員から一般質問の中で取り上げられました。今回の沖端漁協の不正経理の問題については、私も市民の皆さんにおわびを申し上げなきゃならないと思います。これは15年度、16年度ということで、私の市長就任前のことでございますけれども、やはり現在ある私としては、市民の皆さんにこのようなことが起きたこと、また事実でありますし、昨年の12月、県の常例監査でこのようなことが発覚をしたということで、市民の皆さんにも大変心中を痛めさせたのではないかなと、反省とおわびを申し上げます。

特に今回の不祥事については、先日、助役から答弁がございましたように、職員は大変漁業が不振の中で、それこそ自分の懐に入れるというものではなくて、漁協のそういった要望にどうしてもこたえなきゃならないという部分もあったようでございます。こういうことからして、当然、これは罪を憎んで人を憎まずじゃございませんが、それなりの措置は法的にやらなきゃいけない。ただ、この罪は、やはり職員の士気の緩みという御指摘もあるとおり、そういった決裁の区分の見直し、300千円だったら課長で決裁ができる、あるいは何十万円だったら部長で決裁ができると、そういうものも一つの問題点にあるわけでございますけれども、当時の文書規定、庶務規定からすると、当然そういった措置はできるわけでありまして、

ただ、事実ないこと、こういった事実工事をやっていないのにやったように書類が偽造されたということについては、これはしかるべき、刑事訴訟法で言うと重大な事件だそうでございます。

こういったことを踏まえまして、当事者から職員さん5名、昨日の答弁のとおり、漁業組合からそれぞれ返還の申し出があっているわけでありますが、双方からの返還ということは、これもどういったことが、やはり弁護士等にも十分相談して返還をしなきゃならないという問題が一つございます。

それからもう一つは、有印公文書偽造。こうなるとまいますと、これは贈収賄の事件よりも刑法上ひどいそうございまして、親告罪じゃございませんので、警察の手が入るとすると、即刻免職という処分にも踏み切らざるを得ないというふうなことになるということでございます。それは1年以上の懲役という刑法上の罰則がございます。

したがって、今回、職員、そういったものについても、やはり自分の懐に入れたものではないと、また双方からは返還の申し出もあっているというようなことで、寛大な措置をやるために、行政の処分としては、まずこれをやって、そして警察の方がどんなふうに出てこられるのか、これをやることによって既に一定の社会的な制裁を受けたということで不起訴の処分等にしてもらうような努力を今重ねているところでもございます。

そういうことで、職員についても一定の緊張感を持ち、それぞれ規律厳正にして、市民の皆さんの税金を預かっている、この行使については厳正なる姿勢で、しかも緊張感のある中で、不適正なことがあってはならないというようなことで、私はその服務委員会等にもお願いをしているところでございます。

21番（大橋恭三君）

入札制度については、公正に運用しているというふうに理解していいと思いますけれども、市民の皆さんから注視されているということだけは忘れないでいただきたい。

そこで1点お聞きします。指名理由の項目に、その他市長が認めるものというのがあるかどうか、これをお願いします。

助役（島田眞司君）

昨年の12月のたしか三小田議員からの御質問にもあったと思いますが、あくまでも指名審査委員会は、指名の基礎となる材料をそろえさせていただくということございまして、それをもとに決裁権者、5,000千円以上の工事につきましては、市長がその指名委員会の結果をもとに指名するというところでございますので、基本的には市長の判断ですべて指名業者を選定できるというような形になっているわけでございます。

21番（大橋恭三君）

今おっしゃったとおり、先般の質問でもちょっとありました。だけど、私がなぜこう言うかといいますと、実は先ほど申し上げましたように、柳川市民の会の会報の中に、突然1月

20日から指名理由の項目にその他市長が認めるものという項目を書いているんです。それで、これはとり方によると、市長が天の声を出しやすくするためじゃないかというように思われる方もあるんじゃないかと、だから看過できない。石田市長からしっかりその辺をお聞きしたい。

市長（石田宝藏君）

これは、そのような議会だよりといいますか、ガラス張りの会から出されているものにさまざまなものが書かれておりますが、私は時間があればゆっくり説明してやりたいと思います。ただ、その文言は確かにございます。市長が認めるときと。これは一定の要件がございまして、先ほどからお話があるように、談合情報だとか、そういうものが余りにも入ってくるとすると、これを排除するために一定の競争原理を働かさなきゃいけない。指名委員会の答申の中には、私に今回の仕事についてはA、B、C、D、E、Fと約8社、10社、こういうふうな指名の業者を決めたというものが来ます。ところが、その要項の決まりの中に過去2年間のうちに実績があるものとか、そういう規定があるんですね。ところが、2年間で1件もとっていない人も、このエリア外にもいらっしゃるんです。それよりももっと安くてできる、競争原理が働く、そういうものも時としてあるわけなんですね。だから、なるべく多くの方、競争原理が働くように、そういうふうなことで追加するというのもあるんです。そういうことで、その文言が入っているというふうに理解いただきたいと思えます。

21番（大橋恭三君）

市民の利益を守るため、地域の利益を守るためにこういうものをつくってあるということでもありますけれども、とり方によっては、そういうふうには天の声を出す道具ともなりかねない。また、絶対にそれを道具にさせていただくわけにはいきません。これだけは申し上げておきます。

それから、次に進みますけれども、県の方では……（「そいけん政治倫理ば立ち上ぐっとよかでしょうもん、いろいろ誤解ば招かんごと」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝藏君）

政治倫理は早くつくってくださいと私は言っているんですよ。新市ができてからまだできていないでしょう。（発言する者あり）よろしいですか。

この問題については、天の声は私は一回も出したことはございません。平成6年8月に町長になって以来、そういうことは一切ありません。あるならばいつでもお出しいただく、市民の方どなたでも結構です。

21番（大橋恭三君）

そのお言葉をもらって、次へ安心して進みます。

それから、県の方では、やはりこういうふうな一連の不祥があると改革に向けた取り組み

をやっています。ちょっと触れられましたけれども、今まで3億円以上の場合が一般競争入札だったのを、どんどん下げて、ことし4月からは50,000千円、そして行く行くは30,000千円にするというふうに報道があっておりました。柳川もそのような類似した取り組みは始めておられるのかどうか、その辺どうですか。

助役（島田眞司君）

先ほどお答えしましたとおり、従来、30,000千円以上につきましては公募型という入札方式を設定したわけでございますけれども、これを先ほど申しましたように一応10,000千円まで下げるといふうなことで今検討しているということでございます。

21番（大橋恭三君）

私がさっきの答弁をもらって感じたのは、県とか国とかの基準と地方の自治体を同じようにするのは余りつり合いがとれないと思う。やっぱり独自の取り組みが要るんじゃないかというのを言いたかったわけです。それでよろしくお願いします。

それから、次に進みますけれども、市民グラウンドの件でございます。

龍議員がお尋ねになりました。私も太田種生先輩議員から「大橋君、君は体協の役員もしたるんだから、しっかり後を引き継いでくれんか」というようなことで、ほとんど龍議員と同じことでございます。それで、対応についてはもうお聞きしましたので、それでいいとして、グラウンドをつくるのが大変難しい時世ではございますけれども、つくるための準備はされないかと思うんです。そして、そういう用地の確保とか、いろんなものを段階的に考えながらやっていく。その資金源として地域振興基金とかを活用するというのは、今地域振興基金を使おうにもなかなかいろいろ問題がっております。しかし、こういう大きな公共に資する施設というのはどこにつくっても地域の振興になると思います。ですから、逆にそういうふうに使にくい限定された資金なら、一般財源であることを考えて、やはりそういうふうなものに充てていくというような考えをして取り組む検討をしてもらう、どうでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

今、三つの地域振興基金がございます。これは一般財源的に充てたものではございませんで、それぞれ旧1市2町の地域を限定して、その地域の振興策のための財源として充てるということでございます。

そこで、総合グラウンドの建設にその地域振興基金が充てられないかという御質問だろうと思いますが、総合グラウンドについては、新市の新たな事業として取り組むわけでございますから、それを地域限定の地域振興基金が充てられるかどうかというのは十分検討してかからないといかんというふうに思います。例えば、旧大和町と旧柳川市に総合グラウンドがあると、そして旧三橋町にさらに新しく総合グラウンドをつくると、そういう場合には三橋の地域振興基金は当然充てられるというふうに思います。したがって、この問題については

今後しっかり研究だけはいたします。

以上です。

21番（大橋恭三君）

難しい問題があるうとは思いますが、検討だけは忘れないでいただきたい。

藤吉小学校のプールですけれども、大変御心配をいただいております。おかげでプールが予定どおり建設の運びになったということで安心をいたしました。コースについても6コースということで、いろいろ苦心をされた跡が見えますので、これで事故などがないように工事の方をお願いして、これで次へ進みます。

次に、高畑公園の件についてでございますけれども、高畑公園は土俵などもあって、昔からおにぎえのときなんかには相撲大会なんかがある。そして、ふだんは市民一般の方たちが散歩やいろんな運動会なんかを利用しておられて、かなり価値のある公園だと思っております。その高畑公園も、先ほどおっしゃったように平成25年までの期限つきで無償で借りているわけですけれども、今三柱神社の事情というものがございまして、御存じのとおり火災がありました。そして、再建のためにいろいろ苦勞しております。

それから、その間には役人さんたちも随分かわられて、中身を御存じない方も多いわけです。ですから、そういう物件、公園なんかが出てきた場合、あらゆる再建のために選択肢の提案があるわけです。どんな提案があるかわからないくらいあるわけですね。例えば、もう返してもらえとかですね。ですから、こういうふうに利用価値の高い公園ですから、早目早目にちゃんと、早過ぎるぐらいに折衝をして煮詰める準備をしておかないと、いざ時期になっていろいろな問題が生じるんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、ぜひ一度、市の立場と三柱神社の実情をよくすり合わせて、今後の対応を考えていただきたい。このことが1点です。

それから、駐車場についても、その駐車場でどんどんどんどん収入がアップしたときはいいわけですよ。けれども、今パチンコ屋さんも下火、コトブキヤもなくなった、もういろいろな意味で駐車する方も少ない、不法駐車ばかりがふえるわけですね。それで、そういう状態から以前の収入の状態に戻すために、隣の駐車場なんかも貸してもらおうとかばってんねとか、いろんな意見が出るわけです。ですから、そういうふうなもの等対応して、そういう意見があるなら、この際、あの公園をしっかりとした駐車場を併設した公園にしてもらうチャンスではないかと思うわけです。ですから、その辺の対応をしっかりといただきたい。その辺どうですか。

建設部長（蒲池康晴君）

この高畑公園でございますけれども、この公園の整備には188,000千円ほどかかっております。そういった税金を投入しておるといふふうなことでございまして、20年間という期限があるわけでございますけれども、そういった約190,000千円ぐらいの投資をしておると

ということからしても、そしてまた、先ほど言われましたように住民の皆さん方の利用も多いという公園でもございますので、引き続き無償で貸していただきたいという意向を市としては持っておるということでございます。そういったことで、ぜひそういった分については御理解を、神社の方にも今後続けていきたいというふうに思っております。

たしか3年ぐらい前だったと思いますけれども、契約期間が20年あるというふうなことであるけれども、返してもらえんだろうかということで、旧三橋町の時代に総代の代表の方と権禰宜さんと見えられたことがございます。そのときに、そういった話とあわせて、維持管理費が非常にかかりますよという話をしたら、そういうのもまた三柱神社の方の負担になったらこりゃいかなんということ、そのときはそういった状況で立ち消えになったというふうなこともございます。ですから、公園も維持管理するのに費用がかかりますので、そういった部分でも、これはやはり市の方でしっかり管理をして、住民の皆さん方のそういった憩いの場として提供していけたらというふうに考えておるところでございます。

それから、駐車場につきましては、御存じのとおり、あの部分は三柱神社の敷地ということでございますので、先ほど御答弁させていただきましたように、政教分離の関係もでございます。それについては、しっかり神社庁と本庁の協議とかも経た上で、借るなら借るというふうなことになるかと思っておりますけれども、今のところはそういった政教分離の関係で非常に厳しい部分もございまして、それから、ほかの駐車場の民業圧迫という部分もございまして、この駐車場を市で借り受けるというのは非常に厳しいんじゃないかというふうに現時点では思っておるところでございます。

21番（大橋恭三君）

三柱神社については、そういうふうにくるくるくる相手の方も変わられるような状態ですから、行く行く対応をよろしく願いしておきます。

それで、いろいろ申し上げましたけれども、やはり入札問題とか財政の問題は、皆さん見ておられますので、透明度を高められるとおっしゃっている、それをもっともっと透明度を高めていただくようお願いをして、私の質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、大橋恭三議員の質問を終了いたします。

第3順位、13番伊藤法博議員の発言を許します。

13番（伊藤法博君）（登壇）

13番伊藤でございます。議長のお許しを得ましたので、発言をさせていただきます。

ごみとは、私たちが生活する上で発生するさまざまな不用物であると言えます。家庭から出る不用物は、生ごみを含めた可燃ごみ、それに不燃ごみ、し尿及び生活雑排水です。生ごみを含めた可燃ごみは、資源ごみとして回収される以外はクリーンセンターで焼却されています。不燃ごみについては、不燃物処理場で受け入れられています。し尿については、くみ

取り、合併浄化槽及び下水などですべてが適正に処理されています。

しかし、生活雑排水については、現在7割の世帯が未処理のままクリークへ垂れ流してクリークを汚染しています。すなわち、生活雑排水の水溶性の生ごみがヘドロという形でクリークに堆積しているのです。もし、普通の生ごみがそこらじゅうに野積みされ、放置されているとしたら大きな社会問題になります。クリークのヘドロも生ごみの野積みと同じではないでしょうか。生活雑排水の垂れ流しは、生ごみの不法投棄と同じという認識を市民一人一人が持つべきであると思います。そのためには、下水道及び合併浄化槽の早急な整備がなされなければなりません。下水道については莫大な費用がかかるため、予算の都合上、整備に時間がかかるのはやむを得ません。しかし、合併浄化槽については、予算の裏づけもできて早急な整備が可能なのに、現在まで議会の同意が得られないでいることはまことに残念なことであります。

市長は、あらゆる面から考えて、水環境の改善は柳川市にとって喫緊の課題であるとして水質の最大の汚染源である生活雑排水の浄化に、ほかの何よりも低コストで整備が可能な合併浄化槽の早急な整備を提案されています。しかし、さっきも言ったように、昨年6月に議会に提案されて以来、議会の同意が得られていません。このことについて市長はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

あとの質問については自席で行いますので、よろしく願いいたします。

8番（森田房儀君）

議会運営委員長として申し上げたいと思うんですが、この合併浄化槽の問題は、もう実施計画として、条例として今議会に提案をされております。このことについては議会運営委員会として御遠慮をお願いしたい。それはなぜかということ、いわゆるやらせに聞こえる。それではやはり誤解を招くし、間違った方向に進む可能性もある。したがって、実施計画のものについては、当該議会に出されているときには質問をしていただかないようにという申し合わせをいたしておりますし、皆さん方もそういう御理解をいただいております。私はごみの問題だと一般的なものかと思ったら、その質問の内容はどれも浄化槽の問題でございますので、この点については議長の取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

13番（伊藤法博君）

浄化槽の問題もごみの一つとして質問しておりますし、今回提案されておるのは、条例案についての提案でございますので、そのことについては私は質問しておりません。ごみの問題について提案して、市長の考えを聞こうと思っておるわけでございますので、その辺、誤解のないようにお願いします。

議長（田中雅美君）

ここで1時まで休憩をとります。

午前11時54分 休憩

午後1時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番（森田房儀君）

休憩前に、いわゆる一般質問と当該議案等についての言及をできるだけ避けていただきたい、やっぱり議員の品格として議会運営委員会の申し合わせ事項は遵守いただきたいという申し入れをいたしましたら、努めてその浄化槽の問題、条例等も含めて、できるだけそこには踏み込まないような形で一般質問を続けていきたいという御理解をいただきましたので、私の申し入れにつきましては一応取り下げをさせていただきたいと思います。

議長（田中雅美君）

伊藤議員に申し上げます。再度、自席にて一般質問通告書の通告内容に基づいて御質問をお願いしておきます。

13番（伊藤法博君）

一般質問ですから、いろんな質問をしていいと思っておりましたけれども、不本意でございますけれども、そういう御指摘がございましたので、合併浄化槽の件については取り下げで質問させていただきます。

次に、生ごみは3袋までという市役所からの通知に関して、主に個人商店主の方々から不満の指摘がありました。現在のところ3袋オーバーしても回収してもらっているが、回収してもらえなくなったときは途方に暮れるとのことでした。

生ごみの袋数を制限する理由は、クリーンセンターの処理能力に余裕がなくなっているからでしょうか、現在の状況はどのようになっているでしょうか、クリーンセンターの処理量及び処理能力についてお尋ねします。

次に、クリーンセンターが稼働してから15年ほど経過していると思いますが、焼却場の耐用年数は一般的にどれくらいでしょうか。また、耐用年数が数年内に来るとすれば、次の改修計画はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

廃棄物対策課長（江崎尚美君）

議員の御質問に対しまして、まず私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

3点質問がございました。まず第1点、ごみ袋の3袋までの規制についてということでお答えをさせていただきます。

ごみ袋の3袋までの規制につきましては、昨年の市報12月15日号でもお知らせとお願いをしたところでございます。これはごみのリサイクルと減量を促進することを目的として変更したもので、主に事業所を対象としたものであります。これまでは事業活動に伴う一般廃棄物の排出量は最大10袋までとしておりました。しかし、ごみの量は平成3年にクリーンセンターが稼働した当初と比べて、現在1.5倍にふえております。これは、人口が減少している

中、事業系ごみの増加が要因として考えられ、一般家庭のごみ収集に支障を来すおそれが出てきております。

今までも事業系ごみにつきましては、3袋以上出されている事業所へは、直接クリーンセンターまで搬入をいただくか、許可業者に収集運搬を委託していただくよう、こちらの方から協力とお願いをしていたところでございます。また、法律では、事業系一般廃棄物は事業者みずからの責任で処理しなければならないと規定されているところでございます。また、県内でも福岡市や北九州市では事業系のごみの収集は行っておりません。また、収集している自治体でも、一般の指定袋より金額が高い事業系ごみの専用袋の導入や直接持ち込みの事業系ごみの処理料金を高く設定している自治体もございます。

また、本市においては、中小企業、または個人商店等の皆様への配慮から、家庭系ごみと一緒に事業系ごみの収集は引き続き行っていきたくと考えておるところでございますけれども、さきに述べましたような状況でございますので、多量排出に関する規定を3袋までと改正したものです。また、市民の皆様にもごみの出し方などの説明会、また出前講座等を通じて趣旨をよく説明し、御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

2番目でございます。クリーンセンターの処理量及び処理能力についてというお尋ねにお答えをさせていただきます。

クリーンセンターの処理能力でございますけれども、設計能力では、焼却炉は今2炉ございます。16時間運転で1炉50トン、合計100トンでございます。実質稼働時間は14時間程度で、処理量は1日平均約60トン程度でございます。これはダイオキシン類の発生抑制を初めとする公害対策として、炉の立ち上げ時及び停止時の焼却温度維持のため、助燃バーナー等による燃焼、また前処理や後処理の時間が不可欠でありますので、午前8時30分から深夜0時までの16時間で、実質の焼却時間としては14時間程度となっております。

また、クリーンセンターへの搬入量は、季節にもよりますけれども、1週間で約372トン、また焼却量は1週間で300トンとなっており、処理できない分は土曜、日曜及び祝日で処理を行っております。また、連休等の前後に搬入される多量のごみは、クリーンセンター周辺の皆様に説明し、御理解をいただいて、24時間運転で処理しているところでございます。

3番目、焼却場の耐用年数についてでございます。

耐用年数につきましては、決まった年数はございません。しかしながら、もう稼働してから丸15年が経過しておりますので、定期補修工事と日々の点検をしっかりとやりながら、維持管理しているところでございます。

今後につきましては、清掃行政のあり方を含め、国、県のごみ処理計画に基づき、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

今後も個人商店等のごみについては一般家庭ごみと一緒に収集をやっていくということでございますので、個人経営の事業主の方も安心されることじゃないかと思えます。

耐用年数には決まった年数はないということですが、おおよそ一般的にどれくらいだという認識を持っておられますか。

廃棄物対策課長（江崎尚美君）

通常一般的に言われているのは、大体15年から20年と言われております。参考に申し上げますと、起債の償還が現在約15年程度と聞いております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

一般的に15年から20年ということであれば、もう現在まで丸々15年経過しておるわけですので、あと数年で大体の改修時期の射程距離に入ってくるんじゃないかと思えますが、これは非常に微妙な問題を含んでおりますので、軽々には執行部の方も発言できないと思えますけれども、今後の計画等についてどのように考えてあるのか、大まかではございますけれども、示していただければありがたいと思えます。

廃棄物対策課長（江崎尚美君）

私の方から答えられる範囲でお答えしたいと思います。

まず、議員御指摘のように、クリーンセンターの焼却炉ですけれども、もう15年がたって老朽化していることは事実であります。その具体的な例としまして、灰の量が数%ずつですけれども、少しずつふえておると、焼却残渣がふえておることから見ましても、老朽化は避けられないということで、オーバーホールをしっかりとやりながらしているところがございますけれども、ただ言えるのは、国の方針とか、循環型社会の推進ということで、国の方からいろんな施策等が変わってきております。焼却場の数から言いますと、現在、日本全国で1,374、これは平成16年度でございますけれども、減ってきております。当初は1,700から1,800あったものが減ってきている。しかしながら、焼却の能力はふえておることでございますので、具体的にどういうことかと言いますと、つまり大きくなって広域化等がされておることでございます。

ただ、皮肉なことに焼却の能力は多くなる、リサイクルは進んでいるということで、非常な矛盾点を含んでおりまして、この先が結局、国の方針、リサイクルの制度等についてもまだまだ不明確な点がございまして、御承知のように、レジ袋等の規制等々、また家電リサイクル法等々もまだいろんな動きがございまして、その辺も動きながら、結局巨大な予算を必要としますので、その辺も関係する機関と、もちろん議会の皆様ともいろんな資料を出し合いながら、市の意見を出し合いながら考えていきたいと、担当としては思っております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

地球温暖化問題で化石燃料やごみの焼却による二酸化炭素排出が厳しく指摘されている中、ごみの焼却を極力減らす努力が求められております。まずはごみの中から資源ごみを分別し、再活用することが大事だと思いますが、現在クリーンセンターで焼却しているごみの実態はどのようになっているか、お尋ねいたします。

廃棄物対策課長（江崎尚美君）

御質問の件についてお答えをさせていただきます。

現在クリーンセンターで焼却しているごみの実態につきましては、まず焼却量が平成17年度で1万8,600トンです。その中身でございますけれども、年4回の生ごみの分析平均で、紙、布、草、木で約60%、ビニール、合成樹脂等が23%、厨芥類、具体的に言いますと、台所から出るごみでございます。これが12.2%となっております。特徴的なことは、今申しました柳川市では紙、布類が非常に多いということです。このことは、さきに開催されました廃棄物減量等推進審議会でも指摘されたことでもあります。リサイクルできるものが燃やされているということでございます。リサイクルの推進が本市のごみ減量のかぎであると言えます。

ごみ袋の3袋までの制限も、紙類などの分別、リサイクルといったことが先ほど申しましたように目的でございます。これからも市民の皆様や各事業所への協力と御理解を訴えていきたいと思っております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

今のお話によりますと、紙、布、そういった資源ごみがかなり多いということで、もっと分別収集をして、そういう資源ごみに回せる分は資源ごみに回して活用していただくと、そうすればクリーンセンターの方の負担も軽減するということでございますので、市としてもやはり分別収集の啓発についてもう少し努力をしていただきたいと思いますと思いますが、その点どうでしょうか。

廃棄物対策課長（江崎尚美君）

御質問の点についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおりだと思います。特にごみ処理については、今まで御承知のように一部事務組合ということで別団体で行ってきたこともあり、啓発等について足りなかった点はあると我々も反省しているところでございまして、これからあらゆる機会をとらえて啓発及び御説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

化石燃料の枯渇、地球温暖化問題等で、原子力発電、風力発電、太陽光発電、バイオマス燃料、有機肥料等が脚光を浴びています。これらの地球環境を維持していくためには、いさ

さかのエネルギーもむだにはできません。隣町の大木町は、大木町バイオマスタウン構想を掲げて、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥のバイオマス利活用を昨年から実施しています。また、熊本県山鹿市ではバイオマスセンターが稼働しています。こうした中で、柳川市もごみの焼却を極力減らし、将来的にはバイオマス燃料の生産や生ごみの堆肥化による有機農業の推進を図るべきだと思います。この点について、市長はどのようにお考えかお尋ねをしたいと思います。

廃棄物対策課長（江崎尚美君）

御質問の点についてお答えをさせていただきます。

ごみ焼却を減らすための生ごみの堆肥化等の推進についてでございますけれども、御存じのように、ことしの暖冬からも地球温暖化問題が叫ばれている現在、資源の有効利用としてもバイオマスの活用が推進されているところでございます。生ごみの堆肥化等も近隣自治体で行われております。本市もごみ減量化のための温暖化防止のため、焼却ごみを減らすことは重要な課題だと考えております。

生ごみの堆肥化を含めた総合的な検討も進めていく必要があると思います。ただ、先ほども申しましたように、本市の特徴として焼却ごみの中身が紙、布等、草、木が多量に混入しているというところから、市民の皆様や各事業所でこれらのごみの分別を徹底し、ごみ焼却量の減量を図ることにまず取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

ここで、これは熊本県山鹿市のバイオマスセンターをつくる時の基本理念のことをちょっと紹介させていただきたいと思えます。

地球上の生物は、食物連鎖など自然界の営みの中で、循環というシステムにより共存してきました。しかしながら、現代社会における人間の活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄といった一方通行の社会構造をつくり上げる結果となり、過剰な資源の消費や有害物質の排出などにより自然界の自浄能力だけでは復元できなくなるなど、物質循環のシステムを崩壊させ、さまざまな環境問題を引き起こしています。また、比較的環境に優しい産業と考えていた農業においても、慣行的に使用されている化学肥料や農薬により生態系や人々の健康に対する影響も懸念されており、食の安全性に対する不安の声も高まっています。

このようなことから、循環型社会の構築が急務となっており、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が国家プロジェクトとして閣議決定されたところです。環境都市を目指す山鹿市においても、基幹産業である農業を核とした物質資源の循環を基本に、環境に負荷を与えない持続的に発展可能な生産システムやライフスタイルを形成する輪の地域づくりに真剣に取り組む決意をしているところであります。その実現を図る第一歩として建設したのが山鹿市バイオマスセンターです。廃棄物として扱われてきたバイオマスを貴重な資

源として有効に活用することで、ごみの減量化や家畜排せつ物の適正処理を図ることになります。また、有機肥料による土づくりを主体とした自然農業を推進していくことで、安全でおいしい農作物を生産し、消費者に信頼される農産物の産地づくりを進めていきますと山鹿市はうたっております。

こういった近隣の取り組みもありますので、やはり柳川市も将来に向かってはそういった方向で進んでいてもらいたいと思いますが、この点、市長、何か御意見あればお伺いしたいと思います。

市長（石田宝藏君）

伊藤議員がおっしゃいますように、この京都議定書、二酸化炭素の排出の問題、地球温暖化の問題等、大変な国内外の問題になっていまして、地球規模ではオゾン層の問題だとか、私どもが予測をしなかった、しかも人類に大変な危機が迫っているというような、これは客観的なデータとしても出てきているわけです。昨今の地球温暖化に連動しますように、ことしの桜の開花も例年に比べて20日以上早いんじゃないかというふうに言われておられて、4月の花見よりも3月の花見ということで、日本列島、そんなことになっております。

ただ、平成14年のバイオマス・ニッポン総合戦略、助役は農水省からおいでですが、特に私がちょうど就任をいたしました平成6年、町長のころに、椎田干拓で、この当時は田原という町長さんがいらっしゃいました。バイオマスというよりも液肥農業を目指すということで、人づんを、いわゆるし尿処理をやらないでこの液肥に変えていくと。もちろん、あそこは広大な椎田干拓でありますので、ちょうど両開の橋本開だとか、あるいは大和干拓だとか、昭代干拓によく似た地形です。私も現地に見に参りました。その当時、全くにおいがないかということ、若干においが、しかも広い田んぼのど真ん中にですね、本当に端っこのところにその液肥をつくといいですか、その施設があるんですね。こういうものを見ても、肥料代は有機肥料として化学肥料とか使わないでいいようにはなったものの、やっぱり維持管理費というのも相当かかっているのも事実でございます。

それから、バイオマスという平成14年に制度ができたものは、これは国の方にも私も参りまして、幹部の方々に御相談したことがございます。ところが、山鹿市の場合は、どちらかというと熊本県は畜産県なんですね。牛だとか馬だとか、こういう畜産から出ます排せつ物、これを有効にリサイクルして有機農業に役立てようということなんです。果たしてその辺が生ごみでできるかということ、これは大変また難しゅうございます。

私もちょうど5年ぐらい前になりましたでしょうか、ドイツに視察に行かせていただいたことがございます。この日本では、今でこそ7分別とか5分別だとかこうかやっていますけれども、ドイツという国は、たしか13分別などやっていると思います。その生ごみも、日本のように原材料を刻んだもの、葉っぱとか、台所で残ったもの、これと、あるいは食べ残した鍋でしょうゆとかソースを入れて調理した、こういうものも一緒にして生ごみに入れて今ところ出

していますよ。ところが、ドイツではそういうことは禁じられているんです。生野菜、調理をする前の生ごみ、紙類は紙類、調理をした後のいわゆる残飯は残飯と、こういうものでもって、もっともって厳しいんです。やはり環境の国だけあります。そういうものを見てみまして、しかも無料じゃないんです。無料じゃないから出すものを減らす。家の前に出されたものは、計量器にかけて幾らという、日本でいえば水道代みたいなことを、いわゆるお宅の生ごみは何キロありましたから幾らでしたよということで取っていくんですよ。そういうものを見ていますので、日本の国そのものももっともって分別を徹底する方向、そういった方向へ次の時代は動いていくんじゃないかなと。

また、焼却炉の問題もお尋ねにありましたけれども、こういったものについても広域的な連携の中で、従来は1市2町で共同処理していました、一部事務組合という特別公共団体をつくって。しかし、これからは筑後地区、わかりやすく言いますと県南、県北、筑豊、こういった旧衆議院の4区的位置に分けて、こういった焼却場をつくらなきゃいけない時代になってくるんじゃないかな、こういうふうに私は思います。

単独でこの事業、炉をつくるとしても、先ほど総合グラウンドの問題も出ていました。何十億円という金がいっぱいかかるわけですね。維持管理費もそうなんです。そうなってくると、やはり人口は減っていくわ、子供は少なくなる、お年寄りは亡くなる、支え手がなくなる、熊井議員の先ほどの発言じゃございませんけれども、そうなってくると、とても財政はもたない。税収は減るわと。こうなってくれば、やはりごみ行政についてもあらゆる角度から検討しなきゃいけない。

また、バイオマスの問題に戻りますけれども、バイオマスについて、やはり農水省がつくった紙コップみたいに、トウモロコシをリサイクルしてコップとか皿とかあるんです。しかし、これもコストがかかり過ぎるという部分もございます。また、トウモロコシ等の穀物によってガソリンにかわる燃料、エタノールとか、こういうものも、やはり米もそうふうな方向に向けようということも動きとしてあるんです。しかし、それは、現在のガソリンの価格、あるいはエタノールとか、そういったものよりももっともってコストがかかるということで、なかなか進まないというのが実態です。

ただ、この地域が牛だとか豚だとか、そういうものがいっぱいあるとするならば、そういうものも検討してやらなきゃいけないだろうと。まあ、いっぱいじゃなくても、リサイクルできる部分については、畜産の排せつ物については考えなきゃいけないかもしれません。しかし、生ごみについてはなかなか難しいんじゃないかなと。バイオマスといえども、これはなかなかやれない。大木町の場合はし尿でございますから、こういうことで答弁になるかどうかわかりませんが、あらゆる角度から、しかも将来をにらんで検討させていただくということで御理解いただきたいと思います。

議長（田中雅美君）

これもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

第4順位、9番荒巻英樹議員の発言を許します。

9番（荒巻英樹君）（登壇）

9番荒巻英樹でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問を行わせていただきます。

今回、二つの項目についてお尋ねいたしますが、最初の質問は、企業誘致についてであります。

さて、歳入の大きな柱である地方交付税は、今後、減ることはあってもふえることはないと考えられるわけです。かといって、住民サービスの低下を招くことは、議会にも執行部にも許されることではありません。住民サービスを維持、そして向上させていくために、自主財源の確保は喫緊の問題であります。

私は、柳川市の将来を考えた場合、企業誘致の果たす役割ははかり知れないものであると考えるものであります。残念ながら、現在のところ近隣の自治体と比較しても企業誘致に関する取り組みは一步も二歩も劣っているのが実情ではないでしょうか。幸い、交通網とハード面の整備は着実に進んできております。新規の企業誘致が出現すれば、雇用の確保、若年層の市外転出の歯どめ、税収アップなどが見込めるわけです。

そこで、本市の企業誘致の現状及び今後の取り組みについてお尋ねいたします。

昨日の答弁で三つの条例の話がありました。これはあくまでプランということになるかと思えます。私がお尋ねしたいのは、アクション、つまり具体的なセールス状況ということです。こういった場合、先方さんの都合もあるかと思えます。仮に契約が99%までいっていても100%にならないと公表できないかとは思いますが、セールスの現状について可能な限りで御答弁をお願いいたします。

2点目は、市営筑紫町観光駐車場についてであります。

昨年11月1日のオープン以降、まだ4カ月強しか経過をしておりますが、利用状況についてお尋ねいたします。なお、平日の利用者はほとんど皆無ですので、有料であります土曜日、日曜日、祝日について結構です。また、使用料金の徴収等の管理方法についてもお尋ねいたします。

なお、残りの質問につきましては自席から行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

産業経済部長（田島稔大君）

まず、企業誘致について現在の取り組み状況でございますが、企業誘致の推進におきましては、誘致する側の市としまして、進出企業に対して税制などを優遇するソフト面の整備と、企業団地等を造成し、立地しやすい環境を整えるハード面の二つの整備があるというふうに考えております。ソフト面におきましては、昨年の9月議会で柳川市企業立地等促進条例の

全部改正について議決をいただいたわけですが、市内からの新規常用雇用者数の要件緩和、さらに固定資産税の課税免除措置を盛り込む内容を昨年10月1日から施行しております。そして、これにつきましては市のホームページ等で紹介して、また、あわせて関係団体等への情報提供も行っているというところでございます。

今議員仰せのとおり、ここ数年のうちにインフラの整備が完成するのにあわせて、企業誘致に向けての企業団地の造成といったことも考えられるわけですが、何分、本市の中で適当な場所にまとまった用地の確保をと考えますと、その大部分が農地であるというのが現状でございます。したがって、先日も申し上げましたが、用途地域や非農用地、また市が所有する土地を有効活用する方向で、その情報提供も含めて推進に努めているところでございます。

ちなみに、現在の進出企業につきましては、田脇に建築資材の断熱材の製造販売会社、それとまた、三橋の今古賀でございますが、ニシケンさんなどがっております。

次に、現状に対しての今後の考え方、取り組みについてということですが、昨年10月の条例施行から現在に至るまで、誘致につきましてはまだまだ成果は上げておりません。しかしながら、企業誘致は一朝一夕でできるわけではございませんので、また、条例を改正してまだ半年ぐらいいかならないということもございますので、もうしばらく現状の条例の中でしっかり取り組みをやっていきたいというふうに考えております。それからまた、この企業誘致を積極的に推進していく上では、県の方の力添えが当然必要となってまいりますので、県の担当課とも連携を密にとりながら推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

観光まちづくり課長（横山英真君）

荒巻議員の市営筑紫町観光駐車場の関連についてお答えいたします。

筑紫町観光駐車場は、議員御指摘のとおり、白秋祭の開催にあわせて、まち歩きの拠点となる駐車場として昨年11月1日にオープンいたしております。

駐車台数などの利用状況でございますけれども、条例に基づきまして、土曜、日曜、祝祭日に使用料を徴収しておりますので、その台数及び収入額についてお答えいたします。

まず、11月でございますけれども、料金徴収の日、つまり土曜、日曜、祝日でございますが、10日ほどございまして、利用台数が普通車で166台、マイクロバス1台で、収入が50,800円となっております。それから、12月も10日ございまして、普通自動車39台で11,700円の収入でございます。それから、年が明けまして、1月が9日ございまして、普通自動車62台、マイクロバスが1台で19,600円の収入ということでございました。2月になりまして、おひな様、さげもんめぐりが11日から始まったわけでございますけれども、9日、土曜、日曜、祭日ございまして、うんとふえまして、普通乗用車で853台、大型バス1台で、収入の方が257,400円になってございます。

料金を徴収しない平日につきましては、正確な数字はわかりかねますけれども、やはり少ない日は二、三台のときもございました。しかし、2月に入りましてからは、30台ないしは100台というふうに県内外から多くの観光客の方々に利用されております。

続きまして、管理運営方法でございますけれども、駐車場用地は、地権者の方から年額343,980円で借りております。面積につきましては1,127平米で、普通車であれば約30台、大型、中型、バスのみである場合は6台ほど駐車できます。

開場時間でございますけれども、午前9時から午後6時まで、管理業務でございますけれども、管理人さんには料金徴収、また簡単な観光案内もしていただきまして、日額5,900円で雇用いたしております。土曜、日曜、祝祭日の午前9時から午後6時までの駐車場の開場の間、委託をしております。駐車場の毎日の施錠といいますか、鎖をかけておりますけれども、これもあわせて管理人さんの方をお願いをいたしておるところでございます。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。それでは、企業誘致について二、三お尋ねさせていただきます。

石田市長は、いろいろと公務で東京等に御出張なさっておるようでございます。私も詳しいスケジュールは把握しておりませんが、新聞の予定だけを見れば、幾らか余裕があるのかなと思えなくはないんですけれども、最少の経費で最大の効果をモットーに、また行動派の石田市長でいらっしゃると思いますので、間違いなく企業誘致にも奔走されていることと思えますけれども、具体的にこの2年間ほどで何社ほど訪問なさったか教えていただけますでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

今、荒巻議員から企業誘致についてのアクションがどうなのかということでございます。

もちろん、余裕があるということでございますけれども、めったに余裕がある日はございません。やはり日帰りのスケジュールもございますし、会議等もふくそうし、ぎりぎりのところで上京し、一番で帰ってくるということもございます。

特にこの企業誘致に関しては、昨日からの議員さん方の質問にお答えしておりますとおり、それなりの条件が整わなきゃだめなんです。もちろん道路等のインフラの整備、水問題、地盤等の問題、あるいは地元でどれだけの人材が確保できるか、いわゆるマンパワーの問題、こういった状況を具備しながら、この企業誘致という条件が整っていくわけです。

知事も、自動車関連産業、北九州で年間150万台の体制を整えようとしているわけですが、宮若の市長、特に地元でございますけれども、地元には工場はつくったけれども、人材がいないと、そういうことで頭を痛めていると。だから、従業員の皆さん方については、結局よその県から持ってこなきゃいけないと、こういうのが実態であります。

私なりに県の東京事務所、企業誘致課がございますし、大阪にもございます。そういうと

ころにも出かけておるんですが、やはり何といたしましても自動車関連、特にトヨタなんかは、倉庫を持たない、いわゆるむだをなくしてのライン製造が会社の方針でございますから、工場までに何分で届くのか、部品工場からどれだけで届くのか、こういうものもきっちり時間が読めなきゃいけないんですね。

今、九州縦貫道にアクセスします瀬高インターチェンジができてきています。有明海沿岸道路もできてきています。こういうものがきっちりでき上がるということも、もちろん時間を読めるようになってくるわけですね。それから、人材は工業系、特に電気、機械、こういった人材をいかに確保するか、こういうものも大事だと思います。

何よりも私どものところといたしましては、今、田島部長からお話ししましたように、昭代の田脇にも、私も就任早々、新建材の会社をとということで、ようやくこの4月ぐらいから創業するんじゃないでしょうか。また、大森屋さんからも町長時代から相談を受けておまして、こういったものについても、条例成立いただきましたので、広川町に移転をしようと言っておったものが一元的に地元にとどまっていたとということにもなっているわけです。

また、そういったニシケンさんとの問題もございしますが、やはり何といたしましても一定の規模の企業を私どものところに誘導したいということは、事あるごと機会をとらえてはそういうアクションは起こしております。しかし、細部についてはいろんなことがございまして、また、違った形で主要県道沿いにぜひとも企業進出したい 企業といいますか、そういったものが進出したいという話も来ているんですけれども、具体的にまだ申し上げることはできかねます。

一日も早くイメージをよくして、柳川市は人材もいる、さまざまな御協力もいただく明るいところだということを外にアピールすることが、企業誘致の大きな条件になると思います。イメージが悪くてはだれも来ません。

特に、アクセスがよいということで一番私が羨ましいのは鳥栖市なんですよ。ここは企業誘致のアクションなんかを市長が起こさなくても、職員さんが動かなくても、向こうからみんな来るそうです。だから、そういう受け皿をいかに条件整備するかが、これから議員の皆さん方と執行部と一体となって市民の皆さんと取り組むことが、私は本当に柳川市の将来を思うことであるし、それについては命がけでやらなきゃいけないと、こんなふうに思っています。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。きのうのテレビのニュースでもやっておりましたけれども、福岡県自動車150万台ですかね。これも実は、知事の功績よりも企業側の論理というかな、そういった形で進出できたというようなことを夕方のニュースでもやっておりましたけれども、とにかく何も行動を起こさなければ 企業側はどこかを求めている。ですから、どこかが名乗りを上げなければいけないという部分もありますので、ぜひ石田市長には、トップセー

ルスというのは7万5,000人市民で石田市長にしかできないことでございますので、ぜひとも先頭に立ってお願いしたいと思います。

現在、本市では漁業団地の推進をなさっております。ノリの養殖業が基幹産業であることは紛れもない事実ですし、これを支えていくことは当然のことです。先ほどの部分とちょっと重なりますけれども、とにかくリーダーに求められるのは、新規事業と申しますが、企業等を誘致してゼロの状態から新しいものをつくり出す、いわゆる創造ではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そのためにも、まずは、田島部長の方から土地の問題とかありましたけれども、きのうも旧三橋町が農業振興地域整備法の対象とかいろいろありましたけれども、一つずつ乗り越えていけば何とかなるんじゃないかと思うし、何とかしなければならぬと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

確かに、インターチェンジからの距離などでは地理的な面、先ほど鳥栖市をおっしゃいました。近隣では八女市、大牟田市、インターチェンジのそばに工業団地がございます。そういったところには、地理的な面では劣るかもしれませんが、近隣で言いますと、熊本県の荒尾市、こちらは荒尾産業団地、それから水野北工業団地があります。南関インターチェンジから距離的には20キロありますので、多少、瀬高インターチェンジからの距離、柳川市に近いところにあるかと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

また、みやま市の西原新市長は、就任初日の記者会見でも述べられております。企業誘致を核に地域を活気づけたい。早速、企業誘致課を設けたいと考えているということでした。みやま市にもおくれをとることのないようにお願いしたいと思っております。

また、県の話も出ておりましたけれども、県の企業立地課長は柳川市の出身でもいらっしゃいますし、県との連携でぜひ企業誘致への積極的な取り組みをお願いしたいと思っております。

それでは次に、駐車場の件をお尋ねさせていただきます。

観光客の利便性を図るという意味で、駐車場の整備についての異論はございません。しかし、これは現状で対応ができない場合に限られるのではないかと思います。18年度の予算が約30,000千円で筑紫町駐車場の整備、オープン、19年度は46,000千円の予算でさらに2カ所、これは呼び名が正式かどうか別として、場所的には稲荷町と白秋北団地跡地ということでのオープン、さらには筑紫町の拡張、舗装等を予定されておるとお聞きしております。これほど駐車場の整備を推進されるということですから、詳細なデータがもとになっているかと思っております。

従来、観光客にかなりの不便をかけていたのだと思われませんが、筑紫町駐車場のオープン以前、ですから、具体的には昨年10月31日までということになりますけれども、沖端界限、既存の駐車場が満車になる日が大体年間どれぐらいあったのか、わかれば教えてください。

観光まちづくり課長（横山英眞君）

沖端地区の観光客の駐車台数につきましては、正確な数字を把握しておりません。また、機会がございましたら調査して御報告したいというふうに考えます。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

私の調査結果では、沖端地区の駐車場が満車になるのは、次の時期でした。

今まさに開催中、先ほど課長の方からありました、2月は物すごく多いということでしたけれども、さげもん祭り期間中の週末と祝日、それから5月の水天宮の時期の3日間、それと11月の白秋祭、要は年間で30日間もないというのが私の調査結果でした。

次に、駐車場の順序についてちょっとお尋ねします。

昨年、筑紫町駐車場をオープンしました。来年度、稲荷町と白秋北団地のオープンが予定されておりますけれども、稲荷町と白秋北団地というのは、観光ポイントの沖端地区からはすぐですね。稲荷町は、おわかりになる方はおわかりになると思いますが、移転前の阿久根眼科さんのところから入ってすぐですね。それと、白秋北団地というのは白秋生家の裏手といいですか、要は沖端からはすぐのところですよ。筑紫町というのは、歩いたらどれくらいですかね、10分はかかんないと思うんですけども、さきの2カ所と比べたら、かなり遠い位置にあるかと思っておりますけれども、普通に考えたら、近い方から先にオープンした方がいいんじゃないかなと思うんですが、こういった順番の取り組みについて教えていただけますでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

駐車場の問題については、本当に荒巻議員、旅行社の出身だけあって非常にお詳しく調査をしていただいております、私からもお礼を申し上げなきゃいけないと思います。

今お話のとおり、このさげもん祭りが始まりまして、随分柳川にお客様がおいでになっていただいて、筑紫町駐車場については警備員を出してやらなければ駐車場に入れないと、そんな混雑状況で、私もうれしい悲鳴を上げております。もちろん苦情が来ているわけございまして、つい先般も荒巻議員、筑紫町の駐車場からお出になっているとき、私もちょうどその後を追うような形ですれ違ったわけですけども、本当に土曜、日曜日は物すごい人になっています。聞くところによると、大変な苦情が来て、また道路交通法も改正されて、駐車場探しにほろほろされている方が本当に多いということを実感いたしております。

これまで年間を通して大体30日間程度だということですが、観光地としては、私はこんなもんじゃないかなと思うんです。これをもっともっと60日、90日と広げていくのは、地元の方皆さん方なり観光協会なりに私ども行政が手を携えて、多くの方がスムーズに来れるようにする条件を整備すること。ほとんど観光地というのは、1年間通してずうっと人が多いところというのは私はないと思います。桜を見るたった3日、4日の1週間の間の桜シーズンに合わせてそこに人が来るわけですね。桃の名所だったら桃のうちだろーと思います。

そういうふうなものを考えてみると、やっぱりピークのとくにあわせて駐車を整備する、そしてもう一度行ってみよう。もうあそこには二度と行かないよと、そういうイメージを与えてきたのが今までの柳川の駐車のあり方ではなかったろうかと思っているんです。

今回、筑紫町駐車を試験的にあの位置までやってみました。しかし、まだまだ足りない。これが実感、生の声です。そして、今回は白秋北団地、これはもちろん漁業組合等の協力もいただきながら、やはり空き地にするよりも乗用車が入るように、バスは入れないと思いますが、そういったものからきっちりと駐車にとめていただく。そして、柳川においてになっていただく方々が、観光地に来て、さまざまなお店をめぐって、沖端のすばらしいロケーションを見て、お土産物でも、そこで食事をして金を落としていていただく、そういうことが私は大事だろうと思うんです。

今回の駐車の問題についても、やはり順番は、確かに御指摘のとおりかもしれません。しかし、一つ一つ階段を上るように、私どもは次の観光の名にふさわしい、柳川にふさわしい駐車をきっちりと整備することが、本当に全国の皆さん方が柳川においていただくことじゃないかなと、そんなふうに思っております。御理解いただきたいと思ひます。

9番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。

それでは、今整備中の二つの駐車はもちろん、市の所有地ですから市で整備するのは当然だと思いますが、筑紫町駐車の整備は、民間の方の土地とお聞きしておりますけれども、市の方で負担をなされたという理由を教えてくださいませうか。

観光まちづくり課長(横山英眞君)

以前から沖端地区では駐車を物色しておったわけでございますけれども、なかなか適当な駐車がなかったということで、今現在お借りしている土地所有者の方の御協力を得て市営駐車として整備を行ったと。以前、地域にお話があったんですけれども、とんざした経緯がございます。駐車として、あの地区に計画がございましたけれども、所有者との折合いがつかなくてとんざした経緯がございます。そういうことで、知恵をおかりして市営駐車を整備したということでございます。

以上です。

9番(荒巻英樹君)

それでは、年間の土地の借り上げ料が343千円ということでしたけれども、これの契約は何年単位でなされていますか。

観光まちづくり課長(横山英眞君)

これは1年ごとで契約をしております。

以上です。

9番(荒巻英樹君)

それでは、これは仮の話と言ったらあれですけども、もし所有者の方がもう来年はいいよということになった場合なんですけれども、来年度で整備して舗装されることになりましょけれども、更新がなされなかった場合は、その土地はどういった状態で返されるんですかね。要は、もう舗装まできれいにして返すのか。それとも、もともとの状態で更地にして返すのか、その辺いかがですか。

市長（石田宝蔵君）

今のは委託業務の話だろうと私は思います。土地の賃貸は20年で締結しておりますので、ちょっと勘違いだろうと思います。

9番（荒巻英樹君）

いずれにしても、正確なところを改めて全協でもお知らせいただければと思います。今私がお尋ねしたのは、仮に1年、2年で更新されなかった場合に、例えばその後アパートを建てるとかなんとかいうことになった場合に、その方は自分の負担なしでそういった次のステップに移れるわけですから、ちょっとその辺で何か不自然に思うところがありましたので、お尋ねいたしました。

それから、駐車料金の徴収とかは5,900円でなさっているということをお聞きしましたけれども、その方はこういった形で選ばれておるんでしょうか、教えてください。

観光まちづくり課長（横山英眞君）

今のところ、所有者の方の息子さんに委託をいたしておるところでございます。

市長（石田宝蔵君）

この契約は、全協というよりも、ここではっきり申し上げておかないといけないと思います。全協は非公式の場でございますから、議場において、20年間の土地の賃借契約を結んでおるということです。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。所有者の方の御家族、御親族がなさっているということです。市で土地を借りて地代を払っているということですので、これはその職員といいますか、その方はオープンにすべきではないかと私は思うところです。仮に年間休日が週末等で110日あったとして649千円、土地の借り上げも含めたら1,000千円以上が同じ方に支払われるということになりますので、ちょっとその辺でどうかなというところでもありますので、地代を払っているのであれば、職員に関してもオープンにすべきではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、これは最後になりますけれども、先日の朝日新聞に掲載された記事がちょっと私は気になりましたので、御紹介をさせていただきます。

これは、韓国の盧武鉉大統領に対する朝鮮日報の社説の一部です。大統領は、今やすべき仕事よりも、してはならないことをまず考えるべきだ。無理な行動は国家をさらに苦しくす

る。読みかえれば、次のようになるかと思います。

市長は、今やすべき仕事よりも、してはならないことをまず考えるべきだ。無理な行動は市民をさらに苦しめる。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後2時6分 休憩

午後2時20分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番（森田房儀君）

実際、非常に気になる発言を市長がされました。

実は、さきの荒巻議員の質問に対する答弁の中で、いわゆる全協は非公式だ、だからここで答弁をしますと、それは大変結構なことですが、少なくとも今まで議会前に必ず全協を開いて、正式に議長としては扱われてきた、いわゆる議会運営の基本にかかわる問題だと思うわけです。ところが、非公式であれば、やらない方がいいんです。じゃあ市長は何のために全協をおやりになるのか、出席されるのか。これは事前協議のためなのか、議員の考え方を探るためにやるのか、私はそうとしか受け取れなかった。議会運営の基本にかかわる問題でありますので、市長にぜひその存念のほどをお伺いしておきたい。今後の議会運営の参考にしていかなきゃならん大事な問題でありますので、よろしく願い申し上げます。

議長（田中雅美君）

私が知る限りでは、全員協議会を非公式と言うことはなかったような気がしますけど。

市長（石田宝蔵君）

これは、もう本当に森田議員も長い間議員を務められて、御理解いただいていると思いますが、公式の場での発言が議事録に残るわけですね。したがって、先ほどのような全員協議会というのは、いわゆる公の場ではございませんね。あらかじめ議会議事がスムーズにいくように、また、あらかじめ説明が届くように、そういう場での会議録の中にも残る、そういったもので、きちんと標準会議規則の中にもあろうかと思います。

8番（森田房儀君）

そこが問題なんですよ。（笑声）今だれが笑うたか、はっきりちゃんとしとかにやいかんことじゃないの。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）いわゆる全協でお話をされるのは非公式だから、そりゃ法的には公式と非公式ありますよ。だけれども、そんなら、なぜあなたたちが全部出ているんな説明をして議会からの質問等を聞きますか。ましてや議長は、記者を入

れるのかどうか、そういうことまで明確に諮りながら、少なくとも議会運営の柱として全協は扱われてきたと思うんですよ。それを、あなたの発言からすると、全協は要りませんよというふうに聞こえてしょうがないんですよ。だから、そこんところは必要なのか、必要でないのか。法的に公的なのか、あるいは私的なものなのか、あるいは協議内容的なものなのか、そこんところはわかるとるんですよ。しかし、必要なのかどうか、これはいわゆる議会運営の基本にかかわる問題ですから、ひとつ明確に答えてやってください。

市長（石田宝蔵君）

この全員協議会というのは、議会の運営の中では制度的にあるんですね。でも、中島正郎さんという行政の著者がいらっしゃいますけれども、こういう方の判断によりますと、全国でやっているところ、やっていないところ、当然あるわけですよ。やっていない自治体もあるわけです。（「ありますよ」と呼ぶ者あり）だから、私どもはケース・バイ・ケース、このケースにおいては十二分に説明をする時間が本会議場ではとれないから、やっておいた方が好ましいと、またやらなきゃいけない。議員の皆さん方に十分理解をしておいていただかなきゃいけない。そういうことで必要なケースもございます。全協というのは、ある制度でございますから、当然必要だと私は思います。

ただ、私が申し上げているのは、公式な議事に残る場ではないから、それは全協というよりもこの場において明確にしておきたいということで申し上げたところでございます。

8番（森田房儀君）

今のお話を聞いていますと、結果的には、私の方の都合によって全協は利用しますよと。

私は時として、これは事前協議ではないのかというようなことも実は心配しながら全協に臨んでおりますけれども、やはり、そこんところは議員皆さんに明確に答えていただいておりますのは、全協というのは必要なのかどうか。あなたのさっきの発言の中では、ああ、全協要らないんだというふうなニュアンスが非常に強かったわけです。それで、今さっきの答弁は、都合によっては私たちが全協というものを利用しますよというふうにしかとれない部分がありますから、それはあなたが よそ向いたりせんでいいじゃない。ぴしっとやっぱりそこんところは全協は必要かどうか、そこんところを明確に言っておいてください。

市長（石田宝蔵君）

もう勝手に解釈されて困りますねえ。（「そんなことはどうでもいいじゃないの」と呼ぶ者あり）いやいや、大事なことですよ。都合のいいときだけ……（「必要かどうかを……」と呼ぶ者あり）必要です。（「それでよかやっかい。ほんなごて、言わんちゃよかことばっかり言うて」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

それでは、一般質問に入ります。

第5順位、25番三小田一美議員の発言を許します。

25番（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様こんにちは。今さっきの質問の中で、ちょっと関係ございませんけど、すぐ忘れますからね。ただ、大森屋さんの件、あれも何もしていただいてもとりません。ただ印鑑を押していただいとるだけでございます。

それと、今の企業誘致の云々で言われました佐賀県、多分勘違いで、あそこですね、これつけとりましたが、どこやったですかね。（「小郡」と呼ぶ者あり）うん、小郡だったと思います。そこら辺の部分、私が勘違いしとるかもわかりませんが、多分小郡だったと思います。一応、そういうことで皆さん方に報告ばしておきたいと思います。

それでは、議長のお許しを受けましたので、ただいまから通告どおり一般質問をさせていただきます。

本当は、私も一般質問をしたくはなかったわけです。なぜなら、皆様方の御同意を受けて、緊急質問をしたわけですね。そして、覚書の条項、またアスベストの撤去についてはピアス社に全責任があることを明確に記載してくれと、人命にもかかわることだから、そういうことで緊急に石田市長にもお願いばしたわけです。そして、盛り込んでくれと何回も言いましたけど、最後は、うんうーんと言って黙っておられました。だから、私がまたあえて、したくないけれども、また一般質問をしよるわけでございます。じゃ、よろしくお願いをしたいと思います。

まずは、市が所有するアスベストの施設において、アスベストを含む製品を使用している箇所が何カ所かあるので、調査をされたところ、また施設名についてですね、それをちょっとだけ触れていただきたいと。ちょっとだけ報告していただき、また、資料の提出も一応あるなら、よろしくお願いをしたいと思います。

7月の臨時会における特別委員会の委員長の報告によりますと、柳川市がピアスアライズ株式会社により取得をいたしました建物に、アスベストを含む建材が使用されていることが判明をいたしておるわけでございます。また、多くの汚染物質が敷地内に投棄をされていることも明らかになっています。昨年の末には、施設の賃借契約も延長され、ピアスの化粧品においては当初の撤退計画がなかったように操業をされています。これも雇用を守る見地よりの契約の継続は必要との市長の判断と私は考えとるわけでございます。

しかし、施設がアスベストを含む建材を使用していることも事実であります。市長は再三にわたり、ピアスアライズ株式会社に貸与している建物については、売り主の責任で除去をしていただくと答弁をなされていますが、今回の契約の延長でもそのことは規定されていません。この件について全員協議会でも全然御説明もないですね。こういう大事なものを議会にもお知らせしない。議会に知らせんということは、市民に知らせんと、ばかにしとるような、そういう感じがするわけでございます。だから、契約書、また瑕疵担保があるなら、議員全部に提出をお願いしたいと思います。

それでは、市長の答弁がただその場逃れの言い逃れ、また、ピアスアライズ株式会社との約束に基づくものを市民に明確にするためには、アスベスト除去及び投棄されている汚染物質の除去に関する契約を結んで、当分は担保することが必要と考えます。

これもお聞きします。うわさによれば、ピアスアライズ株式会社が借用している土地について企業の進出の打診もあっているとのことであり、一方、ピアスアライズ株式会社においては今年度中に撤退の予定で、規模の縮小が計画されているとも聞いています。

また、市長がいつも言われる最少の予算で最大の効果、また、ガラス張りの市政を掲げています市長におかれては、なし崩し的な先送り言葉はないと信じておりますので、市長の姿勢を明らかにしていただきたいと、そういうことで考えております。

なお、先般、予算措置をして調査をされた敷地内の調査結果については、きのうの森田議員、もう時間も足らなかったから御答弁がなかったかと思しますので、一応報告者の提出の要請がありますので、あわせてお願いをしたいと思います。

それと、きょうちょっと市民の方からお電話があって、有明沿岸道路、高規格道路、そこに何か六価クロムかなんか入っとつとやなかるうかと、私はそういうことは信じておりませんが、国のことだから、もしも調査ができるなら、一応そういうことで安全・安心でしていただく。で、もらいますので、調査をできるならお願いをしたいと思います。無理にじゃございませんから、国のことだからですね。ただ、柳川市に一応盛り土もしてあるし、そういうことでいっちょよろしくお願いをします。

これにて1回目の質問を終了いたしますが、答弁の内容次第によりましては、自席より再度質問いたしますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いをいたします。

財政課長（櫻木重信君）

ただいま三小田議員の質問でアスベストを含む建材を使用している施設等の調査はしたかということでございましたが、実は昨年、吹きつけアスベストについては調査をしております。その調査結果については、9月の議会でしたか、三小田議員の質問にお答えをしております。（発言する者あり）12月の議会でございます。ただ、建材といいますと、いろいろございまして、床材とか壁材とかいろいろございます。昨年の調査は、人体に影響があるということの吹きつけアスベストについてのみでございまして、建材についての調査はいたしておりません。

それから、土壤調査の報告書の提出をということでございました。土壤調査につきましては、ピアスの工場跡地を今調査いたしております。当初は2月いっぱい調査で終わるということでございましたが、実は計画では調査地点を3カ所にいたしまして、そのうち2カ所をボーリングしまして、サンプルを採取いたしまして、在来地盤と判断される深さ2メートルから3.5メートル、その範囲の粘土層の中層と低層の調査をすることにいたしております。しかし、この深さの2カ所の調査ではやや不十分ということで、今後ピアス社とのいる

んな協議をしていく上では、さらに詳細なデータが必要じゃないかということで、契約の延長をいたしまして、3月19日までに変更いたしました、さらに造成地盤、上に土盛りをした分ですね、その分の土壌の調査を追加いたしております。そのために契約期限が当初2月でございましたが、3月19日ということに変更いたしておりますので、調査が終わり次第、土壌調査の結果報告につきましては皆様に御報告をいたしたいと、そういうふうに考えております。

それからもう一つ、六価クロムの調査をということでしたが、急に言われまして、ちょっと内容がわかりませんので、それは後でまた。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上でございます。（「御本人の御答弁は。石田市長さん、御答弁はどんなふうでしょうか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「あっ、まだありますか」と呼ぶ者あり）もう一つありました。

それから、私の方でお答えできる分でございますが、瑕疵担保の契約書の配付をお願いしたいということでしたが、それにつきましては、ことしの初めに議長から要求がございまして、こちらから提出をいたしております。瑕疵担保責任の覚書の件でございますが。

議長（田中雅美君）

あれは全員に配付しとらんやったですかね、1枚だけ。

財政課長（櫻木重信君）

議長あてに1枚提出いたしております。

議長（田中雅美君）

私が持っておりますので、（「はい、それはわかります」と呼ぶ者あり）全員要ったら配付いたします。

25番（三小田一美君）

課長、よかなら、私たちも見たことございませんから、議員さんたちにですね、ちょっと大変でございましょうが、ちょっと休憩とってもらって、見せていただいてよろしゅうございますでしょうか。

議長（田中雅美君）

三小田議員、配付はもう全員にしとるそうです。

25番（三小田一美君）

あっ、もらっていますか。

議長（田中雅美君）

はい。

25番（三小田一美君）

済みませんね、私が勘違いしております。

はいどうぞ。あとはつけ加えございませんか、いいですね。

そんなら、市長、何か御答弁は。（「ございません」と呼ぶ者あり）

それなら、ちょっと市長に一般的な考え方をお聞きしたいと思います。

それでは、アスベストの除去及び汚染物質の除去に対する市長の一般的な考え方を再度お聞かせをお願いしたいと思います。一般的からですね。

市長（石田宝藏君）

一般的といいますか、私は余りそういうものはよくわかりません。今、住民訴訟が起きておりまして、裁判も行われているところでございますので。

25番（三小田一美君）

今、市長がああいう不親切な御答弁をされる。裁判のあろうがないやろが、私たちは議員だから聞く、答弁をもらうあれはありますとですよ。不親切じゃないですか。

それなら、私が一つ、アスベストの有害性（発がんの原因の物質）が1972年 昭和47年か に国際機関であるILOやWHOで指摘をされ、旧労働省においても吹きつけ作業の禁止規制が出されて以来、規制は年々に強化をされ、数年前からがんの多発が社会的問題となっている。それはテレビ、新聞等でありますから、そのことのお考えはどうでございますか、市長。これは新聞、テレビ等でもありよりますから、一応何十年かしてからああいう発病をされ、そして解剖をして、そしてから出てくるちゅうごたっふうな、そういうことはテレビでようありましたから、そこら辺のところのお答えはできるでしょう、市長、お願いします。

市長（石田宝藏君）

何か申し上げますと、すぐ言葉じりをとられますので、その辺については、私も新聞、テレビ等では承知をしております。

25番（三小田一美君）

そうございましょう。それでは、この契約、私はよく全協の中でも御親切に執行者の方たちは、または部長、課長さんたちの御報告があるだろうと。全然その報告がなかった。なぜだろうかと、それだから私はきょう課長にもお聞きしたわけですね。

それで、いつ、どういう方たちで出されたのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。いつ、どういう方たちでなされたのか、契約の仕方。話によれば、市長はそのときは何か契約には行かれなかったとでしょう。何かそげんちょっとお聞きばきょうしましたが、そこら辺のところは、だれとどういうことでなされたっですか、ちょっとそれをお尋ねしたい。

財政課長（櫻木重信君）

契約に至るまでは、ピアス社の方と何回もやりとりいたしまして、それから向こうからも来ていただいております。それから、ファクス等のやりとりをいたしまして、双方合意ができる、現実的などいいますか、内容というふうになっております。内容はお配りしたとおりでございます。

25番（三小田一美君）

いつ、どこで、だれとなされたのですか。お名前は上げていただいても結構だと思いますから、だれとなされたの。契約はだれとだれとしなはったと。部長が行かれたっでしょう。部長とおたくだけ行かれたっでしょう、担当だから。違うですか、市長は行かれなかったと。ちょっとそれをお尋ねしたい。

財政課長（櫻木重信君）

議員のお尋ねは、契約の取り交わしのときにだれが行ったかということでございますか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）契約の取り交わしは、日にちが迫っておりましたので、私どもは行っておりません。直接向こうに書類関係の確認とかは高田庁舎長が行かれたというふうに聞いております。

25番（三小田一美君）

本当は担当部とですね、そういう方たちと市長と、そういうことで契約を結ぶなら結ぶの、どちらかにですね、向こうに行くか、こっちならこっちで柳川でですね、そういうやり方をするとが本当は妥当だと、私はそういうふうに思うわけですね。もうよか。

そんなら2番目に、市長にちょっとお尋ねする。

今市長が披瀝されました基本的な考え方と、ピアスアライズ株式会社に対する対応には大きな違いが感じられるわけです。言うだけではなく、除去、これは緊急質問で議員さんたちでしていただいて、本当にそういうことを盛り込んでいただいとるだろうと、私はそういう気持ちで思うとった。そしたら、あんた、いつの間にかその契約書の中には盛り込んでいない。そんなら市民をばかにしとっとですたい。私は緊急質問までしとっとですよ。議員さんたちの御同意は受けて、そいけん、除去を実行させることが今求められていると私は思いますが、いかがでしょうか、市長。

市長（石田宝藏君）

これはやはり相当深い問題があるような感じがいたします。というのは、一面では裁判の訴訟が起きています。もう一つは、私どもとして簡単に手を組んで契約をやっているようなイメージ、印象を与えるような発言でございますけれども、決してそういうことはございません。

私も冒頭から申してきておりますとおり、アスベストというものの認識がなかった。とするならば、私どもについても当然それなりの責任があるわけです。これは特別委員会の中でも申し上げてきました。あるいは、この議場においても何度も何度も三小田議員から、しかし、あのとき、これはおかしな話ですけれども、町議会においても一つの指摘もなく全会一致で議決をしているんですよ。それを今になって、いかにも自分はそこにいなかったような、いい子になるような発言がありますけれども、これは議員として当然一員として、やはりそういうことは十二分に御理解いただいている。私どももそういう問題があるとするならば、

その場で注視をしたり再考したりしているわけですよ。だから、中身によってはピアス社を相手に訴訟をやらなきゃいけないかもしれません。（「そうです。私もそう思います」と呼ぶ者あり）いやいやいや、そういうことは最悪のシナリオになりますけれども、当然、私自身も、あるいは担当者も知らなかった。議会とて、今そうだと言う森田議員も議場にいらっしやいましたよ、賛成されましたよ。（「おれは賛成しとらん」と呼ぶ者あり）そういった中で……（「失礼な言い方をしなさんな」「もうほんなごて、市長はまあちつとようっとした御答弁ばしてくれんね」と呼ぶ者あり）議事録を見てください。（「議事録見よりますすじゃないですか」と呼ぶ者あり）その当時のやつを見てください。（「はい、見よりますよ」と呼ぶ者あり）だから、そういうふうなものを考えて、あのときのことは私自身もそういった問題もあるし、行く末、今御質問の中でありましたように、市民をばかにしていると、そういうことは絶対ないですよ。市民の皆さん方、本当にこういう心を痛められていらっしやるということを思うと、同じような心情なんです。しかし、これをいかに円満に解決していくかというのが首長の責任です。（「そうだ」と呼ぶ者あり）（264ページで訂正）

25番（三小田一美君）

今、奥歯にはまったような御答弁ばなされたようで、私のちょっと聞き間違いかも知れませんが、どうもお話し合いをまたピアス会社さんとするような、そういうお話をなされる。それは根本的に特別委員会で最終報告が出ておりますので、そういう御発言というか、御答弁はちょっと私は納得がいけないと思う。それと、旧大和町でそのピアスのは成立はしとつと、そういう御回答があった。それはそれで、私は賛成しております。ただ、重要事項説明等の中身が何も、ただ契約書に幾らと、それだけやったじゃないですか、報告は。特別委員会の報告もあつとる。そして、私たちはそれで、ああなるほどなと、私たちも失敗したけどな、本当にピアスさんから全部補償はあるからなと、私はそういうふうな御答弁ばもろうとつたから安心しとつた。そしたら、何ですか、市民の方たちからああいう請願が上がってきた。だから、こういうふうな内容のことがわかってきたじゃないですか。市長、そこら辺のところは勘違いをしないようにしていただきたい。市長、どうぞ。

市長（石田宝蔵君）

だから、百条委員会でピアスの川島専務もおっしゃっているでしょう。川島専務の証言、「市執行部と話し合い、誠意を持って処理する」と。だから、そういうことをやっているわけでしょう。ああせろこうせろ、こうせろああせろとですね。私は市民の皆さんの負託を受けてお預かりしているわけですから、そういった摩擦を起こさない、なるべく円満に、私どもとしても非があるわけですよ。先方の重要事項説明については、皆さんからあったことについては、庁舎長からも説明があっている。見ていない、見たとか、そういう重要事項の中身については、それに沿ったような形で説明はしてきてあるんです。

25番（三小田一美君）

市長はそういうふうにおっしゃられるかもわからないけどね、特別委員会のところで全然お話がなかったと。名前を言いましょうか。塩塚議員、特別委員会のメンバーにおられたですね。山下先生、津村先生、それから私、三小田ですね。その方たちでお尋ねをされたわけですよ、委員長が。そしたら、いいえ、そういうことは全然聞いておりませんと、そういうことだったんですよ、市長。そして、川島専務さんのとき、私とその前の一般質問の中でちゃんと資料を見せたでしょうが、アスベストを何年から除去してこうこうしとるということは、知らんやったというこつはなかつですよ。市長もそんなときは建設の管理係長さんかなんかでおられた。あんどきもちゃんとアスベストの除去こうこうばしてあったやろうと、私はそういうふう感じておるわけですね、市長。

そして、ずっと、こうこう言うから、ごっちゃんごっじゃい言うたごっしてち、私はそういう御質問はしたことないですよ。市長もよく言うじゃないですか、安心・安全ちですね。だから、心配しておるからそういうことで、そんなら早く解決ばしとかんかい。そいけん、おれは壇上の中で言うたじゃないですか。私は盛り込んでもらってと、アスベストの除去を。そうすると、私はもう一般質問はせんでもよかったと、私はそういうふう市長にも言ったやないですか。だから、心込めてですよ。そういうことで、市民の味方で、あなたも言ってあるなら、そういうことで除去を盛り込んでいただいとるなら、私は質問はせんやった。わざわざ議員さんたちから緊急質問したときね、御同意をもらって、そして私は質問したつですよ、生命かかりますから。どうぞ、答弁ください。

大和庁舎長（高田邦隆君）

ただいま三小田議員の方から、この裁判が起こってから知ったというふうな御発言がございましたけれども、三小田議員におかれましては、15年11月5日、情報公開請求をされまして、重要事項説明書等もとっていただいております。また、この件につきましては、三小田議員から、当初この問題が起きたとき、企業誘致まで御紹介をさせていただいております。それにつきまして、私もその紹介いただきました先に伺いまして、どういうふうな状況なのかということもいろいろお尋ねした経緯もございます。三小田議員議におかれましては、この件につきましては十分御承知のはずだと私は認識いたしております。

25番（三小田一美君）

それは庁舎長が言われること、ごもつともでございます。ただ、重要事項説明は情報公開でと、なかなかそれもあんだ1カ月余りぐらい出されんやったですね。1カ月と言わんやったかな。前んこともこう言うつですね。ばってん、おれは事務員さんには言いたくない、執行権を持ってないからですね、済みませんけど。

それで、市長、アスベストの除去ですね、それもどうも私たちに御答弁のしにつかごたつ感じもするですね、除去は。そして、これの契約のときこういうことを市長が言われた。580,000千円で購入をして よつと私もわからんですよ、記憶に。そして、40,000千円は

解体費でまけてもらうけん、一応そういうことでお願いしますか、そういうことでちょっと御報告があったような気がする。40,000千円。だから、今現在、ピアス会社がありますでしょう。それを40,000千円で土壌と 土壌というか、アスファルトが全部撤去、そうすると今建っとる家、あれも40,000千円で崩していただかやんのう。

それなら、事務屋さん、この職員さんですね、もしも設計でミスして、どがしこのミスする。そんなら、職員だって払い戻ししていただかにやいかんもんね。私が間違うとるなら、ちょっと済みませんが、そうじゃなからうかな。ただ、事務屋さんで 総務部長、どんなふうでしょうか。（「何ですか」と呼ぶ者あり）もうよか。

そんならもう最後になります。それんこともお答えはもうなされんとでしょう。この解体費は40,000千円で、全部は。市長、それだけちょっと答弁ば。40,000千円で解体をなされるごと、そういう報告をされたと私は記憶にあるようでございますので、御答弁をお願いしたいと思います。

市長（石田宝藏君）

そのことは記録にも残っているでしょう、議事録にも。議員でしょう。何回も何回も同じことを、記録に残っていますよ。

25番（三小田一美君）

それは市長はそういうことで思っているかも知れませんが、私はどうだろうかとお尋ねしよつとに、あんたね、不親切ですよ、お答えするのは。

最後に、市長がピアスアライズ株式会社に対してアスベストの除去及び汚染物質の除去を緊急に求められないということであれば、議会としては市民に対し、このことを明確にすることが必要ということを提言し、質問は終わります。どうもありがとうございました。20分と思うとって30分でよかった。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

第6順位、18番近藤末治議員の発言を許します。

18番（近藤末治君）（登壇）

18番近藤です。議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

私は、新人で今回初めての一般質問でございます。質問内容も単純なものでございまして、また、市長に対しましても失礼なことを申し上げるかも知れませんが、よろしくお願いいたします。

では、市政について2点ほどお伺いをいたします。

まず、1点目でございます。市長は一昨年3月、1市2町合併後、初代の市長となられまして、新しい柳川市のかじ取り役として公平で公正な市政運営に日夜努力をされております。

今回、私がお尋ねしたいことは、平成17年度及び18年度に各行政区に対しまして、柳川市に対する要望書をとられています。私が思いますに、その内容はほとんどが道路の側溝をお願いしたいとか、くわどめをしてほしいとか、また水路の護岸やしゅんせつ等をお願いしたいとかという内容だと思います。現在、柳川市には321の行政区があります。それぞれから2項目ということで要望が出されたとした場合には、単純に642項目になると思います。

ちなみに、平成19年度当初予算書を見ますと、建設課関係で道路維持費、この工事請負費が135,000千円、原材料が9,000千円、機械借り上げ料が5,000千円。水路課関係で申しますと、クリーク管理費、この工事請負費が123,000千円、原材料が2,500千円、機械借り上げ料が10,050千円。これは両課合わせても285,000千円であります。

しかしながら、先ほど申し上げました642項目ですが、それに1カ所当たり100千円かかるということをしてしまうと64,200千円、これが500千円ぐらいかかる箇所でありますと321,000千円という予算が必要となるわけでございます。当然、地元から出されました要望に対してすべてこたえること、これは到底無理だと思います。関係課の職員さんたちは、要望された行政区長さんと一緒に現場調査をなされたということも聞き及んでおります。非常にこれは市民に対してはすばらしいことだと映ると思います。しかし、要望書は出したけど、なかなか前には進まない。そのような苦情も担当課には寄せられているかとも思います。また、その対応については、私も昨年の3月までそのような部署にもおりましたから、担当職員は大変苦慮されているのではないのでしょうか。

そこで、3点ほどお尋ねをいたします。

まず、第1点目でございますけれども、今回、要望箇所についての採択、また不採択について、どのように判断されたのか。次、2点目、平成17年度で何カ所の要望があって、平成18年度で何カ所対応できたのか。3点目、要望に対応できなかった箇所、いわゆる不採択になった箇所、ここは今後どのように対処されていけますか。

以上、3点お尋ねをいたします。

次に2点目、昨年の11月1日、職務に関する働きかけの記録等に関する取扱要綱なるものが施行されました。私はその要綱を読ませていただきましたが、第2条の3で「働きかけ」とは、対象者が職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないように、面談、電話等により要望、相談、苦情等を当該職員に伝えることをいう。」となっております。

ちなみに、対象者には市会議員、県会議員、国会議員、またはその秘書となっております。

私は、ちょっと自分の認識不足かしりませんが、要望や相談と働きかけはちょっと意味合いが違うんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

私たち議員は、地元市民からいろんな相談、要望等を受けながら議員活動を行っていると思っております。また、働きかけを受けた職員は、速やかに受付記録票を作成して担当部長に報告をし、それを総務部長に報告するものとなっております。しかも、第6条で「市長

は、この訓令の規定に違反した行為があったと認められる場合は、柳川市服務委員会に諮り、人事管理上必要な措置を講ずるものとする。」ともなっております。

総務部長は、記者会見で特にターゲットはないと言われましたが、何で新市になり市議会議員選挙が終わった直後にすぐにこのような要綱をつくられたのか、非常に私は理解できずにいるところでございます。第1条で目的は掲げてありますけれども、まさしくこの要綱は議員活動を何か抑制するようなことではないかと思えますけれども、いかがでしょう。

そこでお尋ねをいたします。1点目、昨年11月に施行されまして、今まで何件の働きかけがあったと報告がなされておりますか。2点目、あったとすれば、どのような働きかけなのですか。3点目、訓令規定の違反行為とはどのような行為なのですか。4点目、人事管理上必要な措置とはどのような措置なのですか。

以上、お伺いをいたします。

次に、市民要望として福祉バスの運行についてお尋ねをいたします。

現在、福祉バスが水の郷を拠点に、蒲池地区については週3日、1日3回、東ルートと西ルートの二つのルートで運行されております。

今回、要望といたしますか、お尋ねしたいのは、特に東ルートについてでございます。当初から蒲池地区には路線バスも通ってなくて、利用する方も非常に多いように聞いております。ただ、東ルートについては、水の郷から帰宅する場合、バスの最終便が14時30分となっているようでございます。せっかく水の郷のおふるに入り、昼食をして、ほっとする間もなく帰宅する支度をしなければならないと、そうしなければ福祉バスの利用ができないとのこととです。

そこで、西ルート、この最終便が14時だそうです。このバスを東ルートのJA蒲池支所と蒲池改善センターまで迂回してもらえないものかお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。また、再質問につきましては自席で行いますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午後3時8分 休憩

午後3時20分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務部長（山田政徳君）

行政区の要望の件でお答えをいたします。

今322の行政区がございまして、その各行政区から優先順位をつけまして、二つずつ御要

望をいただいております。実際、要望がありましたのは、平成17年度で374件、平成18年度で418件ということで、出されなかった行政区もございまして、一つしかないところもあるということでございます。

まず、質問の1点目、どのように判断をいたしましたかということでございますが、行政区から提出されました要望については、まず課題ごとに関係する各課に振り分けをいたしております。そして、各課では地元区長さん方と一緒に要望された現場を見まして、事業実施の判断をするということにいたしております。その判断の基準といいますのは、一つは緊急性があるかどうか。もう一つは、他の行政区の整備状況とのバランス。例えば、ある行政区はしっかり整備がされておると、ここの行政区は余り整備がなされていないと、そういうバランスを見ていくということでございます。三つ目が1市2町の地域バランス、やはり踏襲をするには1市2町のバランス、しばらくの間はそういうバランスをとる必要があるということもございまして、この3点を基本に判断いたしまして、市長に報告をして最終決定がなされるということでございます。

続いて、何力所対応できたかということでございますが、建設課と水路課が9割以上を占めております。その二つの課について御説明をいたしますと、まず、建設課は道路整備、先ほど御紹介があったような事業でございますが、要望件数が165件、このうち88件について対応をいたしております。単純に件数ベースで53%が実施されたということでございます。次に、水路課につきましては、要望件数が170件、このうち70件について対応をいたしております。実施率は件数ベースで41%でございます。

続いて、できなかったところは今後どう対応するかということでございますが、先ほど議員も予算上すべてこたえるのは無理があるということでございます。確かにおっしゃるとおりでございます。そこで、いろんな先ほどの緊急性、三つ判断基準を上げましたが、そういうところを判断して優先順位を決めて取り組むわけでございます。取り組めなかった事業については、当然各課の方でこういう理由で取り組めませんでしたよという説明責任は果たしておるといふふうに私は理解をいたしております。そして、できなかった事業については、行政区の方から再度御要望いただくというシステムにいたしております。

以上です。

助役（島田眞司君）

私の方からは、職務に関する働きかけの記録等に関する取扱要綱についてお答え申し上げたいと思います。

まず、要望相談と働きかけは違うのではないかというふうな御指摘がございまして、これにつきましては、ここで言う働きかけにつきましては、一つは職員の公正な職務の遂行を妨げるような行為というものも考えておりますし、もう一つとして、前向きで建設的な提案や意見、こういったものも広い意味で働きかけということで私どもも位置づけているとこ

るでございます。

それで、昨年11月以降何件の働きかけがあったかということでございますが、これにつきましては、助役、市長に報告があったのは5件ということでございます。その5件の働きかけの内容でございますが、一つは市税の徴収猶予に関する申し出、2点目は寺院の将来の文化財指定に関する要望ということでございます。それから、3点目が実母の介護保険料の納付書の変更手続に関する改善についての要望ということでございます。それから、4点目が廃棄物処理の業者選定の方法についての変更に関する要望でございます。それから、5点目がごみ収集運搬受託業務に関する要望ということが出されてございます。

それから、要綱の6条の違反行為とは何かということでございますが、違反行為につきましては、この要綱に反して適切な報告を怠った場合ということでございます。それから、人事管理上必要な措置ということでございますが、これにつきましては、服務規定に照らしまして、懲戒処分を行うということになるわけでございますが、当然、何でもかんでも懲戒処分にするわけではございませんで、そういった厳正な基準にのっとり、必要最小限の処分を行うということでございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

企画課長（大坪正明君）

福祉巡回バスの運行についてお答えいたします。

蒲池線の東ルートの最終便が14時30分に水の郷発というふうなことで、水の郷から帰るのが早いために西ルートの最終便16時発を東ルートの蒲池農協前と改善センター前まで回せないかというふうな御質問だったと思います。この福祉巡回バスについては、昨年10月1日にダイヤ改正をいたしまして、半年ほどたつわけでございますけれども、この間、利用者からいろんな御意見、御要望をいただいております。

蒲池線については、近藤議員が先ほど言われましたように、東ルートは最終便が早過ぎると、特に東ルートについては午前2便、午後1便となっておりますので、午後の1便が最終便ということで、水の郷発が14時30分ということで早過ぎると。もう一つは、西ルートは午前中に1便しか運行していないということで、西ルートの場合は逆に午前1便、午後2便ということになっておりますので、午前中に用事を済ませて帰れないということで、不便だという両方の御意見が寄せられております。これはバス1台で蒲池の2ルートを回しておりますので、こういったことになっておるわけでございます。

そこで、2月に開催いたしましたバス対策協議会でもその点について御協議をいただきまして、4月からダイヤを1便改正いたしまして、東ルートの最終便を少し遅くいたしまして、現在の水の郷発14時30分を30分遅くいたしまして、15時発に変更することで準備を進めております。また、西ルートの利便性も高められるように、午前中に1便だったのを2便にするように変更することにいたしております。

4月から以上のようなことで進めておりますけれども、近藤議員がおっしゃったような

ルートを変えるというところまではできませんけれども、今後も利用者の御意見を聞きながら、利用者の利便性が高まるようにバス対策協議会で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

18番（近藤末治君）

どうも御答弁ありがとうございました。

では、2回目の質問に入りますけれども、市政については、1番、2番関連がございますので、一緒に行いたいと思います。

ただいま要望箇所について御答弁いただきました。50%ぐらいしか建設とか水路については消化できていないということでもございましたけれども、結局、17年度に要望をとったのを18年度で対応すると。そうした場合に、17年度でできなかったのは、また18年度でその要望が上がってきているというのはございますか。

総務部長（山田政徳君）

一つ一つ確認はいたしておりますが、行政区長さんに要望をとるときには、前年度できなかった部分については再度提出をお願いしますということを強くお示しして、お願いをしておるといってございます。

18番（近藤末治君）

なかなか難しいと思うんですけど、そしたら、例えば18年度に要望して、19年度でまだできなかったという場合は、まだ19年度もこの手法でやられますか。

総務部長（山田政徳君）

一たん、こういうルールをつくりましたから、しばらくの間はそういう方法でやっていきたいというふうに思います。

以上です。

18番（近藤末治君）

そしたら、ずうっとできないのは何回も出るということを理解しないといけないんですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）そうですということですけども、なかなかこれ担当課は難しいと思うんですよ。何回も何回も、何年も待たせるわけですからね。だから、なかなかこの要望をとられるというのは、非常に行政区長さんたちに期待を持たせると、また地元にも本当に期待を持たせるんじゃないかと思うんですけども、そこで、特に水路課、私も担当いたしました。水路課長を4年ほどやりましたけれども、水路課は個人にかかわるところが多いんですよ。ですから、水路課長にちょっと問答的にお願いをして、また、第2号の働きかけに当たるのかどうか関連しながらお聞きしますけれども、今総務部長にお答えいただきました2カ所行政区から上がってきております。自分の地区でも何というですかね。ところが、その上がっていない箇所を急遽、例えばことしの12月に家を改築したい、また新築をしたいと。そうすると、今ですと仮設も安く済むし、家屋を取っ払って工事もしやすいと、

だから行政区から2カ所上がっていないけど、どうかその工事について、いわゆる材料負担という制度があると思うんですけども、それを要望してくれないかということで、私が受けたということで水路課長にどうにかかりますかということで来た場合には、どういってお答えをなさいますか。

水路課長（武藤正純君）

ただいまの行政区の要望以外の件、水路の宅地護岸の件だと思いますけど、これについては、水路、宅地護岸に対する助成事業と、いわゆる材料負担工事ですね。このことは、合併時に家庭に配布しております柳川くらしの便利帳に、工事要望の文書要望とあわせて、この助成事業をまた紹介しているところでございます。ですから、この制度を要望されるということになれば、要望と同様に現状を把握して緊急性等を判断し、そして予算も限りがあるということでございますので、地域バランス、そういうのを考えて対応をいたします。また、このことは行政区内でも調整をとっていかなければならない部分もございますので、当然、区長、水利委員長、そういった部分と十分調整をとっていただいて、それができるならば実施をしていくということで、現在もそういう形でやっている部分もございます。

18番（近藤末治君）

課長の答弁、なかなか苦しいと思いながら、ちょっと質問をしていますけれども、今のは、私は相談ではなかったかと思うんですよね。ちょっと言葉をかえて言いますけれども、例えば、「課長、あんた何でんしてくれんじゃっかん、あんたが市長に言わやんたん」、これと今さっき言った言葉で、私がちょっと認識不足かしりませんが、働きかけの度合いと申しますか、私は後者の方は働きかけになると思うんですよね。そこら辺はどんなでしょうか。

助役（島田眞司君）

基本的に不法行為を職員にさせようというようなものについては、これは当然働きかけに当たるわけございまして、これについてはすべからく報告させたいと思いますけれども、ただ、通常の水路課の日常業務の中で対応可能なものについては、これは一々記録して報告ということになりますと、行政的に非常にむだでございますので、そういったものに対しては働きかけの対象にしていないということだと思えます。

18番（近藤末治君）

助役からまで御答弁いただいてありがとうございます。そしたら、この内容をずっと読んでみますと、今言われた重要な案件があると判断したときは、総務部長は助役に報告しなければならないというふうになっておりますけれども、いわゆる今言った通常的な業務については、重要とか重要でないという判断はされないということで私理解していいんですかね。例えば今言ったですね、水路課長に「あんた市長に言うばん」とか、その報告が総務部長までいかれたと。ところが総務部長は、いや、これは通常業務やっけんがら、もう別に上まで上げて自分のところで処理したということですね。それで、重要か重要でないかとい

うのは、その判断が総務部長もなかなか難しいんじゃないかと思うんですけど。

総務部長（山田政徳君）

特に重要なものは、助役、市長に受付記録表が上がっていくというシステムになっておりますが、その重要性の判断、これは受付記録表の内容を見てみないとわからないと。一定の基準があるわけございませんので、それはケース・バイ・ケースで判断をさせていただくということでございます。

以上です。

18番（近藤未治君）

それじゃ、例えば、総務部長が報告書で、あ、これは重要でないだろうということで判断されたら、それを今度は逆に部長あたりを飛びのけて市長に直接言ったと、そういうことが私たちじゃなくて市長に直接「ここはどげんかしてくれんなら」と言うときに、市長が知られるでしょうね。今まで上がってこなかったけれども、そこで初めて市長は知られたと。あんなたちは何でこうしてくれんとねというようなことはないんですかね。

市長（石田宝蔵君）

近藤議員も長い職員生活をたどってきていらっしゃるから、そういうものは相当さまざまな体験をお積みになっていると思います。行政の領域というのはなかなか判断がしにくい。ただ、今回この制度ができましたのは、やはり区長さん方にそれぞれ公平に市政の均衡ある発展とバランスのとれた一体感を醸成するための制度でもございますし、それは行政の補助機関であります区長さんとしてのお手伝いをいただくわけですね。だから、行政区の課題はそれぞれ行政区の皆さん方が、これはコミュニティーの形成にも役立つわけでありまして、行政区の中でどの道路が一番悪いんだと、水路が悪いんだというようなことでの御検討が恐らく公民館の総会なり行政区の総会なりの中であると思います。そういうふうに民主的にやって、しかし、ただただ一つの行政区だけでは随分整備が進んでいるところもある、おくられているところもある、こういうバランス格差をなくそうというふうなこともねらいにはあるわけでございます。

ただ、働きかけについての関連は、これはなかなか尺度が難しく、極端に申し上げますと、やはり許認可をめぐる働きかけ、あるいはよく言われますきょうも出ておりました官製談合だとか、そういうふうなものの指名だとか、そういう働きかけについては明らかに、私はどなたがごらんになってもこの働きかけに該当するだろと。しかし、道路とか水路については、不特定多数の人、新しい道路ができたことによってそこに通行量がふえてきた、学童が通るようになった、こういうものは行政区の要望としてではなくて、市としてやらなきゃいけない事業でございます。そういうものについては、当然議員さん方からそういう話があるかもしれませんが。特に住民の代弁者としての話もあるかもしれませんが。ただ、先ほど言いましたように、許認可をめぐるもの、個人の利益につながるもの、こういうものについて

は働きかけということで報告するのかもしれないのか。私は、職員の物差しで考えてみれば、公共の福祉のためのものであるとするならば、それは当然働きかけには該当しないわけでありますので、そういったところは職員の研さんの中で、物差しの中で判断ができるというふうに考えております。

18番（近藤末治君）

ありがとうございます。ただ、私はこれを最初読んだときに、先ほども申しましたけれども、働きかけというのも漠然と書いてあるんですね。面談、電話等によりさせるようにとかさせないように。ですから、今市長から御答弁いただいたように、許認可をめぐってと、私も恐らくそういうことだろうと思うんですよ。今さっき水路課長にちょっと言いましたけれども、ここしてくれんじやろうかと、予算きつかるうばってんがらどうにかなるねというのは、これは相談といいますか、私はそういう認識。ただ、許認可をめぐらんでもせんならどげんするか、おまえは。何も相手にせんならおれが議長に言うぞ、市長に言うぞ、何とか言うぞとかあるじゃなかですか。だから、その働きかけですね、職員につくられたのが、ちょっと私が1回目で聞いたように、何か議員の選挙が終わってすぐされたので、これに疑問を持って今回一般質問をさせてもらったんですよ。そういうことで、もろもろ御答弁いただきました。

ここでちょっと市長に失礼ですが、お尋ねしたいんですけれども、市長は、今の職員、1市2町合併して、この職員との関係はどのように思われておりますか。私は38年間、今市長からも言っていたいただきましたように、行政マン、事務屋で特に現場ばかり歩いてきたんですけども、去年の市議の選挙のときに、ある候補者の個人演説会の応援に行かれて、これはテープで実際に聞きましたので、それでお尋ねしているんですけれども、自分には結局、指名権、執行権、そして人事権があるということをおっしゃっていますよね。人事権があるのは職員はだれでも知っているんですよ。それをあえて市長が多くの市民の前で言われたのはどういう意図なのか、ちょっとお願いいたします。

市長（石田宝藏君）

これは先般の全協の中でも申し上げましたが、断片的な言葉をとらえていらっしゃるんじゃないかなと。と申しますのが、私は就任をする前の選挙に出たとき、マニフェストに多選の自粛、3期以上は首長として長くやればよどみますとよどまない人もあるでしょう。しかし、往々にして3選以上というのは、やはりやるべきじゃないと。それはなぜかという、首長には人事権、予算編成権、あるいは業者さんたち事業等の指名権、こういうものがあるということを申し上げたということを先般の全協でも申し上げたと思いますが。

18番（近藤末治君）

いいえ、私は自分も職員でありましたからですね、市長は特にあがめながら、親と思いがら市長にはしてきたつもりなんです。私も、これはちょっと雑談になるかもわかりません

が、将棋が好きなんです。お聞きしますと、市長も将棋は好きであったようでございますけれども、この将棋の場合、王様というのが1枚、これを守るためにほか19枚のこまが働いて、時には自分が相手の敵陣に身を打っていくんですよね。それと私はこの市政と私は同じじゃないかと思うんですよ。将棋は王様一人ではできません。当然、この行政も市長をトップに、市長のために職員は一生懸命頑張っていると私は思います。

それで、そんなに思っている職員がいっぱいいるのに、今市長からは断片的なことをとらえて言っているということをおっしゃいましたけれども、私がちょっと感じたところ、何でわざわざそういうことを市長が言われたのかなと思って、当然、市長には人事権があるのはわかっていますし、そういうことでございます。いかがでしょう。

市長（石田宝蔵君）

先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、職員は市長のためという表現がありましたけれども、これは市民の皆さんのためなんです。それを勘違いしないでください。そういう権限は確かに与えてありますけれども、市民の皆さんのために公僕として働くんですね。一部の奉仕者であってはならないわけでありませう。

18番（近藤末治君）

もちろん、職員は市民のためにやりますよ。市長も市民のためにやられているから、市長と一緒に市民のためにやるということで私は言っているんです。

そして、これは、きのう森田議員が御質問されたんですけれども、去年の政納式か、ことしの始政式かわかりませんが、職員に対して茶坊主にならないようにとかいうことを訓示かあいさつかされた。これは私も聞いたんですよ。で、この茶坊主をちなみに引いてみますと、権力者に機嫌を取って相手の気に入るようにへつらうことだそうですね。市長はきのう森田議員の質問に答弁されたのが、市民のために頑張れというふうなことを含めているということをおっしゃいましたけれども、そういう意味なのかはちょっと私わかりませんが、こういう言葉をお使いになるというのはちょっとどうなのかなと私は思いますけれども、いかがでしょう。

市長（石田宝蔵君）

近藤議員も職員として私の就任のときのあいさつも聞いていただいていると思うんです。目の前にいらっしやいましたね。私はお中元だとかお歳暮だとか、そんなことをしてもらっても困ると、お断りしますと、職員を全部集めて言いました。何と云っても、やはり大事なのは公平・公正さです。職員に対して、市民の皆さんに対して親切に仕事、または勤勉にやっただけで、そういう職員に育ててほしいということを言っているわけですよ。

18番（近藤末治君）

それでは最後に、私がお願いするのは何か僭越でございますけれども、柳川市の職員は優秀な人がたくさん奉仕されております。どうか市長は、私が心配しなくていいのか知りませ

んけれども、裸の王様にならないように、職員を信じて、そして市民の皆さんが柳川市に生まれてよかった、柳川市に住んでよかったと、そういうふうな柳川市を市長、そして職員、そして私たち議会と一緒にあって新しい柳川市をつくっていきたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

市長（石田宝藏君）

全く同感でございます。どういうところで裸の王様ということになっているのか私はよくわかりませんが、町長時代からよく言われてきたことは、やはり起案をする、いろんな事業を起こす、さまざまな文書が職員から来ます。来ることについて赤を入れると言いますね、訂正をする。ただ、問題なのは、私はこんなことをよく言います。市長どうでしょうかと、こう来るんですね。どうでしょうかということ、そういうふうに返された職員に私がお願いするのは、私のところに持ってきていただくときは、この課題については1案、2案、3案、この課題についてこう考えますよと、1案についてはこういう根拠ですよ、2案についてはこういう根拠ですよ、3案についてはこうですよと、そういう選択肢を持ってきてくださいとお願いしています。恐らく近藤議員も課長時代にそういうことを私は言っただろうと思います。そういうふうな職員を育てていかないと、どうでしょうかという判断を仰ぐ材料を示していただく、そういう職員を育てていかなきゃいけないんです。それが、自分が認められないとか、そんなふうなことに誤解されたかもしれないけれども、決して裸の王様にならないように、私もしっかりコミュニケーションをやっていきます。ただ、特定の職員とのそういったつき合いというのは、私は就任のときから申し上げているとおりでございます。公平にやっけてまいりますということでございます。

18番（近藤未治君）

今、市長から職員に対して本当に真心あるような御答弁、ありがとうございます。

ただ、これは職場に張ってあるんですね、3S。この中で、スマイル、まずあいさつ、笑顔で応対。私がちょっと感じるに、今の職場がなかなか 私が在職中にちゃらんぽらんでおったかどうか知りませんが、あんまり笑顔がないような感じも受けたもんですね、一緒に頑張っていけたら、行政の進み方も楽しく、そして市民のために立派に職員さんたちも頑張っていたくんじゃないかと思ひまして、あえてこういう質問をさせていただきました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

それでは、市民要望は、ただいま企画課長から御答弁ありがとうございます。善処していただくということでございますけれども、願わくば15時ということですから、その時間をなるべく押し下げることができたら、また、そのバスの検討委員会ですか、そういうふうなときにでもこういう市民からの要望があっているということをお願いをしたいと思います。

もう一点、この福祉バスについてですけれども、今、白秋先生の音楽、童謡ですか、これ

を流しながら巡回されております。これは、ちょっと私が耳が遠いのかわかりませんが、非常にボリュームが小さいように思うんですよ。生ごみの収集車なんかは、夕焼けこやけのメロディーですね。あれがかなり遠くから聞こえて、生ごみを出すのを忘れておった人が慌てて出すというようなこともできますし、この福祉バスの音楽がもう少し大きかったら、ああ、もうバスがそこら辺まで来よるけん、早くそのバス停まで行こうというようなことができはしないかと思って、そのボリュームの調整ができないのか、ちょっと再度お願いしたいんですけど。

企画課長（大坪正明君）

福祉巡回バスのメロディーの件で、もう少し大きくできないかということでございますけれども、確かに少し小さいというようなことを聞いております。

そこで、それについては音量調整をしたいと思っておりますけれども、また、天候とか場所とか時間帯によって、あんまり大きく過ぎるとまた御批判も出ますので、その辺は調整してケース・バイ・ケースで行っていきたいと考えております。

18番（近藤末治君）

どうもありがとうございます。せっかく白秋先生のすばらしい童謡を流されておりますので、どうか御検討ください。

以上で私の質問をすべて終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。

第7順位、6番島添勝議員の発言を許します。

6番（島添 勝君）（登壇）

6番島添勝です。本題に入る前に、ちょっと一言お断りしておきます。

大体、私はあしただろうと思っていたんですけども、時間がちょっとありますので、私にきょう回ってきましたので、1点だけでございますので、あんまり長くなかつもりでございますので、もうしばらくの御辛抱をお願いします。

それでは、本題に入ります。議長の許可を受けましたので、平成19年度から始まる農地・水・環境保全向上対策について、市の取り組みについて質問します。

最近、環境問題への関心が高まり、水・環境保全の大切さが叫ばれていると思います。水を初めとする環境は、今に生きる大人だけの問題ではなく、いわゆる子供たち、これから生まれてくる世代のためにも解決しなければならない問題であると思います。行政と住民の連携を深め、行政が環境保全や美化に関する施策を進めるに当たって、住民の協力が必要なこととは言うまでもないと思います。環境をよくするのは、悪くするよりもはるかに難しい、息の長い取り組みが必要だと思います。柳川は、堀割が縦横に走り、人々の生活や文化に大きくかわり、川下りは貴重な観光資源となっていると思います。今議会に提案のあった堀割を

守る条例もそういうことだろうと思います。今年度から始まるタイトルは地域みんなで取り組もう、いわゆる農地・水・環境の良好な保全と質的な向上を図る、国、県からの支援による制度が始まります。

それで質問します。今、市の農政課から環境について各地区に組織の立ち上げについての説明があっていると思いますが、現在、営農組織が33ある中で、どのくらいの組織ができているかお尋ねします。

ほかの小さい質問は、自席の方から質問しますので、よろしくお願いします。

産業経済部長（田島稔大君）

農地・水・環境保全向上対策事業の進め方、あわせて進捗状況について答弁させていただきます。

平成17年10月27日に経営所得安定対策等大綱が決定をされまして、品目横断的経営安定対策とあわせて、この農地・水・環境保全向上対策が発表されております。当柳川市におきましては、17年、18年と集落営農組織などの担い手づくりに奔走してきたわけですが、昨年の9月ごろ、この農地・水・環境保全向上対策に取り組んできたというところがございます。この事業は、農道や水路を含む農地、そして水環境を農業者が主体となって地域のみんなで守り保全しようと、そういう事業でございますので、活動組織づくりの手順といたしまして、国の指導に基づきますが、柳川市としましては集落営農の範囲を一つの事業エリアとして取り組んできたというところがございます。

したがって、その事業エリアの母体であります集落営農組織に対しまして、事業の内容等の説明をしてきまして、柳川市で21地区、約1,500ヘクタール、これは農振農用地、青地の部分の面積だけで計算をされますが、約1,500ヘクタールの地域に御賛同をいただいて、今この事業を進めているというところがございます。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

1,500ヘクタールという回答を得ましたけれども、私が調べたところでは、33営農組織がある中で、約20組織が手を挙げて組織づくりをしてあると聞いております。なぜ私がこういうことを言うかといいますと、1反当たり4,400円の補助交付を受けられます。そうすると、柳川市で4,000ヘクタールぐらいあるそうでございますので、そのまま4,400円掛けますと、1億数千万円がそういう組織を立ち上げたところに来るようになります。だから、今各地区で説明がっておりますけれども、どうも1回やりたいと言って手を挙げたところが、また手を下げてある。それはなぜそういうことになったかなと思うと、やっぱり非農家と農家と一緒にあってPTAとかやらんならでけんけんですね、どうも説明ば勘違いしてあつとやなかつかなという感じがします。だから、もうちょっと親切に、丸くなるような説明をしたらどうかなと思いますけれども、まだ今からでも遅くないと思いますので、その辺どうで

しょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

この事業につきましては、どうしても農業者がまず主にならなきゃいけないと。そして農業者だけではだめですよ、そのほかの団体等を巻き込んでください、例えば行政区であるとか、婦人会の団体であるとかPTAとか、それは何でもいいですから、ほかの皆さんと一緒にやってくださいという事業でございますので、まず、その農業者の器といいますと、今度この集落営農という形で組織化されますので、どうしてもそこから入っていかざるを得ないと。所によっては、土地改良区というところから入ってある市町村もございます。

ただ、柳川市におきましては、それも検討したんではございますが、どうしてもこの集落営農のエリアを一つの単位とした形が一番皆さんが同意しやすいんじゃないかなというふうなところで、集落営農のエリアをまず事業のエリアという形でくくってスタートしたというところがございます。その中には、行政区長さんなり、いろんな団体の幹部の方あたりも多分いらっしゃるだろうということで、話は下においていくんじゃないかなというふうなことで、そこからまずスタートをしたというのが実態でございます。

以上です。

6番（島添 勝君）

私が問題点ばかり言うと、私も1回しか説明を受けていないんですよ。だから、ここでせっかくこの1点だけ取り上げたのは、問題点があるわけですよ。例えば、集落営農の立ち上げのとき、それは農協も含めてなんですけれども、そのときの交付金が1反当たり6,500円、それを営農組織の運転資金に交付しますという説明があって、そんならおどんもいっちょやろうやっかいという中で立ち上げたところが、金は3月にならんとやらんという話だったんですよ。そういうことになると、やっぱり世話方、役員ば決むるとき、パソコンも買うとるわけですよ。パソコン買うたり、写真機買うたりしとるわけですよ。ほとんど手銭でしてあるわけです。そういうことと勘違いしてあるんじゃないかなと思うんですよ。役員の決まらんですもんね。

実際、私たちの地区も1回説明のあって、役員ば決むることになった。そしたら、もうぐしゃぐしゃになってしもうてですね、ほんならもう一回説明ば受くいていう話になって、同じ話しかならんわけですよ。だから、その辺ばですね、私がちょっと金も期末しかやらんという話になる前に、今度の水・環境保全向上対策にはやっぱり同じ体制でいくわけですから、運営資金ですよ、それが1点。

例えば、ことしは営農組織は20町だけやなかと立ち上げられんわけですよ。そうすると、20町ですと1反当たり4,400円、かなり運営資金の来るわけですよ。その場合に、やっぱりその辺がもうちょっと説明ばしてもらえるとよかったんじゃないかなと思うんですけれども、もう日にちもあるし、その辺な今後はどのようにされるのか、ちょっとお尋ねします。

産業経済部長（田島稔大君）

一応、市の方といたしまして、その集落営農組織ができた数、32ですか、33カ所かですね、ほとんど回って一応すべて話を第1回目でおろしたところでございます。そして、まず1回ではなかなかわからないという部分がございますので、その後、その地区で話をしてもらいまして、そして、もっと詳しく聞きたいというところにつきましては、何回となく説明をしに行っております。そういう中で、最終的に現時点で21地区が残っていると。これもまだ若干流動的なところもありますが、ほぼこれで固まっていくんじゃないかなというふうには思っています。ただ、県の方からも一応期限を切られております。そして、市の方もこの3月に当初の予算を出さなきゃいけないというところで、ちょっと少し急いだ部分もございますが、今のところ、この21地区で動いていかざるを得ないかなというふうには思っています。そのほかの話については、また随時各地からのいろんな話も今上がってきていますので、できる分、できない分あるかとも思いますが、それについてはまた対応をしてきたいというふうには思っています。

それから、金の支払いの関係でございますが、集落営農組織のときには精算といいますが、3月にというふうな形でやりましたけれども、この対策につきましては、一応最初の支払いは7月ぐらいにできるだろうというふうなことで国の方から話を伺っています。そして、3月に精算をやると、その中に部分払いといいますが、中間払い、それも今検討しているというふうなことで話は伺っております。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

ありがとうございます。今、地区で説明を受けておりますが、例えば、地区で県営水路とか空き缶拾いとか、いろんな行事を年間行事として取り組んでおりますけれども、例えばPTAとか育成会とか公民館とか、一斉にやるわけですね。矢部川の土手とか川さらえとかですね、使い方としてそういう使い方に補助金を使っていいのかというのが1点。

例えば、もし20町あるところは約900千円近い金が来ますよね。その場合、この計画が5年計画なもんで使い切らんじゃった場合、もし足らんじゃった場合はもらうことがあるかわからんばってん、使い切らんときは持ち越しはいいですか。1年間だけの予算ですよ、大体。

産業経済部長（田島稔大君）

この事業のお金の使い方といいますが、大きく分類しまして、活動に要する費用、それから活動組織の運営に要する費用ということで分かれております。それが10分の1ということで、また分かれておりますが、最終的に支出ができる項目といたしまして、日当、それとか機械借り上げとかの使用料、それとか、そこにいらっしゃる事務員さんの旅費とか、そういったものにも使える。それから材料費、くいと砂利とか砂とか買われたときにそういった

やつにも使えると、それから委託費というのもございます。

例えば、先ほどちょっと私が言いましたけれども、よその市町では土地改良区が母体になってやってあると言いましたけれど、そういったところにつきましては、土地改良区で樋門の管理等をやってあります。樋門の管理人さんの手当、そういったやつもこれから賄えるということで、土地改良区を母体として取り組んであるところでございます。

ですから、そういったお金の使い方というのはたくさんございますので、単年の計算で、農地であれば反当たり4,400円というふうな計算でございますので、集落内の水路が埋まった、田んぼの中の水路が埋まって今まで市に掘ってくれというふうに話をした分、そういったやつをこの事業の中で使っていただくと、この事業でやっていただくと、そういうふうに振り向けをしていきたいということも考えております。

6番（島添 勝君）

その金の使い方の中にもう一点あるわけですね。一定水準以上の高度な資源の保全活動とか、一定水準以上という、こういうチラシが回っておるわけですね。それには200千円から400千円の補助をやりますとか、その一定水準とちょっと書いてありますけれども、例えば、部長から説明がありましたように、水路が埋まったやつを今までは市が機械を借りてしていた、市がしていたさらえとか、そういう一定水準にはその200千円を使ってもいいですよということですかね。

産業経済部長（田島稔大君）

この事業におきましては、助成金と促進費というやつがございます。今200千円ということで議員がおっしゃってあるのは、その促進費という部分に関するやつでございます。その前段にさっき言いました助成金というものがございまして、これが反当4,400円の計算で支払われるというやつでございます。

その助成金が支払える要件として、体制の整備と活動の要件がございます。これをクリアすれば、一定の要件をクリアすれば、その助成金が支払われますよと。その一定の要件といえますのを、今一定の水準というやつもこの活動に関する部分の一定の水準でございます。この中にもまた2段階で、基礎の部分、さっき言いました砂利を広げたり水路を整備したりというやつと、また、その構成としまして誘導部分というのがございまして、これはそういったやつをもう一步踏み込んだ、環境を保全するための取り組みを行うと。そういったときに、例えば水路の横に植樹をしたり、水面に浄化できるような水草を箱に入れて浮かべたりとか、もう一步上の環境をよくするための取り組みを行った場合にその促進費というのが支払われるものでございまして、これが地区当たり200千円から400千円支払いができますよというやつでございます。さっきから言いますように、構成的に基礎の部分と誘導の部分という2段階でございます。

それから、もう一步進みますと、もう一つあるんですが、いろいろ言うと混乱してしまう

かなというふうにも思いますので、この助成に関する部分、促進費に関する部分だけで説明をやめたいというふうに思います。

以上です。

6番（島添 勝君）

今、土地改良の樋門の管理の話も出ましたけれども、例えば、水・環境保全ということになっていますよね。それでは、例えば一生懸命私たちが頑張ったと、もう一生懸命水もきれいになること頑張ったばってんですね、今私たちの地区は国営水路と県営水路が通っているわけですね。基盤整備が進んで、昔は集落内を流れて下さん水は流れよったわけですね。今はほとんど国営水路を流れて県営水路を流れて下さんどんどん流れていくわけですよ。ただ、今はそっちに優先して流れるもので、集落に通らんわけですね。そういうときは、国営水路の井樋ば上げてもらうと、井樋のかさを上げてもらうということが今のところはなかなかできないわけですね。だから、その地区の人たちが言われるのは、あそこば上げんなら、どげんあんだんがそげんこと言うたっちゃ何の水のきれいになるかという話に今なっているわけですよ。だから、そういう水位を上げる 簡単に上げられんわけですね、これは。だから、そういう話し合い、指導はされるでしょうと思うが、どうでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

基本的に土地改良事業が完了いたしまして、計画の水面の高さが田面から1メートルというふうなところで土地改良事業がなされております。今議員御指摘の分は、国営水路の話じゃないかなというふうに思いますが、そこには一般的なゲートと違まして、転倒堰ができていない部分じゃないかなと思いますが、この転倒堰につきましても、天端が田面から1メートル下がりというような基本的な土地改良事業のルールに基づいてできております。

それから、集落の中になかなか水が乗りにくくなったというのにつきましても、そういった計画の水位の何といいいますか、一定定めた部分がございますので、従来の土地改良事業をする前のクリーク、大きなクリークから集落内のクリークを流れて、同じ水路底でできておったところを水がずっと流れてきて、集落内を通りながら、また下流に動いていったということがございますが、基本的に幹線水路の水を流して、それから横に入るというふうなところで、どの地区も従来から見ますと集落内に水が乗りにくくなったという部分は確かにございます。

ただ、土地改良事業の中で、長い協議の経過の中で今できてきておりますので、これを変えるというのは相当難しい面、ハードルの高い部分があるかなというふうに思っております。そういった箇所につきましては、できない部分、できる部分あるかと思いますが、上下流の方々と密に協議をしていただいて、できる範囲内で変えていける部分は、その協議に基づいて変えていかなきゃいけないというふうに思っております。

議員御承知のように、この水問題につきましても、相当デリケートな部分がございますの

で、どうか御理解をお願いしたいというふうに思います。

6番（島添 勝君）

昔は、例えば田植えはずうっと山の方から下さん下って、田植えが順番にずうっとあったわけですよ。だから、今はもう下から先、農協の指導で何月何日に田植えしなさいという方向に変わって、それも昔は田んぼに100%田は植えよったわけですよ、米の足らんやったけん。今は46%ぐらいしか田は植えんわけですよ、減反政策で。だから、昔は水争いとか相当あっていたんですけども、今はもう水争いとかそういうことはなして、やっぱり環境が大切じゃないかなということで柳川の堀割を守る条例もできよつとやなかつかなと思います。要望になりますけれども、私はちょっと言うよつとたばってん、もう30分になりましたけれども、せつかく1億数千万円の使い方で、その金が柳川に交付されるもので、全部柳川の農家がそれに手を挙げて参加されるように説明をお願いします。それと、水門の管理も地元とよく、要するに地元の要望をやっぴり聞いて対処してもらいたいと思います。そういう要望で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、島添勝議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よつて、本日はこれにて延会いたします。

午後4時23分 延会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成19年3月9日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
助	役	島	田	眞	司
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	曲	豊	喜
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
企	画	大	坪	正	明
財	政	櫻	木	重	信
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	金	子	健	次
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純
商	工	古	賀	輝	昭

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	乗	富	三	男
議	会	事	務	局	主	幹	櫻	木	恵
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	人
							高	巢	雄
							高	口	佳

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	29番 河村好浩	1. 福祉バスの利用状況 (1) 福祉巡回バスの利用状況について (2) 年間事業経費及び運賃収入について (3) バス広告について 2. 駅前の水路環境について (1) 地域審議会答申後の対策は (2) 夏場に向けての悪臭対策は	市長 市長
2	19番 太田武文	1. ピアスアライズ(株)との賃貸借の契約更新について (1) 土地建物の取得の目的について (2) アスベストの除去について 2. 高齢者雇用について (1) 職を求める高齢者の実態について (2) 高齢者雇用安定法について	市長 市長
3	7番 白谷義隆	1. 工事の入札制度について (1) 工事の入札について 予定価格公表と落札率について	市長

午前10時1分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、29番河村好浩議員の発言を許します。

29番（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。29番河村でございます。議長の発言許可を得ましたので、通告に従い順次質問をさせていただきますが、前回も最終日のようだった気がします。本当に皆さんお疲れのところ、おつき合いを今しばらくお願いいたします。

私が好きな言葉とございますか、お話の中に、昔、多分、鎌倉幕府のころのお話だっと思われていますが、当時の政治のやり方が悪くて、非常に厳しく貧しい暮らしをしなければいけなかったそうです。そのとき、そこで日蓮大聖人という方がお弟子さんたちと一緒に暮らしがよくなるように提言をされていかれたそうなんですけれども、逆に弾圧をされ続けられたそうなんです。そのとき、お弟子さんたちに言われた言葉が、今はつらく厳しい冬の時代だけれども、つらい冬ばかりじゃない、いつかきっと暖かくて過ごしやすい春が来るから負けないで頑張りなさいというお話があります。それを聞いて、今の国も、もちろん柳川も、政治経済が大変厳しい日が続いておりますが、いつかきっと春が来ることを期待して頑張っておるところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、福祉巡回バスについてお尋ねします。

福祉巡回バスは、合併前の平成16年4月から運行開始されておりますが、運行当初から利用率がかなり低いと認識しております。昨年、柳川市バス対策協議会で利用対象者や路線の変更、運行回数などが見直され、現在の運行になったと聞いておりますが、そこでお尋ねいたします。見直し後のバス利用状況はいかがでしょうか。利用者数について、コースごとにお願います。

2点目は、バスの年間事業経費及び運賃収入についてです。また、17年度の決算額と18年度の決算見込みについてお尋ねいたします。

3点目は、柳川市では広報やながわに広告が掲載され、バスにも広告が掲載されておりますが、広告収入は幾らくらいでしょうか。また、バスの停留所は何カ所ありますか。その停留所の看板にも広告を募集されてはいかがでしょうか。

次に、第2点目としまして、駅前国道208号線下百町信号側の「あかずの門」と言われているそうですが、その水路環境についてお尋ねします。

1点目は、地域審議会答申後の対応についてです。「あかずの門」と言われているように、何年も門をあけない状態なのではないでしょうか。悪臭を放つヘドロ状態になっております。この水路整備については、三橋地域審議会答申の中でも早急に整備していただきたいという答申があったと思いますが、その後どのような対応をされましたでしょうか。

2点目は、今、3月ですけれども、本当例年以上の暑さと言っていいほど暑い日が続いておりましたが、これから夏場に向けて気温も湿度も上がっていきませんが、このヘドロの悪臭対策はどのように考えてありますか。

以上5点についてお願いいたします。その後の再質問については自席にてさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

河村議員の福祉バスの利用状況で3点のお尋ねがっております。まず、第1点目の福祉

巡回バスの利用状況についてお答えします。

福祉バスの路線廃止に伴い、福祉巡回バスは昨年10月から新しい運行システムでスタートいたしております。9月までは蒲池、昭代、両開路線は週に2日ずつ、1日8便で運行いたしておりました。これを10月から変更いたしまして、両開線は週に6日、蒲池線と昭代線は週3日運行して、便数は各路線とも1日6便といたしております。特に両開線につきましては、堀川バスの廃止路線を通るということで路線変更もいたしております。

また、利用対象者については、9月までは60歳以上の方ということで限定をいたしておりましたが、10月からはこの制限をなくしております。

それでは、昨年10月に運行システムを変更いたしましたので、改正前後の5カ月間の利用者数について比較しながら御説明いたします。

蒲池線は、改正前の延べ利用者数は5月から9月までの5カ月間で1,037人ございました。改正後の10月からことし2月までの5カ月間の利用者数も1,031人と、ほぼ横ばいの状態でございます。次に、昭代線は改正前の延べ利用者数は684人で、改正後の利用者数は1,279人と、約2倍近く利用者数がふえております。次に、両開線は改正前の延べ利用者数は619人で、改正後の利用者数は延べ2,530人と、約4倍の利用者となっております。増加の要因といたしましては、堀川バスの一部路線廃止に伴い運行日数が増加したため、10月からの利用者数がふえたものでございます。

次に、2点目の質問、年間事業経費及び運賃収入についてお答えいたします。

福祉巡回バスは、柳川市の福祉協議会に運行を委託しておりますが、平成17年度の事業費は5,119千円でございます。運賃収入は、回数券の売り上げを含めて412千円、広告料といたしまして76千円、合わせまして488,500円の収入がございました。本年度の事業見込み額は5,830千円で、10月からの増便に伴う人件費などの約700千円の事業費が増額しているところでございます。また、本年度の運賃収入につきましては、1月までの10カ月間で667千円、広告料が72千円となりまして、利用者数の増加に伴いまして運賃収入も昨年度と比較いたしますと、本年度の収入は倍額が見込まれているところでございます。

次に、3点目の質問、バス広告についてお答えいたします。

現在、福祉巡回バスは2台ございまして、運行当初からバス広告については実施をいたしているところでございます。バス1台につきまして、車内の側面に8カ所、車外の側面に1号車は4カ所、2号車は3カ所、また、市内にはバス停留所は75カ所ございます。バス停留所にも広告掲載ができるようにいたしているところでございます。

ちなみに、広告料金は車内が1カ月1枚につきまして500円、車外が1カ月1枚につきまして2千円、また、停留所は1カ月1枚につきまして500円の広告料となっております。本年度は2業者の方がバス車外側面の広告を利用されているところでございます。

以上でございます。

水路課長（武藤正純君）

ただいまの河村議員の質問にお答えいたします。

駅前の水路環境につきまして、これは平成18年6月9日、三橋地域審議会からの地域課題として答申をされております。また、この場所が柳川市の玄関口ということで、市としても重要課題と考えておるところでございます。この件につきましては、昨年、藤丸議員からの御指摘で解消策に取り組んできました。まず、下水道の接続率を上げていくと。それと、水の流れをつくり出す方法ということで協議をしまいいりました。水の流れをつくり出す方法といたしまして、駅東側の水路の分岐点があるところに簡易的な堰をつくり水位差を生じさせて、西鉄駅西側の方に水をつくり出そうということで関係者と協議を行ってきました。区画整理の水路整備の事業計画はあるものの、現状で地元の承諾ができなかったということがございます。

それで、その後に西鉄ストアの前で南北に2系統の水の流れをつくり出すということで解決を図ろうと、これまで地元と調整に取り組んできたところでございます。

一つの南への水の流れをつくり出すことにつきましては、今古賀のジョイフル前より国道208号を横断し、二ツ川へ湧水時のときだけに流されている水を、一部堰を改善することによって常時流水を確保しようとするものでございます。この計画につきましては、今古賀地区と調整を行ってきましたところ、このたび地元の御理解を得ることができました。

もう一方の北の流れにつきましては、先ほど言われましたように、これまで40年間、一度も開閉がなされなかったと。下百町交差点横の樋門を改善することによって、上水だけを川下りコースの二ツ川へ流せないかというふうに思っております。この場合、きれいな水でなければならぬと考えておりますので、川への油、ごみの流入防止に十分留意しながら行っていかなければならないと思います。

したがって、地元高畑地区の御理解を得ているというところでございますが、川下り関係者との協議がまださらに必要というふうに思っております。この二つの流れを確保することを考え、できる分から早急に取り組みをしていきたいというふうに考えております。

ただし、下百町交差点南西の樋門の調整ゲートの全面改修、これは先ほど言われましたあかずの門の話なんですけど、これは補助事業で取り組みたいと思っておりますので、若干時間を要するというふうに思っております。

次に、夏場に向けた悪臭対策についてということでの御質問でしたけれども、根本的な悪臭の排除につきましては、長年堆積した泥土によるものでございますので、泥土の除去につきましては専門業者による産業廃棄物処理を必要とします。そこで、事業費もかなりかさむと考えられるということで、複数年計画で今後対応していきたいと思っております。

いずれにしても、現在計画しております浚渫、それと流水の確保、そういったものを行う

ことで、夏場の悪臭も和らいでいくんじゃないかと考えておるところでございます。

駅周辺の環境整備につきましては、それぞれ関係課と協議しながら、さらに研究しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

29番（河村好浩君）

先ほど保健福祉部長の方から答弁がありました。利用者数がふえたということで大変喜ばしいことじゃないかなと思っております。この収入についてちょっとお尋ねいたしたいんですが、17年度は5,119千円と。収入が488,500円、これは収入から引けば460何万円ということになるんですかね。かかった事業経費です。

福祉事務所長（金子健次君）

お答えいたします。

御質問の費用の面でございますけれども、17年度の決算額につきまして5,119千円、これは運賃収入をこの中に組み込んだということじゃなくて、費用は歳出の方は5,119千円、また収入としては合わせまして、売り上げを含めて、広告料含めまして488,500円ということで御理解を願いたいと思います。

29番（河村好浩君）

やはり福祉バスということですので、利益を考えて運行するわけではありませんけれども、先日の全員協議会の中で、柳川市の補助金等審査委員会の提言までの経過報告がありました。また後日、186件の審査判定結果の資料をいただきまして、柳川市の財政が厳しいのはわかるんですが、なかなか厳しい提言書でしたので、思ったことはあれですけれども、10%のカットが87件、20%のカットが39件、100%、いわゆる廃止の事業が26件ということで、総額約50,000千円の減額額が提言されました。中には首をひねるようなカットもありましたが、それは後で話し合われると思いますが、柳川市の財政が厳しい中ではありますけれども、市長や元議員の椋島さんがいつも言われておりました米沢藩の上杉鷹山公の「入りを図って、出を制する」ではありませんが、3点目の広告をどのように営業といいますか、募集方法をどのようにされておるのが、ちょっとお尋ねしたいんですが。

保健福祉部長（本木芳夫君）

この広告につきましては、現在、2業者が既にバスの広告を出していただいておりますけど、3カ月のサイクルでというふうなことでございますけど、来年度の予定につきましても、75カ所のうち3カ所は既にもう出しておりますけど、73カ所につきましても予約があるというふうなことで、そういう状況になっているところでございます。

29番（河村好浩君）

しかし、まだ車内広告というのはあきがあるということですよ。まだ2カ所ずつぐらいしかされていないということで、私もちょっとこれわからなかったんですが、このPRとい

いますか、募集といいますが、どのような形で広告をされて、一般の人たちの、企業の方々の目に触れるというようなことをどのような形でされているかをちょっとお聞きしたいんですが。

保健福祉部長（本木芳夫君）

現在のところ、広報等では掲載をしておりますけど、今後につきましては広報等で募集をしていきたいというふうに思います。ただし、広告ができない、該当できないというふうな部分もございます。それは、一つは、公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあるものとか、美観を害するもの、虚偽または誇大な表示をし、公衆に対し不快な感じを与えるものとか、設備または構造上危険であるもの、そういうのを除きまして、該当する部分につきましては、こういう部分を啓発しながら、広報等に掲載をして募集をかけていきたいというふうに考えております。

29番（河村好浩君）

先ほど言いましたように、財政が厳しい中でございますので、少しでも経費がかからないように積極的にPRして行ってほしいと思いますが、ここで市長にお尋ねしますが、行政として積極的に営業というんですか、PRというのはできないんでしょうか。

市長（石田宝藏君）

PRといいますが、これは当然柔軟な発想で、今までになかった考え方ですね。広告とか、あるいは広告収入を、さまざまなエレベーターの中にもできるでしょう、庁舎の中にもできるでしょう、こういうことを検討するよということ、今総務部長を中心に検討していただいているところでございます。

29番（河村好浩君）

やはり先ほども言いましたように、積極的にPRをしていただきたいなと思っておるところでございます。

続きまして、2点目の件でお尋ねいたしたいんですが、答申後の対応で、南側は当初は地元の詳細を得なかったけれども、できた。北側は、高畑地区の詳細も得たということですよ。しかし、早急に対応していくということも、昨年の答弁の中でおっしゃっておられました。それでも現在悪臭が漂う中、果たしていつごろ、検討はするけれども、じゃ、いつごろという目標というのですかね、設定はできるんでしょうか。

水路課長（武藤正純君）

時期がいつごろかということですが、目標設定ができるのかということですが、できる限り早急にと先ほど言いました。夏場の悪臭を若干でも和らげるためには、その前にできるものはやっとかにやいかんというふうに考えております。

29番（河村好浩君）

予算がないからということではなかなか先に進まないんじゃないかなと思いますが、この間

題は予算があるとかないとかという問題ではなくて、そもそもこの件は水路課だけの問題だけじゃなくて、柳川市全体の観光にかかわる、観光収入面にかかわる問題ではないかなと思うわけでございます。

そこで、柳川市では観光まちづくり課という課があるわけでございますので、その中で、今現在もちょっと、例えば、伝習館の横の歩道ですかね、そういったところを国の補助事業でやられているとお聞きしております。こういった事業がまだ何カ所か残っているというふうにお聞きしておりますが、これを駅前のあれに変えるということではできないんでしょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

今、河村議員言われたのは、歴史を生かしたまちづくり事業ということで、国のまちづくり交付金事業を行っておる、そのことを言われたかと思えます。この事業につきましては、地域を指定されて、そして、20年度までの事業ということでございます。先ほどから言われております三橋の地域審議会からも、観光地にふさわしい駅づくりという項目もあるわけでございまして、今現在、東の方につきましては区画整理事業でやっておるわけでございますが、これの駅の開設と、それから、西口の駅周辺環境整備、こういったトータル的なものを今後は考えていかなければいけないんじゃないかというふうには思っております。

そういった区画整理事業とあわせて、まちづくり交付金事業というのは取り組むべきじゃないかと思えます。このまちづくり交付金事業については、目標を定めまして、それから、達成に必要な事業項目というのが多項目にわたってあるわけでございまして、例えば道路事業とか、それから公園の事業とか、町並み環境整備、人に優しいまちづくり事業とか、区画整理事業もその中に入るわけでございます。これは基幹事業と言われる事業項目でございまして、そのほかに提案事業といって、地域創造支援事業、まちづくり推進事業、こういったソフトとハードと組み合わせた事業になっておるわけでございまして、そういった分では、今言われております駅周辺のそういった水の悪臭問題とか濁り、こういった分についても河村議員言われるようにトータル的な整備というのが必要というふうに考えておりますので、そういった事業を今後取り組むというふうな形にならないと、なかなかいけないんじゃないかならうかと思えます。

今、東口の区画整理事業をやっておりますけれども、その中でも水の流れを西の方にどうつくるか、今特に宮ノ内川につきましては下百町の地点から今古賀の方にショートカットで流れておるということで、西の方に流れがないというふうな部分もございまして、区画整理事業の中でも何とか西の方にも流れをつくれぬか、区画整理事業の中で取り組めないか、そういった検討もやっておるということでございます。

そういうことで、今やっておりますまちづくり交付金事業については20年度までという期限がございまして、なかなか期間的に厳しいんじゃないかというふうな考えておるところでございます。

29番（河村好浩君）

言われるのはよくわかります。計画は急に変更できないということもわかります。しかし、柳川市では年間100万人以上の方が観光を楽しんでいただいております。一般質問の初日の市長の答弁の中でも、漁業、農業、観光業の3本柱を大事にしていかなければならないとおっしゃいました。その中で、観光客の方々が100万人と、本当にありがたいことに、柳川は2回目です、毎年訪れていますという方々がいらっしゃいます。しかし、その一方で、頭打ちになっているとも聞いております。

しかし、よその観光地に比べると、まだまだ恵まれている方だと思います。なぜかといいますと、ある城下町の観光地、名前は言いませんが、そのパンフレットには、きれいな掘割と町並みが写っております。しかし、観光するところは数百メートルしかないのです、訪れた人でリピートする人は余りいないとのこと。それに比べて、柳川市は観光資源の宝庫です。市長の名前と同じですね、宝の蔵です。川下りに御花、白秋生家、長谷健、食べ物ではウナギのせいり蒸し、有明ノリ、メカジャに貝柱、こんなに豊富な資源があります。ちょっと食べ飽きたら三柱神社の中においしい中華料理店もあります。すばらしいところばかりでございますので、そんな宝の山の柳川にどのようにしてお客様にもう一度来ていただくかを考えていかなければいけないというのに、そのお客様をお迎えする柳川市の玄関に悪臭を放つヘドロがお迎えするというような観光地はほかにないと思いますが、市長、いかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

議員の御指摘のとおり、本当に市民の皆さん方のおかげですばらしい、また先達のおかげで歴史遺産、観光のスポットがあるわけでございます。今、幾つかの箇所を上げていただきましたが、私もこういったものをやはり市民として誇りに思い、そしてまた守り育てていかなきゃならないと、こんなふうに思います。

今お話しのとおり、観光地といえば、行ってみるとどちらかというところがっかりするところが多いんですね。パンフレットにはよく誇大といいますか、すばらしいようなものが載っているけれども、現場に足を運ぶと、あらっ、たったこんなものかというのを、しかし、それがやっぱり違うところが柳川だと思います。その魅力でやっぱり100万人、120万人というお客様がおいでになっております。

議会、あるいは市民の皆さん方にも御理解をいただいて、昨日も申し上げましたように、観光というのは農漁業とともに市の産業の3本柱の一つだと、これはもう全く同感であります。そういうことを考えますと、やはりそこに来る受け皿というのをきちんと一定の計画に従って整備をしていかなければならない。これは当然、莫大な予算も伴います。しかしながら、補助制度、そういったものに、蒲池部長から答弁ありましたように、さまざまなメニューを探しながら、そして、それでいて市の持ち出しを最小に抑え、ない制度のものについて

は当然単費でやらなきゃいけないわけですが、やはりリピーターの方々、おいでになって、もう一度行こうと、また友達、仲間を誘って行こうという気持ちにするためには、そういったハードはもちろんでございます。駐車場の整備もちろんでございます。また、水路の整備にもしかりでございます。ただ、一番大事なのは、そこに受け入れてくれる市民の皆さん方の真心だろうと思います。こういったものが本当に通うならば、もっともっと私は観光客、特に団塊の世代というものもこれからターゲットにしたリピーターになるでしょうし、そういうことを考えて整備をやらなきゃいけないというふうに思っております。

もちろん、この川の問題、三橋町の地域審議会から答申を受けまして、今、武藤水路課長が答弁いたしましたように、さまざまな形で水路課、あるいは建設部長等、横の連携をとりながら関係各課で今協議を進めながら、確実にできるものはきっちりやっていっているという状況でございます。議員もじれったいものもありましようけれども、相手がある話もでございます。行政でどんとできるものもでございます。しかし、これは今までの水利観光だとか、それぞれで生活をなさっているの方々、あるいは産業を起こしていらっしゃるの方々、営んでいらっしゃるの方々、こういう方々とのコンセンサスも要るわけございまして、そこには一定の議論がなされ、賛成もありますし、反対もあります。だから、そういったものは公教育といたしますか、やはり自己中心的ではなく、本当に柳川の将来を考えて御理解をいただいて、そして、水の流れもよくする、あるいは悪臭も立たないようにする、これは当然のことです。しかし、それには財政が伴う問題も多々ございますので、そういった点については十分市民の皆さん方、あるいは関係者の方々の御理解をいただく時間が必要になってまいりますので、そういうことに今努力を傾けているというところでございます。

私も選挙のときもマニフェストの中に書いております。駅前の整理、あるいは観光の玄関口としての整備をやらなきゃいけない、これは当然、今莫大な巨費を投じて駅東の区画整理事業が進んでおります。この関連において水の問題も一定の評価、解決ができていくというふうに思っております。

したがって、蒲池部長が申し上げましたように、区画整理によって導入する水路、これで落差をつけて一定の水の流れをつくり出す。また、住民の皆さん方におかれましては、公共下水道を敷設しているわけです。この加入率が非常に低いんです。やはりヘドロがたまるということは、家庭からの雑排水というものが主な原因になっているわけです。そういうことを考えてみますと、住民の皆さん方一人一人が市のためにどんなことができるのか、市が何をするとということよりも、市民の皆さん方が市のためにどういうことができるんだということをひとつ考えていただくきっかけにも私はなろうと思います。そういった御理解をいただく、コンセンサスを得るための努力を重ねておりますので、議員もぜひとも、三柱神社の中にあります中華料理店もおいしいそうでございますから、そういうことを踏まえて御協力をいただきたいと、そんなふうに思います。

29番（河村好浩君）

先ほど市長が、市民として誇りを持って観光を推進していくと。しかし、長年見ていますけれども、先ほど言われましたように、市民の協力も確かに必要だと思います。しかし、川も汚い、ヘドロのにおいもある、そうするとやはり意識というですかね、市民の方々の意識が汚かものうて、臭かものうという、それが先にいって、何というんですかね、機運が下がるというんですかね、そういったことがないようにやはり整備も推進していかなくちゃいけないと思うんですが、考えてみると、例えば、市長の御自宅の前に悪臭を放つヘドロがあった場合、お金がないからもう少し待っていてくださいなんてことはないはずなんです。やはりすぐとって、お客様を招き入れるような状況をつくると思うんですよ。

市長の所信表明の中でもありましたが、重複する点があるかと思いますが、観光振興につきましては、柳川の最大の魅力である水郷柳川の豊かな掘割は、江戸時代の原形をとどめる貴重な歴史的文化遺産であり、後世に引き継がなければならない。どんこ船でゆったりめぐる川下りは観光柳川のシンボルでもあります。ただいま、さげもんめぐりが開催されており、多くの観光客が駆けつけ賑わっており、そうした観光客をもてなし、また喜んでもらえるよう掘割を守り育てていきたいと言われました。最後に結構です、再度市長にお尋ねします。

以上を踏まえまして、この悪臭を放つヘドロの水路環境について、この事業を市長のマニフェストのすぐやりますの中に入れていただけないでしょうか、御答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

すぐやれるものと、1年以内にやれるものと、2年以内にやれるものと、4年以内に、任期中にやれないものがございます。これは、さまざまな課題がやっぱりあるということが私どもとしては御理解をいただかなきゃならないと思います。それは相手がなくて、例えば、即断できるようなそういうものについてはできるんですけれども、先ほど申し上げましたように、相手があるものについてはなかなか、合意を得なくちゃいけない、長年の歴史があり、長年の既得権があり、そういうものがやはりこういった説得によって解決を図っていかなくちゃいけないという部分もあります。

今、議員お話しのとおり、確かに汚かものうと、ごみの散らかつとるものうというのは、これは傍観者たる批判者であろうと私は思うんです。当事者でなければ、そういったものはやはりなかなか出てくることじゃないと思います。私の裏の水路もヘドロがたまっていました。しかし、両2軒で、裏と私のところと、草が生えてくるとそれをきれいにむしり、ごみが散らかっているとそれを拾う、家の前とて同じです。たしかイタリアの偉大な政治家が言っていましたけれども、一人一人市民が自分の家の周りだけはくことによって、市は全部きれいになる、公共にあれせい、これせいと言う、頼ることなく、自分でできることは何なのか、拾ってみたり、土をすくって揚げてみたり、みんなで清掃してみたりすること

よって、お互いにやはりやらなきゃいけないじゃないかと、捨てちゃいけないじゃないかと、きれいにしようじゃないかと、恐らく全国のさまざまな地区で市民運動が起きているのはそこなんです。

北海道でもサケが帰ってくる、今までいなかった、遠賀川にしてもそうです。久留米市の町中を走る川もそうです。コイが戻ってきているんです。こういうことはもっともっと、行政が何をせい、こうせいということだけでなく、一緒になって考えなければならない。まさしく自助、互助、共助、公助、こういったものがどの領域に当たるのかということもやはり市民の皆さんにひとつ理解をいただく努力を私自身重ねていかなきゃならないと、こんなふうに思っております。

財政的余裕がない、厳しい状況であるということも先日来の総務部長の答弁の中にもあったと思いますけれども、こういうことを踏まえながら一緒に理解をいただく、そういった手助けも河村議員にもお願いしたいというふうに思います。

29番（河村好浩君）

私も高畑の公民館長をやっておりましたときには、高畑川の水門とか、そういったものも掃除を地域の皆さん方と一緒にやっておりました。また、藤吉小学校のPTA会長をやっておりましたときも、藤吉小学校の横の水路のごみとか、そういったのはとっておりました。しかし、どうしてもヘドロはとって処理はできません、一市民では。ですから、ここはやはりぜひ市がやらなければならない問題だと、市民どうのこうのじゃなくて、市がやらなきゃいけない問題だと私は思っております。

もう答弁は要りませんが、本当、市長におかれましては執行部の皆さんにおかれましては、やはり柳川市の観光、柳川市の漁業が悪いと、ノリが悪いと柳川市の経済は厳しいと、不景気だと、本当にそういったふうに言われております中で、この観光業もしっかりと柳川市の財政を担っていかなきゃいけないもんですから、そういった所信表明とか、そういったお気持ちがあれば、云々じゃなくて、すぐにでも取り組んでいただくようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして河村好浩議員の質問を終了いたします。

第2順位、19番太田武文議員の発言を許します。

19番（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。19番太田でございます。議長のお許しを得ましたので、通告順に質問させていただきます。

まず最初に、ピアスアライズとの賃貸借契約の更新についてであります。現在までピアスの課題については市民の関心も高く、これまでいろいろな質問がたくさんなされておりますが、何一つ解決できていないようなので、もう一度ここで確認させていただきたいと思いま

す。

まず最初に、この物件の購入時の実態を顧みますと、この物件は旧大和町時代に購入してあります。購入と同時に、2年間賃貸借してあり、昨年12月26日、賃貸借期間が終了し、契約更新されました。したがって、ピアス社との賃貸借契約を更新された経過等についてお尋ねいたします。

一般に、地方公共団体が公共用地を取得するのは、使途目的のある不動産を取得するのが通常的と考えられます。市長はピアス社より土地520,000千円、建物を20,000千円で購入され、しかも建物については築30年を経過しております。本来ならば、建物は10数年程度経過すると価値はなくなります。それにもかかわらず高額で建物を購入されているのは、私にはそのことがどうしても理解できません。

また今回は、購入した物件を購入先のピアス社に直ちに賃貸借してあります。賃貸借金額は月1,000千円で契約され、年間12カ月ありますので、柳川の収入は1,000千円掛け12カ月で12,000千円程度あります。しかし、ピアス社より土地、建物も540,000千円で購入してありますので、その利息は年間12,000千円の支払いをしなければなりませんので、柳川の収入は差し引きゼロになります。以前は、私の試算では固定資産税は1.6%ありますので、540,000千円掛け1.6%で8,640千円程度あったのではないかと思います。したがって、市の税収は8,640千円程度減ったことになります。今回更新されたのは、合計で26,000千円程度の市の税収が減ったことになります。こういうデメリットがあるにもかかわらず、購入と同時に市長は賃貸借契約をされたのはどういう目的であったか、再度はつきりとお答えいただきたいと思います。

また、それにもかかわらず、今年12月26日に契約更新されておりますが、どういう意図からそうされたのか、お尋ねいたします。

それから、契約更新の申し出はいつあったのか、私たちにはその報告もありませんでしたので、あわせてお尋ねいたします。

次に、ピアス社のアスベストについてお尋ねいたします。

購入されたときはアスベスト含有のことはわからなかったと言われております。平成17年12月2日の竹井議員の一般質問において、アスベストが含まれているならばピアス社に責任は持たせると言われ、平成18年12月8日、矢ヶ部議員の質問において、ピアス社にアスベストが含まれていると回答がされております。その後、18年12月26日、ピアス社と賃貸借契約の更新をされておりますが、アスベストについてどのような取り決めをされたか、お尋ねいたします。

続きまして、高齢者の雇用についてお尋ねいたします。

公務員については、60年定年が定着してから久しく、民間企業においてもほぼ定着しております。しかし、年金支給年齢の順延により、退職しても年金は支給されない、あるいは受

給年齢に達しても年金では生活できないなどなどの事情によって、再就職を求める高齢者も少なくありません。働く意思のある者に生活を保護するよりも就業の機会を与えることが本人のためでもあります。こうしたことから、国では高齢者等の雇用の安定等に関する法律を改正し努力しておりますが、高齢者の対策は市政の重要課題でもありますので、本市の現状と対策についてお伺いいたします。

第1点目は、職を求める高齢者の実態について、60歳以上から65歳未満及び65歳以上で就職を希望している市民がどの程度おられるか、実態を把握しておられればお知らせをお願いいたします。

2点目として、18年4月1日に施行の高齢者雇用安定法で、定年の引き上げや継続雇用制度の導入、定年の定め廃止を講じなければならないとなっております。本市はどのような対応をしておりますでしょうか。

3点目として、法第19条で、事業主は退職準備援助措置を講ずるべきことを規定しておりますが、本市のような中小企業の多いところでは、事業主が措置することはいろいろ難しい面もあるのではないのでしょうか。そこで、事業主にかわって市の方で、例えば、市民会館で講座を開設するようなことは考えてありませんでしょうか。

以上3点についてお尋ねいたします。なお、再質問については自席から行いますので、よろしくお伺いいたします。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時7分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁をお願いします。

大和庁舎長（高田邦隆君）

ただいま太田議員の方から質問いただきましたピアスアライズの土地の取得目的とか、いろんな件について御答弁させていただきたいと思っております。

太田議員におかれましては、総務常任委員として、また、ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員として十分審議をさせていただいており、内容的には十分過ぎるほど御理解をいただいておりますので、簡潔に答弁させていただきます。

取得目的につきましては、旧大和町で平成15年7月22日の臨時議会で提案をいたしましたときの会議録の提案理由をそのまま答弁とさせていただきます。

国道208号線沿いの役場南側にあるエルソル・プロダクツが、国内の経済状況や企業合理化のため、埼玉工場と九州工場の統合に加え、経費削減のため流通センターの一元化に踏み

切るといふ本社の経営方針により、九州工場を閉鎖するということ、平成14年10月より、この跡地問題について考えを聞き、交渉を進めてきたことは議員各位御案内のとおりでございます。

本町中心部に位置する1等地、約9,000坪の同敷地は、町の土地利用計画の上でもパブリックセンターゾーンと位置づけられた中にあり、将来的に快適な生活空間大和の町づくりに欠かせない用地でございます。今後、具体的土地利用につきましては、土地利用審議会等を設置し、議会を初め関係各位の御意見を十分に拝聴してまいりたいと考えておりますと提案理由を述べております。

なお、町誘致等跡地活用委員会では、ピアス跡地、町営住宅跡地の活用方法について提言書をまとめられ、平成16年2月に提出をいただいております。

それと、賃貸借契約につきまして、契約当初100名以上の従業員の雇用を守り、次の企業誘致につなげるためにも少しでも引き延ばしたいということから、工場の操業を少しでも長く続けることで合意しており、平成16年12月31日引き渡し後、工場関係敷地部分は期限を付して賃貸借契約を行っております。

次に、築30年以上の建物を購入している、高い買い物ではないかということでございますが、鑑定評価によりますと、建物の合計額は36,100千円でございます。これに比へまして、当時の固定資産の家屋評価、課税標準額、こういうものを比べてみますと、7倍弱の差がございます。すると、実際の物件の購入額は消費税別で19,280千円でありまして、鑑定評価額の53.4%でございます。決して高いとは私は思っておりません。

それと、賃貸借料が月1,000千円、年間12,000千円、ピアス社からの購入費が540,000千円、これに対しまして利息が12,000千円程度となると。この利息の負担が発生しているのではないかと、これに固定資産税8,640千円を加えまして、20,500千円程度の損失が発生しているのではないかと、このような御指摘でございますが、この購入に際しましては、平成15年度に公共施設整備資金を取り崩しまして、それを財源として取得しております。借り入れは行っておりません。このため、支払い利息は発生しておりません。

なお、当時、旧大和町ではペイオフ対策として、預金は普通預金で運用いたしておりました。仮に預金していた場合、当時の受け入れ利息は大体、大口定期にいたしましても預金利率0.3%でございます。貸付部分の売買価格290,000千円を3カ月定期に置きかえましても預金利息は約200千円程度でございます。当時の固定資産相当額、約6,400千円を合計しても6,600千円であり、賃貸料12,000千円をいただくことや、そこに働く人たちの活力や住民税を納めていただくことで、損失どころか、新柳川市にとっては年間5,500千円以上の潤いがあると思っております。

以上、答弁を終わります。

商工振興課長（古賀輝昭君）

それでは、私の方から太田議員の高齢者雇用についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の職を求める高齢者の実態についてでございますけれども、太田議員も御承知のように、以前は柳川地区の高年齢者職業相談室が柳川商工会館内にございましたけれども、平成17年9月に三橋庁舎の4階の方に柳川市職業相談室としてリニューアルオープンをいたしております。それ以降は、利用者を高年齢者だけではなく、すべての方を対象といたしておりますので、高齢者のみの実態把握というのは難しいのが現状でございます。

ただ、話は別になるかもしれませんが、シルバー人材センターの方で業務の拡大や新規会員の加入促進などといった高齢者の就業機会の増大もあわせて図られているところでございます。

それから、2点目の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、いわゆる高年齢者雇用安定法についての御質問でございます。

この件につきましての1点目でございますが、確かに議員おっしゃいますように、法律で三つの方法のいずれかを講じなさいということに決められております。この件につきましては、高年齢者が少なくとも年金支給開始年齢までは意欲と能力がある限り働くことができるようにということで、制度の導入そのものを事業主に義務づけたものでございます。これに関しましては、昨年2月には事前説明会が柳川商工会議所と協議をされ、開催されております。また9月には、同じく柳川商工会議所、大和町商工会、三橋町商工会と協議をして、施行後の説明会も開催をいたしたところでございます。

それから、法律に関する2点目の御質問でございます。法第19条の関係でございますけれども、間もなく定年で退職を迎える方やそのような従業員がおられる事業主の方を対象に、高齢者の雇用就業等に関する相談、援助などといったものを行う福岡県の高齢期雇用就業支援センターというものがございます。このセンターでは、中・高年齢労働者の退職準備の援助、再就職援助といった職業生活の設計、こういったものの援助を行う事業主、あるいは45歳以上の在職中の方や退職予定の方に対して、退職準備に係る相談、例えば、退職後の生活設計、あるいは健康や年金等に関する相談、あるいはセミナー、それから、交流会といったものの開催を行っております。こういったものを私どもといたしましても活用をさせていただきながら、関係機関や団体等と連携をとりまして、今後も取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「もう1点、アスベストはいつわかったのか」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝藏君）

太田議員からアスベストはいつわかったのかということですが、私は百条委員会の中でも申し上げてきておりますとおり、そのときは認知しておりません。百条委員会の中で説明してきたとおりでございます。

19番（太田武文君）

いつわかったのかということでお聞きしているわけですよ。いつアスベストを含有しているかということで、それをお聞きしています。

市長（石田宝蔵君）

これは、皆さん方からそういう御指摘があってわかったということでございます。

19番（太田武文君）

いつということ、期限を言ってくださいよ。皆様方から御指摘があってわかったのじゃなくて、いつ市長はおわかりになったか、アスベストは当初知らなかったと言ってあったでしょう。そいけん、いつそれを調べてお知りになったかということでお聞きしていますので、回答になっておりません。時期。

市長（石田宝蔵君）

私は現地も行ってなかったし、そういった書類上の問題もその時点ではなかったんですね。したがって、御指摘いただいて現場に行きましたのは、去年の11月ごろだと思います。

19番（太田武文君）

私は、三橋の庁舎とか、そのときに、何というですかね、答えていただいたのは、先般、矢ヶ部議員の質問に答えていただいたでしょうが、アスベストが含まれていますと。総務部長やったですかね、市長はそのときにわかったと、去年の11月といたら18年の11月ということですよ。まだ前にわかっているのじゃなかったですかね。

市長（石田宝蔵君）

私が現場に足を運んで、現認したのがそうでございます。そういうふうなことは皆さん方からおっしゃっていただいて、私はこの売買したときはそういうものはないという認識で買っているんですよ。わかりますか。わからなかった、わかっていればそういう話は議会にもしていますしね、まず買っていません。

19番（太田武文君）

そしたら言います。ただいま庁舎長からも答えがありました。市債は借り入れていないからということで回答がぁっているですたいね。柳川市は340億円借り入れているですよ。このピアス社を買っていなかったら、それは償還ができるわけですよ。実際に今の利息は2.2%あるから、結局、先ほども申した年間で12,000千円程度になるわけですたい。平均利回りしますと340億円買っていますので。そういうことで庁舎長の答弁はなっておりません。借りているからとか、借りていないからこれは利息はありませんとかなんとかなんとかでは私は違うと思いますけどね。

市長（石田宝蔵君）

数字的なやつは庁舎長に譲るとしまして、根本的な問題の認識が違いますよ。私が町長時代、ピアスを買ったときは合併の話も何もないんですよ。柳川に市債があるからそれに充当

できるか、そんなばかな話はないんです。

19番（太田武文君）

それでなっているとでしょう、合併してから。借金は現にあるでしょうもん、540,000千円。340億円あるわけですよ。その中で、平均して2.2%で、その利息は幾らあると思うですか、540,000千円は。12,000千円あるでしょうもん。それはどうですか、市長。回答をお願いします。

大和庁舎長（高田邦隆君）

この問題につきましては、先ほど市長も申し上げましたように、購入した時点ではまだ合併する前の話でございます。当然、借金の問題はいろいろあると思いますが、この件につきましては今おっしゃるように、当時基金は普通預金で運用いたしております。利息といたしましては0.1%も満たないような利息でございます。それから計算いたしまして、先ほどのような答弁をさせていただいたわけでございます。

19番（太田武文君）

もうその点については平行線でありますので、次に進ませていただきます。（「太田さん、おどん物すごくわからんところがあるけん、ピアスの問題は」と呼ぶ者あり）

私が大和町の当時の実績の書類を参照してみますと、平成15年3月3日、ピアス物件を購入するという協定が結ばれております。と同時に、ピアス社に賃貸借の合意契約も取り交わされています。ということは、以上のことより市長は賃貸借するということを協定書を売買で購入しますよということと同時に、賃貸借しますということは、私の考えで、当初より市長は賃貸するつもりで購入されたかと思いますが、市長の購入された真意はどうか、お尋ねいたします。

市長（石田宝蔵君）

この問題は、先ほど庁舎長も申し上げましたね、掛川に九州工場と栃木工場を合体して一元化するという話で、この工場を閉鎖するという話だったんです。ところが、そのときの議会の空気は、雇用を守れと、いきなりこういうふうな話が出た。これは話が出てきたのは、今まで説明してきたとおり、平成14年度です。もちろん、そのころは合併の話もありません。平成15年の3月に協定は締結しているんですけども、14年の12月にこの話を議会にお話ししまして、1月と話をしながら、こういう状況にあるということを全員協議会の中等で申し上げてきたんです。そうしましたら、70名、100名近くの従業員の方々、社員の方々いらっしゃる。しかも、ほとんどこの近郊から働きに来ている方ばかりでございます。その雇用を守らなければ、やはり企業を、単に言いますと、よそにはってかすということは大変なものなんです。誘致するエネルギーよりも、やはりそっちのものにどうやってとどまっていたかのか。

特に、私どもはピアス社にこういったことを申し上げてきました。いわゆる東海沖地震が

いつ起きるやわからない、特に新潟の地震等が起きていたその後でございましたので、阪神・淡路大震災ももちろん記憶に新しいんですが、そういった中で、部分的な操業、全部ができ上がってしまうのが大体17年、18年になるという話も聞いておりましたので、ぜひともそれまではこの大和にとどまってほしいと。また、それは議会の皆さんの声でもありましたし、そういった町民の皆さんの声でもあったわけですよ。これを、じゃ、ぱっさりと切り捨てられますか。逆に首長の立場になっていただいて考えてみてください。雇用をどう守るのが、これは市内の経済にも、町内の経済にも関連する問題でございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

したがって、そういう民意をしっかり受けとめて、15年の3月に契約を締結した、そういうことでございます。（「勝手な答弁です」と呼ぶ者あり）

19番（太田武文君）

80名とかいろいろ聞いていますけど、ピアス社に正職員は何人おられるとですか。そのために購入した 笑い事じゃないですよ。雇用のために賃貸借したということは、福岡県でも例がないわけですよ。購入した土地を譲渡先に賃貸借するということはないですよ。市長、どこかありますか。私の調べたところではありません。

市長（石田宝蔵君）

太田議員もお調べになっていると思いますが、私は今、県下に一つもないということでございますので、調査してみたいと思います。恐らくそういうことは激変緩和の中であるというふうに私は思います。（「アスベストについてですね、そういうとは違う」と呼ぶ者あり）

19番（太田武文君）

私が調べたところで県下にないようなことを市長が建物まで購入して、本来ならば市町村は大体普通更地で購入するわけです。（「そうです」と呼ぶ者あり）それを建物まで購入したためにアスベストを含んでいるか何かまでなったわけです。市長、その建物をどうして購入されたですか、そういう例のないことを。市長の真意をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

何か私は悪者にされているような感じがしますが、（「市長のために言いよっ」と呼ぶ者あり）いやいや、お言葉が、私はそんなふうに、私はそのときはそういうものは全くないという認識ですよ。よろしゅうございますか、前提として。だから、百条委員会の中で川島専務も認識はしていなかった（「間違いだらけ」と呼ぶ者あり）というふうなことで、誠意を持って対応するとおっしゃっているじゃないですか、百条委員会の中で証言も。現状有姿ですね、建物はあのまま買えば、そのときたしか40,000千円、高かったと思います。（「ここにあります」と呼ぶ者あり）あっでしょう。皆さんもう御存じのはずですよ。それで、建物がそのまま使えるとするならば、20,000千円という話でしたから、建物はまだまだ使える

と。

その当時は、私どもは中学校の改築の問題も出ておったんです。これは危険校舎に指定されています。大和中学校をそちらに移転するにしても、その前の前段として六合小学校の改築をしました。今、藤吉小学校でもやっておりますけれども、プレハブを借り上げるのに1カ月、2カ月間で幾らかかりますか。もし教室として使えるならば、20,000千円なんてそれでクリアできるんですよ。

そういうことでもってさまざまな角度から検討をさせていただいて、当時はあそこには道の駅もつくろうじゃないとか、あるいは中島の密集住宅の引っ越しのときの倉庫に使ってもいいじゃないとか、矢部川改修の問題も出ていましたので、そういったのは大和町の中できっちりと説明してきているんです。検討委員会の中で答申も出されているのはそういうことなんですよ。御理解いただきたいと思います。（「もう1点回答のあつてない、正職員が16年度と17年度は何人いたかということで」と呼ぶ者あり）

その当時、正職員が何名かは私は聞いてみないとわかりません。知りません。

大和庁舎長（高田邦隆君）

正職員の数でございますが、各年3月末での御報告になりますが、平成15年12名、平成16年10名、17年10名、19年まで10名ということになっております。

19番（太田武文君）

先ほども言いましたとおり、私はこういう購入したときから、購入して直ちに譲渡する、私の調べたところ先ほども申しましたとおり、ないと思うわけですよ。こういうことをしたら、また違う昭代地区も購入してください市長と、そして貸してくださいということがいっぱいなるですよ、こういうことしたら。笑い事じゃないですよ。三橋でもそういうことで、こうしてどどこが購入してくださいというて、はい、市長この物件を購入してください、そして私に貸してください、私は固定資産税が浮きますということであるけん、その点については市長どういうふうなお考えですか、お尋ねします。

市長（石田宝蔵君）

それはまた話のすりかえなんですね。いや、県下にあるとおっしゃっているから、私は県下で調べてみましょうということなんですね。昭代にあるから買ってくれとか、それはまた別問題ですよ。（「そういうことばかりになるですよ」と呼ぶ者あり）いやいや、そういう人の言葉の揚げ足を取るようなことば、何をおっしゃいますか。そういうことはしっかりもう少し考えていただきたい。市民の代表ですよ。私もそんな変なことはやっていません。いつも言っていますように、説明できるように、いつでもどこの場でも出かけていって説明申し上げますと。

ガラス張りの会というのもありますけど、あれも電話番号ついてるんです、かけようとして説明しようとするんですが、かからないんです。（「いや、かかりますよ、市長」と呼

ぶ者あり)いや、かかりよったら教えてください。住所もありますから行ってみますけどね、ないんですよ。あれこそ全く私は不透明なアジビラを出されていると思いますよ。

19番(太田武文君)

ただいま申しましたとおり、こういう物件を買うからこのようになるわけです。本当は私が言ったように、建物(笑声)何笑いよっとかい。建物付きの建物を県にも例がないことを、私は調べたら例がなかったわけですたいね。そういう建物を購入するからこういうことになるわけですよ。

そしたら、それはまた平行線になりますので ちょっと発言中。平行線になりますので、次に進みたいと思いますけど、市長がまた答弁したいということですので、どうぞ、市長。

市長(石田宝蔵君)

私はいつもお願いしているのは、前に進むようなことをやってほしいんですよ。(「そうだ」「私もそうです」と呼ぶ者あり)違うじゃないですか。後ろにずうっと同じことを繰り返して、合併して2年ですよ。前に進む話じゃないです。市長これをどういうふうにして片づけて、そして、どういう企業に働きかけるのかとか、そういう前向きの議論をしなきゃいけないんですよ。(「そうだ」と呼ぶ者あり)それが市民のためだと思います。(発言する者あり)それは司直の手にもゆだねてありますので。(発言する者あり)私は太田議員の御質問に答弁しただけですね。

議長(田中雅美君)

ちょっと議長の方から報告をします。

答弁、質問があったときは笑ったり、雑音ば入れんでおってください。お願いします。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

市長(石田宝蔵君)続

だから、私はこういったものについて事実が発生したとするならば、それをどのように処理をするのか、これは市民の皆さんに納得いただけるような形でしなきゃいけないということで頭がいっぱいでございます。そして、これをやはり代案として、次なる柳川の発展のためにつなげていく、こういうことの提言がプラスの提言じゃないでしょうか。

19番(太田武文君)

私も前向きでいきたいと思っておりますけど、市長に、2年になりましたけど、久留米は田主丸にダイハツが来たですよ、200名ですよ、人員は。大川もトヨタの副社長が来て、今度はハンドルか何かするということで、うちの柳川だけですよ。市長はそいけん、何をしてあるか、企業誘致はせんなど、私もそれは同じなわけですよ、前向きに。だけど、ないことを、県でも異例なことをやるけん、こういうふうな結果になる。市民の血税を使ってあるですよ。それようっと考えて行動してください。

そしたら、もう次に進みますけど、賃貸借契約されたのは旧大和町時代のことで、昨年12

月26日に賃貸借を更新されたわけですね。新柳川市になってからのことではありますが、本来ならば、申し出は6月15日にあったということであっております。それで、旧大和町時代じゃないですよ。柳川の7万7,000人になったら6カ月、12月までありましたけど、その間、議員にはピアス社より賃貸借の更新の申し出がありましたけど、再度更新したい、するべきかどうかと思いますということで、市長はそのようなことをどうして言われなかったとですかね。その点についてちょっと。7万7,000人ですよ、今度は。それについて市長の真意をお願いいたします。

市長（石田宝藏君）

私は先ほどのお話ですけれども、市長は何もしないという話ですが、ダイハツが（「いや、あなたが……」と呼ぶ者あり）いやいや、ちょっとダイハツの話もしとかなきゃいけないですよ。ダイハツがああいう新聞発表をする前に、私も情報をキャッチしておりました。関係の職員にもお話をし、私もアクションを起こしていますよ。ところが、（「結果、結果」と呼ぶ者あり）いや、だから聞かないですか、ちょっと。私が答えているじゃないですか。ダイハツは、いわゆる九州縦貫道の縦じゃなくて横に探していると。しかも、土地が安全で、安心なところ、人材も確保できるところ、そういうところで、特にあちらにおいては久留米の自動車の学校がございます。自動車の専門の学校が。大学も高校もあります。そういった人材も確保できると。浮羽にもそういった工業系統があります。そういったものでもって、立地条件、交通のアクセス、インフラの整備、そういった条件、あるいは土地が安い、受け入れ態勢もできている、人材もいる、そういうことで最終的には決まったんです。私もそういうことのアクションは水面下で起こしています。しかし、こんなイメージが悪くなってくると、来る企業も来ないじゃないですか。

だから、それをよく冷静になって考えて、私も市民の皆さんの代表ですからね。となってくると、今回の、今のお話、6月15日に来ているということですが、これは私も記憶定かたございませんが、何日ということはできていません、いやいや、わかります、教えられなくてもわかるんですよ、それくらい。でも、百条委員会ができていますね。議論がなされていきましたよ。前後するかもしれません。そういった、ずうっとこういうガラス張りの会の会報なるものが出て、しかも皆さん方に、私がなぜ継続契約をしたのかというのは、瑕疵担保がことしの12月、去年の話ですよ、去年の12月で切れるということをお百条委員会の中でも言われました。議員からも指摘されました。そういうものを、関係を切るわけにいかない部分もございました。また雇用も、やはり移転の問題に伴いまして、こちらには先ほど正社員さん10名か知りませんが、パート雇用だとか臨時雇用だとか、そういう方々まで入れて、やはり70名程度はいらっしゃるんですよ。

こうなってくると、やはり私どもとしては、一番問題になっているピアス社との関係ですね、どんなふうにして解決するのか、全部はっていかれたらそういうものも話がなかなかし

にくい。さまざまな角度から検討して、こういう1年間の継続ということで議会にもお話し申し上げて御理解をいただいた。(発言する者あり)話したでしょう。話したから議決していただいたんじゃないですか。(「こっちから指示してからたい」と呼ぶ者あり)そういうことを御理解いただきたいと思います。

19番(太田武文君)

話したというか、12月8日の全員協議会で市長に、ピアス社は12月で瑕疵担保が切れるですよということで私が聞きました。そして、今度は島添副議長が一般質問のときに言いました、それでいいですかということで僕は言ったわけですよ。市長からこういうことで来ておるとということで6カ月前に来ていますので、大和町のときの1万5,000人じゃない、7万7,000人でありますので、議員にもこうして再度更新申し入れがあっているから、こういうことで報告しますぐらい私は言ってほしかったと思うわけですよ。市民を無視しているのと同じですよ。それはどう思われるですか、市長。

市長(石田宝蔵君)

そう御理解いただくならば、おわびを申し上げなければなりません。

19番(太田武文君)

わかりました。そして、次に進ませていただきます。

最後になりましたが、私はピアス物件を購入と同時に賃貸借され、何のために購入されたか、まだ納得がいきません。市長が賃貸借するためにはピアスの不動産を購入したと同時に、私には考えられません、早急にこの物件については有効な活用方法を検討していただきたいとお願い申しまして、私の質問は終わらせていただきます。

議長(田中雅美君)

2番なよかですか。

19番(太田武文君)続

あ、2番ですね。済みません。2番については、高齢者についての回答ありがとうございました。市におかれましては、今後とも関係団体等々との連携を強化して取り組んでほしいと要望いたします。

以上をもちまして私の質問は終わらせていただきます。

議長(田中雅美君)

これをもちまして太田武文議員の質問を終了いたします。

第3順位、7番白谷義隆議員の発言を許します。

7番(白谷義隆君)(登壇)

7番白谷でございます。最後でございます。もうしばらく御辛抱を願いたいと思います。お昼になりますので、短時間で終わりたいと思います。

議長のお許しを得ましたので、発言をさせていただきます。

昨年末、立て続けに起きた県知事による官製談合事件、また、最近のゼネコン談合事件等、公共事業に対する信頼は大きく損なわれております。これらの談合事件は、基本的には政治家個人の支出、あるいは企業の身勝手な論理によるものですが、発注者である地方自治体においても、談合が起きにくい仕組みをつくっていくこともまた必要であります。そこで、きょうは柳川市の入札制度についてお尋ねいたします。

本市では合併以来、予定価格1,300千円以上の建設工事等について予定価格の事前公表が行われておりますが、私は単純な疑問として、予定価格の事前公表は落札価格の高値どまりを招くのではないかと考えております。10,000千円以上の建築工事及び土木工事について、事前公表を実施する前の平均落札率と、事前公表を実施した後の平均落札率を教えてください。なお、事前公表実施前の落札率は、新柳川市においてはありませんので、旧大和町の分を参考にお願いしたいと思います。

また、平成17、18年度における10,000千円以上の建築工事及び土木工事について、一般競争入札の平均入札参加者数及び指名競争入札の平均指名業者数を教えてください。

以上で壇上からの質問は終わります。回答をいただいた後、自席から再質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

総務部長（山田政徳君）

入札制度について2点御質問をいただいております。

まず1点目の、予定価格の事前公表をする前と後ということで落札率はどうかということですが、旧大和町では平成16年の9月1日から予定価格の事前公表が行われております。したがって、大和町との比較はそれ以前の分ということで申し上げたいと思います。建築工事が1件、落札率は99.2%でございます。土木工事が8件で、落札率は平均で97.9%でございます。

続いて、事前公表後、これは新市になってからということでございますが、平成11年度が建築工事3件分で76.5%、土木工事が54件分で98.3%でございます。平成18年度は、建築工事が10件、91.3%でございます。土木工事が60件分で97.7%でございます。

続いて、平均入札参加者数についてお答えをいたします。

平成17年度は指名競争入札の建築工事分2件で、平均6社でございます。土木工事分は54件で、平均は11社でございます。一般競争入札の建築工事分は1件で、8社でございます。土木工事分はございません。

続いて、平成18年度、平均入札参加者数でございますが、指名競争入札の建築工事が7件で、平均9社でございます。土木工事分が59件で、平均12社です。一般競争入札の建築工事分は3件で、平均は10社でございます。土木工事は1件で9社でございます。

以上でございます。

7番（白谷義隆君）

どうもありがとうございました。

それでは、まず事前公表に係る落札率の件でございますが、今の説明によりますと、建築工事については事前公表実施前が99.2%、実施後の17年度で76.5%、18年度で91.3%と、逆に下がっておりますが、実施前の99.2%は1件ということで、余り参考にはならないようですが、土木工事を見てみますと、事前公表実施前が97.9%、実施後も17年度で98.3%、18年度で97.7%ということで、事前公表が落札率には余り影響を与えていないというより、最初から高い落札率になっているようで、私が懸念した事前公表は余り影響は与えてはいないというように思いますが、ただ、土木の落札率が毎年98%前後であるのに対して、建築工事の落札率が17年度で76.5%、18年度で91.3%と、土木工事に比較すると、かなり低い落札率になっておりますが、何か理由がわかれば理由というか、原因がわかれば教えていただきたいと思えます。

総務部長（山田政徳君）

大変申しわけございません。その理由については承知いたしておりません。

7番（白谷義隆君）

もしわかれば、今後の入札制度の中でかなり参考にはなると思ったんですが、その分も検討をしていただければありがたいと思えます。

それと、土木工事の落札率を見た場合に、かなり高い落札率になっております。助役は、きのう、9月から入札制度を見直すと言われましたが、この高い入札率を見た場合に、9月までの間、応急的な見直し等の考えはありますか。

助役（島田眞司君）

これは、今回10,000千円まで公募型を下げるということになりますと、かなり業者さんの方でも準備期間が要するというふうに考えておりますので、そういう意味では、やはり9月1日からの実施が妥当ではないかというふうに考えてございます。

7番（白谷義隆君）

ただ、一般競争入札にするとか、あるいは地域の指定を見直すとか、そういった方法もとれるのではないかと思います。いかがでしょう。

助役（島田眞司君）

一般競争入札と公募型の違いでございますけど、公募型の場合には、そもそも登録していただいた業者の中から公募を受け付けるというものでございまして、一方で、一般競争入札は、そもそもそういった登録が要らないということでございます。ただ、柳川市の場合には一般競争入札であろうとも、いずれにしても市内業者の中から、特殊な工事で市内業者ではできないというものは別でございますけれども、一般的には市内業者の中から一般競争をしていただくわけでございますので、そういう意味では、公募型と一般競争入札は市の工事としては全く同じということでございます。

したがいまして、公募型について従来30,000千円だったものを10,000千円の小さな工事まで広げてはどうかということで今検討しているところでございます。

7番（白谷義隆君）

はい、ありがとうございました。

次に、入札参加者数についてでございますが、一般競争入札における入札参加者数が平均で8社から10社ですか、かなり少ないようですが、これも合併協定による地域指定によるものと、きのう説明がなされたようですが、これはこの地域指定によるものですか。

助役（島田眞司君）

公募型でございますと、基本的にはAクラスの、A級の業者さんから公募いただくということでございますけれども、例えば、大和でも三橋でも13社ないし14社ぐらいしかございませんので、その中から公募を受け付けるわけでございますから、おのずとどうしても参加者数が少なくなるということでございまして、そういう意味で、19年度からは公募型については1市2町の壁を取り払いまして、市内業者全体からということになりますと、もうこれは30社とか40社からの枠の中から応募いただくわけでございますので、かなりそういった入札参加者がふえるのじゃないかということで考えてございます。

7番（白谷義隆君）

わかりました。今、指定を解除して、市内全部からとるというお話であります。この場合に、市外の業者さんについては特別の事業は別としまして、市外業者の参入についての考えはありますか。

助役（島田眞司君）

先ほども御説明しましたように、特別な工法を使うような工事、こういったものについては市内業者さんの方には例えば実績が全くないということになりますと、本当にしかるべき品質の工事が施行できるのかという問題もございまして、そういったものについては特別なものとしてやっぱり市外業者を入れざるを得ないような案件も出てくる可能性もございすけれども、基本的には、例えば、18年度1年間見ても、市内業者にできないような特殊な工事は余りなかったというふうに考えてございます。

7番（白谷義隆君）

確かに、私自身も市内業者でできる分については市内業者ですと、これはもう地元の企業育成、あるいは市内の経済活性化からも当然だろうと思いますが、ただ、地域を指定したために正当な競争といえますか、競争性が損なわれるようなことがある場合については、やはり市外の企業も入れていくと、そういう検討もなされるというか、そういう考えも持っていたきたいなというふうに考えております。

助役（島田眞司君）

とりあえずは19年の9月から1市2町の壁を取り払って公募型の指名競争入札を行うわけ

でございますので、そういったときの状況を見ながら、また議員御指摘のようなことも場合によっては検討しなければならないこともあろうかと思えます。

7番（白谷義隆君）

はい、ありがとうございました。

最後になりますが、今、公共事業に対する住民の関心、そして厳しい目が注がれております。ですから、公共事業の透明性を図るために、私は入札結果等について市のホームページで公開すべきではないかと考えますが、情報公開はしますから役所に来てくださいということではなく、行政側から積極的に住民に情報を提供して、そして、常に住民のチェックを受けていく、このことが公共事業の透明性と競争性の高い入札制度を確立することができる手段だと考えておりますが、これについてお答えをお願いしたいと思います。

総務部長（山田政徳君）

入札結果をホームページに掲載したらどうかということでございますが、それはまさに議員おっしゃるとおりでございますので、早速検討させていただきます。

以上でございます。

7番（白谷義隆君）

はい、ありがとうございます。ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして（「議長、動議をお願いします」と呼ぶ者あり）暫時休憩をします。

午前11時57分 休憩

午後0時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで、先ほど森田議員の方から発言訂正動議ということで提出されておりますので、森田議員、発言をお願いします。

8番（森田房儀君）

私は、きのう、三小田一美議員に対する市長の答弁の中で、「森田議員さんも賛成じゃったやっかんも、じゃなかったですか」ということを言われました。これは、いわゆる平成15年の7月22日の臨時議会における議決に基づいて7月25日に契約が結ばれておるわけでございまして、私は15年の4月まではおりましたけれども、7月22日には議会には私はいないんですよ。非常にそのときには大和町いっぱい、たくさんの怪文書を回されまして、ばらまかれまして、選挙は私の不徳のいたすところで落選いたしましたけれども、いないのにあなた賛成じゃったやっかというようなことについて、私は重大な発言だと。特に、この問題につ

いては聞くところによりますと、裁判所でまで森田議員は賛成じゃったというようなことを実は言われておるといようなことも聞くわけでございまして、これは大変な問題だと。この本会議場でまたそういうことを繰り返されるならば、きちっと訂正をしてもらっておかなきゃ困るということでございます。

まず、私が賛成であったかどうかということでございますが、私は基本的に反対でありました。ただ、まず最初に当時の石田町長から説明を受けましたときには、何か目的がありますかと、企業誘致か何か計画がありますかと、そしたら、いやありませんと、ただ、給食センターだけをぜひつくりたいと思います。9,000坪以上のものの中で給食センターをどげんすっですかと、それは別のところでもいいじゃないですかといようなことで私は申し上げた経緯がございます。じゃ、その後の部分はどうかと、いや、何も計画はありません。これは冗談の話、ちょっとした話ですが、中学校を移転させたらどうかといような、そういう話もないことはないです。その程度でしたから、そんなばかげた話がありますかと、目的はないけれども買っておきたいと思えますけん、どげんでございましょうかと議会に相談を受けても、議会からは返事のしようがないじゃないですかといことを申し上げた経緯がございます。

その後、第2回目に当時の津村議長に、いわゆるピアスアライズに同道願いたいといことで全協がありました。その全協の中でも、議長が町長と同行したらどうかとい話がありました。議長、大変なことだと、これは今の町長と一緒に同行したら議会が全面的に認めたといことを言われてしまいますよ、今回はピアスについて町長と同行するのはやめた方がいいですよといことで、全協の中でそういう進言をいたしまして、その中で議長は、全協がそういう結論であれば行きませんといことでおやめになった経緯等もでございます。

ただ、その中で、本木昭典議員と言われる方が不動産業をおやりになっていましたので、その不動産の取引の内容についてはあなたが専門だから、ひとつその部分についてはただしてくださいといことを申し上げておまして、本木昭典議員が実はその当時、少なくともこの不動産鑑定評価書、これおかしいじゃないですか、これは大和町が買う場合に大和町から複数の鑑定業者に頼んで、ですから、そういうことを頼んで、大和町がとるべきですよ。ところが、そうじゃなくして、これはピアスアライズの、ただ一枚ピラの鑑定評価書じゃないですかと、そういう発言をされたときに、いわゆる重要事項説明書、物件説明書、詳しいものがないじゃないですかといことまで質問があつておるんですよ。ところが、きょうの発言でも非常に、私は知りませんでしたといようなことで、あいまいもことしている。この取引そのものが非常にずさんな形の中で行われてしまつておるといことの中で、私に対して「あなたも賛成じゃったやっかんも」とい発言をされたといことは大変な誤解を招くおそれがあるといことがございますので、市長の方からその部分につきまして発言がありましたらお願いを申し上げたいと思います。

議長（田中雅美君）

市長、答弁をお願いします。

市長（石田宝藏君）

今、森田議員話されましたように、7月の議会ではもういらっしゃいません。そういうことで、私は全協なりの中で御賛成いただいて、最終的には御理解いただいたとしておりました。

そういうことで、事実そういう失礼なことを申し上げたならば訂正をさせていただきますが、確かに平成15年4月からは、4月まで任期がございましたけれども、その後はいらっしゃいませんので、それは客観的事実でございますから、御理解いただきたいと思います。

議長（田中雅美君）

いいですか。訂正されたけん、それでいいでしょう。

8番（森田房儀君）

訂正をいただきましたのは大変ありがたいことではありますが、やっぱり短期間の間でも誤解を招くような発言があったということについては、少なくともおわびの一言もあっていいのではないかというふうに思います。

市長（石田宝藏君）

おわびを申し上げておきたいと思います。

8番（森田房儀君）

どうも貴重な時間を割いていただきまして、大変ありがとうございました。

これで、この件につきましては終わりたいと思います。

議長（田中雅美君）

以上をもって本日の日程すべてを終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時9分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成19年3月22日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
助	役	島	田	眞	司
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	曲	豊	喜
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
企	画	大	坪	正	明
財	政	櫻	木	重	信
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	金	子	健	次
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	乗	富	三	男
議	会	事	務	局	主	櫻	木	恵	美
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	庶	高	口	佳	人

5. 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
 日程(2) 各委員長報告について

1．総務委員長報告について

- 議案第2号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第9号 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第11号 柳川市掘割を守り育てる条例の制定について
- 議案第12号 柳川市副市長の定数を定める条例の制定について
- 議案第13号 柳川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

2．産業経済委員長報告について

- 議案第21号 国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の受託について

3．建設委員長報告について

- 議案第3号 平成18年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第7号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成19年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第20号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

4．教育民生委員長報告について

- 議案第5号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第6号 平成19年度柳川市老人保健特別会計予算について
- 議案第8号 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 議案第14号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について

5．予算審査特別委員長報告について

- 議案第4号 平成19年度柳川市一般会計予算について

日程（3） 一般質問等に関する真相解明について

（一般質問等に関する真相解明特別委員長報告）

日程（4） 議案第36号 柳川市副市長の選任について

日程（5） 議案第37号 アスベストの即時撤去を求める決議

日程（6） 請願について

- 1 請願第2号 浦島橋架け替え工事に伴う請願書

日程（7） 政治倫理条例制定等に関する特別委員会の設置について

日程（8） 議会広報編集特別委員会の設置について

日程（9） 選挙第1号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

日程（10） 閉会中の継続審査申し出について

- 1 請願第1号 隅町北団地跡地利用に関する請願

日程（11） 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

午前10時1分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成19年第2回柳川市議会定例会最終日の日程について、3月20日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

日程2が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開後、各委員長報告ごとに、質疑、討論、採決といたしております。

日程3が、一般質問等に関する真相解明についてであります。本件は、委員長報告をもって調査を終結する取り扱いといたしております。

日程4が、議員提出の議案第36号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程5が、議員提出の議案第37号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程6が、請願についてであります。本定例会の会期中に請願1件が提出され、受理いたしております。請願第2号は、建設委員会に審査を付託の上、閉会中の継続審査といたしております。

日程7が、政治倫理条例制定等に関する特別委員会の設置についてであります。

日程8が、議会広報編集特別委員会の設置についてであります。

日程9が、選挙第1号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙についてであります。この選挙は、指名推選の方法によることにいたしております。

日程10が、閉会中の継続審査申し出についてであります。

日程11が、閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。議長の命を受けましたので、ただいまより総務委員会の審査結果を御報告申し上げます。

3月5日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4、結 果

(1) 議案第2号

原案可決

本案は、平成18年度柳川市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

補正前の予算額「294億2,286万円」から「6億7,830万円」を減額し、歳入歳出それぞれ「287億4,456万円」とするものであります。

審査の過程において、地方バス運行維持費補助金の算定根拠、特定高齢者把握のための生活機能評価事業の事業内容、水産業費の海苔佃煮加工施設設置事業費等の減額理由、及び、市債償還利子の利率等について質疑応答がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第9号

原案可決

本案は、平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、予算総額は、歳入歳出ともに「5千円」の科目開設の予算となっております。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3)議案第11号

原案可決

本案は、柳川市掘割を守り育てる条例の制定についてであります。

合併協議会の調整内容に基づき、合併後、旧柳川市の区域を対象とした暫定条例として施行している当該条例の内容の一部見直し、新たに市全体を対象とする条例として制定しようとするものであります。

審査の過程において、この条例の推進に関し審議会の積極的な活用、及び、護岸工事を行う場合の景観の保全や魚介類等に対する自然環境の保全等について質疑応答がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(4)議案第12号

原案可決

本案は、柳川市副市長の定数を定める条例の制定についてであります。

昨年6月に制定された「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、本年4月から助役に代えて市に副市長を置くものとされたので、その定数を条例で定めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(5)議案第13号

原案可決

本案は、柳川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法の規定に基づき、人事行政運営における公正性、透明性を高めることを趣旨として、新たに条例を制定しようとするものであります。

審査の過程において、公表する項目に関して、職員の新規採用の選考過程や退職した職員の市の関連団体への就職についても検討されたいとの意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で総務委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（樽見哲也君）（登壇）

おはようございます。議長の発言許可がありましたので、ただいまより産業経済常任委員会の結果を報告いたします。

3月5日の本会議で当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件は記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

4、結 果

(1)議案第21号

原案可決

本件は、国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の受託についてであります。

柳川市、久留米市、筑後市、大川市、大木町の区域の国営筑後川下流土地改良事業造成施設にかかる事務の一部を柳川市に委託し柳川市がこれを受託することについて必要な事項を定めるものです。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（三小田一美君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の委員長報告を申し上げたいと思います。

去る3月5日の本会議において、付託を受けた議案4件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告を申し上げます。

1、2、3の案件につきましては、記載のとおりでありますので、省略をさせていただきますと思います。

4、結果について報告をさせていただきます。

4、結 果

(1)議案第3号

原案可決

本件は、平成18年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

単独事業費の減額及び平成17年度決算繰越金の確定による一般会計繰入金の減額、借換債の額の決定による市債、公債費それぞれの減額が主なものでございます。

補正前の予算総額「16億8,421万9,000円」から、歳入歳出それぞれ「1億1,573万円」を減額し、予算総額「15億6,848万9,000円」とするものです。

予算の内容について、執行部より詳細な説明を受け、現在までの進捗率や今までに要した事業費等の質疑がされました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

(2) 議案第7号

原案可決

本件は、平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出ともに19億700万円であります。

予算内容について、執行部より詳細な説明を受けました。

委員より加入率の質問があり、今後の加入率向上への意見がなされました。

審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3) 議案第10号

原案可決

本件は、平成19年度柳川市水道事業特別会計予算についてであります。

まず、収益的収入及び支出については、事業収益「13億8,387万5,000円」事業費用「14億1,153万6,000円」であります。次に、資本的収入及び支出については、収入「4億3,641万9,000円」、支出「7億8,367万8,000円」であります。収入額が支出額に対し不足する額「3億4,725万9,000円」は、内部留保資金で補てんされることになっております。

予算内容について、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原案可決と決定をいたしました。

(4) 議案第20号

原案可決

本案は、市道路線、15路線の新設認定と8路線の認定変更、9路線の廃止についてであります。

これは道路法第8条及び同法第10条に基づき、市道認定、変更及び廃止をするものです。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上をもちまして、建設常任委員会の報告は終わります。

議長（田中雅美君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（太田武文君）（登壇）

おはようございます。議長の命を受けましたので、教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

3月5日の本会議において、当委員会に付託を受けました議案4件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告いたします。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席、3、案件につきましても、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4、結 果

(1)議案第5号 原案可決

本案は、平成19年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに「99億1,700万円」としております。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(2)議案第6号 原案可決

本案は、平成19年度柳川市老人保健特別会計予算についてであります。予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに「88億1,600万円」としております。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定しました。

(3)議案第8号 原案可決

本案は、平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてであります。予算規模といたしましては、歳入歳出ともに「727万6,000円」を計上しております。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(4)議案第14号 否 決

本案は、柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定についてであります。

当委員会としましては、前回提案された議案とも比較し、慎重に審議をいたしました。その中で、

「前回よりも安くなっているということには執行部の努力は認めるが、時間をかけて業者とコンタクトをとれば、もっと安くなるのではないか。」

「指定管理者を1社に指定すると、競争原理が全く働かない。企業努力もない。市の指定を受けることで業者の驕りを招くおそれがある。」

「市で施設を管理するということになれば、取替時に財政が持てるか。また、孫子にまで大きな負の財産を残すのではないか。」

「現行制度の改善で設置基数をふやしたらどうか。」

などの、反対意見がありました。

審査の結果、賛成少数で否決と決定致しました。

以上をもちまして、教育民生委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

議長の命を受けましたので、予算審査特別委員会の審査結果を御報告させていただきます。

3月5日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者については、記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

3、案 件

(1)議案第4号 平成19年度柳川市一般会計予算について

4、結 果

(1)議案第4号

原案可決

本案は、平成19年度柳川市一般会計予算についてであります。予算規模としましては、歳入歳出ともに「268億7,400万円」とし、前年度と比較して額にして11億2,100万円の減、率にして4%の減となっております。

当委員会は、3日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、主に、基金繰入金、市債の状況などについて質疑がありました。

歳出審査では、主に、人件費の状況、各種補助金の内容、また、公債費と地方交付税との関連などのほか、経費削減と行政サービスの調整などで質疑がありました。

当委員会といたしましては、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終わりましたので、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時26分 休憩

午前11時6分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第2号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第7号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第11号 柳川市掘割を守り育てる条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第12号 柳川市副市長の定数を定める条例の制定については、討

論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第21号 国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の受託については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設常任委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第3号 平成18年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第7号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第10号 平成19年度柳川市水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。浦議員。

3番（浦 博宣君）

3番浦です。質疑通告に従いまして、委員長に質問をさせていただきたいと思っております。

教育民生の議案第14号につきましての審議をなされたところでございますが、この中で、質問といたしますが、御意見が出ております。「市で施設を管理するという事になれば、取りかえ時に財政がもてるか。また、孫子にまで大きな負の資産を残すのではないか」というような御意見も出ております。

この件につきまして、私はいろいろと多方面から考えさせていただいて、委員長に質問させていただきたいと思っておりますが、現在、公共下水道事業総事業費は約380億円近くかかるということでございます。この中で、柳川市、世帯数2万3,800世帯ございますが、1世帯当たりになりますと1,600千円かかるということでございます。これは、下水道計画区域内、区域外の下水道に加入できない人でも、市民すべてが税金として負担をするわけでございます。

また、今回、本議会に提出されております議案第3号、それから議案第7号、下水道事業の特別会計補正予算、また19年度の特別会計予算、議案第3号につきましては、1,568,480,900円、補正後でございますが、また、議案第7号の下水道事業特別会計、本年度19年度の予算でございますが、1,907,000千円かかっております。これだけの巨費を投じて、この下水道工事が行われております。

しかしながら、このことにつきまして、委員から質問が出ております。質問といたしますが、意見といたしますが、非常に加入率が悪いから加入向上の意見も出ておるということでございます。せっかくこれだけの巨費を投じてつくった下水道工事が加入率がないと、低いというような御意見だろうと思っております。孫子にまで大きな負の資産を残すのではないかと、いう御意見に対しましても、逆にこのことが孫子に対して負の資産を残すのではないんですか。そのことについて、委員長に御質問をいたしたいと思っております。

教育民生委員長（太田武文君）

浦議員の方から、孫子とか、いろいろ負の資産ということで質問がありましたが、委員会では私の方から、ただいま委員長報告いたしましたとおりでございます。

3番（浦 博宣君）

報告いたしましたということではございません。私ちょっとおかしいんじゃないかと思っておりますが、こういうふうなもろもろの案件は議案第14号には含んでおるんですよ。（「含んで

ない」と呼ぶ者あり)多方面から考え 含んでないということじゃないんじゃないですか。
(「含んでない」と呼ぶ者あり)多方面からこの問題は考えて、そしてどう考えるか。
(「考えるのが……」「やかましい、質問中だ」と呼ぶ者あり)そこら辺について、委員長としてどうお考えになるのかということをお聞きをしておるんです。(「どうぞで言いよったよ」と呼ぶ者あり)

うんにゃ、討論とか何とかじゃないんじゃないですか。その1点の質問について、私が申し上げた、委員長としてどうお考えになりますかということをお聞きを。

教育民生委員長(太田武文君)

私の個人的な意見は述べられません。したがって、そのようなことについては、委員会では特に発言ありませんでした。

以上です。

3番(浦 博宣君)

そしてまた、「指定管理者を1社に指定すると、競争原理が全く働かない。企業努力もない。市の指定を受けることで業者のおごりを招くおそれがある」ということでもございます。御意見にですね。このこともいろんな方面から考えますと、旧柳川、旧大和町、旧三橋町、それぞれ区域分けをしながら業者を選定するということもできるんじゃないでしょうか。だから、いろんなこういうふうな質問に対して、委員会としてどう考えていくのか、本当に慎重審議をされたならば、何でそこら辺の答えが出ないかということをお聞きをしております。そのことについてはどうでしょうか。

教育民生委員長(太田武文君)

先ほども申しましたとおり、委員会ではそのような発言は特にありません。

以上です。

議長(田中雅美君)

ほかにありませんか。

13番(伊藤法博君)

委員長にお尋ねいたしますけれども、まず最初に、第8号ですね、柳川市住宅新築資金等特別会計に一般財源より3,000千円の繰り入れがなされていますが、何のための繰り入れがお尋ねをいたします。

そうすると、14号についてでございますけれども、指定管理者の問題は浄化槽の維持管理についてであり、それほど競争原理の働く余地はないと思いますが、他市町村との負担金の比較はなされたのかどうか。

それに、次に、現行の個人設置型で設置をふやしたらいいとのことですが、市民負担が市町村型より40数万負担増になることをどう考えているのかお尋ねをいたします。

教育民生委員長(太田武文君)

8号につきましては、市からの補助金の繰り入れであります。

それから、14号、 につきましては、委員会での審議はいたしておりません。

2番につきましては、私の個人的な意見は述べられません。

以上です。

13番（伊藤法博君）

8号の特別会計に3,000千円の繰り出しは、一般財源から繰り入れたというだけで、その使われるのは何の、この住宅新築特別会計事業はもう一応終わって、あとは元利償還のやつが残っておるだけで、そういったやつに何で3,000千円繰り入れなければならないのか、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

そうすると、ほかの市町村とは比較をされなかったと。個人設置型との補助金の違い、40数万の違いについては答えられないということですが、これは1万基を設置するといえ、やはり40数億の市民負担が市町村型に比べれば増加するということですね。そうすると、40数億という金は、売り上げから1割の所得率をしたとしても、400数十億の売り上げをしないと、この所得というのは入らんわけですよ。そういった大事なことを、やはりどのように検討されたか、市民にそれだけの負担を押しつけていいのかどうか、その辺のことをお尋ねいたします。

教育民生委員長（太田武文君）

今、伊藤議員からの質問は、全員協議会もあっております。例えば、これはよその市町村との比較とか、私たちの委員会ではそういうことをすることはできないわけですよ。それは執行部に聞いてください。その委員会もあっていきますので。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それと、質疑についてもまた議会であっておりますので、市町村はどこがどのようになっているかも、そのときの会議で聞いてください、委員会ではそのような意見は一切ありません。

以上です。（「特別会計のやつを答えていない」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

特別会計です。

教育民生委員長（太田武文君）

それは、補助金の先ほども言いましたとおり、返済のための繰り入れです。

13番（伊藤法博君）

だから、何のための繰り入れですかい。

教育民生委員長（太田武文君）

先ほども言いましたとおり、繰り入れですち言っても、執行部にそのときどうして聞かなかったとですか。

以上です。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

13番（伊藤法博君）

8号の特別会計に対する3,000千円の繰り入れというのは、恐らくそういった新築された方々の元利償還をされていない分を市が負担して補てんしてやっているんじゃないかというようなことでありますので、その辺はやはり委員会としても適正な処置をお願いしたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それに、市町村型に比べて40数億も市民に余計負担をかけるような個人設置型の浄化槽をやりなさいというのは、私はどうしても皆さんどう考えてあるのかですね、その点を再度お尋ねいたします。

教育民生委員長（太田武文君）

先ほども申しましたとおり、私の個人的な意見は述べられません。

先ほども回答いたしましたとおりですので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

22番（藤丸正勝君）

22番藤丸ですけど、今さっき2人の議員の質疑に対して、太田委員長はすばらしい明確なる答弁だったんじゃないかならうかと思えますけど、この14号議案に対して、これは最初から否決というような方向で審議がされたんじゃないかならうかという、私ちょっと不安を持っておりますけど、この意見書の中には、その反対意見のことを報告だけしかありませんので、それですね、この賛成意見ということもあつたんじゃないかと思うわけですよ。

それで、賛成意見があつたら、賛成少数ということでもありますので、この賛成少数、何対何、何名が賛成して何名が反対やったか、これちょっとはっきりここで申し上げてもらいたいということでございます。

それと、また安くなるのではないかとか、どういうふうにしたら安くなるかと、業者とコンタクトをとりながらと、安くなるんじゃないかならうか、それはまあ一理あるやろうと思うわけですよ。そうした場合、やはり委員会としては、こういう安くなるだらうということであれば、やはり継続審議をしてでも調査をする必要がないだらうかと思うわけですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）今、太田委員長、その調査は委員会ではされないというような発言でございましたけれども、やはりこれだけ、反対だと固定したような報告ではありませんので、やはり継続をしてでも何か前向きな結論を委員会で見出すような今後の話し合いができなかったらうかと、そういうふうな疑問も持つわけですよ。そういうことで、意見の委員会での賛成の意見と、どういう方が反対されたかですね。それと、今言いますように業者の方たちとコンタクトをとれば安くなるというようなことが、調査に今後されるか、その点をお聞きいたします。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

委員長も本当大変でございます。もう十分な審議をされて、否決という結果でございますけれども、やはり継続と、私は継続で今後また勉強されるんじゃないかという期待感を持っておりましてけれども、残念ながら否決ということでございます。でもやはり賛成の方が2人くらいおられたという話も聞きますので、全員反対ということで否決ということだったら私何も言いませんけど、やはり賛成をする方がおられたということでありましたならば、もう一度こういう市民の軽減負担になるというところを執行部の方へ委員会としては調査をしてもらって、またここはこげんしたらこげん安くなると。いや、もっと安くなるやろうという考えでもありますよ。やはりそのところを、高どまりするじゃなくて、こうしたら安くなるという代案を持ってでも委員長報告をしてもらいたかったなという気持ちでございます。答えは要りません。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第5号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号 平成19年度柳川市老人保健特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第8号 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第14号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について討論を行います。

11番矢ヶ部広巳議員から反対討論の通告がっておりますので、矢ヶ部議員の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

11番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ました。私は議案第14号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定については反対討論します。

本議案は、さきの12月定例会で否決された案件であります。

市長は、否決された当日の記者会見で、「同案を見直し、再提案する」と発表されました。余りに議会を軽視した行動であります。再提案されたものは、浄化槽設置について分担金を5人槽で11,600円、6・7人槽で6,800円値下げされております。また、使用料については、9段階の人槽区分を月額500円から5,700円の幅で値下げされております。これではまるでバナナのたたき売りであります。もう一声で、もっともっと安くなるのではないかと勘ぐらざるを得ません。子供だましの感じさえいたします。

私は、12月定例会でも反対討論させていただきました。重複はできるだけ避けたいと思いますが、その中で、世間は5割引、ひどいのは7割引の時代であるということをお述べしました。ところがどうでしょうか、合併浄化槽8割引のチラシが新聞に入ったそうじゃありませんか。つまり、市町村型の一番の売りだった個人負担が大幅に安くて済みますよは消えてなくなったということではないでしょうか。私たちはなぜ合併したのでしょうか。これからますます財政が厳しくなっていきます。国からの交付税もどんどん減らされていきます。行財政改革をやり、むだを少しでもなくしていこうということで新しい柳川市が生まれたのであります。その思いに逆行する本議案こそ第2の夕張市になってしまいます。子や孫にツケを残す市直営の合併浄化槽なんて私は反対であります。あえて訴えます。官から民のときに、なぜ民から官でしょうか。納得いきません。

終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

3番（浦 博宣君）（登壇）

3番浦です。議案第14号に対しまして、賛成討論を行います。

現在、柳川市で進められている公共下水道事業の総事業費は370億円の予定であります。柳川市2万3,800世帯での金額を割ってみますと、1世帯当たりの負担額は約1,600千円となります。この金額は、公共下水道計画区域内の人も、区域外の公共下水道に加入できない人も、市民すべてが負担する金額であります。最終事業費は変更などの理由でもっと膨らむことが予想されます。これだけの巨費を投入しても、柳川市2万3,800世帯の中の7,750世帯、つまり全体の33%しか整備できません。

私は、政治の基本は市民の公平な負担と公正なサービスと考えます。この市町村型合併浄化槽設置事業は、市の財政状況を深慮し、市や市民の負担の軽減を最優先し、市民の環境や産業振興、そして、健康で文化的な暮らしの向上などを念頭に置いた施策と考えます。

市民にとっても市にとっても、大変すばらしい、いい事業だと私は思います。これに反対されるということは、私には全く理解できません。まさに石田市長のマニフェストつぶしと思わざるを得ません。この事業の推進こそが、水郷柳川にとって、また有明海再生の最重要課題だと考えます。

よって、議案に対し、賛成討論といたします。

議長（田中雅美君）

次に、反対討論をされる方はありませんか。

1番（島添達也君）（登壇）

議長より発言の許可を得ましたので、私は、このたび提案の柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例案には反対の意を表明するものであります。

なぜなら、このたびの修正部分は、1、第7条、分担金の負担、すなわち5人槽の浄化槽本体価格を102千円から90,400円に、すなわち11,600円値下げする。2、第10条、使用料の徴収、5人槽の使用料月額4千円を3,500円に改める。3、第18条、既存の浄化槽の寄附採納及び維持管理、この条例の施行前に設置された浄化槽については、合意があれば3年にさかのぼって寄附採納を受けた後に、市で維持管理を行うことができるものとするといったところが骨子であります。

果たして、これで修正案と受けとめることができるでしょうか。私には、小手先の数字いじりとしか思えません。なぜなら、公共工事で設置した個人の敷地内の浄化槽を市の公共施設として市が所有し、維持管理していくといったもろもろの問題を抱えた根本の構造には全然メスが入っておりません。そのことをそのままにして、この事業を推進すれば、設置者にとっても市にとっても財政上の負担にとどまらず、さまざまな不利益が生じることは必定であります。

まず第1に、設置工事から維持管理に至るまで、すべて高値どまりになる可能性がある不安はぬぐえません。現在、民間工事の現場では、企業努力、企業間競争によってかなりの低

価格で設置工事が行われています。この市町村型直営方式では、その努力が必要ないようになりません。また、この方式では、24業者が48業者に倍増する可能性があります。あとは推して知るべしであります。

さらに将来、耐用年数が過ぎて改修改築の必要が生じたとき、国には、その受け皿となる補助制度は準備されておらず、すべて市の一般財源で対応しなければなりません。そのほか、下水道行政で4通りのサービスの格差が生じること。柳川市の水の浄化対策は、家庭用排水の整備だけでは十分ではないことは自明の理でありますから、元利償還を含めれば、総額190億円にも上る巨額の公費をこの事業だけにつぎ込まないで、現行の個人設置方式に若干の補助金を上乘せする方法で、浄化槽設置事業を推進しつつ、同時に、このたび整備された柳川市掘割を守り育てる条例、いわゆる水の憲法を具現する施策を早急に事業化するべきであることを提言して、私の反対意見といたします。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

13番（伊藤法博君）（登壇）

13番伊藤でございます。私は賛成の立場から討論をいたします。

全国平均、あるいは福岡県の汚水処理率は80%というのに、柳川市の汚水処理率は何と30%と、異常な低さです。この柳川市の汚水処理率の低さが、水郷柳川のイメージダウンの大きな要因になっています。生活雑排水が処理されずにクリークに流入し、ヘドロが堆積する大きな原因にもなっています。クリークの水が少なくなると、ヘドロによる悪臭が発生し、観光客のひんしゅくを買っています。また、生活雑排水の垂れ流しが有明海の環境悪化の要因になっているのも事実であります。柳川市にとって汚水処理率の向上は喫緊の課題であると言わなければなりません。しかし、従来の個人設置型ではスピードが遅く、汚水処理率が90%を達成するのは約30年ほどかかります。観光産業も地域間競争の時代、このままでは水郷柳川の観光はおくれをとってしまいます。また、有明海の再生も待たないで済むし、クリークのヘドロも軽減できません。

こうした中で、小泉前総理が進めていた構造改革の一環である地域再生計画の中で、水郷柳川の水環境再生計画が福岡県と柳川市の申請で、内閣府より平成17年6月に認められました。全国の関連予算800億円のうちの100億円を確保し、10年間で1万基の合併浄化槽を設置し、平成26年には浄化率90%を達成しようとする画期的な事業であると思います。

従来の個人設置浄化槽整備事業では、浄化槽の維持管理は個人が浄化槽管理業者と契約をして、水質検査、汚泥の処理等をしてもらうことになっています。しかし、浄化槽の適正な管理を怠ったために、浄化槽が機能しなくなり、垂れ流しの状態にあるようなものが散見されるようになりました。

そこで、合併消化層は市町村が適正に管理すべきだということで、今回の市町村型設置浄

化槽整備事業が実施されるようになりました。そのために、従来の個人設置整備事業に比べれば、国、県の補助率が大幅にアップされています。国、県の補助は個人型が制度的に事業費の25%、市町村型が事業費の65%となっています。すなわち柳川市の負担額は、個人型が75%、市町村型が35%と、市民と柳川市の負担額が制度的に半分以下になっています。市町村型が個人型に比べ、負担額が仮に400千円少なければ、1万基で40億円市民負担が少なくなります。40億円の市民負担の軽減が大したことではないのでしょうか。40億円の所得を得るためには、1割の利益率では400円の売り上げが必要となります。柳川の最大の基幹産業であるノリの年間売上額ですら、120億から130億円でしかありません。いかにこの40億円の所得を得るために努力が必要かということがわかると思います。

市町村型設置事業は、個人設置事業に比べ、市職員の数を10数名ほど増員しなければならないから、人件費がかさみ、財政を圧迫するとの指摘がありますが、現在の柳川市の職員は、合併により適正数510人より77人もオーバーしているわけで、この事業のために新たに職員を採用する必要はありません。余剰人員を喫緊の課題のために配置転換を行うことは有意義なことでもあります。

また、市町村型では、浄化槽は市の財産だから、破損や老朽化した浄化槽はすべて市の責任で取りかえなければならないため、莫大な財政負担が発生する。このことについては、市の財産であろうと個人の財産であろうと、いずれ取りかえる時期が来るもので、浄化槽を設置した以上は、市なり個人なりで負担すべきものであります。市がやるか個人がやるかの違いだけです。大事なことは、浄化槽の維持管理が適切に行われて、水環境の保全が保たれることでもあります。公共下水道にしる農村集落排水事業にしる、施設の修理、改修はしなければなりません。その場合、国、県の支援がなければ市町村では対応できません。そのことを考えると、合併浄化槽も国、県の支援があるはずで、そして、平成19年度には国はこの件について概算請求を行っております。公共下水道等に財政支援があって、合併浄化槽に支援がないとすれば、施策の公平性が損なわれます。

また、40年、50年以上先の老朽化した浄化槽の取りかえに対して、財政上の対策が現在とられていないため、将来多額の財政負担を招くおそれがあるという理由で、当面の最重要課題を先送りするという論理は本末転倒した意見であると思います。

さらに、柳川市公共下水道は全体計画7,750世帯に対して、379億円の事業費がかかるのに、市町村型整備事業では、1万世帯に対して107億円と、1世帯当たりになると4分の1以下の費用で、しかも短期間で事業が行えます。市町村型浄化槽整備事業は合併協定に盛り込まれていなかったから協定違反だという意見もありますが、市民にとって有利な制度が新たに施行されたのであれば、当然活用していくべきだと思います。

市財政が厳しいときだけに、市及び市民にとって、負担が少ない市町村型浄化槽整備事業で早く早急な浄化率の向上を図り、柳川市の住環境の改善、水郷柳川のイメージアップ、有

明海の早急な再生が図られることがぜひとも必要であります。

先ほど矢ヶ部議員の方から、浄化槽の5割引、6割引、ひいては8割引というような広告が出ておったということでありまして、もしそうであれば、市がそういったやつを入札して、5割引、6割引で入札で手に入れて、それを業者に渡せば、市の負担も少なくなるし、個人の負担も少なくなるわけですので、その辺のことは、矢ヶ部議員の言われるのはおかしいと思います。

この市町村型合併浄化槽事業についても同様ですが、市長選挙時の市長の主なマニフェストに対する〔発言取消〕の一連の行動は、市長のマニフェストつぶしを執拗にねらったものと私は理解しています。

例を挙げれば、石田市長みずからの3選以上の多選禁止条例を提案しても、正当な理由もなく否決しましたし、県南女性センター存続に対しても、〔発言取消〕の執拗な反対に遭い、スムーズな存続とはいかず、市民3万5,000名の存続を願う署名活動により、県が仲裁に入り存続し、一部解体し、温水プールのみ利用ということで決着が図られました。何で一部解体をする必要があったのか、何で施設を十二分に生かすことができなかつたか、いまだに私はわかりません。そして、市長のマニフェストにある水環境下水処理計画を広く見直すというもので、これが市民負担が大幅に軽減される市町村型合併浄化槽設置事業なのであります。しかも、〔発言取消〕の皆さんは、これまた執拗に反対をされ続けています。私は、この〔発言取消〕の皆さんの反対される理由は、反対のための反対であって、的を射た反対とは思えません。

よって、今回の市長提案も〔発言取消〕の皆さんの市長マニフェストつぶしの一環であると思わざるを得ません。多くの議員が市民本位の決断をされるようお願いしまして、私の賛成意見といたします。（「関係ないぞ」「そうだそうだ」と呼ぶ者あり）

8番（森田房儀君）

今の発言の中で、〔発言取消〕というのはどこなのかですね。そういう不穏当、不適切な発言についてはお取り消しをいただきたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

伊藤議員に申し上げます。ただいまの発言は不穏当と認めますので、発言の取り消しを命じます。-〔発言取消〕-の件があったでしょう。（「〔発言取消〕ですか」と呼ぶ者あり）はい。

13番（伊藤法博君）

それは私が言いよるだけであって、私は討論の中の発言ですから。（発言する者あり）私の考えを言いよっとやけん。

議長（田中雅美君）

伊藤議員、どうですか、その辺。その点だけ。

13番（伊藤法博君）

私は、私の考えで討論したわけですから、取り消す必要はございません。（「よし」「いいぞ」「ちょっと休憩とって」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をとります。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論をされる方はありませんか。

21番（大橋恭三君）（登壇）

21番の大橋です。賛成の立場で討論を行います。

なぜ賛成かといいますと、内容については、もう浦議員、伊藤議員がおっしゃったとおりでございます。

太田委員長、しっかり頑張ってください、否決ということで決めていただいている。委員会で決まったことが、ひっくり返るといことはなかなかないかもしれませんが、あと20名弱おられますので、皆さんにちょっと伝えたい。

行政とは、機織り機だと私は思います。国や県、そして各自治体が縦糸横糸ちゃんと織りなして、そして信頼関係を構築しながら、これが一番市民にとってふさわしい行政サービスであるという可能な限りの行政サービスと考えて提出してあると思うんです。

それで、そのことを1回のみならず、2回、3回と出されるということは、国と県、そしてこの柳川市との間の信頼関係を損なったらいかんという強い思いがあると思います。だからこそこうして出される。これは、石田市長は、業者のためにやっておるのかどうか、それは結果はいつかわかると思います。だけど、私はそういうことではないと思います。ですから、石田市長イコール反対ではなく、本当の市民にとっての公共の福祉、役に立つのは何なのか、これを考えていただきたい。20名以上の方がまだおられますし、期待しておりますので、ぜひお願いをいただいて、賛成の方に回っていただくならと思っております。どうも。

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方ありませんか。

22番（藤丸正勝君）（登壇）

簡単に賛成の討論をいたしたいと思います。22番藤丸でございます。この14号議案に対して賛成の立場でございます。

この私が賛成の立場に回ったら、12月議会で一般質問の中で、この浄化槽の問題でうわさになっている関連の受け皿づくりをしておるというようなことが、また言われるんじゃないかと思いつつながら、この壇上で私もびびりながら言っております。そういうことがないように、

またくれぐれもお願いしておきます。そのうわさというのも、なかなか本当のことじゃなかったらうと、うそだったらうということで、言われた議員の方は、今後は建設的な考えで、もっと広い気持ちで議会には取り組んでもらいたいと、そういうふうをお願いして、私の賛成の理由といたしましては、地元の業者の皆様方、本当に泣いておられますよ。なぜかといいますと、貴重な柳川市の市民の皆さんの税金、また補助金等が、市外の業者の皆様たちから流出しているというようなことを私は考えております。

この現象というのは、個人型設置浄化槽が続く限り、市外の業者の方が柳川地区へどんどん入り込まれて、地元業者の仕事の場が少なくなるんじゃないかと、そういうふうな考えで、この議案には賛成の意見でございますけれども、今現在でも、地元業者の仕事の割合というのは四分六ぐらいということで、市外の業者の方たちの設置業者の方が非常に仕事をされているということでありまして、なぜこういうふうな現象になったかといいますと、やはり今までは、地元には大工の棟梁というのがありまして、その大工の棟梁というのが一括して地元で、そういう仕事関係、また親戚関係で地元の業者がおられたら、その方に個人的に頼んでおられましたが、その棟梁たちも高齢化になり、また跡を継ぐ跡取りがないということなどで廃業されて、今現在はハウスメーカー、住宅関連の大手の業者がやはり地元に参加しているということで、住宅一括請負ということで、浄化槽、外構、電気、水道とか、いろんなものを一括請負をしていかれるから、なかなか地元業者が入り込む余地がないということです。これは市町村型の提案されている議案によりまして、やはり地元業者の設置業者の方が、この恩恵を受けられるということで、非常に地元にとりましてはいい施策じゃないかと、そういうふうを感じるところでございます。

選挙のときには、ある業者の方が言われましたけど、設置業者の方に、「今度の市町村浄化槽問題早うしてくれんとでけんのも」ということで話をされて、「もうほんなこてそげんしてもらわんと、我々も飯の食い上げになる」と、そういうふうなことも言われて、当選すれば、もうあとは知らんぷりというようなこともお聞きしておりますので、下水道の補助に対しましては、市民負担というのはかなり軽減されるということに私は思っておりますので、この市民の皆さんの軽減負担、地元業者の利益のためには、柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定には賛成する意見でございます。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。本案に対する教育民生委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。

議案第14号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定については、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成少数であります。よって、本案は否決されました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）

議案第4号についてでございます。3日間にわたっての審査、本当にお疲れさまでございました。

平成19年度一般会計予算におきましての1点目が同和対策事業、2点目が柳川市の基幹産業であります農業について、この件につきましては、特に転作作物の研究費でございます。また、漁業につきましては、諫早湾干拓事業と有明海再生の事業、3点目としまして、教育費、30人学級の実現について、それぞれどのような審査が行われたのか、以上の点についてお尋ねいたします。

予算審査特別委員長（矢ヶ部広巳君）

今、梅崎議員から質問がありました。

まず、一つ目の同和対策事業についてであります。

具体的に中身を聞きましたところが、支部の所在地、活動内容、それから特別会計への繰出金3,000千円についてという質問だそうでございます。

それで、お答えいたしますが、一般会計予算でいきますと、74ページになります。その中で、全日本同和会柳川支部活動補助金2,340千円、同大和支部活動補助金3,150千円について、委員からの質問はありましたけれども、執行部からの答弁はありませんでした。

それから、二つ目でございますが、一般会計からの住宅新築資金等特別会計への繰出金3,000千円についての質問であります。157ページになると思います。平成8年度で貸付事業は終了しています。元利償還が平成33年度まで出てきます。起債償還のための3,000千円でございますということでございます。

それから、大きく二つ目の柳川市の基幹産業であります(1)、農業について転作物の研究はという質問でございます。

207ページになります。平成18年度から19年度まで、2年間にまたがってブロッコリーの試験栽培をしております。市の単独事業ということでやりますと。収穫期間をこれは延ばすためということです。具体的には11月以降もとれるようにするためだということでございます。したがって、2年間にまたがってやるのですよということでございます。

それから、(2)の有明海再生事業について、今年度は計上されていないがという質問でござ

ざいますが、235ページでございます。これは覆砂事業として、平成16年度から18年度の3年間やってまいりました。昨年度で終わりましたから、ことしは計上しておりませんということでございます。

それから、三つ目の教育費の30人学級の実現について審査をされましたかということでございますが、これは298ページ以降になると思いますが、質問等は委員会の中では出てきておりません。

それから、注文がございまして、本件についての質問等につきましては、ページ数を書いていただきますようによろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

議案第4号 平成19年度柳川市一般会計予算について討論を行います。

26番梅崎和弘議員から反対討論の通告がっておりますので、梅崎議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

26番梅崎和弘です。先ほどの予算審査の内容についての委員長の御答弁、本当にありがとうございました。

議案第4号 平成19年度一般会計予算についての反対討論を行います。

地方自治法第1条の2にありますように、地方自治体の本来の役割は、住民の福祉の増進を図ることです。この視点に立って本市予算を見ますと、市民に役立つ事業費が盛り込まれるなど、前進も多く見られます。しかし、詳細に各項目ごとに見ますと、到底納得できない点もあります。

その第1は、同和対策費が相変わらず計上をされております。かつて劣悪な生活環境に置かれ、結婚や就職など、いわれなき差別が存在しました旧同和地区でも、この間の行政と住民の努力の結果、国も同和問題は基本的には解消したとして、2003年に同和対策そのものも終了をしております。不公平な同和行政を続けることは、逆に新たな偏見を生み出し、真の解決をおくらせることとなります。にもかかわらず、人権の名を付して、看板だけを書きかえて存続を図る本市行政の姿勢は直ちに改め、一般行政への移行をして取り組むべきだと思います。

第2に、本市の基幹産業であります農業、漁業の関係予算であります。農業で言えば、品目横断的経営安定対策という名のもとに、中小農家を農政の対象から外すという政府の切り捨て政策が進められている中、すべての農家が農業を続けられる予算措置が必要であると思います。

以前は、特産物でありましたイグサがだめになり、米、麦についても先行き見通しがしないような状態です。このようなときだからこそ、イグサや米、麦にかわる転作作物の研

究をすべきだということ、私は大分前から主張してまいりました。今回の転作作物研究費は、わずかさずメの涙より少ない345千円であります。今こそしっかりした予算を組んで取り組むべきであると思います。

漁業関係では、ことしはノリは豊作だと言われておりますけれども、魚介類は大幅に減り続けておまして、そこへの対策が不十分だと思います。

第3は福祉関係であります。今とりわけ年金暮らしの高齢者を定率減税の縮小、廃止の庶民増税と、国民健康保険税や介護保険料などの負担増が直撃しております。住民税がこれまで非課税だった方々が課税されるなど、収入は変わらないどころか、減っているのに税金だけがふえるという、まさに絶対的格差が本市でも広がり、生活破壊が起きております。こうした市民生活上の新たな事業や対策が、本当に少ない予算ではないかと、このように考えるわけであります。とりわけ国保料につきましては、積立金の取り崩しや一般会計からの繰り入れをふやすことなど、できる限りの努力で支払い能力に見合った国保料に引き下げる必要があります。

第4に、教育関係の経費であります。さきの国会で改悪をされました教育基本法に基づき、全国一斉テストや学区の自由化、学校選択制、いじめ対策の数値目標化など、学校や子供たちの競争を一層激化させ、勝ち組、負け組に子供たちをふるい分ける教育を地方に押しつけようとしております。

今、各学校で深刻化している教育をめぐる問題を自治体として解決していく方向性が必要であります。すべての子供に基礎学力をつけさせ、学校教職員の自主性と創意工夫を保障する施策が求められます。その具体策は少人数学級の実施でございますけれども、その経費の計上が予算案には見当たりません。今、行財政の効率的な運営は、地方自治が国民、住民の税金を財源としている以上、それは当然のことですけれども、そのために住民の福祉の増進を図るという自治体本来の役割を今以上に発揮できる予算にすべきだと思います。行政の効率的運営と住民サービスの充実を両立させてこそ、真の行政改革となると思います。

本予算は以上の点から、賛成できるものではありません。議員の皆さん方の御賛同を訴えまして、討論を終わります。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 一般質問等に関する真相解明について

議長（田中雅美君）

日程3．一般質問等に関する真相解明についてを議題といたします。

本件について、一般質問等に関する真相解明特別委員長の報告を求めます。

一般質問等に関する真相解明特別委員長（島添達也君）（登壇）

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問等に関する真相解明特別委員会の報告を申し上げます。

1、2、3項までは省略して、4の調査の結果を報告申し上げます。

4、調査の結果

一般質問等に関する真相解明特別委員会の調査結果について報告いたします。

そもそも、議会は言論の府であり、議員は市民の代弁者である。従って、議員各自には言論の自由、表現の自由が保証されている。質問権は議員に賦与された権限の中で最も崇高にして枢要なる権限であり、何人たりとも侵すことの出来ないものである。とはいえ、一定のルールの下、品位と節度をもって行われるべきことはいうまでもない。

議員必携（P141）五の項質問の項目に、

- 1、質問とは、「議員がその市町村の行財政全般に亘って、執行機関に疑問点を質し所信の表明を求めるものである。（中略）この議員の質問権は、市町村の重要な意思を決定し、住民に代わって行財政の運営を監視する権限を有する議会の構成員である議員が行財政全般について執行機関の所信や疑義を何時でもただすことができないとその職務を十分果たす事が出来ないから、議員固有の機能として与えられているものである。」と定義されている。
- 2、質問の範囲は、「その市町村の行財政全般である。（中略）一般行政は勿論、教育、選挙、農地行政等全般に及ぶものである。」と規定されている。
- 3、質問の効果として、「質問を行う目的と効果は、ただ単に執行機関の所信を質したり、事実関係を明らかにするだけに止まるものでは決してない。所信を質すことによって、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせたり、結果としては、現行の政策を変更、是正させ、或いは新規の政策を採用させたりするなどの目的と効果がある。」と明示されている。

この定義に照らして、この度の矢ヶ部広巳議員の一般質問を外観してみると、その内容においても、構成の上からもこの範疇を逸脱しているとは、決していえない。

もし、そうだというなら、折角、議員各自に賦与された議員固有の権利を自ら制限する事になりかねない。

更に、矢ヶ部議員の一般質問の概容を検証してみると、全国各地に蔓延する官製談合問題を取り挙げて、その多くが選挙の貸し借りに起因するものであることを述べ、石田市長の自らの市長選挙のあり方、議員選挙への介入の是非を問いつつ、市長の政治姿勢、政治理念を窺うと同時に、合併浄化槽設置事業に関連して市民の間に広まっている噂話、即ちA、B、C、D、Eと言及したものである。

偖、A、B、C、D、Eの問題を検証してみると、Aは旧柳川市の議員（現職か？）、Bは旧柳川市の元議員、CとDは旧大和町の業者、Eは旧三橋町の議員という表現になっている。とすれば、Aの対象者は14名、Bの対象者は10名、C、Dについては単に業者と表現されており、業種が特定されていないので土木業者、建築業者、浄化槽の設置業者、販売業者、管理業者の何れなのかも特定されず、限定はできるかもしれないが対象者が何名になるか当委員会では不明である。更にEが旧三橋町の現職議員であるとするれば、対象者は9名である。従って、A、B、C、D、Eの何れも限定はされても、特定はできない。

また、当委員会の調査中の2月6日、正副委員長に於いて、矢ヶ部議員から聞き取り調査を行ったところ、矢ヶ部議員からは、「私は、そうした噂話があるがということで、市長にその真相を質したのであって、私からそれを言う必要はないと思う。」ということであった。議会の権能の限界もあり、それ以上のことを明らかにすることは出来なかった。故に、A、B、C、D、Eが誰であるかを特定できない以上、だれか特定の人が名誉を毀損されたとか、損害を被ったとかいう事態は発生しないと料する。

但し、限定されることによって、誤解を招く惧れがないとは言えない。その点で、配慮を欠いた不適当な表現であったと指摘せざるを得ない。

このことは、矢ヶ部議員のみならず、我々、議員各自が発言には慎重を期すべきであると、自戒をこめて警告しておきたい。

なお、此处で、平成17年9月、国会の予算委員会で、民主党・永田寿康議員が行った質問の顛末を思い起していただきたい。あれは、ライブ・ドアから、ある金融機関を通じて当時の自民党幹事長・武部勤氏の子息に金銭の振込みがあったとする発言であった。そして、あの件は、名指しされた武部勤氏の側から、実は捏造であった事を明らかにし、反証されたことを付記しておく。

次に、当委員会は矢ヶ部議員の一般質問の構成上、必然的に平成17年4月24日実施の柳川市長選挙における石田市長自らの取り組みの問題点、また、平成18年10月1日投票日

の市議会選挙における石田市長の特定議員（８名）への応援のあり方を巡り、矢ヶ部議員の一般質問の議事録によって検証すると、

(1)市長選挙について

- イ、選挙費用の支出総額はいくらかと、選挙管理委員会に報告されているか。
- ロ、選挙事務所の地主はどなたか、また、地代はいくらかと報告されているか。
- ハ、選挙事務所の建築事業者はどなたか、また、プレハブ代等いくらかと報告されているのか。

以上の質問に対して矢ヶ部議員の一般質問が、その範囲を、逸脱していない事は明らかであるにも拘らず石田市長は、「一般質問についての質問の範囲でございますけれども、一般事務の範囲は、やはり地方公共団体で処理しております事務、或いは法定事務、これが対象となるというのが根底にある訳でございます。」と強弁して、いちいちの質問に対して誠実に答えることを回避しようとしている。

然し、矢ヶ部議員が再三追及すると、漸く選挙費用の総額は202万3千9百73円で報告している事のみを答えて、その他の問いには一切応じてはいない。

更に、「200万円でできる市長選挙、私もやってみたいと思います。」「マスコミだって、石田さんの選挙、国政選挙並みとっております。」とその選挙運動の実態（運動員の数、運動の規模等）と収支報告書に届出された金額との落差を質そうとするが両者の論議はすれ違うままであった。

(2)10月1日、投開票の市議選に対するあなたの応援について

- イ、何人の候補者へ「為書き」をやられたか。
- ロ、励ます会、事務所開き、個人演説会、議会報告等々延べ何人の候補者へ何度いかれたか。

等々の質問に対しても石田市長は、「（前略）これとて先ほど申し上げましたとおり、一般行政事務、法定事務、自治事務とどのように関連するのか理解に苦しむところでございます。」と的外れの答弁を行い、認識不足を露わにしている。

また、具体的事実に基づいた答弁はなく、「これも、その候補者、あるいは後援者の皆様、こうした方々から招かれまして、そして、自分のときも、様々な面で、そういった自発的に頂いたことに対しての御礼でございます。まさしく社会通年上の儀礼として自然のことだと思いますし、人間として当たり前のこと。こちらから特定の候補者を選択して、出席したということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。」と身勝手な論理を展開して平然としている。

果たして、市議会選挙に限らず全ての選挙を、日常の社会生活を営む上で、人間関係を円滑に持続し続けるための社会通念上の儀礼的行為と同レベルに、おとしめていいものだろうか。否、選挙とは、我々、民主主義国の国民が、我々の代表者、代弁者を自ら選

ぶことのできる唯一、無二の非日常的なイベントである。然るが故に、選挙に関する石田市長の考え方、姿勢及び行動は道義的規範を大いに逸脱している。

あまつさえ、2月26日の当委員会で、委員長が、当委員会は「秘密会」であることを石田市長に告げて答弁を求めると、その後、「秘密会」であることを理由に一切の発言を拒否する始末であった。そのような振る舞いや考え方は、議員全員で設置した当委員会に対する侮辱であり、議会無視であると大いに猛省を求めるものである。

また、当委員会に、(1)市長選挙については、選挙費用収支報告書が矢ヶ部議員から証拠として提出され、(2)議員選挙については、平成18年8月21日、柳川・水の郷ホールで行われた「柳志会」議会報告における市政報告の演説と、平成18年9月、投票日3日前に行われた某候補者の個人演説会における市長の応援演説のテープが同じく証拠として提出され、それらに基づいて調査を行った。

なお、当委員会報告書に反対の表明をされた委員より氏名記載の要望があったので、次のとおり記載する。

(当委員会報告書に反対した委員)

浦 博宣、梅崎昭彦、伊藤法博、菅原英修、諸藤哲男、大橋恭三、藤丸正勝、
木下芳二郎、高田千壽輝 以上9名

以上をもちまして、一般質問等に関する真相解明調査特別委員会委員長報告といたします。

議長(田中雅美君)

以上で一般質問等に関する真相解明特別委員長の報告は終わりました。

これで一般質問等に関する真相解明についての調査を終結いたします。

日程第4 議案第36号

議長(田中雅美君)

日程4 議案第36号 柳川市副市長の選任についてを議題といたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長(乗富三男君)

[朗読省略]

議長(田中雅美君)

市長の提案理由の説明を求めます。

市長(石田宝藏君)(登壇)

議長のお許しをいただきましたので、議案第36号 柳川市副市長の選任について御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正により、本年4月以降設置されることとなります副市長に、

大泉勝利氏を選任しようとするもので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同氏につきましては、お手元にお配りしております資料の略歴に示されますように、識見を有し、当該職に最適と考え、提案に及んだ次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

ここで本案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午後 1 時39分 休憩

午後 1 時52分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございます。別に反対をするものではございませんが、2点について通告のとおり、まず、1点目は出身についてよかったら教えていただきたいと。また、個人情報保護条例等に抵触するから言えないといえば、もうそれまでで結構でございますが。

それから、二つ目については、いつからかというのが入っていないからですね、これでいいのか。あわせていつからかが入っているわけですから、よかったらいつまでそのつもりなのかという、2点について御答弁をお願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

提案理由の中で申し上げておければよかったんですけども、資料の中にもちょっと入っていないようです。私の方に送ってきた資料では、本籍地は山形県ということでございます。市町村名までは入っておりません。

それから、いつ赴任かということですが、本来ならば、今の島田助役、8月1日の就任でございましたので、そこまで私は思っておりましたが、昨年からのことで、関連のある上京のたびにこのことをお願いしてまいったわけですが、大体7月に参議院選挙があるといったことで、農水省の人事異動の時期が変わったというふうに聞いておりました、基本的には5月1日ということになりはしないかというふうに思っております。

ただ、手続上の問題がございますので、はっきりした日にちは今のところ、大体その辺を考えているということでございます。

議長（田中雅美君）

矢ヶ部議員、いいですか。

ほかにありませんか。

24番（佐々木創主君）

佐々木でございます。最終日に副市長、新しい制度、議案も通ったわけでございますけれども、大泉さんという、今の島田助役同様、農林水産省の方という提案でございますが、現在の島田助役が着任されたのが、市長から今御説明があったとおり一昨年の8月ですか、思い起こしてみますと、当時は県南女性センターの活用問題でいろいろ議論が起こっておった時期じゃないかなと。

そういう中で、当市に来られて、島田助役もいろんな御苦労、御努力いただいたわけでございますが、私単純に、この副市長制度ができて、ましてやこの2年間、この柳川の行政内部、柳川市のこと、いろいろお勉強、御努力いただいた島田助役が横滑りでなられるのかなと単純に思っておりました。そういう中で、今回大泉さんという新たな選任をされるという、その辺のところをちょっとお聞かせいただければと思います。

市長（石田宝藏君）

佐々木議員のお尋ねでございます。なぜ今の助役が副市長に横滑りできないかということだろうと思います。

これは、国の上級職、キャリア、特に御相談しに行ったこれまでの経過がございまして、ほとんどそうでございますけれども、キャリアとなりますれば、やはり出先に出られたり本省に戻られたり、外国に行かれたり、そういったことを繰り返しながらやっぱり偉くなっていかれるわけですね。

今回の助役、当時は助役ということで相談申し上げましたが、約束は、やはりこれも同じように2年間でございます。これは佐々木議員も御案内かと思っておりますけれども。そういうことで、今回はお帰りになるとすると7月になるわけですね。とすると、本来ならば、6月の定例議会でこの提案が、6月定例議会で間に合うものなんです。ところが時期が、先ほど矢ヶ部議員の質疑の中でお答えいたしましたとおりに、5月ということになりますれば、新たに臨時議会を開催するのか、招集するのか、もしくはこういった最終的なものが決まらないとするならば、この議会には間に合わなかったわけですが、この冒頭議運の中でも御説明しましたが、この会期中にできれば追加議案として、最終日に固まればお願いをしたいということで御相談をしてみりました。3月16日にこの内示が参りまして、この方どうかということで、実績といい、キャリアといい、すばらしい経歴の持ち主であると。そういうことで打診がございましたので、議長にもお話をし、そしてこういうことで、最終的には追加議案で提案をさせていただきたい。

ただ、新助役を、今の助役を副市長と再任したとしても、4月末日でまた新たに、前に議会を開いて、この提案をやり直さなきゃいけないということになりましたので、その辺の御事情を御理解いただきたいというふうに思うわけでございます。

そういうふうなことで、よろしゅうございますでしょうか。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。当然、キャリア、島田助役、この柳川に来ていただいて、また一つキャリアを積んでいただいたわけですが、個人的な気持ちからするならば、この2年間、本当にいろいろ御苦労いただいて、私も島田助役にいろいろ申し上げたこともございました。そういう中で、もう少し頑張っていただけなかったかなという残念な気持ちは残りますが、御苦労さまと、ありがとうございましたと言って終わります。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第36号 柳川市副市長の選任については、人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は原案どおり大泉勝利氏の副市長の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり大泉勝利氏の副市長の選任に同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第37号

議長（田中雅美君）

日程5．議案第37号 アスベストの即時撤去を求める決議についてを議題といたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

本案について、提出者の提案理由の説明を求めます。

25番（三小田一美君）

議長のお許しを受けましたので、ただいまから御説明を、アスベスト並びに有害物質の即時撤去を求める決議の説明をさせていただきます。

本議会は、柳川市がピアスアライズ株式会社に貸与している建物に吹きつけられているアスベストについては、売り主であるピアスアライズ株式会社の責任において撤去を行わせるとの市長の答弁を担保する為、柳川市とピアスアライズ株式会社が、ピアスアライズ株式会社の全面負担によるアスベスト並びに敷地内に投棄された有害物質の即時除去に関する契約

を早期に締結されるよう求めます。

理由。

1．アスベストの有害性（発癌の原因物質）が1972年（昭和47年）に国際機関であるILOやWHOに指摘され、旧労働省においても吹きつけ作業の禁止規制が出されて以来、規制は年々強化をされ、数年前から癌の多発が社会問題となっている。

2．平成15年7月25日に、旧大和町が前所有者であるピアスアライズ株式会社より買収した建物であるが、現在所有者である柳川市が、アスベストを除去することなく貸し付けることは、行政としてアスベストの除去を推進すべき立場に反し、行政としての責任を問われかねない。

3．議会は、平成18年2月17日のピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会の証人喚問で、証人として出席したピアスアライズ株式会社専務川島良一氏は、「ピアスアライズ株式会社の負担で工事を行う事で責任を果たしたい」という証言をしている。等々の理由により決議をするものである。

平成19年3月22日。

終わります。

議長（田中雅美君）

ここで本案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をとります。

午後2時3分 休憩

午後2時12分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

13番（伊藤法博君）

13番伊藤でございます。アスベストの即時撤去を求める決議ということでございますけれども、昨年の12月に1年間の契約延長ということで貸し付けをしておるわけでございますけれども、即時ということであれば、もう直ちに撤去というふうなことでございますので、その辺のことはどうなるのかお尋ねをしたいと思います。

25番（三小田一美君）

今、伊藤議員の方から、1年間の延長、後はどうなるのかと。そう言われると、私議員なんですよね、執行部やないからですね。そのところまあちょっと勉強していただきたいと、私はそう思います。あとは執行部が考えることですからね。一応私たちは安全・安心にですね、そういうことでしてくれんかと、議会で決議してですね。そうすると、私も今回で最後になります。このアスベスト関係はですね。そうすると、もう一生私は質問もせんちゃ思う

ております。

このアスベストの件は以上でございます。

13番（伊藤法博君）

判断は執行部の判断ということでございます。決議が、議会も一応同意して1年間の延長を認めておるわけでございますので、そういった関係で、やはりこれは文言の訂正をすべきじゃないかと思えますね、そうであるとすればですね。だから、賃貸解約時にそういう撤去を求めるといような文言にすべきじゃないかと思えますけど。

25番（三小田一美君）

文言を訂正してくれやんち。私は本当に残念でたまりません。

あのですね、アスベストから全部くっついとるじゃないですか、土壌汚染も。もしも事故があった場合、人命にかかわった、その場合はならどういうふうな対応をしますか。ちょっと待ってください。建築基準法ちゅうてですね、貸主がですね 地主さんですね、はっきり言うなら。去年の10月ですね、一応国の方でそういうふうに定められておるわけですよ。貸主が責任をとってですね、何でんきちんとしていただくと、そういうふうになっておるわけですよ。あなたこれは何ですか、貸し付けの期間とか、あと即時撤去とか、それば訂正ばしていただきたいと。そういうものは、あなたがですね、執行部、そういうことになられたなら、それば議員に聞かやんですか、私は同じ議員なんですよ、議員。

以上です。

13番（伊藤法博君）

そこでは、やはり100名ほどの雇用も保たれておるわけでございますので、契約した以上は、その期間の契約は守らなければならないと思えますので申し上げます。

そして、非常に危険なものがあるということでございますけれども、やはり原発でも何でも、そういうあそこのピアスの問題も、一応封印されて、健康上問題ないということでありますので、原発等も、非常にプルトニウムとか放射性物質ありますけれども、そういう管理されて現在も運転はしておるわけですので、安全である以上は、そういった期間中は継続をして、雇用を守っていただきたいと私は思っております。

25番（三小田一美君）

継続してこうこうち守っていただかやんち言うて、私がすることやないとですよ、これは。おたくは一般質問なら一般質問の中で、市長にお尋ねすることなら私わかります。

私は再三にわたって、覚書の条項に、撤去についてもピアス社は全責任があるわけですね。だから、そういうことで、ぜひこれは撤去していただいて、安心・安全でですね。仕事も今現在されてある。その方たちがですね。そしたら、もしも何か発がん性か何かあった場合、だれが責任とりますか。それこそ最大な財政を使わないかんとやないとですか。（「国に対する……」と呼ぶ者あり）それはですね、民間ならそれは私はわかりませんよ。これは公共

の持ち物なんですよ、公共の。まあちょっと考えてしてくださいよ、伊藤議員。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。アスベストの即時撤去を求める決議については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、討論に入ります。

反対討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案についてを採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 請願について

議長（田中雅美君）

日程6 請願について。

本定例会の会期中に提出されました請願は、お手元に配付いたしておりますとおり、1件の請願を受理しております。

お諮りいたします。請願第2号 浦島橋架け替え工事に伴う請願書については、建設委員会に審査を付託の上、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本請願は建設委員会に審査を付託の上、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第7 政治倫理条例制定等に関する特別委員会の設置について

議長（田中雅美君）

日程7．政治倫理条例制定等に関する特別委員会の設置について。

本件については、8名の議員をもって構成する政治倫理条例制定等に関する特別委員会を設置し、政治倫理条例の制定にかかわる全般の調査及び安全・安心まちづくり宣言等の調査をこれに付託し、条例制定までの閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本件については、8名の議員をもって構成する政治倫理条例制定等に関する特別委員会を設置し、政治倫理条例の制定に係る全般の調査及び安全・安心まちづくり宣言等の調査をこれに付託し、条例制定までの閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました政治倫理条例の制定等に関する特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

矢ヶ部広巳議員、佐々木創主議員、樽見哲也議員、藤丸富男議員、三小田一美議員、近藤末治議員、太田武文議員、森田房儀議員の以上8名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の議員を政治倫理条例制定等に関する特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に政治倫理上程制定等に関する特別委員会を開催していただき、特別委員会の正副委員長の選出をお願いしておきます。

日程第8 議会広報編集特別委員会の設置について

議長（田中雅美君）

日程8．議会広報編集特別委員会の設置について。

本件については、11名の議員をもって構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報の編集発行についての件をこれに付託することとし、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本件については、11名の議員をもって構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報の編集発行についての件をこれに付託することとし、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により指名をいたします。古賀澄雄議員、熊井三千代議員、荒巻英樹議員、矢ヶ部広巳議員、荒木憲議員、佐々木創主議員、三小田一美議員、梅崎和弘議員、高田千壽輝議員、山田奉文議員、河村好浩議員の以上11名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11名の議員を議会広報編集特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に議会広報編集特別委員会を開催していただき、特別委員会の正副委員長の選出をお願いしておきます。

日程第9 選挙第1号

議長（田中雅美君）

日程9．選挙第1号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について。

これより選挙第1号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

では、福岡県介護保険広域連合議会議員に島添達也議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました島添達也議員を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました島添達也議員が本選挙に当選されました。

ここで会議規則第31条第2項の規定により、本席から島添達也議員が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されましたことを告知いたします。

日程第10 閉会中の継続審査申し出について

議長（田中雅美君）

日程10．閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

建設委員長から目下委員会において審査中の請願第1号について、会議規則第99条の規定によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

委員長から申し出のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第11 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

議長（田中雅美君）

日程11．閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出については、お手元に配付いたしておりますとおり、各常任委員会及び議会運営委員会より所管事項調査を平成20年3月末日まで付託されたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申し出のとおり所管事項調査を平成20年3月末日まで、各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本件は申し出のとおり、所管事項調査を平成20年3月末日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

これをもちまして、平成19年第2回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午後2時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 熊 井 三千代

柳川市議会議員 梅 崎 和 弘